

「世界一安全な日本」創造戦略フォローアップ(H27.12.8時点)

| 施策名 | 省庁名 | | 実施状況 |
|--|------|------|--|
| 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築 | | | |
| (1) サイバー空間の脅威への対処 | | | |
| ① サイバー空間の脅威に関する実態把握のための情報収集の強化 | 警察庁 | i | ◎情報セキュリティに関する国民の知識及び意識の向上のため、情報セキュリティに関する講習を開催しているほか、警察庁ウェブサイトや情報セキュリティ対策ビデオ等を活用し、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法・有害情報の現状、情報セキュリティ対策等について広く周知を図るなど、情報セキュリティに関する広報啓発を実施した。 |
| | | ii | ◎平成25年12月、海外の偽サイト等に係る被害拡大防止のため、各都道府県警察が相談等を受理した海外の偽サイト等に係るURL情報を警察庁に集約してウイルス対策ソフト事業者等に提供することによりサイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行う対策を実施した。 |
| | | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、違法情報・有害情報対策のため、サイバーパトロールの外部委託に係る経費（22百万円）を措置した。 |
| | | iv | ◎サイバー空間におけるボランティア活動の促進を図るために作成した「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル（モデル）」等を活用したサイバー防犯ボランティアの育成・支援等を実施した。 |
| | | v | ◎平成28年度において、サイバーパトロールの外部委託に係る経費（22百万円）を要求している。 |
| ② サイバー犯罪の取締り体制等の強化及び取締りの徹底 | 警察庁 | i | ◎平成26年度において、サイバーセキュリティ対策の司令塔機能を強化するため、警察庁にサイバーセキュリティを担当する長官官房審議官及び長官官房参事官を設置した。 |
| | | ii | ◎平成26年2月及び27年2月、ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件の一斉集中取締りを実施した。 |
| | | iii | ◎平成27年上半年において、58事件で88人を検挙するなど、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の取締りを徹底している。 |
| | | iv | ◎平成27年度において、インターネットバンキングに係る不正送金事犯対策強化のための警察庁職員の増員（2人）を措置した。 |
| | | v | ◎平成28年度において、大規模データ分析用資機材に要する経費（2百万円）を要求している。 |
| | | vi | ◎平成28年度において、サイバー犯罪捜査用資機材の充実に要する経費（98百万円）を要求している。 |
| | | vii | ◎平成27年9月、サイバー犯罪の取締り体制等の強化を図るため、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」を制定・公表した。 |
| ③ サイバー攻撃への対処能力の向上 | 内閣官房 | i | ◎サイバー攻撃に係る専門的な知識・技能の向上を図るため、関係職員を民間機関が実施する研修に派遣しているほか、分析用資機材の整備や、外国政府機関との情報共有を通じた分析の強化により、サイバー攻撃への対処能力向上を図っている。 |
| | | i | ◎平成26年度において、「サイバー攻撃分析センター」におけるサイバー攻撃対策に係る情報の集約・分析・評価及び捜査指導体制の強化のため、警察庁職員の増員（5人）を措置した。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、「サイバー攻撃分析センター」におけるサイバー攻撃に関する国外情報収集等の強化のため、警察庁職員の増員（2人）を措置した。 |
| | | iii | ◎警察庁に設置された「サイバー攻撃対策官」及び「サイバー攻撃分析センター」において、情報の収集・分析・評価や広域捜査・国際捜査を推進している。 |
| | | iv | ◎13都道府県警察に設置された「サイバー攻撃特別捜査隊」において、サイバー攻撃に関する情報の収集及び整理並びに犯罪の予防及び捜査を推進している。 |
| | | v | ◎平成26年度において、巧妙かつ大規模なサイバー攻撃に関する高度な分析等を行うため、大規模サイバー攻撃事態に対応するための機能の強化等に係る経費（377百万円）を措置した。 |
| | | vi | ◎平成27年度において、大規模産業型制御システムに影響を及ぼすサイバー攻撃事案への対処能力を強化するため、大規模産業型制御システムに対するサイバー攻撃への対処能力の強化に係る経費（288百万円）を措置した。 |
| | | vii | ◎警察庁において、各都道府県警察のサイバー攻撃対策要員の事案対処能力及び技術力の維持・向上のため、民間企業への委託研修を実施している。 |
| | | viii | ◎平成28年度において、我が国の安全・安心の確保に万全を期すための対処能力を強化するため、サイバー攻撃対処用資機材の充実に要する経費（22百万円）を要求している。 |
| | | ix | ◎平成28年度において、サイバー空間の脅威への対処能力の強化のため、警察庁職員の増員（22人）を要求している。 |
| | | x | ◎平成28年度において、情報セキュリティインシデントへの対処体制強化のため、情報セキュリティ対策官の設置を要求している。 |
| 内閣官房 内閣法制局 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 | 防衛省 | i | ◎防衛省において、日々高度化・複雑化するサイバー攻撃の脅威に適切に対処するため、平成26年3月に「サイバー防衛隊」を新編した。 |
| | | i | ◎平成26年3月、全府省庁等の参加による大規模な政府サイバー攻撃対処訓練（3・18訓練）を実施し、「NISC」（内閣官房情報セキュリティセンター、現・内閣サイバーセキュリティセンター）職員、各府省庁のNISC窓口及び「CSIRT」（各府省庁等においてサイバー攻撃等によるシステム障害等が発生した場合に、迅速かつ適切に対処する機能を有する体制）要員、「CYMAT」（情報セキュリティ緊急支援チーム）要員、重要インフラ事業者等情報共有窓口等相互の連携習熟を図った。 |

| | | | | |
|--|--|-------------|--------|--|
| | | 内閣官房 総務省 | i | ◎平成27年3月、内閣サイバーセキュリティセンター及び総務省の共催により、各府省庁対抗インシデント・ハンドリング戦技競技会(NATIONAL 318(CYBER) EKIDEN)を実施し、政府機関におけるサイバー攻撃対処能力の向上を図った。 |
| | | | i | ◎「GSOC」(政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム)を運用し、政府機関情報システムの24時間監視を実施するとともに、関係機関との情報共有や連携を行っている。 |
| | | | ii | ◎平成25年度において、GSOCの監視対象先を拡大するため、設置するセンサー数を増大するなどの機能強化を実施した。 |
| | | | iii | ◎平成25年度補正予算において、GSOCの対処能力向上に係る経費(728百万円)を措置した。 |
| | | | iv | ◎平成26年度に続き、27年度において、GSOCの運用に係る経費(649百万円)を措置した。 |
| | | | v | ◎平成28年度において、「日本再興戦略-改訂2015」及び「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえてGSOCの大幅な能力向上を図るために、次期システム構築及び現行システムの運用に係る経費(6,849百万円)を要求している。 |
| | | | vi | ◎平成28年度において、政府機関等のサイバーセキュリティ対策の抜本的強化を図るために、中央省庁に加え独立行政法人等をGSOCの監視対象に追加するための経費を事項要求している。 |
| | | | vii | ◎府省庁等横断的な対応が必要となるサイバー攻撃の事象等に対処するため、「CYMAT」(情報セキュリティ緊急支援チーム)を設けるとともに、CYMATの構成員に対する能力の向上等を図るための訓練を実施している。 |
| | | | viii | ◎平成26年9月、体制の一層の強化を図るため、「情報セキュリティ緊急支援チームの運営等について」(平成24年6月20日情報セキュリティ対策推進会議申合せ)を改正し、各政府機関からNISCへ要員候補者として推薦する者の人数の上限を引き上げるなど措置した。 |
| | | | ix | ◎平成26年度に続き、27年度において、CYMAT要員等の訓練・運用に係る経費(24百万円)を措置した。 |
| | | | x | ◎平成28年度においてCYMAT要員等の訓練・運用に係る経費(24百万円)を要求している。 |
| | | | xi | ◎平成25年度及び26年度において、内閣官房及び関係府省庁が相互に連携し、重要インフラ事業者がサイバー攻撃を受けたとの想定に基づく大規模サイバー攻撃事態等対処訓練を実施するとともに、当該訓練の結果を踏まえ、訓練参加者等による検討を行い、大規模サイバー攻撃事態等が発生した際に政府及び関係機関が迅速かつ適切な初動対処を行うための態勢の向上を図った。 |
| | | | xii | ◎平成26年度に続き、平成27年度において、大規模サイバー攻撃事態等対処訓練の準備に係る経費(20百万円)を措置した。 |
| | | | x iii | ◎平成28年度において、大規模サイバー攻撃事態等対処訓練の準備に係る経費(20百万円)を要求している。 |
| | | | x iv | ◎内閣官房において、「CSIRT」(各府省庁等においてサイバー攻撃等によるシステム障害等が発生した場合に、迅速かつ適切に対処する機能を有する体制)要員間の会合の開催やCSIRT要員に対する研修を行うなど、継続的に各府省庁等のCSIRT間の連携やCSIRTの機能強化を図っている。 |
| | | | x v | ◎平成26年11月、サイバーセキュリティ基本法の成立を踏まえ、「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針」を決定した。同方針は、「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月10日、情報セキュリティ政策会議決定)4(1)に基づき検討してきたものであり、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)の法制化や、「GSOC」(政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム)機能の強化、総合的分析機能の強化、国内外の情報集約機能の強化、国際連携の強化並びに人材の育成及び登用によるその機能強化を主な内容としている。 |
| | | | x vi | ◎「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針」に基づき、サイバーセキュリティ基本法が完全施行された平成27年1月9日、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部を設置するとともに、内閣官房に内閣サイバーセキュリティセンターを設置し、サイバーセキュリティ確保のための体制強化を図った。 |
| | | | x vii | ◎平成27年9月、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために、サイバーセキュリティに関する基本的な計画である「サイバーセキュリティ戦略」を閣議決定した。 |
| | | | x viii | ◎「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)を踏まえ、独立行政法人や府省庁と一体で公的業務を行なう特殊法人等の監視・監査対象への追加等について、法改正等の所要の措置を検討している。 |
| | | 警察庁 | i | ◎警察庁において、情報窃取の標的となるおそれのある先端技術を有する民間事業者等と構築した「サイバーアンテリジェンス情報共有ネットワーク」への参画事業者数を平成27年7月時点で6,957にまで拡大している。 |
| | | | ii | ◎「サイバーアンテリジェンス情報共有ネットワーク」を通じて、標的型メール攻撃を把握し、その分析結果を、同ネットワーク参画事業者等及び内閣サイバーセキュリティセンターと共有している(平成26年中は1,723件、27年上半期中は1,472件の標的型メール攻撃を把握)。 |
| | | | iii | ◎「不正プログラム対策協議会」の枠組みを利用するなどして捜査の過程で把握した新たな不正プログラムや不正接続先アドレスを、ウイルス対策ソフト提供事業者等に提供することにより、ウイルス対策ソフトで不正プログラム等を検知するための措置を促すなど、情報セキュリティ関連事業者との連携を強化し、サイバー犯罪等を抑止するための取組を推進した。 |
| | | | iv | ○(再掲: 1-(1)-(3)-警-ix) 平成28年度におけるサイバー空間の脅威への対処能力の強化のための警察庁職員の増員の要求。 |
| | | | v | ○(再掲: 1-(1)-(3)-警-x) 平成28年度における情報セキュリティインシデントへの対処体制強化のための情報セキュリティ対策官の設置の要求。 |
| | | 総務省 | i | ◎平成25年度において官公庁・大企業のLAN環境を模擬した実証環境を用いて、標的型攻撃の解析及び防御モデルの実証実験を実施した。また、官公庁・民間企業等を対象に実践的な防御演習を10回開催し、30組織以上からのべ約300名が参加した。26年度においても本取組に関する所要の経費(450百万円)を措置し、標的型攻撃の解析及び防御モデルの実証実験を実施するとともに、実践的な防御演習を計7回開催し、60組織以上からのべ約200名が参加した。27年度においても、当該実証実験に関する所要の経費(400百万円)を措置し、当該実証実験を実施するとともに、実践的な防御演習を開催している。 |
| | | 経済産業省 | i | ◎所管する独立行政法人13組織が参加する「経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議」において、標的型サイバー攻撃情報等の共有活動を実施している。同連絡会議において、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)及び一般社団法人JPCERT/CCによるサイバー攻撃の分析及び対策に関する情報の共有を行い、政府機関への攻撃が疑われる際には「NISC」(内閣官房情報セキュリティセンター)への情報提供を実施した。 |
| | | 防衛省 | i | ◎「NISC」(内閣サイバーセキュリティセンター)へ「GSOC」(政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム)要員として、継続的に職員を派遣し、政府機関の情報セキュリティ向上のための支援を実施しているほか、「CYMAT」(情報セキュリティ緊急支援チーム)要員としても職員を登録している。 |

| | | | |
|---|-----------------------------|-----|---|
| ⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化 | 内閣官房 警察庁 公安調査庁 防衛省 | i | ◎政府機関の重要な情報の漏えいを防止するため、サイバー空間におけるカウンターインテリジェンスに関する情報の収集・集約・分析を強化するとともに、分析結果の共有を図っている。 ◎(再掲：1-(1)-(3)-警-i) 平成26年度における「サイバー攻撃分析センター」に所属する警察庁職員の増員の措置。 ◎(再掲：1-(1)-(3)-警-ii) 平成27年度における「サイバー攻撃分析センター」に所属する警察庁職員の増員の措置。 ○(再掲：1-(1)-(3)-警-ix) 平成28年度におけるサイバー空間の脅威への対処能力の強化のための警察庁職員の増員を要求。 ◎(再掲：1-(1)-(3)-警-iii) 「サイバー攻撃分析センター」等における情報の収集等の推進。 ◎(再掲：1-(1)-(3)-警-iv) 「サイバー攻撃特別捜査隊」による情報の収集等の推進。 ◎(再掲：1-(1)-(4)-警-ii) 関係省庁等との情報共有の推進。 |
| | | ii | ◎政府のサイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策に資する関連情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。 |
| | | iii | ◎平成26年度において、外国情報機関による情報収集活動等の対日有害活動に関する情報収集の強化に係る経費(2,238百万円の内数)を措置した。 |
| | | iv | ◎平成27年度において、サイバーテロ関連情報収集に係る経費(2,170百万円の内数)を措置した。 |
| | | v | ◎平成28年度において、サイバーテロ関連情報収集の強化に係る経費(2,632百万円の内数)を要求している。 |
| | | vi | ◎平成26年度において、サイバー空間における脅威が複雑化・巧妙化している状況の中で、サイバー攻撃の兆候を早期に察知し、未然防止に資する情報収集装置を整備する経費(1,215百万円)を措置した。 |
| | 防衛省 | i | ◎平成27年度において、情報収集装置の機能拡充の経費(500百万円)を措置した。 |
| | | ii | ◎平成26年度において、次期サイバー防護分析装置の換装に向けたシステム設計等の経費(1,186百万円)を措置した。 |
| | | iii | ◎平成27年度において、分析装置の機能拡充の経費(663百万円)を措置した。 |
| | | iv | ◎「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、サイバー攻撃に関するカウンターインテリジェンスに関する情報の集約・共有を実施している。 |
| | | v | ◎(再掲：1-(1)-(1)-警-i) 情報セキュリティに関する広報啓発の実施。 ◎(再掲：1-(1)-(4)-警-iii) 不正プログラム対策に係る情報共有の推進。 ◎平成27年度において、深刻化するコンピュータ・ウイルスによるサイバー犯罪への対処能力強化及び「サイバーセキュリティ研究・研修センター」におけるコンピュータ・ウイルスの効率的な解析手法の確立に向けた研究体制強化のため、警察庁職員の増員(2人)を措置した。 |
| ⑥ コンピュータ・ウイルス対策の推進 | 警察庁 総務省 | i | ◎平成25年度及び26年度において、スマートフォンやSNS等の新たな技術やサービスの登場等情報セキュリティ対策を取り巻く環境の変化を踏まえ、「国民のための情報セキュリティサイト」に適宜最新のトピックを追加するなど国民への情報提供を行った。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、「国民のための情報セキュリティサイト」に無線LAN等の最新のトピックを追加するなど国民への情報提供を行っている。 |
| | | iii | ◎情報技術分野の急速な発達に伴い急増したサイバー犯罪に適切に対処するとともに、平成16年7月に発効した「サイバー犯罪に関する条約」を締結するため、第177回国会へ提出され、23年6月に成立了「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」のうち、いわゆるコンピュータ・ウイルスの作成、供用等の罪の新設等、罰則の整備に係る部分は同年7月に施行され、手続法部分は24年6月に施行されたところ、検察当局においては、改正法を適切に運用し、サイバー犯罪に対する厳正な捜査及び処理を行っている。 |
| | 経済産業省 | i | ◎多発しているWebサイト改ざん被害に鑑み、「IPA」(独立行政法人情報処理推進機構)よりサイト管理者向けに注意喚起を実施し、一般利用者に対しても注意喚起を実施した。 |
| | | ii | ◎コンピュータウイルス、不正アクセス、ソフトウェアの脆弱性等の届出制度を活用し、海外機関を含む関係機関と連携して脆弱性への対応等に取り組んだほか、関連する情報セキュリティ上の問題に関する最新情報の収集・調査を通じて、一般利用者や企業等に対策情報の提供を行った。 |
| | 警察庁 総務省 経済産業省 | ii | ◎平成27年3月、国家公安委員会(警察庁)、総務省及び経済産業省において、26年中の不正アクセスの発生状況及びアクセス制御機能に関する研究開発の状況を公表した。 |
| | | i | ◎米国連邦捜査局(FBI)及び欧州刑事警察機構(ユーロポール)等と連携し、インターネット・バンキングに係る不正送金事犯で使用しているとみられる不正プログラムのネットワークを崩壊させるための対策を実施するとともに、米国において収集された感染端末情報に基づき、関係省庁・団体が連携して、通信事業者等を通じ、国内の感染端末利用者に対して不正プログラムの駆除等に関する注意喚起を行うなど、感染端末を減少させる取組を推進している。 |
| | | i | ◎平成26年に続き、27年も全国銀行協会と連携し、インターネット・バンキングの不正利用に係る広告をWEBメディア等各種媒体に掲載することを通じて、一般利用者向けに啓発活動を実施した。26年11月、全銀協が主催する金融犯罪防止啓発イベント、27年1月、全銀協の金融犯罪防止啓発ビデオ作成及び、同年11月、全銀協の金融犯罪防止にかかる新聞記事広告掲載への協力を行った。 |
| ⑦ 不正アクセス対策の推進 | 警察庁 総務省 | i | ◎(再掲：1-(1)-(1)-警-i) 情報セキュリティに関する広報啓発の実施。 ◎不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会において取りまとめられた「不正アクセス防止対策に関する行動計画」に基づいた取組を推進した。 |
| | | ii | ◎平成27年3月、インターネット・バンキング利用に係る犯罪被害等を防止するためのポスターを作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて金融機関等関係機関に掲示した。 |
| | | i | ◎平成25年度において、連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃(リスト型攻撃)が頻発したことを踏まえ、インターネットサービス提供事業者向けの対策集を作成・公表した。 |
| | 経済産業省 | i | ◎「IPA」(独立行政法人情報処理推進機構)が不正ログイン攻撃への対策方法に関する普及活動を実施した。また、インターネット・バンキングなどを狙うフィッシング攻撃に対して、一般社団法人JPCERT/CCが事務局を務める「フィッシング対策協議会」が情報収集・注意喚起等を行った。 |
| | | i | ◎平成26年度において、インターネット上での違法な選挙運動等に関する情報収集・証拠保全を強化するため、インターネットを利用した選挙運動の違反取締りの強化に係る経費(23百万円)を措置した。 |

| | | | |
|--------------------------------------|--------------------|------|--|
| ⑧ インターネットを利用した選挙運動の的確な違反取締り | 警察庁 | ii | ◎選挙違反の取締り担当部門、サイバー犯罪捜査担当部門及び情報通信部門の連携を強化するとともに、各都道府県警察に電子メールによる選挙違反情報通報窓口を設置して違反取締りを推進している。 (第47回衆議院議員総選挙においては、期日後90日現在、インターネット等を利用しての違法な選挙運動に対し、8件の警告を行った。また、第18回統一地方選挙においては、後段期日後90日現在、38件の警告を行った。) |
| | | i | ◎検察当局において、厳正な捜査及び処理を行うよう努めている。 |
| ⑨ サイバー犯罪対策に関する国際的な枠組みへの積極的参加 | 警察庁 法務省 外務省 | i | ◎平成26年6月、12月、27年6月及び12月に開催された「欧州評議会サイバー犯罪に関する条約委員会」における議論に参加し、「サイバー犯罪に関する条約」の運営・普及に積極的に参画するとともに、「サイバー犯罪に関する条約」の締結国として、サイバー犯罪に効果的に対処するための国際的な取組に寄与した。 |
| | | ii | ◎平成26年5月、「第1回日・ASEAN サイバー犯罪対策対話」を開催した。この枠組みを通じて、サイバー犯罪対策分野において、日・ASEAN間の情報共有及び連携を促進するとともに、ASEAN諸国のサイバー犯罪対策能力構築支援を行う。 |
| | 警察庁 | i | ◎平成25年12月及び26年12月に「アジア大洋洲地域サイバー犯罪捜査技術会議」を開催し、アジア太平洋地域諸国と解析技術等の共有を図るなど、積極的な技術援助活動を推進した。 |
| | 法務省 | i | ◎平成27年度において、検察におけるサイバー犯罪対策に関する国際的な枠組みへの参加に係る経費(2百万円)を措置した。 |
| | | ii | ◎平成28年度において、検察におけるサイバー犯罪対策に関する国際的な枠組みへの参加に係る経費(3百万円)を要求している。 |
| | 外務省 | i | ◎平成25年12月、27年6月にそれぞれ開催された「サイバー犯罪対策に関する欧州評議会オクトパス会合」の開催経費を支援した。 |
| | | ii | ◎平成25年度において、「UNODC」(国連薬物犯罪事務所)の東南アジア諸国向け「サイバー犯罪対策能力構築支援プロジェクト」の実施を支援し、26年度にも同プロジェクトへの拠出を実施した。 |
| | | iii | ◎平成27年2月及び9月、サイバー犯罪条約ビューロー会議及びクラウド証拠作業部会に参加し、サイバー犯罪対策の政策作りに積極的に参画した。 |
| | 防衛省 | i | ◎平成26年度において、サイバー攻撃対処関連の国際会議への参加経費(12百万円)を措置し、26年11月に形態管理調整グループ会議及び日米韓情報保証実務者定期会議へ参加した。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、国際会議への参加経費(23百万円)を措置した。 |
| | | iii | ◎平成27年4月に形態管理調整グループ会議及び日米韓情報保証実務者定期会議へ参加した。 |
| ⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化 | 内閣官房 外務省 警察庁 | i | ◎平成26年度に引き続き、各種サイバー対話(日米サイバー対話等)等への参加により、関係外国機関との情報交換や協力関係の強化を図っている。27年度においては、米、エストニアの2カ国間対話のほか、日中韓の枠組みにおいてもサイバー対話を実施し、また、豪、英、仏、露、イスラエルの2国間対話及びEU、日ASEANの枠組みにおける対話を実施予定であり、各国及び関係機関との情報交換や協力関係の強化、信頼醸成の促進を図っている。 |
| | | i | ◎平成26年3月に開催されたICPO主催の「サイバー犯罪実務専門家会合」に参加し、国際連携の強化に努めた。 |
| | | ii | ◎平成26年度において、外国捜査機関等との連携を強化するため、サイバー犯罪に係るリエゾンの派遣に係る経費(12百万円)を措置した。 |
| | | iii | ◎証拠の収集等のため外国捜査機関からの協力を得る必要があるサイバー犯罪・サイバー攻撃事案について、国際捜査共助要請を実施している(平成26年中に125件)。 |
| | | iv | ◎平成26年度から、我が国のサイバー犯罪対策に資する情報を収集・分析等するため、サイバー犯罪対策に係るリエゾンを外国に派遣している。 |
| | | v | ◎平成27年度において、外国捜査機関等との連携を強化するため、サイバー犯罪に係るリエゾンの派遣等に係る経費(18百万円)を措置した。 |
| | | vi | ◎(再掲: 1-(1)-(3)-警-ii) 平成27年度における「サイバー攻撃分析センター」に所属する警察庁職員の増員の措置。 |
| | | vii | ◎平成28年度において、外国捜査機関等との連携を強化するため、サイバー犯罪に係るリエゾンの派遣等に係る経費(19百万円)を要求している。 |
| | | viii | ◎(再掲: 1-(1)-(3)-警-ix) 平成28年度におけるサイバー空間の脅威への対処能力の強化のための警察庁職員の増員を要求。 |
| | 法務省 | i | ◎インターネットを利用した犯罪につき、外国捜査機関との間で連携して捜査共助を実施している。また、刑事共助条約の締結相手国との間で定期的に中央当局間の事務レベル協議を実施し、円滑な共助事務の遂行の実現に努めており、平成26年4月にはロシア、同年5月には米国、27年1月には韓国との間でそれぞれ実施した。 |
| | 公安調査庁 | i | ◎政府のサイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策に資する関連情報を収集する態勢の強化に向け、外国関係機関との連携、情報交換を緊密に行うなど、関係機関との協力体制を強化している。 |
| (2) 民間事業者等の知見の活用 | | | |
| ① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 | 内閣官房 警察庁 | i | ◎(再掲: 1-(1)-(3)-官-i) 民間機関が実施する研修への職員の派遣等。 |
| | | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、捜査員のサイバー犯罪の捜査能力の向上のため、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施に係る経費(14百万円)を措置した。 |
| | | ii | ◎(再掲: 1-(1)-(3)-警-vii) 民間企業への委託研修の実施。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、捜査員のサイバー犯罪の捜査能力の向上のため、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニング実施に係る経費(14百万円)を要求している。 |
| | | iv | ◎平成28年度において、サイバー関連事業者等との連携を強化するため、官民連携推進官の設置を要求している。 |
| | | v | ◎平成26年度に、サイバー犯罪・サイバー攻撃に対処するための最先端技術の研究や捜査員への研修を実施する組織として警察大学校に「サイバーセキュリティ研究・研修センター」を設置し、サイバー犯罪対策・サイバー攻撃対策に専従する捜査員を始めとする全部門の捜査員を対象に、サイバー空間における警察全体の対処能力向上に資する研修を実施している。 |
| | | vi | ◎(再掲: 1-(1)-(3)-警-ix) 平成28年度におけるサイバー空間の脅威への対処能力の強化のため、警察庁職員の増員を要求。 |

| | | | |
|---------------------------------|-----|---|---|
| | vii | ○ 平成28年度において、「サイバーセキュリティ研究・研修センター」におけるサイバー犯罪等の対処能力強化のための実践的実習環境の整備に要する経費（46百万円）を要求している。 | |
| ② 日本版NCFTAの創設 | i | ○検察官等のサイバー犯罪に関する知識教養の習得向上に努めるとともに、サイバー犯罪に関する情報収集・分析能力の強化を図り、検察当局において、厳正な捜査及び処理を行っている。 | |
| | ii | ○検察官及び検察事務官が、複雑・巧妙化するサイバー犯罪に適切に対処するため、捜査上必要とされる知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し、捜査能力の向上を図った。 | |
| | iii | ○平成26年度に続き、27年度において、検察におけるサイバー犯罪対策の推進に係る経費（51百万円）を措置した。 | |
| | iv | ○平成28年度において、検察におけるサイバー犯罪対策の推進に係る経費（51百万円）を要求している。 | |
| ③ 官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施 | i | ○防衛省 内閣官房 警察庁 総務省 法務省 | ○平成26年3月にカーネギーメロン大学への海外留学を実施したほか同年4月に情報セキュリティ大学院大学への国内留学を実施した。 ○平成26年度において、国内外の大学院への留学経費（70百万円）を措置した。 ○情勢に応じて、必要な検討を行った。 ○平成26年1月、警察庁生活安全局長主催の私的懇談会である「総合セキュリティ対策会議」において、「サイバー空間の脅威に対処するための新たな産学官連携の在り方～日本版NCFTAの創設に向けて～」とする報告書が取りまとめられた。本報告書を踏まえ、更に実務的具体的な検討が進められた結果、同年11月、産学官のサイバー空間の脅威への対処経験を集約・分析・共有することにより、サイバー空間全体を俯瞰した上で、サイバー空間の脅威の大本を特定・軽減及び無効化し、以後の事業発生の防止に資するための活動を行うことを目的とする日本版NCFTAとして、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）が業務を開始した。警察は、27年2月に開催されたJC3主催のフォーラムに参加するなどし、金融犯罪等について、産学の関係者と意見・情報の交換を行った。 ○平成27年度において、日本版NCFTA参画に伴う経費（24百万円）を措置した。 ○平成27年度において、日本版NCFTA創設に伴う産学官連携の推進のため、警察庁職員の増員（6人）を措置した。 ○平成28年度において、日本版NCFTA参画に伴う経費（6百万円）を要求している。 ○日本版NCFTAの創設に向けた検討を行う平成25年度総合セキュリティ対策会議にオブザーバーとして出席するなどし、26年11月に日本版NCFTAとして業務を開始した一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）の動向を注視している。 |
| | i | ○平成25年度において、「ACTIVE」（Advanced Cyber Threats response Initiative）を実施し、マルウェアに感染したユーザを検知し、マルウェアの駆除を促すとともに、マルウェアを配布するサイトへのアクセスに対する注意喚起等を行う実証実験をインターネットサービスプロバイダ（ISP）等と連携して行った。26年度及び27年度においても本取組に関する所要の経費（26年度：349百万円、27年度：230百万円）を措置し、マルウェアの駆除・感染防止のための実証実験を行った。 | |
| | i | ○内閣官房 警察庁 総務省 | ○民間事業者に対するサイバー攻撃に関する情報の共有等、サイバー攻撃による被害の未然防止に向けた取組を推進している。 ○サイバーテロ対策協議会を通じて、個別訪問による情報提供・交換を行うとともに、セミナーを開催し重要インフラ事業者等と情報共有を推進するほか、民間事業者との共同訓練を実施し対処能力の向上を図っている（平成26年中に個別訪問による情報提供・交換を4,523回、セミナーを266回、民間事業者との共同訓練を214回それぞれ実施した。）。 |
| | ii | ○（再掲：1-(1)-(4)-警-i）「サイバーアンテリジエンス情報共有ネットワーク」への参画事業者数の拡大。 | |
| | iii | ○（再掲：1-(1)-(4)-警-ii）関係省庁等との情報共有の推進。 | |
| | iv | ○（再掲：1-(1)-(4)-警-iii）不正プログラム対策に係る情報共有の推進。 | |
| ④ 民間事業者等との協力によるサイバー攻撃の未然防止対策の強化 | i | ○経済産業省 内閣官房 警察庁 総務省 | ○「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」を通じてソフトウェア等のセキュリティ上の弱点に対処するための取組を実施するとともに、サービス妨害攻撃や不正プログラムの配布等のサイバー攻撃に関し、海外機関との連携も含め、これらの攻撃の停止・防止に向けた取組を行った。 ○「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）において重要インフラ企業61組織が参加する「J-CSIP」（サイバー情報共有イニシアティブ）の運用を行い、平成26年度は626件の標的型攻撃情報提供を受け、195件の脅威情報の共有を行った。 ○「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）の標的型サイバー攻撃特別相談窓口を通じて民間企業、政府関係機関等から収集した情報を解析し、攻撃手法を分析した技術レポートを公開した。また、平成26年度はオンライン、リモート含め38件のレスキュー支援活動を行った。 |
| | i | ○平成25年度において、サイバー攻撃の予兆を検知し即応するための技術の研究開発及び実証実験を実施した。特にASEAN諸国とは、25年9月に開催した「日・ASEANサイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議」の成果である技術協力プロジェクト、「JASPER」（Japan-ASEAN Security Partnership）の一環として連携を推進した。26年度及び27年度においても本取組に関する所要の経費（26年度当初予算：300百万円、26年度補正予算：200百万円、27年度当初予算：200百万円）を措置し、研究開発及び実証実験を行った。 | |
| | i | （3）違法情報・有害情報対策 | |
| | i | ○内閣官房 警察庁 総務省 | ○平成26年4月、8月、10月及び27年4月に、インターネット利用者等から違法情報・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼等を行う「インターネット・ホットラインセンター」の運用ガイドラインを改訂し、違法情報・有害情報類型の見直しを行った。26年8月の改訂では3Dプリンタによる銃砲の製造を助長等する設計図データ、ストーカー行為等を有害情報に追加し、同年10月には危険ドラッグに関する広告を違法情報・有害情報に追加し、27年4月には、指定薬物等である疑いがある物品の広告を違法情報に追加した。 ○平成26年3月、「インターネット・ホットラインセンター」から、インターネット上の広告業界に対し、削除依頼に応じない悪質サイトの情報を提供することにより、広告事業者が契約上の規約等に基づいて、自主的に悪質サイトへの広告配信停止等の措置を講じ、悪質サイトの減少を図るという対策を実施した。 ○（再掲：1-(1)-(1)-警-iii）平成26年度に続き、27年度におけるサイバーパトロールの外部委託に係る経費の措置。 ○（再掲：1-(1)-(1)-警-v）平成28年度におけるサイバーパトロールの外部委託に係る経費の要求。 |
| ① 違法情報・有害情報対策の強化 | i | ○平成26年4月、8月、10月及び12月に、事業者団体においてプロバイダ等と利用者の間で適用される「違法・有害情報への対応等に関する契約款モデル条項」について改訂を行ったところ、その改訂を支援した。4月の改訂では、使用期限切れ医薬品等の広告、8月の改訂では銃砲の不正な製造の誘引の追加を、10月、12月の改訂では危険ドラッグの広告に関する改訂を行っている。 | |

| | | | |
|------------------------------|---|------|---|
| | 総務省 | ii | ◎平成26年10月及び12月に、事業者団体においてプロバイダ等が具体的に削除すべき事例等を示した「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」について、危険ドラッグの広告に関する改訂を行ったところ、その改訂を支援した。 |
| | 法務省 | iii | ◎平成26年12月に、事業者団体等においてインターネット上で名誉毀損等があった場合の被害者からの削除要請等について記載する「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」について、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律を踏まえた改訂を行ったところ、その改訂を支援した。 |
| | 経済産業省 | i | ◎違法情報・有害情報に関する事件について、厳正な検査及び処理を行っている。 ◎青少年が安心してインターネットを利用するのに望ましいフィルタリングの提供のため、全国各地でのフィルタリング普及啓発セミナー及び青少年の機器ごとのインターネット利用状況調査を実施した。 |
| | 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 | i | ◎インターネット利用時におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、関係府省庁が連携しつつ、普及啓発資料を作成・配布し、普及啓発活動等を実施した。 |
| ② コミュニティサイト等に起因する児童被害防止対策の推進 | 内閣府 | i | ◎平成27年度に、国、地方公共団体及び民間団体の連携を推進するため、全国3カ所において、保護者、教職員及び指導員を対象とした「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」を開催する。 |
| | 警察庁 | i | ◎コミュニケーションサイト事業者に対し、サイト事業者の規模及び提供しているサービスの態様に応じた対策として、ミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化及び実効性あるゾーニングの導入に向けた働きかけを実施した。また、スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進や、児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有など、関係省庁、事業者等と連携した対策を推進した。 |
| | | ii | ◎平成25年12月、「スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について」を発出し、各都道府県警察に対し、保護者に対する広報啓発の強化、携帯電話事業者等に対する要請の徹底、児童に対する情報モラル教育の推進、関係機関・団体、事業者等との連携の強化を指示した。 |
| | | iii | ◎平成26年1月、スマートフォン利用に係る児童の犯罪被害の急増等を踏まえ、携帯電話事業者に対し、保護者への説明強化を要請した。 |
| | | iv | ◎平成26年3月、インターネット利用に係る児童の犯罪被害等を防止するためのリーフレット「STOP！ネット犯罪」を作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて保護者等に配布した。 |
| | | v | ◎平成26年10月、インターネット利用に起因する児童の犯罪被害等を防止するための効果的な取組について検討するため、携帯電話販売店におけるフィルタリングの説明・推奨状況等に関する実態調査を実施した。 |
| | | vi | ◎平成26年に続き、27年2月、「進学・進級時における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を各都道府県警察に発出し、学校等教育機関やサイバーボランティア等と連携し、保護者や教育関係者等に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育を実施するほか、管内の携帯電話事業者に対し、スマートフォンのフィルタリングに関する保護者への説明の強化を要請するなど、少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化対策の推進等について指示した。 |
| | | vii | ◎平成27年2月、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等調査の調査結果を踏まえ、携帯電話事業者に対し、保護者への説明の強化に関する再要請を行うとともに、各都道府県警察に対し、管内に所在する携帯電話販売契約代理店等に対する要請活動の徹底を指示した。 |
| | | viii | ◎平成27年10月、「少年補導（サイバー関係）」教養を実施し、各都道府県警察から選抜された担当者にインターネット環境の現状及び具体的な対策等の知識・技能を習得させた。 |
| | | ix | ◎児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みを「サイバーパトロール」によって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を推進し、被害児童の早期発見・保護に努めている。 |
| | | x | ◎平成26年度に続き、27年度において、援助交際の防止を図るため、サイバー補導の推進に係る経費（14百万円）を措置した。 |
| | | xi | ◎平成28年度において、援助交際の防止を図るため、サイバー補導の推進に係る経費（14百万円）を要求している。 |
| | | xii | ◎平成28年度において、少年の保護対策に関する行動科学的研究に係る経費（1百万円）を要求している。 |
| | 総務省 | i | ◎平成25年9月の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」における提言「スマートフォン安心・安全強化戦略」の趣旨を踏まえ、携帯事業者及び第三者機関と隨時連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び多様なフィルタリングサービスの提供を促進している。 |
| | | ii | ◎平成25年9月の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」における提言「スマートフォン安心・安全強化戦略」や26年7月の「ICTサービス安心・安全研究会 青少年インターネットセッション 議長レポート」の趣旨を踏まえ、地方の各総合通信局が地域の核としてコーディネーター役を務め、関係者を巻き込んだリテラシー向上の枠組み整備とこれを活用した周知啓発活動を推進している。 |
| | | iii | ◎平成25年9月の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」における提言「スマートフォン安心・安全強化戦略」や26年7月の「ICTサービス安心・安全研究会 青少年インターネットセッション 議長レポート」の趣旨を踏まえ、ソーシャルメディアガイドラインの普及促進のため、「安心ネットづくり促進協議会」におけるソーシャルメディアガイドラインのひな形を作成するとともにその展開を支援している。 |
| | | iv | ◎インターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するために開発した「インターネットリテラシー指標」(ILAS: Internet Literacy Assesment indicator for Students)について、平成24年から毎年、全国の高校1年生相当に対しテスト及びアンケートを実施し、集計・分析した結果を同年9月に公表した。また、青少年を取り巻くインターネット環境の変化に伴って生じている新たな課題に対応するために、問題の見直し検討を行い、26年3月に問題改修が完了し、27年も全国の高校1年生相当に対しテスト及びアンケートを実施した。さらに、25年より開始された、「安心ネットづくり促進協議会」における小・中学生及びその保護者向けの「安心協ILAS」の作成及びその展開を支援している。 |

| | | | |
|-----------------------|---|-----|---|
| | 文部科学省 | i | ◎インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、「ネット依存」による生活習慣の乱れなどが課題となっていることから、関係府省庁と連携し、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進するため、平成26年度に続き、27年度において、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費（414百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成27年度に続き、28年度において、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費（123.7百万円）を要求している。 |
| | 経済産業省 | i | ○(再掲：1-(3)-(1)-経-i) フィルタリング普及啓発セミナーの実施。 |
| | 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省 | i | ◎青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）」に基づき、関係府省庁が協力して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援等の関連施策を着実に推進している。 |
| | | ii | ○平成26年に続き、27年2月から5月までの、春の入学・卒業・進級に伴うスマートフォンやソーシャルメディア等の購入・買替時期において、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、フィルタリング普及のための取組等を重点的に行なうよう、関係事業者等に対して文書により依頼するとともに、各地の総合通信局を中心に集中的に保護者のリテラシー向上等の普及啓発活動等を実施した。 |
| | 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 | i | ○(再掲：1-(3)-(2)-府警総法文厚経-i) 普及啓発資料の作成・配布等。 |
| | 警察庁 文部科学省 | i | ○各都道府県警察においては、非行防止教室やサイバーセキュリティに関する講習等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、出会い系サイト等に関連した犯罪の被害状況及び被害防止対策等について、講演を実施したりリーフレットを配布したりするなど、各種広報啓発活動を推進した。 |
| | 内閣府 | i | ○(再掲：1-(3)-(2)-府-i) 「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」の開催。 |
| | | ii | ○「青少年インターネット環境整備法」の施行状況の把握のために必要なデータ収集をして、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施している。 |
| | | iii | ○青少年の非行・被害防止等を目的として、毎年、7月に「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、11月に「子ども・若者育成支援強調月間」をそれぞれ実施している。 |
| | | iv | ○会合、シンポジウム等への参加、後援等を通じて、「安心ネットづくり促進協議会」等の民間団体への積極的な支援及び同団体との情報交換を行った。 |
| | | v | ○青少年インターネット利用環境整備に必要な対応を検討するため、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催するとともに、平成27年7月、当検討会の提言を受けて、子ども・若者育成支援推進本部において「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」を決定した。 |
| | | vi | ○関係省庁間の連携・情報共有等を促進するため、青少年インターネット環境整備推進課長会議、少年非行対策課長会議、薬物乱用対策推進課長会議等の各種会議を効果的に開催するなどしたほか、地域の情勢・特性に応じた取組が推進されるよう、地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進を図るなど、地方公共団体との連携・情報共有等を推進した。 |
| | 警察庁 | i | ○(再掲：1-(3)-(2)-警-i) フィルタリングの普及徹底等の実施。 |
| | | ii | ○平成26年度に引き続き、27年度において出会い系サイト等利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットを作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて、女子中学生・高校生等に配布した。 |
| | | iii | ○平成26年度に続き、27年度においても、出会い系サイト等に関連した犯罪の被害防止を図るために、女子中学生・高校生向けのリーフレットの作成に係る経費（3百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成28年度において、出会い系サイト等に関連した犯罪の被害防止を図るため、女子中学生・高校生向けのリーフレットの作成に係る経費（3百万円）を要求している。 |
| | 総務省 | i | ○(再掲：1-(3)-(2)-総-i) フィルタリングの普及促進及び機能向上。 |
| | | ii | ○(再掲：1-(3)-(2)-総-ii) 地域におけるリテラシー向上の枠組み整備及び普及啓発活動の推進。 |
| | | iii | ○(再掲：1-(3)-(2)-総-iii) ソーシャルメディアガイドラインの普及促進。 |
| | | iv | ○(再掲：1-(3)-(2)-総-iv) インターネットリテラシー指標等の公表及び展開。 |
| | 文部科学省 | i | ○(再掲：1-(3)-(2)-文-i) 平成26年度に続き、27年度における「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費の措置。 |
| | | ii | ○(再掲：1-(3)-(2)-文-ii) 平成27年度に続き、28年度における「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費を要求。 |
| | 経済産業省 | i | ○(再掲：1-(3)-(1)-経-i) 全国各地でのフィルタリング普及啓発セミナーの全国での実施及び青少年の機器ごとのインターネット利用状況調査の実施。 |
| | 総務省 文部科学省 | i | ○通信関係団体等と連携し、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした子供のインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座（e-ネットキャラバン）を全国で開催している。 |
| | 文部科学省 | i | ○学習指導要領に基づき、小学校・中学校・高等学校において情報モラル教育を着実に実施している。 |
| | | ii | ○平成22年度から、独立行政法人教員研修センターにおいて、情報モラル教育に関する指導者研修を実施している。 |
| | | iii | ○いわゆる「ネット依存」等に対応した教員向けの指導手引書を作成し、平成26年3月に全国の都道府県市区町村教育委員会に配布した。 |
| | | iv | ○平成27年度において、「情報モラル教育推進事業」に係る経費（49百万円）を措置した。 |
| | | v | ○平成27年度に続き、28年度における「情報モラル教育推進事業」に係る経費（34百万円）を要求している。 |
| | (4) サイバー空間の安全・安心を確保するための環境整備 | | |
| | 警察庁 総務省 | i | ○警察庁と総務省で情報交換を含め、協議を行うとともに、総務省の研究会において検討を行い、ログの保存が許容される期間を具体的に例示することを内容とする「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正を行った。 |
| | 警察庁 | i | ○各都道府県警察においては、サイバー犯罪捜査において「買受け捜査」を活用し、わいせつ電磁的記録記録媒体頒布や著作権法違反等を検挙している。 |
| ① 通信履歴（ログ）の保存の在り方及び新た | | | |

な検査手法についての検討

| | | | |
|-----------------------------|----------------------------|-----|--|
| | 法務省 | i | ◎検察当局において、検査に不可欠な情報をより迅速かつ的確に収集することができるよう、具体的な事件検査を通じて、電気通信事業者、金融機関等の事業者に更なる理解を求め、検査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応を促している。なお、平成23年6月に公布された「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」により、検査機関が、プロバイダ等に対し、業務上記録している通信履歴のうち特定のものを最大60日間消去しないよう書面で求めができるよう改定され、24年6月に施行されており、検察当局においては、改正法を適切に運用し、サイバー犯罪に対する厳正な検査及び処理を行っている。 |
| ② スマートフォンの安全利用のための環境整備 | 内閣府 警察庁 総務省 経済産業省 | i | ◎（再掲：1-(3)-②-府警総法文厚経-i）普及啓発資料の作成・配布等。 |
| | 内閣府 | i | ◎（再掲：1-(3)-②-府-i）「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」の開催。 |
| | 警察庁 | i | ◎各都道府県警察において、学校等教育機関及び一般国民に対し、スマートフォンを利用する際の情報セキュリティ対策に関する広報啓発を実施した。 |
| | 総務省 | i | ◎「SPI」（スマートフォン プライバシー イニシアティブ）（平成24年8月）及びSPI II（25年9月）を踏まえ、アプリケーション等における利用者情報が適切に取り扱われる安心安全な利用環境の実現を目指すため、同年12月から、有識者から構成されるタスクフォースにおいて、プライバシーポリシーの作成・掲載の推進及びアプリケーションの第三者検証の技術的課題等について検討し、26年3月に利用者情報の取扱いの現況等に関する調査報告書を取りまとめた（スマートフォン プライバシー アウトルック：SPO）。なお、第三者検証については、平成26年度において、アプリケーションの第三者検証に関する技術的課題等について実証実験を行うための経費（100百万円）を措置し、27年2月に小規模フィールドでの実証実験を実施し、その結果をSPO IIにて取りまとめ、同年4月に公表した。27年度からは大規模フィールドでの実証を予定している。 |
| | 総務省 | ii | ◎平成27年度においては、アプリケーションの第三者検証に関する技術的課題等について、前年度よりも大規模なフィールド実証を行うための経費（90百万円）を措置した。 |
| | 経済産業省 | i | ◎「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）において、スマートフォンの安全利用のために、ワンクリック請求等に関する情報収集・利用者に向けた注意喚起の実施、情報セキュリティ標語・ポスター・4コマ漫画コンクールの実施、スマートフォンセキュリティをテーマにした学校への出前授業の実施、セミナーへの講師派遣等を実施した。 |
| | 警察庁 | i | ◎警察庁において、データ通信カード契約時における公的書類による本人確認の実施を要請している。 |
| | 警察庁 | ii | ◎平成26年4月、サイバー犯罪における事後追跡可能性を確保するため、インターネットカフェ利用者の本人確認の徹底について、事業者に要請するよう各都道府県警察に指示した。また、同年9月、（一社）日本複合カフェ協会第14回通常総会において、インターネットカフェにおける犯罪の現状について説明し、本人確認の徹底を要請した。さらに、27年7月、（一社）日本複合カフェ協会に対し、26年中のインターネットカフェにおける犯罪の現状について説明し、本人確認の徹底を要請した。 |
| | 総務省 | i | ◎データ通信カード契約時における本人確認のあり方について、平成27年3月に公表されたMVNO委員会による本人確認方法についての中間報告の取りまとめを支援するなど関係事業者における具体的な取組を促進している。 |
| ③ データ通信カード契約時等における本人確認徹底の要請 | 内閣官房 | i | ◎毎年2月に実施してきた「情報セキュリティ月間」を、平成26年度より「サイバーセキュリティ月間」に名称変更し、実施期間も2月1日～3月18日に拡大し、関係府省庁と連携しつつ普及啓発を行った。 |
| | 内閣官房 | ii | ◎平成26年7月、国民のあらゆる世代、あらゆる社会経済活動にITが拡大・浸透している現状を踏まえ、国民全体の情報セキュリティへの関心、理解度及び対応力の強化増進を図るために、「情報セキュリティ普及・啓発プログラム」（23年7月情報セキュリティ政策会議決定）を改定した。 |
| | 内閣官房 | iii | ◎平成26年2月、情報セキュリティ月間の趣旨を広く一般国民に啓発するとともに、特に、深刻化・高度化するサイバー空間の脅威やその対応策等について理解を深めることを目的として、月間の最初のワーキングデーを「サイバーセキュリティの日」とした。なお、27年度より、実施期間を2月1日～3月18日に拡大し、意識啓発の取組をより一層強化した。 |
| | 内閣官房 | iv | ◎「サイバーセキュリティ月間」において、官民による各種行事の開催やウェブサイトの充実、情報セキュリティ普及啓発リフレットの作成に加え、地域や異業種の視点でのセキュリティに関するコラムの発信、一般国民を対象とした双向型のセミナー、民間ニュースサイトと連携した意識調査等の新たな取組を実施し、同月間の内容の充実と周知を図った。 |
| | 警察庁 | i | ◎（再掲：1-(1)-(1)-警-i）情報セキュリティに関する広報啓発の実施。 |
| | 警察庁 | ii | ◎平成27年2月の「サイバーセキュリティ月間」、同年10月の「サイバーセキュリティ国際キャンペーン」において、サイバー犯罪の被害防止のための対応策等を警察庁ウェブサイトに掲載するなどしたほか、不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会と連携し、情報セキュリティポータルサイト「ここからセキュリティ！」を活用した広報啓発を推進した。 |
| | 総務省 | i | ◎（再掲：1-(1)-(6)-総-i）「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への普及啓発の実施。 |
| | 外務省 | i | ◎ASEAN諸国の情報セキュリティ能力向上を目的に、各国の現状やニーズを把握するためのワークショップ（平成27年2月実施。7カ国、11名参加）を開催した。また、我が国の取組の紹介や情報セキュリティ政策担当者の能力向上を目的とした研修（26年度から3年間の予定）を実施している。加えて、26年7月よりインドネシアに対する技術協力プロジェクト「情報セキュリティ能力向上プロジェクト」を実施している。 |
| | 経済産業省 | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）において、インターネットを利用する一般利用者が情報セキュリティに関する基礎知識を学習できる「インターネット安全教室」を開催した。 |
| | 経済産業省 | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）において、中小企業の情報セキュリティ対策を促進するため、日本商工会議所、全国商工会連合会、特定非営利活動法人ITコーディネーター協会等と協力して、「IPA中小企業情報セキュリティ講習能力養成セミナー」を開催した。 |
| | 経済産業省 | iii | ◎フィッシング協議会等を通じて、フィッシングに係る情報収集・提供、一般利用者を対象とした注意喚起等を実施した。 |
| | 総務省 | i | ◎（再掲：1-(1)-(4)-総-i）LAN管理者、LAN運用者等におけるサイバー攻撃対処能力の向上の支援。 |

| | | | |
|--|----------------------|---|--|
| ⑤ 高度情報セキュリティ産業及び人材の育成 | 経済産業省 | i | ◎平成26年7月に「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）に設立した、社会的に大きな影響が想定されるサイバー攻撃に対して被害組織支援を行う「サイバーレスキューチーム」では、マルウェア解析技術やフォレンジック技術等の高度な専門技術を有する若手人材を探用し、被害現場での対処経験を積んでもらった上で、各専門企業に就職いただくキャリアアップセスを準備している。 |
| ⑥ 企業のサイバー空間における自主防衛力向上への支援 | 経済産業省 | i ii iii | ◎制御システムセキュリティに係る問題解決等を図るため、制御システムの高セキュア化手法やインシデント分析技術の研究開発等を実施した。 ◎日本国内で制御機器のセキュリティ評価・認証が行えるよう、「CSSC」（制御システムセキュリティセンター）においてパイロット認証や評価・認証手法の技術開発を実施し、平成26年4月より、制御機器のセキュリティに関する評価・認証を開始した。 ◎「情報セキュリティガバナンス協議会」において、情報リスクの管理に関する参加企業間での知見の共有を図っている。平成27年度は、26年度に引き続き「情報セキュリティ活動の見える化」、「内部犯行問題」について、報告書の作成に向けWGでの検討を深めている。 |
| 2 68サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等 | | | |
| (1) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えたテロに強い社会の構築 | | | |
| ① 官民一体となったテロに強い社会の実現 | 内閣官房 | i ii iii | ◎内閣に設置した「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」や「国際テロ対策幹事会」等の下、情報共有やテロの未然防止対策の推進に向け、関係省庁の緊密な連携の確保に努めている。 ◎平成27年5月29日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」を決定した。 ◎平成27年12月4日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」等を決定した。 |
| 内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 総務省 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 原子力規制庁 防衛省 | i | ◎平成26年10月、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議の下で、大会のセキュリティ対策の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため、「セキュリティ幹事会」を開催した。 | |
| | | ii | ◎平成26年10月、「セキュリティ幹事会」第1回を開催し、2020年東京大会のセキュリティ対策に向けて関係機関を主導するシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長を国際オリンピック委員会に登録すること、テロ対策、サイバーセキュリティ対策の円滑な準備に向けたワーキングチームを開催することを、それぞれ決定した。 |
| | | iii | ◎平成26年10月、「テロ対策ワーキングチーム」、「サイバーセキュリティワーキングチーム」の第1回会合を合同にて開催し、2020年東京大会のテロ対策、サイバーセキュリティ対策に向けた検討を開始した。 |
| | i ii iii iv | i | ◎平成27年7月、伊勢志摩サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、準備会議の下に「伊勢志摩サミット準備会議警備対策部会」を設置した。 |
| | | ii | ◎平成27年7月、「伊勢志摩サミット準備会議警備対策部会」第1回会合を開催し、同部会の下に警備対策及びサイバーセキュリティ対策の2つのワーキングチームを設置し、それぞれ具体的な対策の検討を行っていくこととしたほか、サミット開催に向けた準備状況を確認した。 |
| | | iii | ◎平成27年8月、「伊勢志摩サミット準備会議警備対策部会警備対策ワーキングチーム」を開催し、今後の取組方針等について確認を行った。 |
| | | iv | ◎平成27年9月、「伊勢志摩サミット準備会議警備対策部会」第2回会合を開催し、全ての関係府省庁が緊密に連携を図り、政府一丸となって総合的・一体的な警備対策を実施する目的で「伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針」を策定し、同月開催された「伊勢志摩サミット準備会議」第2回会合に報告した。 |
| | 内閣官房 外務省 | i | ◎官邸を司令塔として、政府が一丸となって情報収集を含む国際テロ対策の強化に関する取組を推進するため、外務省に「国際テロ情報収集ユニット」、「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」の下に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、内閣官房に「国際テロ情報集約室」を新設するとともに、拠点となる在外公館に国際テロ情勢、現地事情や語学に精通する適任者を配置する。 |
| | 内閣官房 | i ii | ◎内閣に設置した「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」や「国際テロ対策幹事会」等の下、情報収集・共有の強化を含め、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた各種テロ対策を推進している。 ◎（再掲：2-(1)-(1)-i）「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」等の下、関係省庁の緊密な連携の確保。 |
| | | iii | ◎（再掲：2-(1)-(1)-i）平成27年5月29日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部における「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」の決定。 |
| | | iv | ◎平成28年度において、国際テロ情報の分析体制を強化するため、専門職の増員（1名）を要求している。 |
| | | v | ◎平成28年度において、国際テロ情報の収集・分析機能を強化のため、旅費等に係る経費（452百万円）を要求している。 |
| | | vi | ◎情報収集衛星の即時性の向上のため、データ中継衛星の開発に平成27年度より着手した。 |
| | | vii | ◎平成28年度において、地理空間情報（GEOINT）の活用の実現に向けた基盤整備に着手し体制を強化するため、専門職の増員（1人）を要求している。 |
| | | viii | ◎平成28年度において、撮像時間の多様化及び撮像頻度の向上のため、情報収集衛星の機数増を行うべく、光学多様化1号機の開発着手に係る経費（100百万円）を要求している。 |
| | | ix | ◎平成28年度において、各種情報を融合・処理した地理空間情報（GEOINT）の基盤整備に着手するための経費（1,437百万円）を要求している。 |
| | | i | ◎平成26年1月、警備局長を長とする「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室」を設置し、大会開催に伴う警察措置を的確に行うための諸対策を検討するとともに、その推進を図っている。 |

| | | |
|--|------|---|
| 警察庁 | ii | ◎平成26年10月、大会開催に向けた部門横断的な対応を進めるため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を担当する長官官房審議官を設置した。 |
| | iii | ◎平成26年度において、重大テロ等対策用資機材の整備に要する経費（6,901百万円）を措置した。 |
| | iv | ◎平成26年度において、各種情報収集用資機材の整備に係る経費（テロ等への対策に係るものの）（365百万円）を措置した。 |
| | v | ◎平成27年度において、大会警備諸対策を効率的に推進するため、警察庁警備局への「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室」の新設とそれに伴う警察庁職員の増員（9人）を措置した。 |
| | vi | ◎平成27年度において、海外における大規模スポーツイベントに係る警備手法の調査研究に係る経費（8百万円）を措置した。 |
| | vii | ◎平成27年4月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ協力を強化するための警察庁・英国内務省間意図表明文書に、国家公安委員会委員長が署名した。（英国側の署名は3月。） |
| | viii | ◎平成27年6月1日、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までに、おおむね5年程度を目途としてテロ対策を強力に推進していくため、警察庁国際テロ対策推進本部において、「警察庁国際テロ対策強化要綱」を決定した。 |
| | ix | ○平成28年度において、国際テロ対策の強化のため、警察庁職員の増員（90人）を要求している。 |
| | x | ○平成28年度において、テロ事案等における画像解析技術の高度化に関する研究に係る経費（48百万円）を要求している。 |
| | | |
| ② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進 | i | ◎消防庁長官を本部長とする「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等消防庁準備本部」を設置し、テロ対策に万全を期すため、開催自治体である東京都や東京消防庁等の関係機関との連携を強化している。 |
| | ii | ◎平成27年3月に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベントの開催に向けた、消防機関等が今後、取り組むべき課題及び対応策を整理するため、「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方にに関する研究結果」を取りまとめ、関連する施策を推進している。 |
| | iii | ◎人命救助体制の強化を図るため、高度な技術・資機材を有する「特別高度救助隊」及び「高度救助隊」を整備するとともに、消防組織法第50条に基づく無償使用により、大型除染システム搭載車、特殊災害対応自動車等の車両や、化学剤検知器、生物剤検知器等の資機材を「特別高度救助隊」又は「高度救助隊」を設置する消防本部等に配備している。 |
| | iv | ◎平成27年度において、テロ対応に用いる車両及び資機材配備のため、大型除染システム搭載車及び有毒ガス検知管の配備に要する経費（42百万円）を措置した。 |
| | v | ○平成28年度において、テロ対応に用いる車両配備のため、大型除染システム搭載車の配備に係る経費（40百万円）を要求している。 |
| | vi | ○大規模テロ情報等の緊急情報を住民に対し瞬時に伝達する「Jアラート」について、平成25年度補正予算において777百万円を措置し、平成26年度末までにほぼ全ての市区町村で自動起動装置の整備を終えた。また、26年4月から、「Jアラート」で配信される弾道ミサイル情報や大規模テロ情報等を緊急速報メールにより、国から直接、携帯電話利用者へ配信可能となった。 |
| | vii | ○国民保護法において、「緊急消防援助隊」はテロ等の緊急対処事態が発生した場合に消防庁長官の指示により出動することが規定されているところであり、テロ等に対応する「緊急消防援助隊」の体制確保のため、平成26年度に続き、27年度においても、緊急消防援助隊車両・資機材等に係る経費について補助金（4,898百万円）、消防組織法第50条の規定に基づく無償使用制度による整備に係る経費（820百万円）、受援拠点等の整備に係る経費について補助金（1,578百万円）を措置した。 |
| | viii | ○平成28年度において、緊急消防援助隊車両・資機材等に係る経費について補助金（4,898百万円）、消防組織法第50条の規定に基づく無償使用制度による整備に係る経費（924百万円）、受援拠点等の整備に係る経費について補助金（1,578百万円）を要求するなど、緊急消防援助隊の更なる充実強化に努めることとしている。 |
| | ix | ○国民保護法において、消防団は、テロ等の緊急対処事態が発生した場合に避難住民の誘導等を行うことが規定されているところであり、消防団の各種事態への対処能力の向上を推進するため、平成25年度補正予算において消防団の装備・訓練の充実強化等に係る経費（3,000百万円）を、26年度において同内容に係る経費（585百万円）を、26年度補正予算において同内容に係る経費（1,500百万円）を、平成27年度において同内容に係る経費（630百万円）を、それぞれ措置した。 |
| | x | ○平成28年度において、消防団の装備・訓練の充実強化等に係る経費（331百万円）を要求している。 |
| 総務省 | i | ◎内閣官房主催の大規模サイバー攻撃事態等対処訓練等に参加し、各種事態への対処能力の向上等を図っている。 |
| | ii | ◎平成25年9月、法務省内に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する「法務省連絡会議」を、26年1月には入国管理局内に大会開催準備本部をそれぞれ設置して情報共有を図るとともに、同大会の安全かつ円滑な開催のために必要な事項について検討を進めている。 |
| | iii | ◎平成26年度において、出入国審査業務の充実・強化のため入国審査官（126人）、在留管理業務の充実・強化のため入国警備官（1人）の増員をそれぞれ措置した。 |
| | iv | ◎平成27年度において、出入国審査業務の充実・強化のため入国審査官（227人）の増員を措置した。 |
| | v | ○平成28年度において、出入国審査業務の充実・強化のための入国審査官（232人）、退去強制手続業務の充実・強化のための入国警備官（35人）の増員を要求している。 |
| | vi | ○平成26年度において、厳格な出入国審査の推進のための経費（12,844百万円）及び安全・安心な社会の実現等の推進のための経費（5,606百万円）をそれぞれ措置した。 |
| | vii | ○平成27年度において、出入国管理体制の強化のための経費（13,286百万円）を措置した。 |
| | viii | ○平成28年度において、出入国管理体制の強化のための経費（16,390百万円）を要求している。 |
| 法務省 | i | ○平成25年9月、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」を設置し、同大会をめぐる不穏動向などについて情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。 |
| | ii | ○平成27年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員（38人）を措置した。 |
| | iii | ○平成28年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員（80人）を要求している。 |
| | iv | ○平成26年度に続き、27年度において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連動向調査体制の強化に係る経費（2,170百万円の内数）を措置した。 |
| 公安調査庁 | i | ○平成25年9月、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」を設置し、同大会をめぐる不穏動向などについて情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。 |
| | ii | ○平成27年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員（38人）を措置した。 |
| | iii | ○平成28年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員（80人）を要求している。 |
| | iv | ○平成26年度に続き、27年度において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連動向調査体制の強化に係る経費（2,170百万円の内数）を措置した。 |

| | | |
|-------|-----|--|
| | v | ○平成28年度において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催動向調査体制の強化に係る経費（2,632百万円の内数）を要求している。 |
| 財務省 | i | ○銃砲、爆発物等の国内への密輸入の阻止を目的とし、税関業務全般にわたって不審貨物等に対する監視取締りを強化するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全かつ円滑な開催のために必要な事項について検討を進めている。 |
| | ii | ○平成27年度において、密輸対策取締機器整備等に係る経費（11,097百万円の内数）を措置した。 |
| | iii | ○平成28年度において、密輸対策取締機器整備等に係る経費（13,507百万円の内数）を要求している。 |
| 厚生労働省 | i | ○爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に係る管理者対策について、関係省庁と連携し、継続的に取り組んでいく。 |
| | ii | ○平成20年度から特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対し、立入検査等を行っている。 |
| | iii | ○生物テロに備えたワクチン備蓄を行っている。平成13年度予算措置にて備蓄を開始し、以後毎年予算措置にて備蓄を継続している。 |
| | iv | ○「化学テロリズム対策についての提言」（厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月）において、東京大会等大規模国際イベントに備え、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、26年度予算措置にて備蓄した。 |
| 経済産業省 | i | ○平成26年2月に公的機関、民間企業等の関係者が出席した「IPAサイバーセキュリティシンポジウム」を開催し、ロンドン五輪にて英国政府のセキュリティ対策責任者を務めたオリバー・ホア氏を招待し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催までに我が国においてなすべきサイバーセキュリティ対策推進に向けた議論を行った。 |
| 国土交通省 | i | ○平成26年4月、関連施策を強力かつ総合的に推進するため、「国土交通省2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部」を設置した。 |
| | ii | ○大量の輸送需要が発生し、イベント等への多数の人出が予想されるゴールデンウィーク、夏期期間等に、公共交通機関等のテロ対策の徹底を求める通達を発出している。 |
| | iii | ○外国要人の来日等の機会に合わせ、監視カメラによる監視の強化や、駅員及び警備員による駅構内・車内等の巡回強化等の徹底を求める通達を発出している。 |
| | iv | ○空港設置管理者に対し、空港の外周フェンス等へのセンサーの設置・増設等による空港警備を強化するよう、また、航空関係事業者に対し、航空保安対策を強化・徹底するよう、それぞれ指示している。さらに、航空保安対策の強化に向け、空港における先進的な保安検査機器の導入による保安検査の高度化を検討する。 |
| | v | ○バスジャック対策の推進として、バス事業者にバスジャック統一対応マニュアルの作成及び防犯対策の周知徹底を要請している。また、各バス事業者と関係機関が連携したバスジャック対策訓練も推進している。 |
| 海上保安庁 | i | ○平成26年4月、本庁に「海上保安庁2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部」を設置したほか、三本部に「第三管区海上保安本部2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部」を設置した。 |
| 防衛省 | i | ○平成25年9月、省内に大臣を長とする「防衛省・自衛隊2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別行動委員会」を設置し、警備等安全対策も含め、大会運営全般にわかった協力への取組を強化することとしている。 |

(2) 原子力発電所等重要施設の警戒警備及び対処能力の強化

| | | | |
|----------------------|------|--|---|
| ① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化 | 内閣官房 | i | ○「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」で決定された「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」等を踏まえ、関係機関の緊密な連携を確保し、テロの未然防止対策を推進している。 |
| | 警察庁 | i | ○現下の厳しいテロ情勢、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ、対処能力の強化等を図るとともに、関係省庁間の連携及び原子力事業者等との連携を更に緊密にし、必要なテロ対策の実施に努めている。 |
| | | ii | ○平成25年11月には泊発電所及び美浜発電所、26年3月には島根原子力発電所、27年2月には東通原子力発電所の敷地をそれぞれ利用して、治安出動を想定した警察と自衛隊との共同実動訓練を実施したほか、海上保安庁とも合同訓練を実施するなど、SATや銃器対策部隊等の対処能力の強化を図っている。 |
| | | iii | ○原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会等と連携し、警察庁職員による原子力関連施設への立入検査を実施して事業者による防護体制の強化を促進している。 |
| | | iv | ○平成26年度に続き、27年度において、原子力発電所等重要施設の警戒警備及び対処能力の強化のため、SAT、NBCテロ（核物質、生物兵器及び化学兵器を用いたテロ）対応専門部隊等各種部隊の装備資機材の整備等に係る経費（3,250百万円）を措置した。 |
| | | v | ○平成28年度において、原子力発電所等重要施設の警戒警備及び対処能力の強化のため、SAT、NBCテロ対応専門部隊等各種部隊の装備資機材の整備等に係る経費（1,670百万円）を要求している。 |
| 公安調査庁 | i | ○原発に関する不穏・危険動向等について情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。 | |
| | ii | ○平成26年度に続き、27年度において、原子力発電所等に対するテロを含めたテロ関連情報収集等の強化に係る経費（2,170百万円の内数）を措置した。 | |
| | iii | ○平成28年度において、原子力発電所等に対するテロを含めたテロ関連情報収集等の強化に係る経費（2,632百万円の内数）を要求している。 | |
| 海上保安庁 | i | ○全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しており、さらには具体的な核セキュリティ対策のため、警察及び事業者との合同訓練を実施している。 | |
| | ii | ○原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会と連携し、海上保安庁職員による原子力関連施設への立入検査を実施して事業者による防護体制の強化を促進している。 | |
| 原子力規制庁 | i | ○原子炉等規制法に基づき、原子力発電所等に対し、防護措置を義務付けるとともに、当該防護措置の遵守状況を確認する核物質防護検査を定期的（年1回）に実施している。 | |
| | ii | ○事業者の幹部職員に対し、近年の「IAEA」（国際原子力機関）における核セキュリティ文化の醸成に向けた取組状況や関係各国における取組事例等を紹介するとともに、我が国における核物質防護の問題事例について、直接情報提供を行った。また、幹部職員から取組状況の聴取を行った。今後、事業者における核セキュリティ文化醸成に係る取組等を、核物質防護検査により確認していく。 | |
| | iii | ○「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225/Rev.5）」の内容を踏まえ、平成23年度に原子炉等規制法に基づく規則改正において、原子力発電所等における防護措置を強化しており、今後もこれら核物質防護措置の実施内容や体制について、核物質防護検査で確認していくこととしている。 | |
| | iv | ○核セキュリティについては、核セキュリティに関する検討会において「放射性物質及び関連施設の核セキュリティ」、「輸送における核セキュリティ」、「個人の信頼性確認制度」の3つを当面優先する検討課題としている。また、検討会の下に更にワーキンググループを設置し、放射性物質及び関連施設の核セキュリティについては、我が国で整備すべき措置について具体的な検討を行っている。 | |

| | | |
|-----------------------|---------------------------|---|
| | v | ◎輸送における核セキュリティについては、ワーキンググループにおいて技術的観点から、核セキュリティ勧告の国内規制への取り入れについて検討し、反映を行っている。 |
| | vi | ◎個人の信頼性確認制度の導入に関しては、原子力規制委員会において、「核セキュリティに関する検討会」を開催し、警察等の関係行政機関と連携を取りつつ検討を行い、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、具体的にどのような確認を行うのかといった個人の信頼性確認制度の方向性について報告書を取りまとめた。そして、平成27年10月、原子力規制委員会として、個人の信頼性確認制度の詳細な制度設計に入ることを決定した。 |
| ② 重要施設・要人等に対する警戒警備の徹底 | 防衛省 | i ◎警察とは、平成24年6月に初めて原子力発電所敷地を利用した共同実動訓練を実施して以降、25年11月には泊発電所及び美浜発電所、26年3月には島根原子力発電所、27年2月には東通原子力発電所の敷地を利用して、治安出動を想定した共同実動訓練をそれぞれ実施した。また、海上保安庁とも、不審船対処について連携強化のため共同訓練を実施している。 |
| | 警察庁 | i ◎機動隊等による政府関連施設等の重要施設の警戒警備を徹底するとともに、事業者等への働き掛けを実施し、自主警備態勢の強化を図っている。また、平成26年4月、米国大統領来日の際、警備情勢の的確な把握に努めるとともに、米国関連施設等の警戒警備を強化した。 ii ◎(再掲：2-(2)-(1)-警-i) 対処能力の強化と関係機関との連携等の実施。 iii ◎平成28年度において、大会会場周辺等において不審者等を効果的かつ効率的に発見、捕捉することができる不審者発見システムの整備に向けた調査研究に要する経費（9百万円）を要求している。 |
| | 海上保安庁 | i ◎臨海部における原子力施設、米軍施設、国際空港等について、必要に応じた警戒を実施するとともに、要人の臨海部及び海上への進出の際には、所要の警備を実施している。 |
| | 内閣官房 警察庁 総務省 防衛省 | i ◎平成25年12月の「『世界一安全な日本』創造戦略」策定以降、同年度末までに、地方公共団体等の対処能力を強化するため、緊急対処事態を想定した国民保護共同訓練を9回実施・参画し、26年度は、同訓練を13回実施・参画した。27年度は、同訓練を18回実施・参画する予定となっている。 ii ◎平成28年度以降も引き続き、地方公共団体等の対処能力の更なる向上のため、国民保護共同訓練の1年あたりの実施団体数を段階的に増やすことを検討している。 |
| ③ 緊急事態への対処能力の強化 | 警察庁 防衛省 | i ◎平成25年度中には、治安出動を想定した警察と自衛隊との共同訓練（実動37回、図上2回）を39回、26年度中には、同訓練（実動）を37回、27年度中には同訓練（実動）を4回（平成27年11月18日時点）実施している。 ii ◎(再掲：2-(2)-(1)-警-ii) 原子力発電所敷地を利用した警察と自衛隊との共同実動訓練等の実施。 iii ◎緊急事態への機動隊等の対処能力の向上を図るため、SAT、NBCテロ対応専門部隊等において、爆発物処理資機材及び生物・化学剤検知資機材の習熟訓練や、海上保安庁、自衛隊等との各種合同訓練を実施している。 iv ◎(再掲：2-(2)-(1)-警-iv) 平成26年度に引き、27年度における各種テロ対処部隊等に係る装備資機材の整備等に係る経費の措置。 v ◎(再掲：2-(2)-(1)-警-v) 平成28年度における各種テロ対処部隊等に係る装備資機材の整備等に係る経費の要求。 vi ◎平成26年度に引き、27年度において、核鑑識における放射線計測の高度化に関する研究に係る経費（1百万円）を措置した。 vii ◎平成28年度において、核鑑識における放射線計測の高度化に関する研究に係る経費（1百万円）を要求している。 |
| | 総務省 | i ◎(再掲：2-(1)-(2)-総-iii) 「特別高度救助隊」等の整備、大型除染システム搭載車等の車両・資機材の消防本部等への配備。 ii ◎(再掲：2-(1)-(2)-総-iv) 平成27年度における大型除染システム搭載車等の車両・資機材の配備に要する経費を措置。 iii ◎(再掲：2-(1)-(2)-総-v) 平成28年度における大型除染システム搭載車の配備に要する経費を要求。 iv ◎重要施設である石油コンビナートに対するテロ災害等が発生した際の対応力を強化するため、平成27年度までに緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）4部隊を新設するとともに、消防ロボットの研究開発については設計を完了し、部分試作に着手した。 v ◎平成27年度において、中核車両等の整備及び消防ロボットの研究開発に係る経費（643百万円）を措置した。 vi ◎平成28年度概算において、消防ロボットの研究開発の1次試作を行うための経費（286百万円）を要求している。 |
| | 海上保安庁 | i ◎海上保安体制の強化のため、平成26年度補正予算において、巡視船艇12隻（うち継続5隻）及び航空機2機（うち継続0機）の整備等に係る経費（13,322百万円）を措置したほか、平成27年度において、巡視船17隻（うち継続17隻）及び航空機6機（うち継続6機）の整備にかかる経費（19,085百万円）を措置した。また、航空基地施設整備に係る経費（60百万円）が復興庁により一括計上された。 ii ◎平成28年度において、海上保安体制の強化のため、巡視船艇25隻（うち継続15隻）、測量船1隻（うち継続0隻）及び航空機4機（うち継続2機）の整備等に係る経費（38,345百万円）を要求している。 iii ◎緊急事態への対処能力の向上を図るため、関係機関との各種合同訓練を実施している。 |
| | 原子力規制庁 | i ◎原子力事業者は、警察及び海上保安庁の協力の下訓練を実施し、事案発生時の対応手順、検知・通報後の連携要領や防護設備が確実に機能するか等について検証を行い、警戒警備体制の強化等を図っている。 ii ◎平成26年度以降も、治安機関の協力を得た実践的な訓練の実施を予定している。 |
| | 防衛省 | i ◎(再掲：2-(2)-(1)-防-i) 原子力発電所敷地を利用した自衛隊と警察との共同実動訓練の実施。 iii ◎平成26年度に引き、27年度において、ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対処能力の強化のため、装備資機材の整備、訓練等に係る経費（40,388百万円）を措置した。 iv ◎平成28年度において、ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対処能力の強化のため、装備資機材の整備、訓練等に係る経費（71,528百万円）を要求した。 vi ◎平成26年度に引き、27年度において、NBC兵器による攻撃への対処能力の強化のため、装備資機材の整備、訓練等に係る経費（6,937百万円）を措置した。 vii ◎平成28年度においては、NBC兵器による攻撃への対処能力の強化のため、装備資機材の整備、訓練等に係る経費（4,488百万円）を要求した。 |
| (3) 水際対策 | 内閣官房 | i ◎極必要な国際空港（3か所）及び港湾（6か所）に設置した「空港・港湾危機管理官」により、当該空港・港湾における事態対処訓練等を逐次実施するとともに、保安委員会等において必要な調整等を推進している。その他の国際空港（27か所）及び港湾（124か所）においては、管轄警察機関等から指名された「空港・港湾危機管理担当官」により、訓練・調整等を逐次実施している。 |

| | | | | |
|----------------------|-------|------|--|--|
| | | ii | ◎内閣官房に設置した「空港・港湾水際危機管理チーム」の会合等を通じて、必要な情報共有、対処体制の確認等を実施している。 | |
| ① 空港・港湾における水際危機管理の強化 | 警察庁 | i | ◎テロ等の事案発生時における関係機関相互の緊密な連携の強化及び事案対処能力の向上を図るため、「空港・港湾危機管理（担当）官」を中心とした不法侵入事案対応訓練等の各種合同訓練を、平成26年度中に、空港において150回、港湾において137回、関係機関と連携して実施している。 | |
| | | ii | ○（再掲：2-(1)-②-警-ix）平成28年度における国際テロ対策の強化のため、警察庁職員の増員を要求。 | |
| | 法務省 | i | ◎警察、海上保安庁、税関等関係機関と水際危機管理に関する推進状況及び対策等について共有・協議するとともに、合同訓練やテロ対策訓練等を実施し、連携・協調関係の構築に努めるなど、水際危機管理に関し、引き続き厳格な対応を推進している。 | |
| | | ii | ◎情報収集機能の強化の一環として、平成27年1月から乗客予約記録（PNR）の取得を開始しており、テロの未然防止等水際対策に活用している。 | |
| | 公安調査庁 | i | ◎関係機関との情報連絡を強化し、情報を適時・適切に提供している。 | |
| | | i | ◎関係機関と合同訓練を実施するなど連携強化を図っている。 | |
| | 財務省 | ii | ◎積荷情報を活用した水際取締りの強化を図るため、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナー貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナー貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、詳細な情報を電子的に報告することを義務付ける「出港前報告制度」を平成26年3月より運用している。 | |
| | | iii | ◎全ての旅客の乗客予約記録（PNR）のNACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による電子的な取得を進めるとともに、取得した情報の分析・活用の高度化を図っている。 | |
| | 国土交通省 | i | ◎空港・港湾におけるテロ対策等の合同訓練を実施するとともに、「空港・港湾水際危機管理チーム」や空港保安委員会において、情報共有を図るなど、関係機関との連携を強化している。 | |
| | | ii | ◎国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、国際港湾施設の埠頭保安規程の承認（平成27年7月時点で133港2,101施設。）や立入検査等を実施している。こうした中、港湾における保安の確保を図りつつ物流の効率性を維持するための出入管理情報システムの導入を推進しており、現在、11港54ターミナルにシステムを導入し、平成27年1月からシステムの本格運用を開始している。また、同システムを使用する際に必要となる全国共通のICカードであるPS（Port Security）カードの普及を促進しており、システム導入港におけるトラックドライバーの使用率は、96%（27年3月時点）。 | |
| | 海上保安庁 | i | ◎旅客ターミナルや各港湾において、関係機関と平素より情報交換を行うとともに、各種連携した訓練を隨時実施する等の水際対策の強化を図っている。 | |
| | 法務省 | i | ◎事前旅客情報及び外国人の個人識別情報を活用した入国審査を確実に実施するとともに、平成21年8月からは「ICPO紛失・盗難旅券データベース」の情報を活用し、厳格な入国審査を実施している。 | |
| | | ii | ◎海港におけるパトロール及び臨船サーチを行っているほか、不法出入国事案に係る容疑者、ブローカー等の調査や摘発を推進している。また、直行通過区域を有する主要空港において、同区域におけるパトロール活動を行い、不審者の監視や摘発を行っている。 | |
| | | iii | ◎（再掲：2-(1)-②-法-iii）平成26年度における出入国審査業務の充実・強化及び在留管理業務の充実・強化に係る増員の措置。 | |
| | | iv | ◎（再掲：2-(1)-②-法-iv）平成27年度における出入国審査業務の充実・強化に係る増員の措置。 | |
| | | v | ○（再掲：2-(1)-②-法-v）平成28年度における出入国審査業務の充実・強化及び退去強制手続業務の充実・強化に係る増員の要求。 | |
| | | vi | ◎（再掲：2-(1)-②-法-vi）平成26年度における厳格な出入国審査の推進に係る経費及び安全・安心な社会の実現等の推進に係る経費の措置。 | |
| | | vii | ◎（再掲：2-(1)-②-法-vii）平成27年度における出入国管理体制の強化に係る経費の措置。 | |
| | | viii | ○（再掲：2-(1)-②-法-viii）平成28年度における出入国管理体制の強化に係る経費の要求。 | |
| | 外務省 | i | ◎厳格かつ効果的な出入国審査の実施に資するべく、日本社会の安全を確保するとともに外国人の人権を擁護するという観点から、不法滞在・就労、搾取や人身取引が疑われる査証申請に対して厳格な審査を行っている。 | |
| | 警察庁 | i | ◎原子力関連施設において、海上保安庁と連携した警戒活動やテロ対処訓練を実施している。 | |
| | | ii | ◎（再掲：2-(2)-①-警-iv）平成26年度に続き、27年度における各種テロ対処部隊等に係る装備資機材の整備等に係る経費の措置。 | |
| | | iii | ○（再掲：2-(2)-①-警-v）平成28年度における各種テロ対処部隊等に係る装備資機材の整備等に係る経費の要求。 | |
| | 国土交通省 | i | ○（再掲：2-(1)-②-国-ii）大量の輸送需要が発生し、多数の人出が予想される期間等に、旅客ターミナルのテロ対策の徹底を求める通達の発出。 | |
| | 海上保安庁 | i | ○（再掲：2-(2)-②-海-i）臨海部における原子力施設、米軍施設、国際空港等における必要な警戒の実施。 | |
| | 警察庁 | i | ◎不法出入国事案等に適切に対応するため、沿岸地域における警戒活動を実施している。 | |
| | 法務省 | i | ◎船舶による不法出入国対策の強化のため、関係機関と協力して、海港での警戒活動を行っている。 | |
| | | ii | ◎（再掲：2-(3)-①-法-i）関係機関との協議及び合同訓練・テロ対策訓練等の実施。 | |
| | | iii | ○平成28年度において、海港における不法出入国対策の充実・強化のための入国警備官（12人）の増員を要求している。 | |
| | | iv | ○尖閣諸島関連動向等について情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。 ○平成26年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員（30人）を措置した。 | |
| | 公安調査庁 | iii | ○平成26年度に続き、27年度において、海上警備・沿岸警備の強化に資する関連情報収集に係る経費（2,170百万円の内数）を措置した。 | |
| | | iv | ○平成28年度において、海上警備・沿岸警備の強化に資する関連情報収集に係る経費（2,632百万円の内数）を要求している。 | |
| | 農林水産省 | i | ○漁船を利用した密輸等の犯罪防止に資するため、漁業取締船による操業許可の確認等の取締活動を通じた不審船か否かの見極め及び関係機関への迅速な情報提供を実施している。 | |

| | | | |
|--------------------------------|---------------------------------|-----|---|
| | 海上保安庁 | i | ◎密輸・密航の水際阻止及び重大犯罪の関与が疑われる不審船・工作船への確実な対処による警備体制を万全とするため、関係機関等との合同パトロールや警戒活動等を実施している。また、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づく立入検査・勧告・退去命令等を実施している。また、不審船対処については、防衛省との連携強化のため、共同訓練を実施している。 |
| | 防衛省 | i | ◎平素から、艦艇や航空機により、我が国周辺の海空域において、警戒監視活動を着実に実施している。また、不審船対処について海上保安庁との連携強化のため、共同訓練を実施している。 |
| | 国土交通省 | i | ◎国際航海船舶の検査を実施し、船舶保安証書の交付を行っている。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、ポートステートコントロールの体制整備等海事保安体制の整備・強化に係る経費（98百万円の内数）を措置した。 |
| | | iii | ◎保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査を実施している。 |
| ⑤ 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進 | 海上保安庁 | i | ◎改正SOLAS条約に基づく「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、我が国に入港しようとする外航船舶から事前の入港通報を受け、テロのおそれがある船舶に対して、必要に応じて立入検査等を実施している。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく事前入港通報への対応に係る経費（9百万円）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく事前入港通報への対応に係る経費（9百万円）を要求している。 |
| (4) テロの手段を封じ込める対策の強化 | 警察庁 | i | ◎爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者との不審情報入手時の通報体制の確立等に向けた取組を推進している。 |
| | | ii | ◎爆発物の原料となり得る化学物質のより一層の管理強化のため、販売事業者への対策に加え化学物質を取り扱う学校等に対し、化学物質の管理状況の確認、改善要請等を実施している。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、製造方法の違いによる手製爆薬の特性の変化に関する研究に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| ① 爆発物の原料の管理強化 | 厚生労働省 | i | ◎毒劇物の譲渡手続及び交付制限の遵守等、適切な保管管理の徹底等について、毒物劇物営業者等に対する指導徹底を各都道府県等に要請している。また、爆発物の原料となり得る化学物質については、不審な者に対する販売の差し控え等、適正な販売を営業者に対して指導するよう、平成21年12月に各都道府県等に通知しているところであり、引き続き、周知徹底を図っている。 |
| | 農林水産省 | i | ◎都道府県及び関連業界団体等に対し、テロ等に使用されるおそれのある物質の販売時に不審な点がある場合やネット販売を行う場合には、用途及び本人確認を徹底するなどの協力を依頼している。 |
| | 経済産業省 | i | ◎関係業界団体に対し、爆発物の原料となり得る化学物質について、販売記録の適切な保管や、インターネット販売等の場合には購入者や目的等の確認・記録に努めるなど、その適切な管理等の徹底について協力を依頼している。 |
| ② 化学剤等の厳格な管理 | 警察庁 | i | ◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省と連携して、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する立入検査を実施している。 |
| | 厚生労働省 | i | ◎最新の知見に基づき毒物及び劇物の指定の見直しを行っている。また、毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査を適時適切に実施するとともに、違反事業者については、再度の立入検査等により違反の確実な改善が図られるよう、各都道府県に対して指導している。 |
| | | ii | ◎(再掲：2-(1)-(2)-厚-i) 特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する、立入検査等の実施。 |
| | 農林水産省 | i | ◎(再掲：2-(4)-(1)-農-i) 都道府県及び関連業界団体等への協力依頼の実施。 |
| | 経済産業省 | i | ◎病原微生物及び毒素の保有状況並びに管理状況について、経済産業省所管団体、その会員企業等を対象に調査を実施するとともに、対象企業に病原微生物及び毒素の適切な管理を要請している。 |
| | 原子力規制庁 | i | ◎化学剤（化学兵器原料）の管理については、化学兵器禁止法の規制に基づく厳格な許可制の運用、全許可事業者への立入検査等を実施している。また、平成27年5月に、化学兵器の原材料となりうる物質の転用防止を徹底するため、当該物質の取扱事業者に注意文書を発出した。 |
| ③ マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の促進 | 警察庁 | i | ◎組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯や麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯を検挙するなど、徹底したマネー・ローンダリング事犯の摘発を推進している（平成26年中は「組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯」を293件、「麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯」を7件、それぞれ検挙）。 |
| | 法務省 | i | ◎検察当局において、薬物犯罪収益等を含む犯罪収益等の剥奪を徹底し、犯罪収益等がテロ行為を含む犯罪組織の維持・拡大に利用されること等を防止するため、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令を活用して、マネー・ローンダリング事犯を的確に処罰している。 |
| | | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、検察における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費（496百万円）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、検察における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費（496百万円）を要求している。 |
| | | iv | ◎平成26年度に続き、27年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員（組織的薬物関係事犯担当要員18人）を措置した。 |
| | | v | ◎平成28年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員（組織犯罪関係事犯担当要員32人）を要求している。 |
| | 厚生労働省 | i | ◎麻薬特例法に係る業態犯を検挙し、薬物犯罪収益等を剥奪するなど、マネー・ローンダリング事犯の摘発を推進している。 |
| | 海上保安庁 | i | ◎近年、密輸・密航・密漁の背後に犯罪組織の関与が見受けられる事件が発生していることを踏まえて、組織犯罪における犯罪収益確保につながる密輸・密航・密漁事犯の水際対策を強化する必要があることから、関係機関と連携して情報収集体制の強化を図るとともに、取締りを実施している。 |
| | 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財政省 | i | ◎FATF（マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な政府間会合）第三次審査で指摘された事項に対応するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案」を第187回国会へ提出し、同法案は、平成26年11月に成立した。また、27年9月、同改正法の施行に伴う改正に加え、FATFの指摘事項に対応するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令及び同法施行規則を改正した。 |

| | | | | |
|--|---------------------------------|---|-----|--|
| | ④ FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | ii | ◎FATF勧告及び平成25年6月のG8ロック・アーンサミットで表明した「法人及び法的取極の悪用を防止するための日本の行動計画」に基づき、26年末までに国による資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価を行うに当たり、25年7月に「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の下に「国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会」を設置するなどして、関係省庁が連携して評価を進め、26年12月、「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」を公表した。 |
| | | 警察庁 | i | ◎平成26年度において、国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価のため、警察庁職員の増員（5人）をそれぞれ措置した。 |
| | | | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価のため、犯罪収益移転防止対策の推進に係る経費（9百万円）を措置した。 |
| | | | iii | ◎平成28年度において、国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価のため、犯罪収益移転防止対策の推進に係る経費（7百万円）を要求している。 |
| | | | iv | ◎FATF勧告等を踏まえて平成26年11月に改正された犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会は、リスク評価を実施し、27年9月に「犯罪収益移転危険度調査書」を公表した。 |
| | | | v | ◎FATF（マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な政府間会合）第三次審査で指摘された事項に対応するため、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案」を第187回国会へ提出し、同法案は、平成26年11月に成立し、27年10月5日に施行された。 |
| | | | vi | ○（再掲：2-(1)-(2)-警-ix）平成28年度における国際テロ対策の強化のため、警察庁職員の増員を要求。 |
| | | 総務省 | i | ◎国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に資するよう、平成25年12月、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に対してアンケート調査を行った。 |
| | | 法務省 | i | ○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を担保するためにどのような法整備が必要かについて、引き続き検討を続けている。 |
| | | | ii | ◎FATF（マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な政府間会合）第三次審査で指摘された事項に対応するため、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律」案を第183回国会へ提出し、継続審議となっていたところ、平成26年11月、第187回国会において成立した。 |
| | | | iii | ○（再掲：2-(4)-(3)-法-ii）平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 |
| | | | iv | ○（再掲：2-(4)-(3)-法-iii）平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 |
| | ⑤ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化 | 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | i | ◎特定事業者を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や特定事業者の義務について説明を行っているほか、ウェブサイト等を活用した広報啓発を実施している。 |
| | | 警察庁 | i | ◎平成25年12月から27年12月1日までの間に、国家公安委員会は、犯罪収益移転防止法が規定する取引時確認等の義務に違反している疑いが認められた22事業者に対し、報告又は資料の提出を求める報告微収を行った。また、18事業者について、所管行政庁に対し、是正命令等の措置を行うべき旨の意見陳述を行った。 |
| | | 金融庁 | i | ◎金融機関における犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務等の履行確保のための態勢整備状況について、平成25年4月に適用開始された改正監督指針等に従って指導・監督を行い、その徹底を図っている。また、特定事業者に対して、改正犯罪収益移転防止法の概要やこれに基づく義務について説明会を開催し、周知徹底を行っている。 |
| | | 総務省 | i | ◎総務省のホームページ上において、犯罪収益移転防止法の概要や法改正の内容、取引時確認の要件等を掲載し、周知を行っている。 |
| | | | ii | ◎平成27年8月に、電気通信事業法の電気通信事業者として届出がなされている転送電話サービス業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や法改正のポイント、取引時本人確認義務の要件や疑わしい取引等を記述した周知文書を送付した。 |
| | | 法務省 | i | ◎平成21年3月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律に関する警察庁の通知について」を日本司法書士会連合会に発出し、犯罪収益移転防止法の運用・解釈について周知しており、同周知に基づき、日本司法書士会連合会は、本人確認等に係る記録を10年保存とするよう、司法書士会会則基準を定めた上、全国の司法書士会に対して指導・監督を行っている。 |
| | | | ii | ○（再掲：2-(4)-(3)-法-ii）平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 |
| | | | iii | ○（再掲：2-(4)-(3)-法-iii）平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 |
| | | 農林水産省 経済産業省 | i | ◎商品先物取引業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく立入検査を行い、取引時確認及び疑わしい取引の届出等が的確に行われているか確認し、問題があると認められる場合には、是正命令等を発出している。また、個々の商品先物取引業者のみならず、商品先物取引業界全体の問題として疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われるよう、同業界の振興団体及び自主規制団体に対し、所属会員に対する周知徹底を要請している。さらに、商品先物取引業者の疑わしい取引の届出事務に資するように、特に注意を払うべき取引の類型の例示等を記載した疑わしい取引の参考事例を作成し、業界団体に通知している。 |
| | | 農林水産省 | i | ○「系統金融機関向けの総合的な監督指針」等において、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢を整備することの重要性を指摘している。犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うため系統金融機関の内部管理態勢について、検査・監督を通じて把握し、問題があると認められる場合には、必要に応じ農協法等に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法等に基づき業務改善命令を発出することとしている。 |
| | | 警察庁 外務省 | i | ◎マネー・ローンダリング対策に係る国際会議等に参加するとともに、多くの国・地域の「FIU」（資金情報機関）との間で、積極的な情報交換を可能とするための情報交換枠組みの構築を推進しており、平成25年12月以降、16の国・地域のFIUとの間で情報交換枠組みを設定した。27年12月1日現在では、合計86のFIUとの間で情報交換枠組みを設定している。 |

| | | | |
|-------------------------------|---|-----|--|
| ⑥ FIUの機能強化 | 警察庁 | i | ◎疑わしい取引に関する情報の提供先機関との連携を強化するため、「特定金融情報関係機関連絡会議」を開催し、課題を協議するなど相互に協力して対策を推進している。 |
| | | ii | ◎疑わしい取引に関する情報の精緻化及び分析に資する各種情報の収集・整理、効率的な分析のためのシステムの整備、担当職員の専門的能力の向上等、分析能力の強化を図っている。 |
| | | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、疑わしい取引に関する情報の効率的な分析のためのシステム整備のため、犯罪収益移転防止対策の推進に係る経費（2百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成28年度において、疑わしい取引に関する情報の効率的な分析のためのシステム整備のため、犯罪収益移転防止対策の推進に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| | | v | ○（再掲：2-(1)-(2)-警-ix）平成28年度における国際テロ対策の強化のための警察庁職員の増員の要求。 |
| ⑦ 多様化する脅威に対応した効果的な諸対策の推進 | 警察庁 | i | ◎インターネットを中心とした情報収集・分析機能の強化・高度化を図るとともに、違法行為の取締りを徹底するよう、各都道府県警察に対し、指導等を行っている。 |
| | | ii | ◎平成26年度において、各種情報収集用資機材の整備に係る経費（多様化する脅威への対応に係るもの）（250万円）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、爆発物の安全化処理に関する研究に係る経費（2百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成28年度において、爆発物容器破片の速度抑制に関する研究に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| (5) 情報収集機能とカウンタインテリジェンス機能の強化 | | | |
| ① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化 | 内閣官房 警察庁 金融庁 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 経済産業省 海上保安庁 防衛省 | i | ◎平成25年度及び26年度において、内閣情報会議をそれぞれ2回開催しており、27年度も、7月に内閣情報会議を開催したほか、原則として隔週1回の合同情報会議等を開催し、情報コミュニティ間における情報共有を図っている。また、26年1月には、国家安全保障局長を内閣情報会議と合同情報会議の構成員に加えた。 |
| | | ii | ◎特定のテーマに関し、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析を行い、官邸首脳及び関係各省庁に高度な分析結果（情報評価書）を報告している。 |
| | 内閣官房 外務省 | i | ○（再掲：2-(1)-(2)-官外-i）「国際テロ情報収集ユニット」、「国際テロ情報収集・集約幹事会」及び「国際テロ情報集約室」の新設並びに在外公館担当官の増員。 |
| | | i | ◎平成27年度において、情報評価書の作成を担う内閣情報分析官1名を増配置した。 |
| | 内閣官房 | ii | ○平成28年度において、平成27年度に増配置した内閣情報分析官1名の定数化を要求している。 |
| | | iii | ○平成28年度において、内閣情報分析官による分析体制を強化するため、専門職（2人）を要求している。 |
| | | iv | ○（再掲：2-(1)-(2)-官-vii）平成28年度における地理空間情報（GEOINT）の活用の実現に向けた基盤整備に着手し体制を強化するための専門職の増員の要求。 |
| | 警察庁 | v | ○（再掲：2-(1)-(2)-官-x）平成28年度における各種情報を融合・処理した地理空間情報（GEOINT）の基盤整備に着手するための経費の要求。 |
| | | i | ○内閣情報会議、合同情報会議に参加して情報共有を図っているほか、国家安全保障局等に対する適時適切な情報提供を行っている。 |
| | 法務省 | i | ○関係機関と連携し、情報共有体制の強化を図っている。 |
| | 公安調査庁 | i | ○内閣情報会議、合同情報会議、国家安全保障局等の関係機関に適時・適切に情報を提供し、情報共有体制を強化している。 |
| | 外務省 | i | ○内閣情報会議、合同情報会議等の開催を通じて関係省庁と積極的に情報共有を行うとともに、国家安全保障局をはじめとする官邸政策部門に対し積極的に情報提供を行っている。 |
| | 海上保安庁 | i | ○内閣情報会議及び合同情報会議に参加するなど関係機関と情報共有体制の強化を図ると共に、警備情報収集・分析体制の強化を図っている。また、平成26年度に続き、27年度において、警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費を措置した。 |
| | | ii | ○28年度において、警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費を要求している。 |
| | 防衛省 | i | ○内閣情報会議、合同情報会議等を通じて、情報コミュニティにおける情報共有を図るとともに、国家安全保障局における政策決定に資するよう同局に対する情報提供についても強化している。 |
| ② 在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官等の体制強化 | 警察庁 | i | ○在外公館における治安・情報機関からの情報収集活動を強化するため、アフリカ等の在外公館に対し、平成27年度から警察出身のアタッシェ及び警備対策官を新規派遣（4か国4公館4名）した。今後、さらに警備対策官の新規派遣を行う予定である。 |
| | | ii | ○在外公館における治安・情報機関からの情報収集活動を強化するため、警察出身のアタッシェ及び警備対策官の配置状況を検証し、我が国にとって有益な情報が入手可能な在外公館への配置を具体的に検討するなど、アタッシェ等の実質的な体制強化に向けた検討を継続的に進める。 |
| | 公安調査庁 | i | ○情報収集・分析業務に精通した公安調査庁職員を在外公館に派遣することで、同公館における多様な情報収集活動の強化に寄与している。 |
| | 外務省 防衛省 | i | ○平成26年度において、在アルジェリア邦人にに対するテロ事件を踏まえ、アフリカ地域に関する情報収集能力の向上を図るために、我が国にとって有益な情報が入手可能なアフリカ地域7か国や当該地域と密接な関係を有する欧州地域3か国へ防衛駐在官を新規派遣するなどの措置を講じた。27年度において、ポーランド等に防衛駐在官を派遣することとしたほか、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、情報収集の強化のため、在レバノン防衛駐在官にヨルダンを、在クウェート防衛駐在官にイラクを兼轄させる等の措置を講じた。 |
| | | ii | ○平成28年度において、シリアにおける邦人殺害テロ事件等を踏まえ、中東地域における情報収集・分析体制の強化のため、また、アジア太平洋地域における情報収集・分析体制強化のため、ヨルダン、UAE及びモンゴルへの防衛駐在官の新規派遣を要求している。 |
| | 内閣官房 警察庁 金融庁 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 経済産業省 海上保安庁 防衛省 | i | ○（再掲：2-(5)-(1)-官警金公外財経海防-i）内閣情報会議開催に向けた作業の実施及び合同情報会議の開催。 |
| | | ii | ○（再掲：2-(5)-(1)-官警金公外財経海防-ii）総合的な分析結果（情報評価書）の報告。 |

| | | |
|--------------|------|--|
| 警察庁 国土交通省 | i | ◎旅館・ホテル業者、インターネットカフェ事業者等の各種事業者に対し、不審情報の通報を依頼するなどの働き掛けを行っている。 |
| 内閣官房 外務省 | i | ◎(再掲: 2-(1)-②-官外-i) 「国際テロ情報収集ユニット」、「国際テロ情報収集・集約幹事会」及び「国際テロ情報集約室」の新設並びに在外公館担当官の増員。 |
| 内閣官房 | i | ◎平成26年度において、国際テロ情報の収集及び分析並びに調査のためのデータベースの導入(21百万円)に係る経費、外国機関との協力体制強化のための旅費の増額(8百万円)に係る経費及び画像情報分析体制強化のための増員(9名)をそれぞれ措置した。 |
| | ii | ◎平成27年度において、国際テロ情報や公開情報の収集及び分析・調査に関する事務を遂行する上で必要な、新たな各種データベース等の受信等に必要な経費(8百万円)を措置した。 |
| | iii | ○(再掲: 2-(1)-②-官-i) 平成28年度における国際テロ情報の分析体制の強化に係る専門職の増員の要求。 |
| | iv | ○(再掲: 2-(1)-②-官-i) 平成28年度における国際テロ情報の収集・分析機能の強化のための経費の要求。 |
| | v | ○(再掲: 2-(1)-②-官-vii) 平成27年度からのデータ中継衛星の開発着手。 |
| | vi | ○(再掲: 2-(1)-②-官-viii) 平成28年度における地理空間情報(GEOINT)の活用の実現に向けた基盤整備に着手し体制を強化するための専門職の増員の要求。 |
| | vii | ○(再掲: 2-(1)-②-官-ix) 情報収集衛星の機数増を行うための平成28年度における光学多様化1号機の開発着手に係る経費の要求。 |
| | viii | ○(再掲: 2-(1)-②-官-x) 平成28年度における各種情報を融合・処理した地理空間情報(GEOINT)の基盤整備に着手するための経費の要求。 |
| 警察庁 | i | ◎海外の治安情報機関を招へいして二国間テロ対策協議及び地域テロ対策協議を実施するなど、外国治安情報機関等との情報交換を推進した。 |
| | ii | ◎「SDWAN」(テロ関連ウェブサイト共有データベース)を運用し、ASEAN各国との間で国際テロに係る情報の共有を推進している。 |
| | iii | ◎平成27年度において、国際テロに対応するための事態対処能力を強化するため、地方警察官の増員を措置した。 |
| | iv | ◎平成28年度において、国際テロ対策に係るアラビア語の堪能な人材の育成強化に係る経費(17百万円)を要求している。 |
| | v | ◎平成28年度において、イスラム過激派等の脅威に関する調査研究に係る経費(5百万円)を要求している。 |
| | vi | ◎平成28年度において、国際テロに対応するための事態対処能力を強化するため、地方警察官の増員を要求している。 |
| | vii | ○(再掲: 2-(1)-②-警-ix) 平成28年度における国際テロ対策の強化のため、警察庁職員の増員を要求。 |
| | viii | ○平成28年度において、インターネット上におけるテロ等関連情報を組織的・体系的に収集し分析するため、インターネット・オシントセンター(仮称)の設置に係る経費(233百万円)を要求している。 |
| | ix | ○平成28年度において、衛星画像等の分析体制の強化のため、資機材の整備等に係る経費(322百万円)を要求している。 |
| | x | ○平成28年度において、各国治安情報機関等との情報交換及び関係強化を統一的かつ総合的に推進するため、外事情報調整室の設置を要求している。 |
| 法務省 | i | ◎関係機関と連携し、情報収集体制等の強化を図っている。 |
| 公安調査庁 | i | ◎国際テロに関する基礎資料として「国際テロリズム要覧」を定期的に作成し、関係機関、企業等に配付しているほか、同要覧のWEB版をホームページに掲載している。 |
| | ii | ◎平成27年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員(12人)を措置した。 |
| | iii | ◎平成28年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員(72人)を要求している。 |
| | iv | ○(再掲: 2-(2)-①-公-ii) 平成26年度に続き、27年度におけるテロ関連情報収集等の強化に係る経費の措置。 |
| | v | ○(再掲: 2-(2)-①-公-iii) 平成28年度におけるテロ関連情報収集等の強化に係る経費の要求。 |
| | vi | ◎シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、公安調査庁次長を長とする緊急調査室を設置し、関連調査の推進体制を強化し、国内外関係機関との協力態勢の一層の強化等に取り組んでいる。また、バングラデシュにおける邦人殺害事件に関し、情報収集・分析態勢を強化した。 |
| 外務省 | i | ◎平成27年度において、国際テロ情勢に関する公開情報収集体制の強化のため、イスラム過激派による声明等の適時・適切な収集のための経費(12百万円)を措置した。 |
| | ii | ◎平成28年度において、国際テロ情勢に関する公開情報収集体制の強化のため、イスラム過激派による声明等の適時・適切な収集のための経費(58百万円)を要求している。 |
| | iii | ◎平成26年度において、的確かつ迅速な邦人保護の実施に資するべく、国際テロに関する一般情報の収集機能を強化するため、中東・北アフリカ地域に関するモニタリングソースの追加を行うなど、国際ニュースモニタリングを強化した。 |
| | iv | ◎平成27年度においても、国際ニュースモニタリングサービス関係経費(166百万円)を措置した。 |
| | v | ◎平成28年度において、国際ニュースモニタリングサービス関係経費(198百万円)を要求している。 |
| | vi | ◎平成26年度に続き、27年度において、海外情報機関との重層的関係の構築のため、本省職員の海外出張のための経費(2.6百万円)を措置した。 |
| | vii | ◎平成28年度において、海外情報機関との重層的関係の構築のため、本省職員の海外出張のための経費(2百万円)を要求している。 |
| | viii | ◎平成27年度において、北アフリカ・サヘル地域の恒常的フォローの確保のため、在外公館における情報収集機能強化のための経費(952千円)を措置した。 |
| | ix | ◎平成28年度において、北アフリカ・サヘル地域の恒常的フォローの確保のため、在外公館における情報収集機能強化のための経費(841千円)を要求している。 |
| | x | ◎平成26年度に続き、27年度において、情報分析能力の強化のため、専門分析員の充実のための経費(4百万円)を措置した。 |
| | xi | ◎平成28年度において、情報分析能力の強化のため、専門分析員の充実のための経費(4百万円)を要求している。 |
| | xii | ◎平成26年度において、国際テロ情勢及び中東・アフリカ地域における情報収集・分析能力の強化のため、情報分析担当官及び在外公館情報担当職員を増員(本省5人、在外7人)した。 |

③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

| | | | |
|--|--|-----|--|
| | | i | ◎(再掲: 2-(4)-①-厚-i) 毒劇物の譲渡手続及び交付制限の遵守等、適切な保管管理の徹底等の実施。 |
| 厚生労働省 | | ii | ◎平成26年12月、都道府県及び関係業界団体に対して、旅館等の営業者が日本国内に住所を有しない外国人宿泊客の旅券の写しを保管するよう改めて周知を行い、旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化を図っている。また、国家戦略特区外国人滞在施設経営事業の円滑な実施を図るため、27年7月、都道府県等に対して、テロ対策等の観点から、滞在者名簿の備え付け等の実施を盛り込んだ通知を発出するとともに、同年9月、滞在者名簿や本人確認の実施方法の明確化を図るために厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則を改正した。 |
| | | iii | ◎G7各国、メキシコ、欧州委員会から成る世界健康安全保障イニシアティブ(Global Health Security Initiative)へ参画し、平成21年より「早期警戒報告プロジェクト」を立ち上げ、NBCテロを含む健康危機情報報を早期検知するためのシステムを共同で開発した。得られた情報を各国共同で分析し、リスク解析を行っている。 |
| | | i | ◎(再掲: 2-(4)-①-農-i) 都道府県及び関連業界団体等への協力依頼の実施。 |
| 農林水産省 | | i | ◎(再掲: 2-(5)-①-海-i) 平成27年度における警備情報収集・分析体制の強化に係る経費の措置等。 |
| 海上保安庁 | | ii | ◎(再掲: 2-(5)-①-海-ii) 28年度における警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の要求。 |
| | | i | ◎原子炉等規制法に基づき策定が義務付けられている核物質防護規定に従い、原子力事業者は緊急時対応計画を定め、異常な事象が認められた際に速やかに関係機関へ連絡する体制を整備している。 |
| 原子力規制庁 | | ii | ◎外国から要人が来日する際、原子力事業者等に対し、関係情報及び不審者情報の警察への通報連絡の徹底を含む通知を発出している。 |
| | | i | ◎アフリカへの防衛駐在官派遣等を通じた国際情勢に係る情報収集の強化を図ったほか、分析機能の強化及び関係機関との情報共有の深化を図っている。 |
| 防衛省 | | ii | ◎シリアにおける邦人殺害テロ事件を踏まえ、平成28年度概算要求において、情報本部等における国際テロリズムや公開情報に関する情報収集・分析能力の強化のための所要の体制の整備を要求している。 |
| | | i | ◎平成26年度において、「TRT-2」(国際テロリズム緊急展開班)による情報収集活動を強化するため、装備資機材の整備等に係る経費(22百万円)を措置した。 |
| ④ TRT-2 の充実強化 | | ii | ◎平成26年度において、海外における重大突発事案における対処能力等の強化のため、外事特殊事案対策官を設置した。 |
| | | iii | ◎平成26年度において、TRT-2の事態対処能力向上のため、警察庁職員の増員を措置した。 |
| | | iv | ◎派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成を推進し、新たにアラビア語等に精通した要員を指定した。 |
| | | v | ◎各都道府県警察の職員から指定された要員も含めた図上訓練を行い、派遣時の活動内容や装備を確認するほか、過去の派遣における教訓や要員相互の意識の共有を推進している。 |
| | | vi | ◎平成28年度において、TRT-2の対処能力を向上させるため、教養の拡充等に係る経費(18百万円)を要求している。 |
| | | vii | ◎(再掲: 2-(1)-②-警-ix) 平成28年度における国際テロ対策の強化のための警察庁職員の増員を要求。 |
| | | i | ◎引き続き、警察庁の依頼により、TRT-2の班員として指定された警察庁職員に対してあらかじめ数次往復用公用旅券を発給している。 |
| 内閣官房 内閣法制局 内閣府 宮内庁 公正取引委員会 警察庁 特定個人情報保護委員会 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 消防庁 法務省 公安審査委員会 公安調査庁 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 海上保安庁 環境省 原子力規制委員会 原子力規制庁 防衛省 防衛装備庁 | | i | ◎「カウンターインテリジェンス推進会議」を通じて、カウンターインテリジェンスについて、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、その強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図っている。 |
| | | i | ◎内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を関係行政機関に提供している。 |
| | | ii | ◎「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づく特別管理秘密制度に関し、関係行政機関における運用の状況の把握を行った。 |
| | | iii | ◎内閣官房において、職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発を行っている。また、特別管理秘密取扱職員に対する研修を実施した。 |
| | | iv | ◎関係行政機関における職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発を支援するため、関係行政機関のカウンターインテリジェンス担当職員に対し研修を実施している。また、特別管理秘密取扱職員に対する研修を支援する観点からも、同担当職員に対し研修を実施した。 |
| | | v | ◎特定秘密の保護に関する法律の施行に伴い、内閣官房において今後特定秘密を取り扱う予定のある者に対して研修を行った。 |
| | | | |

⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

| | | |
|---|-------|--|
| | | <p>vi ○平成26年12月10日に施行された特定秘密の保護に関する法律や特定秘密の保護に関する法律施行令、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）等に基づき、各府省庁において、特定秘密の保護のための措置が的確に実施されるよう、内閣官房内閣情報調査室が特定秘密の保護に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行っている。</p> <p>vii ○平成26年度において、特定秘密保護法の施行に向けた体制の整備のため、内閣参事官（1人）を新設した。</p> <p>viii ○平成27年度において、特定秘密保護法の総括・運用支援業務の実施体制を確保するため、専門職の増員（1人）を、特定秘密保護法の施行による内閣官房職員等の適性評価業務等の実施体制を確保するため、専門職の増員（1人）を、それぞれ措置した。</p> <p>ix ○平成28年度において、特定秘密保護法の施行に向けた体制の整備のために26年度から2年間の时限で新設した内閣参事官（1人）の恒久化を要求している。</p> |
| 警察庁 | i | ○各種研修の場で、カウンターインテリジェンスに関する講義を実施し、職員に対する意識啓発や制度の周知徹底に努めている。 |
| | ii | ○平成26年度において、カウンターインテリジェンス機能の強化のため、警察庁職員の増員（1人）を措置した。 |
| | iii | ○平成27年度において、諸外国による対日諸工作等に対応するための事態対処能力を強化するため、地方警察官の増員を措置した。 |
| | iv | ○平成28年度において、諸外国による対日諸工作等に対応するための事態対処能力を強化するため、地方警察官の増員を要求している。 |
| | v | ○（再掲：2-(5)-(3)-警-viii）平成28年度における各国治安情報機関等との情報交換等を統一的かつ総合的な推進するための外事情報調整室の設置の要求。 |
| 法務省 | i | ○検察当局において、情報漏えい事件等について、警察等関係機関と連携協力の上、関係法令を適用して厳正に対処している。また、「特定秘密の保護に関する法律」の施行後は、同法違反事件についても、同法や同法施行令等に基づいて適正に対処していくこととしている。 |
| 公安調査庁 | i | ○外国機関の我が国の公共の安全に影響を及ぼす情報活動について、情報収集及び国内外の関係機関との連携強化を行い、得られた情報を関係機関に適時・適切に提供している。 |
| | ii | ○（再掲：1-(1)-(5)-公一 ii）平成26年度における対日有害活動に関する情報収集の強化に係る経費の措置。 |
| | iii | ○（再掲：2-(3)-(4)-公一 ii）平成26年度における公安調査体制の充実強化に係る公安調査官の増員の措置。 |
| | iv | ○平成27年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員（14人）を措置した。 |
| 海上保安庁 | i | ○（再掲：2-(5)-(1)-海-i）平成27年度における警備情報収集・分析体制の強化に係る経費の措置等。 |
| | ii | ○（再掲：2-(5)-(1)-海-ii）28年度における警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の要求。 |
| 防衛省 | i | ○平成21年3月、カウンターインテリジェンス情報を集約・共有することを目的として、「防衛省カウンターインテリジェンス委員会」を設置し、毎年度末、次年度の「カウンターインテリジェンスに関する方針」を策定している。 |
| | ii | ○平成23年12月、カウンターインテリジェンス機能強化の観点から、外国政府機関関係者等との接触要領について示すとともに、カウンターインテリジェンス上参考となる事項についての報告を求めるための通達を改正し、24年1月から運用している。 |
| ⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り | 警察庁 | i ○極左暴力集団・右翼によるテロ・ゲリラ等の違法行為の取締りを徹底するよう、各都道府県警察に対し、指導等を行っている。 |
| | | ii ○平成26年度に続き、27年度において、各種情報収集用資機材の整備に係る経費（極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止に係るもの）（3百万円）を措置した。 |
| | | iii ○平成28年度において、極左暴力集団による違法行為の取締りのため、資機材の整備に係る経費（3百万円）を要求している。 |
| | 法務省 | i ○（再掲：2-(5)-(3)-法-i）関係機関と連携した情報収集体制等の強化。 |
| | 公安調査庁 | i ○極左暴力集団、右翼等について情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。 |
| | | ii ○平成26年度に続き、27年度において、極左暴力集団、右翼等によるテロ、オウム真理教による各種違法行為等の未然防止に関する情報収集・分析の強化に係る経費（2,170百万円の内数）を措置した。 |
| | | iii ○平成28年度において、極左暴力集団、右翼等によるテロ、オウム真理教による各種違法行為等の未然防止に関する情報収集・分析の強化に係る経費（2,632百万円の内数）を要求している。 |
| | | iv ○平成27年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員（12人）を措置した。 |
| | | v ○平成28年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員（8人）を要求している。 |

(6) 国際連携を通じたテロの脅威等への対処

| | | |
|--|-----|---|
| | 警察庁 | <p>i ○平成26年1月に開催された日・サウジアラビア・テロ情勢対話、同年4月及び平成27年10月に開催された日英テロ対策協議、26年5月に開催された日・ASEANテロ対策対話、同年11月に開催された北アフリカ・サヘル地域におけるテロ対策のための刑事司法協力ワークショップ、27年5月に開催された日中韓テロ対策協議、同年11月に開催された日印テロ対策協議並びに26年11月、27年3月及び同年11月に開催されたG7ローマ・リヨングループ・テロ対策実務者サブ・グループに警察庁職員が出席し、国際テロ情勢及び国際テロ対策についての議論等に積極的に関与した。</p> <p>ii ○平成26年1月に開催された、国際刑事警察機構（ICPO）グローバル・セキュリティ及びテロ対策サミットに警察庁幹部が出席し、国際テロ情勢及び国際テロ対策についての議論等に積極的に関与した。</p> <p>iii ○平成27年2月に開催された暴力的過激主義に関する閣僚級会合に警察庁幹部が出席し、暴力的過激主義についての議論等に積極的に関与した。</p> <p>iv ○平成26年10月及び27年10月、JICAとの共催による「国際テロ対策研修」を実施し、26年度は14か国19人、27年度は17か国22人の治安機関等職員を受け入れ、国際テロ対策に係る各国の能力向上に寄与した。</p> <p>v ○（再掲：2-(1)-(2)-警-ix）平成28年度における国際テロ対策の強化のため、警察庁職員の増員を要求。</p> |
| | | <p>i ○平成26年11月、27年3月及び11月に開催された「G7ローマ・リヨン・グループ会合」に参加し、G7における国際テロ対策の議論に積極的に関与している。</p> |
| | | <p>ii ○平成26年度に続き、27年度において、国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進経費（10百万円）を措置した。</p> |
| | | |
| | | |
| | 法務省 | |

① 國際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

| | | |
|-------|---------|--|
| | iii | ○平成28年度において、國際社会におけるテロ対策に係る協力の推進経費（2百万円）を要求している。 |
| 公安調査庁 | i | ○平成26年11月及び27年3月にドイツで開催された「G7ローマ／リヨン・グループ会合」に職員を派遣し、関係諸国との連携・協力に努めるなど、各種協議等に積極的に関与している。 |
| | i | ○「G7/G8ローマ／リヨン・グループ会合」に参加し、G7/G8における國際テロ対策協力及び組織犯罪対策協力の議論に積極的に関与している。 |
| | ii | ○平成23年9月に発足した「GCTF」（グローバル・テロ対策フォーラム）関連会合に参加し、その後も、國際テロ対策協力（キャバシティ・ビルディング支援を含む）に関する議論に貢献している。 |
| | iii | ○日米テロ対策協議（平成26年2月）、日英テロ対策協議（27年10月）及び日中韓テロ対策協議（27年5月及び日印テロ対策協議（27年11月）を実施するなど、二国間枠組み等を通じた國際テロ対策協議を行い、國際テロ対策協力を進めている。 |
| | iv | ○米国の主催する暴力的過激主義に関する一連の会合（平成27年2月、6月、7月及び9月）に参加するとともに、同イニシアティブのフォローアップのためのプロセスに積極的に関与している。 |
| | v | ○平成26年11月、國際テロ対策の一環として、北アフリカ・サヘル地域各国間の協力促進を支援するために「北アフリカ・サヘル地域におけるテロ対策のための刑事司法協力ワークショップ」を開催した。 |
| | vi | ○平成26年2月、「UNODC」（国連薬物犯罪事務所）に対し、イラクにおけるテロ対策法制度強化支援のため、テロ対策法整備、司法・法執行機関の捜査・訴追能力強化及び國際・地域協力促進のために行う技術支援に対する資金（約72万ドル）を措置し暫時実施を行っている。 |
| | vii | ○平成26年2月、「UNODC」（国連薬物犯罪事務所）に対し、エジプトにおけるテロ対策法制度強化支援のため、テロ対策法整備、司法・法執行機関の捜査・訴追能力強化及び國際・地域協力促進のために行う技術支援に対する資金（約50万ドル）を措置し暫時実施を行っている。 |
| | viii | ○平成24年7月の東京会合において、アフガニスタンに対し、「2012年より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援を行う」ことを表明し、平成27年10月までの間に、治安能力の向上、反政府勢力の社会への再統合・持続的・自立的発展の支援等の分野における支援（約217,800百万円）を実施している。 |
| | ix | ○平成27年10月より、インドネシアに対し、次世代航空保安システム（CNS/ATM）導入及び安全情報の報告制度に関する能力強化を目的に、運輸省航空空総局等に対して技術協力プロジェクト「航空安全性及び効率性向上プロジェクト」を実施している。 |
| | x | ○平成23年1月より、ベトナム、ラオス及びカンボジアに対し、技術協力プロジェクトである「東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト」を実施している。これは、東メコン地域における次世代航空保安システム移行に係る能力向上を図るものである。 |
| | xi | ○平成24年1月から27年1月まで、インドネシアに対し、マラッカ・シンガポール海峡の海賊対策を含めた保安体制強化のための技術協力プロジェクトである「海上交通保安能力向上プロジェクト」を実施した。27年3月からは同プロジェクトのフェーズ2を実施している。 |
| | xii | ○平成25年1月から、「危機管理体制整備支援計画（UNDP連携）」にて、チュニジアの危機管理体制の法的・制度的枠組みや機能強化等支援（254百万円）をしている。 |
| | x iii | ○平成25年3月から、フィリピンに対し、海上におけるより実務的な法執行能力強化のため、海上訓練システムの強化を目的とした技術協力プロジェクトである「海上法執行実務能力強化プロジェクト」を実施している。 |
| | x iv | ○平成25年3月、フィリピンにおいて、無償資金協力である「沿岸警備通信システム強化計画」（1,152百万円）の交換公文に署名した。今後、フィリピン沿岸警備隊の主要運用船舶及び新設管区本部（ルソン北東及びヴィサヤ東）等と本府間の通信システム整備を行うとともにセブ港周辺海域の船舶航行監視システム構築のための協力を実施していくこととしている。 |
| 外務省 | x v | ○平成25年3月、ミャンマーにおいて無償資金協力である「全国空港保安設備整備計画」（1,233百万円）の交換公文に署名した。また、26年9月から、次世代航空保安システムに係る能力開発を目的とした技術協力プロジェクトである「次世代航空保安システムに係る能力開発プロジェクト」を実施している。 |
| | x vi | ○平成25年6月から、「法の支配の強化と貧困層の司法へのアクセス支援計画（UNDP連携）」にて、ブルキナファソにおける小型武器の流入増大への対策や、人権保護に關係する機関及び治安部局の能力強化支援（283百万円の内数）をしている。 |
| | x vii | ○平成25年6月から、「平和構築、治安維持および司法強化計画（UNDP連携）」にて、モーリタニアの小型武器の流入増大・拡散への対応能力の強化や司法部門の能力向上等支援（283百万円の内数）をしている。 |
| | x viii | ○平成25年7月より、マレーシアに対し、海上保安実務能力及び教育訓練制度向上を目的とした技術協力プロジェクトである「海上保安実務能力及び教育訓練制度向上プロジェクト」を実施している。 |
| | x ix | ○平成25年7月から、「サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画（UN連携／UNODC実施）」にて、セネガル、チャド、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、マリ及びモーリタニアに対してテロ対策国内法整備のためのワーキンググループ開催、刑事司法地域協力枠組活用促進のための参加国へのミッション派遣等により支援（642百万円）を実施している。 |
| | x x | ○平成25年10月、「空港保安強化計画」として、パキスタンに対し、国内の空港におけるテロ対策及び保安強化のため、手荷物検査装置等のための資金（1,946百万円）を供与し、現在、同計画を実施している。 |
| | x xi | ○平成25年12月、フィリピンにおいて、円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」（18,732百万円）の交換公文に署名した。これは、沿岸域内の海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上のために、フィリピン沿岸警備隊に船舶を供与するなどの協力をを行うものである。 |
| | x x ii | ○平成25年12月、ベトナムにおいて、円借款「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画（第三期）」（26,062百万円）の交換公文に署名した。これは、ベトナムの首都空港における安全性、信頼性及び利便性の向上のために、旅客ターミナルビルの建設及び付帯施設一式（道路・駐車場、手荷物処理システム、セキュリティシステム、下水処理システム、航空機燃料供給施設等）の整備の協力をを行うものである。 |
| | x x iii | ○平成26年3月、「航空保安設備整備計画」として、バングラデシュの4か所の空港において、航空機の目的地空港への誘導と着陸の安全性確保、航空機事故発生時対策及びテロ対策のため、航空保安設備整備等のための資金（2,402百万円）を供与し、現在、同計画を実施している。 |

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| | x x iv | ◎平成25年11月から、「テロ対策法制度強化計画（UN連携／UNODC実施）」にて、アルジエリアの司法・法執行機関の捜査・訴追・裁判等法執行能力向上のためのワークショップの開催や機材を供与すること等により、テロ対処能力向上支援（58百万円）を実施している。 |
| | x x v | ◎平成26年3月に開催された「ハーグ核セキュリティ・サミット」に安倍総理が参加し、我が国の核テロ対策を表明した。 |
| | x x vi | ◎平成27年1月、チュニジアに対し「治安対策機能強化機材整備計画」として空港等での治安対策機能強化のための資金（687百万円）を供与し、現在同計画を実施している。 |
| | x x vii | ◎平成27年7月、モロッコに対し「治安対策機能強化機材整備計画」として空港等での治安対策機能強化のための資金（388百万円）を供与し、現在同計画を実施している。 |
| | x x viii | ◎平成27年1月、「カラチ港及びバンカシム港治安強化計画」として、パキスタンに対し、カラチ市内二か所の港湾におけるテロ対策及び保安強化のため、手荷物検査装置等のための資金（1,877百万円）を供与し、現在、同計画を実施している。 |
| | x x ix | ◎平成27年4月に開催された「和解と寛容の促進」に関する国連総会ハイレベル別討論に川田政府代表/国際テロ・組織犯罪対策担当大使が出席し、我が国のテロ対策支援等についてスピーチを行った。 |
| | x x x | ◎平成27年3月、国際連合事務局政務部のテロ対策協力の責任者他1人を訪日招へいし、関係の強化を実施した。 |
| ② 航空保安対策・海上法執行能力の向上に向けた支援 | 外務省 | i ◎(再掲：2-(6)-①-外-ix) インドネシアにおける技術協力プロジェクトである「航空安全性和効率性向上プロジェクト」の実施。 |
| | | ii ◎(再掲：2-(6)-①-外-x) ベトナム、ラオス及びカンボジアにおける技術協力プロジェクトである「東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト」の実施。 |
| | | iii ◎(再掲：2-(6)-①-外-xi) インドネシアにおける技術協力プロジェクトである「海上交通保安能力向上プロジェクトフェーズ2」の実施。 |
| | | iv ◎(再掲：2-(6)-①-外-x iii) フィリピンにおける技術協力プロジェクトである「海上法執行実務能力強化プロジェクト」の実施。 |
| | | v ◎(再掲：2-(6)-①-外-x iv) フィリピンにおける無償資金協力である「沿岸警備通信システム強化計画」の実施。 |
| | | vi ◎(再掲：2-(6)-①-外-x v) ミャンマーにおける無償資金協力である「全国空港保安設備整備計画」及び技術協力プロジェクトである「次世代航空保安システムに係る能力開発プロジェクト」の実施。 |
| | | vii ◎(再掲：2-(6)-①-外-x viii) マレーシアにおける技術協力プロジェクトである「海上保安実務能力及び教育訓練制度向上プロジェクト」の実施。 |
| | | viii ◎(再掲：2-(6)-①-外-x i) フィリピンにおける円借款である「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」の実施。 |
| | | ix ◎(再掲：2-(6)-①-外-x ii) ベトナムにおける円借款である「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画」の実施。 |
| | | x ◎平成20年から、ケニア、ジブチ、タンザニア等海上保安機関関係者を対象とした本邦研修プログラム（「海上犯罪取締り研修」）を実施している。 |
| | | xi ◎平成25年5月から、対ジブチ技術協力プロジェクトである「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」を実施し（実施期間は3年間）、海上保安分野の専門家をジブチに派遣している。 |
| | | xii ◎平成26年3月、ジブチ沿岸警備隊に対し、海上保安能力向上を目的とした巡回艇の供与を決定した。 |
| | | x iii ◎平成26年8月、ベトナム海上警察及び漁業監視機関に対し、海上法執行能力の向上を図るために6隻を目処とした中古船及び海上保安関連機材の供与を決定し、27年2月、1隻目の船についてベトナム海上警察に、同年8月、2隻目の船を漁業監視機関に引渡しを実施。残りの船舶については調達手続中。さらに、同年9月、中古船及び海上保安関連機材の追加供与を目的とした無償資金協力の交換公文に署名。 |
| | | x iv ◎平成26年9月、「ドゥシャンベ国際空港整備計画」として、タジキスタンに対し、航空機運搬の安全性及び貨物処理能力向上のため、航空保安機材及び貨物取扱施設の整備を行うための資金（1,914百万円）を供与し、現在、同計画を実施している。 |
| | 国土交通省 | i ◎毎年度、航空保安セミナー（JICA集団研修）をJICAと協力して実施している。また、平成26年9月に、日ASEAN交通連携プロジェクトの航空保安専門家会合を実施し、国際的な航空保安体制強化への協力を実施している。 |
| | 海上保安庁 | i ◎JICAと協力して東南アジア諸国及びソマリア周辺海域の沿岸国から研修生を本邦に招聘するとともに海上保安庁職員を専門家として派遣し研修訓練を実施している。 |
| 内閣官房 外務省 経済産業省 海上保安庁 防衛省 | 内閣官房 警察庁 金融庁 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 経済産業省 海上保安庁 防衛省 | i ◎(再掲：2-(5)-①-官警金法公外財経海防-i) 内閣情報会議開催に向けた作業の実施及び合同情報会議の開催。 |
| | | ii ◎(再掲：2-(5)-①-官警金法公外財経海防-ii) 総合的な分析結果（情報評価書）の報告。 |
| | 内閣官房 外務省 | i ◎(再掲：2-(1)-②-官外-i) 「国際テロ情報収集ユニット」、「国際テロ情報収集・集約幹事会」及び「国際テロ情報集約室」の新設並びに在外公館担当官の増員。 |
| | | i ◎(再掲：2-(5)-③-官-i) 平成26年度におけるテロ情報データベースの導入及び外国旅費の増額に係る経費の措置並びに画像分析体制の増員の措置。 |
| | | ii ◎平成26年1月、在留邦人や在外企業の安全の確保のための情報収集・発信能力の強化、官民連携・協力の抜本的強化、危機管理・即応体制の強化等の施策を取りまとめ、公表した。 |
| | | iii ◎(再掲：2-(1)-②-官-iv) 平成28年度における国際テロに関する情報の分析体制の強化に係る専門職の増員要求。 |
| | | iv ◎(再掲：2-(1)-②-官-vi) 平成28年度における国際テロ情報の収集・分析機能の強化のための経費の要求。 |
| | | v ◎(再掲：2-(1)-②-官-vii) 平成27年度からのデータ中継衛星の開発着手。 |
| | | vi ◎(再掲：2-(1)-②-官-viii) 平成28年度における地理空間情報（GEOINT）の活用の実現に向けた基盤整備に着手し体制を強化するための専門職の増員要求。 |
| | | vii ◎(再掲：2-(1)-②-官-ix) 情報収集衛星の機数増のための平成28年度における光学多様化1号機の開発着手に係る経費の要求。 |
| | | viii ◎(再掲：2-(1)-②-官-x) 平成28年度における各種情報を融合・処理した地理空間情報（GEOINT）の基盤整備に着手するための経費の要求。 |
| | i | ◎(再掲：2-(5)-④-警-i) 平成26年度における装備資機材の整備等に係る経費の措置。 |

| | | |
|-------|--------|---|
| 警察庁 | ii | ◎（再掲：2-(5)-④-警-iv）派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成。 |
| | iii | ◎（再掲：2-(5)-④-警-v）図上訓練の実施。 |
| | iv | ○平成27年度において、外事特殊事案に対応する体制の強化のため、警察庁職員の増員（1人）を措置した。 |
| 公安調査庁 | i | ○周辺国の社会情勢や国際テロ情勢等の情報収集を行い、関係機関、海外進出企業関係者等に適時・適切に提供している。 |
| | ii | ○（再掲：2-(5)-③-公-i）「国際テロリズム要覧」の作成・配布及びWEB版のホームページへの掲載。 |
| | iii | ○（再掲：2-(2)-①-公-ii）平成26年度に続き、27年度におけるテロ関連情報収集等の強化に係る経費の措置。 |
| | iv | ○（再掲：2-(2)-①-公-iii）平成28年度におけるテロ関連情報収集等の強化に係る経費の要求。 |
| | v | ○平成28年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員（6人）を要求している。 |
| 外務省 | i | ○（再掲：2-(5)-③-外-i）平成27年度における公開情報収集体制の強化のための経費の措置。 |
| | ii | ○（再掲：2-(5)-③-外-ii）平成28年度における公開情報収集体制の強化のための経費の要求。 |
| | iii | ○（再掲：2-(5)-③-外-vi）平成27年度における海外情報機関との重層的な関係の構築のための経費の措置。 |
| | iv | ○（再掲：2-(5)-③-外-vii）平成28年度における海外情報機関との重層的な関係の構築のための経費の要求。 |
| | v | ○（再掲：2-(5)-③-外-viii）平成27年度における北アフリカ・サヘル地域の恒常的フォローの確保のための経費の措置。 |
| | vi | ○（再掲：2-(5)-③-外-ix）平成28年度における北アフリカ・サヘル地域の恒常的フォローの確保のための経費の要求。 |
| | vii | ○（再掲：2-(5)-③-外-x）平成27年度における情報分析能力の強化のための経費の措置。 |
| | viii | ○（再掲：2-(5)-③-外-xi）平成28年度における情報分析能力の強化のための経費の要求。 |
| | ix | ○（再掲：2-(5)-③-外-xii）平成26年度における国際テロ情勢及び中東・アフリカ地域における情報収集・分析能力の強化のための増員の措置。 |
| | x | ○治安・テロ情勢や安全対策に関する官民間の双方向での情報共有及び危機管理意識の醸成を図るため、平成25年12月から27年12月までの間に、外務省においては「海外安全官民協力会議」を10回、在外公館においては「安全対策連絡協議会」を約900回、それぞれ開催した。 |
| | xi | ○平成26年度に続き、27年度において、在アルジェリア邦人にに対するテロ事件にかかる検証報告書の指摘等を踏まえ、本省において海外進出企業及び海外安全関係団体との情報共有等を実施するため海外安全官民協力会議及び在外において在留邦人を対象とした安全対策連絡協議会を開催するための経費（1百万円）を措置した。 |
| | xii | ○平成26年度において、在外邦人保護のための情報共有を目的として、安全対策に関するセミナーの開催を大幅に拡充し、アジア、中東、アフリカ中南米、欧州及び豪州の首都及び地方都市において、合計28回開催した。 |
| | x iii | ○平成26年度において、在外邦人保護のための情報共有を目的として、海外進出企業等に対しての国内における安全対策セミナーを、名古屋、東京、仙台、福岡において、合計4回開催した。 |
| 経済産業省 | x iv | ○平成26年度において、在外邦人保護のための情報共有の一環として、危機管理会社の提供するテロ・誘拐等への対応に関するフィールド型訓練に、官民合同で合計2回（6月及び9月） participatedした。 |
| | x v | ○平成26年度に続き、27年度において、在外安全対策セミナー開催に係る経費（4200万円）を措置した。 |
| | x vi | ○平成27年度は、中東、アフリカ、欧州及びアジア地域において、在外安全対策セミナーを14回実施した。また、セミナー開催地に所在する日本人学校の安全対策評価を9校で実施した。 |
| | x vii | ○28年度において、在外安全対策セミナー開催に係る経費（9700万円）を要求している。 |
| | x viii | ○平成26年度に続き、27年度において、国内安全対策セミナー開催に係る経費（100万円）を措置した。 |
| | x ix | ○平成27年度は、7月に東京、8月に名古屋、9月に大阪で実施しており、28年1月に札幌で実施予定である。 |
| | x x | ○平成28年度において、国内安全対策セミナー開催に係る経費（300万円）を要求している。 |
| | x xi | ○平成26年度に続き、27年度においても、官民合同実地訓練開催に係る経費（100万円）を措置した。 |
| | x xii | ○平成27年度は、官民合同実地訓練の第1回を10月に実施しており、第2回を11月に実施予定である。 |
| | x xiii | ○平成28年度において、官民合同実地訓練開催に係る経費（100万円）を要求している。 |
| | x xiv | ○シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、平成27年2月に「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」を立ち上げ、同月に短期的な「直ちにとりかかるべき施策」として、外務省海外旅行登録「たびレジ」の広報強化、海外安全ホームページのスマホサイトや「海外安全アプリ」の導入により、海外安全ホームページを迅速・簡単に閲覧できる体制とした。SMS緊急一斉通報の運用開始、日本人学校の警備強化など措置した。 |
| | x xv | ○平成27年5月、「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言をとりまとめ、中長期的の施策として、体制整備、日本人学校の安全対策、表裏一体としての情報収集・発信、危険地域への渡航抑制、ヒト・モノ・データに関する基盤整備の5分野にわたる多数の具体的措置を公表した。「提言」の実現のため、予算要求など、各種調整等を行っている。 |
| | x xvi | ○「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言を踏まえて分かりやすい情報発信のあり方を検討した結果、平成27年9月、「渡航情報」の名称を「海外安全情報」へ改称すること、危険情報について、カテゴリーの表記と説明をよりわかりやすくすること、感染症危険情報についても危険情報と同様4段階のカテゴリーを使用して発生することを実施した。 |
| 外務省 | i | ○平成26年2月に「JETRO」（独立行政法人日本貿易振興機構）において、JICAと共に「北アフリカ・サヘル情勢セミナー」（東京）を開催する等、企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発を実施している。 |
| | ii | ○平成26年8月に「JETRO」（独立行政法人日本貿易振興機構）において、「中東・北アフリカ 最新情勢とビジネスリスク」セミナー（トルコ・イスタンブル）を開催する等、企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発を実施している。 |
| | iii | ○平成26年11月に「JETRO」（独立行政法人日本貿易振興機構）において、外務省主催、JETRO共催で「サヘル地域に関する日・アフリカ貿易・投資フォーラム」（東京）を開催する等、企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発を実施している。 |

| | | | |
|---|---|-----|---|
| ④ 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）」の締結 | 外務省 | iv | ◎平成27年1月に「JETRO」（独立行政法人日本貿易振興機構）において、リスク・コンサルティング会社と共に「RiskMap2015セミナー」（東京）を開催する等、企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発を実施している。 |
| | | v | ◎平成27年2月に「JETRO」（独立行政法人日本貿易振興機構）において、「中東・北アフリカ 最新情勢とビジネスリスク」セミナー（東京）を開催する等、企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発を実施している。 |
| | | vi | ◎平成27年8月に「JETRO」（独立行政法人日本貿易振興機構）において、「中東・アフリカ 最新情勢とビジネスリスク」セミナー（ドイツ・ミュンヘン）を開催する等、企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発を実施している。 |
| | 海上保安庁 | i | ◎（再掲：2-(5)-(1)-海-i）平成26年度に続き、27年度における警備情報収集・分析体制の強化に係る経費の措置等。 |
| | | ii | ○（再掲：2-(5)-(1)-海-ii）28年度における警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の要求。 |
| | 防衛省 | i | ◎国際情勢に係る調査研究を行い、分析機能の充実強化に努めるとともに、関係機関との情報共有に努めている。 |
| | 警察庁 法務省 外務省 | i | ◎「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、第186回国会へ提出し、平成26年6月に同協定の締結について承認を得た。同協定の早期発効に向けて、同協定の実施取決めに係る米国との協議を実施している。 |
| | 警察庁 外務省 | i | ◎「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案」を第186回国会へ提出し、平成26年5月に成立した。 |
| (7) 大量破壊兵器等の国境を越える脅威に対する対策の強化 | 警察庁 | i | ◎平成27年度において、PCSC協定（重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定）の実施のため、日米協議や米国のシステム整備状況等の調査に係る経費（12百万円）及び警察庁職員の増員（6人）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、PCSC協定（重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定）の実施のため、日米協議や米国のシステム整備状況等の調査に係る経費（12百万円）を要求している。 |
| | 内閣官房 警察庁 公安調査庁 外務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 防衛省 | i | ◎拡散に対する安全保障構想（PSI）に関し、平成30年に我が国が訓練の主催国となることを見据え、27年11月にNZ主催PSI阻止訓練「Maru2015」へ積極的に参加するとともに、同年5月のカナダ主催オペレーション専門家会合（OEG）へも参加した。こうした他国主催の訓練への参加、関連会合への出席、アウトリーチ等を通じて、大量破壊兵器等の拡散防止のため、我が国の取組を向上するとともに関係国との連携を強化している。 |
| | 内閣官房 | i | ◎国内外の関係機関との連携を強化し、関連情報の収集及び分析に努めた。収集した情報及び分析結果は、適宜、関係省庁と共有するなど、拡散防止体制の強化に積極的に取り組んだ。 |
| | | ii | ○平成27年度において、大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の一環として、関連情報分析に係る経費（3百万円）を措置した。 |
| | 警察庁 | i | ◎平成26年3月に第3回核セキュリティサミットが開催されるなど、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国家安全保障上の重大な関心事項となっていることを踏まえ、警察ではこの種の不正輸出事案の事件化を推進するとともに、同年8月に実施された「PSI」に参加するなど、国際的な取組に対しても積極的に参加している。 |
| | | ii | ◎平成27年3月の閣議において、拉致、核、ミサイルといった諸懸念に対する北朝鮮の対応等に鑑み、我が国との輸出入全面禁止を始めとする対北朝鮮措置の2年間延長が決定され、引き続き関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格な対応を行うこととされたことを受けて、警察では、対北朝鮮措置に係る違法行為の取締りを徹底している。 |
| | 公安調査庁 | i | ◎我が国から拡散懸念国等に対する大量破壊兵器及び通常兵器への転用が可能な汎用品の不正輸出等について、情報収集及び国内外の関係機関との連携強化を行い、得られた情報を関係機関に適時・適切に提供している。 |
| | | ii | ○（再掲：2-(5)-(3)-公-ii）平成27年度における公安調査体制の充実強化に係る公安調査官の増員の措置。 |
| | | iii | ○平成26年度に続き、27年度において、北朝鮮等の拡散懸念国等による大量破壊兵器関連物資等の不正調達等に関する情報収集の強化に係る経費（2,170百万円の内数）を措置した。 |
| | | iv | ○平成28年度において、北朝鮮等の拡散懸念国等による大量破壊兵器関連物資等の不正調達等に関する情報収集の強化に係る経費（2,632百万円の内数）を要求している。 |
| | | v | ○（再掲：2-(5)-(3)-公-iii）平成28年度における公安調査体制の充実強化に係る公安調査官の増員の要求。 |
| | 外務省 | i | ○平成26年6月、我が国は、「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾書をIAEA事務局長に寄託した。 |
| | | ii | ○5つの国際的な輸出管理レジームへの対応や、平成5年以降開催しているアジア輸出管理セミナー等のアウトリーチを通じ、輸出管理強化に貢献している。 |
| | | iii | ○平成15年11月以降、「ASTOP」（アジア不拡散協議）を開催し、アジアにおける不拡散の取組強化について協議している。 |
| | 経済産業省 | i | ○外国為替及び外国貿易法に基づき、大量破壊兵器等に関する貨物及び技術についての安全保障貿易管理の徹底、関連する省政令の改正等の所要の措置を実施している。 |
| | | ii | ○国内外の関係機関と連携し、安全保障貿易管理を厳格に実施するほか、輸出関連企業や大学・研究機関等に対し、安全保障貿易管理制度の説明会を全国で開催するなど、制度の普及啓発に努めている。 |
| | | iii | ○平成26年度に続き、27年度において、安全保障貿易管理の厳格な実施のための調査及びアジア各国に対する輸出管理制度の理解促進のための普及啓発等のため、安全保障貿易管理事業の委託に係る経費（181百万円）を措置した。28年度も引き続き調査及び普及啓発等を図ることとしている。 |
| | 海上保安庁 | i | ○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法による措置の実効性の確保を図るべく、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、実動訓練を実施するなどしている。 |

| | | | |
|--------------------------|-------------|------|---|
| | 原子力規制庁 | i | ◎核物質防護条約の改正内容を担保するための法的上の措置を講ずるため、「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」を改正した（平成26年4月公布）。 |
| | 内閣官房 | i | ◎ソマリア海賊の動向等に係る情報共有を図るため、「ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会」（内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）が主宰し、関係省庁が参画）を定期的に開催している。 |
| | | ii | ◎ソマリア海賊の動向や我が国の取組みとその成果等を概括すること目的として、例年、「海賊対処レポート」をとりまとめ、内閣官房ホームページにおいて公表している。 |
| | 警察庁 | i | ◎平成25年11月「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第16条第4項の規定による都道府県公安委員会への通知に関する命令」（平成25年内閣府、国土交通省令第5号）を制定したところ、同命令を受け、特定警備が実施されている特定日本船舶において、小銃及び実包が亡失し、又は盗み取られた場合に、船長から届出を受けた国土交通大臣は、都道府県公安委員会に速やかにその旨を通知することとしている。 |
| | 法務省 | i | ◎ソマリア沖・アデン湾における海賊対処事案についての国際会議に出席し、また、国内では関係省庁と連絡を取るなどして、定期的に海賊対処事案についての情報交換を行っている。なお、平成23年3月にインド洋オマーン沖で発生した海賊事案において、東京地方検察庁が初めて「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」を適用し、海賊4人ににつき、同法違反の罪で東京地方裁判所へ公判請求した。本件については、海賊4人に実刑判決が言い渡され、26年7月までに確定した。 |
| | | ii | ◎アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センター（ISC）に事務局長及び事務局長補（プログラム担当）を派遣し、拠出金（約32百万円）を支出して、締約国等の海上保安機関の能力向上に貢献している。 |
| | | iii | ◎ASEAN地域フォーラム（ARF）海上安全保障会期間会合（ISM）の公式行事として、平成27年3月にARF海賊対策セミナーを実施し、ARF参加国・地域間の認識の共有をはかり、海賊・海上武装強盗対策のための提言をとりまとめた。 |
| | | iv | ◎平成27年5月、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループの海上海賊対策・緩和活動ワーキング・グループの共同議長に就任し、西インド洋沿岸諸国におけるより包括的・持続的な海洋状況認識体制構築に向け、各国、国際機関および海運業界と議論を行っている。 |
| | | v | ◎（再掲：2-(6)-(1)-外-xi）インドネシアにおける技術協力プロジェクトである「海上交通保安能力向上プロジェクトフェーズ2」の実施。 |
| | | vi | ◎（再掲：2-(6)-(1)-外-x iv）フィリピンにおける技術協力プロジェクトである「海上法執行実務能力強化プロジェクト」の実施。 |
| | | vii | ◎（再掲：2-(6)-(1)-外-x viii）マレーシアにおける技術協力プロジェクトである「海上保安実務能力及び教育訓練制度向上プロジェクト」の実施。 |
| | | viii | ◎（再掲：2-(6)-(1)-外-x xi）フィリピンにおける円借款である「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」の実施。 |
| | | ix | ◎（再掲：2-(6)-(2)-外-x）ケニア、ジブチ、タンザニア等海上保安機関関係者を対象とした本邦研修プログラム（「海上犯罪取締り研修」）の実施。 |
| | | x | ◎（再掲：2-(6)-(2)-外-xi）対ジブチ技術協力プロジェクトである「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」の実施。 |
| | | xi | ◎（再掲：2-(6)-(2)-外-xii）ジブチ沿岸警備隊に対する、海上保安能力向上を目的とした巡回艇の供与の決定。 |
| (2) 海賊対策の強化 | 農林水産省 | i | ◎我が国の遠洋漁船に対し、危険海域等の情報提供及び指導を実施している。 |
| | 国土交通省 | i | ◎自衛隊の海賊対処行動に係る船社からの護衛申請の窓口や護衛対象船舶の選定を一元的に実施している。 |
| | | ii | ◎平成25年11月に施行された「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を的確に運用し、海賊多発海域を航行する日本船舶の航行の安全を確保している。 |
| | 海上保安庁 | i | ◎平成27年度において、海賊対策の推進に係る経費（92百万円）を措置した。 |
| | | ii | ◎平成28年度において、海賊対策の推進に係る経費（93百万円）を要求している。 |
| | | iii | ◎平成25年11月、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、26年4月から海賊対策室に特定警備管理係（2人）を設置し、同法の的確な運用を実施している。 |
| | | iv | ◎海賊対処のためソマリア沖・アデン湾に派遣された護衛艦に海上保安官を同乗させている。 |
| | | v | ◎ソマリア及び同周辺海域、東南アジア海域等の沿岸国との連携強化及び同機関職員の法執行能力向上のため、巡視船や航空機を派遣するなどし、連携訓練、職員に対する研修、関係機関への職員派遣等を実施している。 |
| (8) 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応 | 防衛省 | i | ◎平成21年7月、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が施行されたことに伴い、海賊対処行動を発令し、同法に基づき引き続き民間船舶を護衛するとともに、P-3Cによる警戒監視活動等を実施している。また、25年12月から、水上部隊が、それまでの船舶の護衛に加え、「CTF151」（21年1月に設置された海賊対処のための連合任務部隊。これまでに米国、豪州、英国、トルコ、韓国、パキスタン等が参加）に参加してゾーンディフェンスを実施しており、26年2月からは、航空隊もCTF151に参加している。また、同年8月末からCTF151司令部要員を派遣している。さらに、27年5月末から8月末までCTF151司令官として将官クラスの自衛官を派遣した。 |
| | | ii | ◎平成26年度において、ソマリア沖・アデン湾における自衛隊による海賊対処に係る経費（9,799百万円）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成27年度において、海賊対処に係る経費（3,272百万円）を措置した。 |
| | | iv | ◎平成28年度において、海賊対処に係る経費（3,933百万円）を要求している。 |
| | 内閣官房 | i | ◎平成25年1月、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、全ての国務大臣から構成される「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となった取組を推進する体制を整備した。拉致問題解決のため、「対話と圧力」、「行動対行動」の基本方針の下、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しに向けて、引き続き全力を尽くしていくこととしている。 |
| | 内閣官房 内閣府 | i | ◎平成27年度において、拉致問題解決及び拉致被害者等の支援のための政府一体となった取組の推進に係る経費（1,679百万円）を内閣官房・内閣府で措置した。 |
| | 警察庁 | i | ◎「拉致問題対策本部」が策定した「拉致問題の解決に向けた方針と具体的な施策」に基づく取組の一環として、各都道府県警察において、北朝鮮人権侵害問題啓発週間等あらゆる機会を通じ、啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布、ラジオ・テレビを活用した広報活動等、拉致問題に関する各種啓発活動を実施した。 |

| | | |
|-------------------------------------|--|---|
| | ii | ◎日朝協議での合意に基づき北朝鮮が行う調査に関して、政府全体として取り組んでいくこととしており、警察としても関係省庁と連携を密に対応している。 |
| | i | ◎法務省の人権擁護機関では、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会の開催、新聞・広報紙による広報等の啓発活動を実施している。なお、平成25年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から同月16日までの間）においては、拉致問題対策本部と法務省の共催によるシンポジウムを開催するとともに拉致問題対策本部と法務省の共催、文部科学省の後援によるコンサートを開催したほか、同週間の周知を目的としたインターネットバナー広告、交通広告、全国の地方新聞紙における広告の実施、関係省庁、地方公共団体と連携したポスターの掲出等、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。平成26年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から同月16日までの間）においては、同様の活動に加えて、法務省の人権擁護機関と地方公共団体の共催で講演会とコンサートを開催した。 |
| ① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進 | i | ◎内閣官房拉致問題対策本部事務局と連携しつつ、拉致被害者の安否・動静等に関する情報や北朝鮮の動向に関する情報の収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。 |
| | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、拉致問題解決に資する情報を含めた関連情報収集の強化に係る経費（2,170百万円の内数）を措置した。 |
| | iii | ◎平成28年度において、拉致問題解決に資する情報を含めた関連情報収集の強化に係る経費（2,632百万円の内数）を要求している。 |
| | i | ◎関係省庁と協力しつつ、米国や韓国といった関係国と緊密に連携しながら、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核及びミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた外交努力を継続している。 |
| | ii | ◎平成18年度以降、「拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告」を作成し、同取組を国会提出及び公表している。 |
| | i | ◎平成25年度において、アニメ「めぐみ」等の北朝鮮による日本人拉致問題啓発に関する映像作品の活用促進を図るために、内閣官房拉致問題対策本部が全国の学校にアニメ「めぐみ」のDVDを配布することに併せ、その活用に関し、教育委員会等に対して依頼を行った。また、26年度、27年度に各都道府県の人権教育担当者を集めた会議において、内閣官房拉致問題対策本部と連携し、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の活用等に係る行政説明を行った。 |
| | ii | ◎教育現場等における拉致問題啓発のため、文部科学省関係機関への啓発ポスター等の配布や、拉致問題対策本部主催のイベントへの広報協力を実施している。 |
| 海上保安庁 | i | ◎平成14年から、第一、二、七、八、九及び十管区に「拉致容疑事案調査室」を設置し、拉致の疑いがあるとされている事案の事実関係等の調査等を行っている。 |
| 防衛省 | i | ◎拉致問題の解決を図るに当たっては、国民的な关心や世論を盛り上げることが不可欠であるとのことから、拉致問題対策本部において作成した拉致問題啓発ポスターを日本全国の防衛省・自衛隊関係機関において掲示したほか、拉致問題啓発演劇公演のチラシ、ポスターを公演する地域の自衛隊関係機関において掲示・配布した。 |
| ② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化 | i | ◎北朝鮮による拉致容疑事案等の真相解明に向けて、国内外における情報収集を強化し、関連情報の収集及び分析に努めている。 |
| | ii | ◎平成28年度において、情報収集・分析体制の強化のため、拉致被害者等に係る安否情報及びその関連情報の収集・分析等に係る経費（912百万円）を要求している。 |
| | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、情報収集体制強化のため、北朝鮮公開情報収集のデータベース導入に係る経費（13百万円）を措置した。 |
| | iv | ◎平成28年度において、情報収集体制強化のため、北朝鮮公開情報収集のデータベースの運用に係る経費（14百万円）を要求している。 |
| | i | ◎外国に所在する関係機関との緊密な情報交換を実施し、情報収集の強化を図った。また、北朝鮮による拉致容疑事案及び拉致の可能性を排除できない事案について、「特別指導班」が各都道府県警察を巡回・招致して、担当官への具体的な指導や関連場所の実地調査を実施するなど、事案の真相解明に向け、継続的に捜査・調査を推進している。 |
| | ii | ◎平成27年度において、北朝鮮による拉致容疑事案解明強化のため、警察庁職員の増員（4人）を措置した。 |
| 法務省 | i | ◎（再掲：2-(5)-(3)-1法一）関係機関と連携した情報収集体制等の強化。 |
| 公安調査庁 | i | ◎平成15年10月付けて「『日本人拉致』に関する特別調査本部」を設置し、拉致被害者の安否・動静等に関する情報や北朝鮮の動向に関する情報を収集し、関係機関に適時・適切に提供している。 |
| 外務省 | i | ◎米国及び韓国を始めとする関係国と緊密に連携しつつ、重大な关心を持って北朝鮮の動向に関する情報収集・分析を実施している。 |
| i | ◎（再掲：2-(8)-(1)-海一）第一管区等への「拉致容疑事案調査室」の設置による拉致の疑いがあるとされている事案の事実関係等の調査等の実施。 | |
| ii | ◎（再掲：2-(5)-(1)-海一）平成26年度に続き、27年度における警備情報収集・分析体制の強化に係る経費の措置等。 | |
| ii | ◎（再掲：2-(5)-(1)-海一ii）平成28年度における、警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の要求。 | |
| 海上保安庁 | i | ◎日本周辺海域を通行する船舶に対する監視活動や北朝鮮の動向に関する情報収集・分析を実施している。 |
| i | ◎北朝鮮と外交関係を有しつつ我が国とも友好関係にある国との間で積極的に連携を追求しており、これらの国の指導的地位にある関係者に対し、拉致問題解決への協力を求めている。 | |
| ii | ◎国連をはじめとする国際場所において拉致問題を含む北朝鮮の人権問題が取り上げられ、その改善・解決を図ろうとの機運が従来になく高まっていることから、この機運を引き続き維持、強化することが重要であり、こうした観点から以下の施策等を実施した。 － 平成27年5月、日本政府主催で「北朝鮮による拉致を含む人権侵害に関する国際シンポジウム」を米国のニューヨークで開催し、拉致問題担当大臣による基調講演において、引き続き、日本政府は、国際社会との緊密な連携の下、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）報告書やそれを受けた一連の国連決議の着実なフォローアップの取組においても貢献していく考えを明らかにした。 － 同年9月、上記報告書及び関連の国連決議に基づき、ジュネーブの国連人権理事会において開催された北朝鮮の人権状況に関するパネル・ディスカッションに、拉致被害者御家族に参加頂き、拉致問題の一日も早い解決の必要性を力強く訴えて頂いたほか、政府代表として派遣された拉致問題対策本部事務局長からは、国際社会に拉致問題の解決に向けた日本政府の強い意志を訴えた。 | |
| 内閣官房 | | |

| | |
|--|--|
| | <p>③ 拉致問題の解決に向けた外交交渉の継続</p> <p>外務省</p> <p>i ◎平成26年12月、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議（拉致問題への言及を含む。）が、国連総会で採択された。同決議は、北朝鮮の人権状況の国際刑事裁判所への付託の検討等を通じて、安保理が適切な行動をとることを促している。その後、同月、安保理は、初めて「北朝鮮の状況」を議題として採択し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況を議論した。</p> <p>ii ◎平成27年3月、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議（拉致問題への言及を含む。）が、人権理事会にて採択された。同決議は、26年12月の国連総会決議及び安保理において北朝鮮の人権状況が初めて議論されたことを歓迎している。また、同決議は、国連北朝鮮人権状況特別報告者が人権理事会に提出した「国際的な拉致、強制失踪及び関連する事項に関する包括的な戦略案」を含む報告書を歓迎している。また、同戦略案の提言を踏まえ、27年9月の人権理事会にて拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に関するハネル・ディスカッションが開催された。また、同年11月、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議（拉致問題への言及を含む。）が、国連総会第3委員会で採択された。同決議は、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに、北朝鮮に対し拉致被害者の即時帰国等により、国際的な懸念事項を解決することを強く要求している。また、安保理に対し、北朝鮮の事態の国際刑事裁判所（ICC）への付託や制裁の範囲に関する検討等を通じ、適切な行動をとることを促している。</p> <p>iii ◎北朝鮮の特別調査委員会が実施している拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない方々を含む全ての日本人に関する問題の包括的かつ全面的な調査に關し、平成26年10月、政府担当者を平壌に派遣し、日本側から、拉致問題が日本にとっての最重要課題であることを繰り返し強調するとともに、調査を迅速に行い、その結果を一刻も早く通報するよう、北朝鮮側に強く求めた。また、27年8月のASEAN関連外相会議の機会を捉え、岸田大臣から李洙墉（リ・スヨン）北朝鮮外相に対し、26年5月の日朝合意の履行を求めつつ、日本国内の懸念を伝え、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を強く求めた。今回の働きかけの結果をよく見極めつつ北朝鮮から具体的な動きを早急に引き出すべく、引き続き最大限努力していく。</p> <p>iv ◎平成26年3月の日米韓首脳会談では、三首脳で北朝鮮情勢について意見交換を行い、安倍総理から拉致問題について米国及び韓国と連携して対応していく旨述べ、他の両首脳の理解を得た。27年3月の中韓外相会議では、岸田大臣から拉致問題について中国及び韓国に協力を求めた。また、同年4月のG7外相会合では、G7として拉致問題を含む北朝鮮の人権侵害に対する深刻な懸念を共有し、同年6月のG7首脳会合では、安倍総理から拉致問題を取り上げ、各國の理解と協力を求めるとともに、首脳宣言には拉致に対する強い難が明記された。同年4月の日米首脳会談においても、安倍総理から、拉致問題の早期解決に向けた決意を述べ、オバマ大統領からは、改めて理解と支持の表明があった。さらに、同年9月の日米韓外相会合では、拉致問題を始めとする人道上の問題の解決に向けて、引き続き日米韓の三か国で緊密に協力していくことを確認した。加えて、同年11月の中韓サミットにおいて、安倍総理から、拉致問題の早期解決に向けて中韓両国に理解と協力を求めるとともに、日韓首脳会談において、拉致問題を始めとする人道上の問題について両国間で協力していくことで一致した。その他、総理や外相レベルでの会談で各國の協力を働きかけた。</p> |
| ④ 北朝鮮による人権侵害問題に関する啓発活動の推進 | 法務省 |
| ③ 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 | |
| (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 | |
| <p>① 少年・若年者等に対する指導及び支援の充実強化</p> <p>警察庁</p> <p>i ◎問題を抱え非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対して警察から定期的に連絡し、その求めに応じた指導・助言や少年の状況に応じた体験活動等を実施するとともに就学・就労の支援を行うことを内容とする「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。</p> <p>ii ◎平成26年度において、少年の保護対策に関する行動科学的研究に係る経費（1百万円）を措置した。</p> <p>法務省</p> <p>i ◎平成25年度から少年鑑別所において、再非行の可能性等を定量的に把握するために、「法務省式ケースアセスメントツール」の運用を開始した。</p> <p>ii ◎平成26年度に続き、27年度において、「法務省式ケースアセスメントツール」の実施等に係る経費（7百万円）を措置した。</p> <p>iii ◎平成28年度において、「法務省式ケースアセスメントツール」の実施等に係る経費（7百万円）を要求している。</p> <p>iv ◎少年鑑別所の専門的知識等を活用した、地域社会における非行及び犯罪の防止に資する相談業務を行っている。</p> <p>v ◎平成26年度に続き、27年度において、少年鑑別所の専門的知識等を活用した、地域社会における非行及び犯罪の防止に資する相談業務の推進に係る経費（12百万円）を措置した。</p> <p>vi ◎平成28年度において、地域の非行・犯罪防止に貢献する業務の推進体制の充実強化のため、少年鑑別所に法務技官の増員（6人）を要求している。</p> <p>vii ◎平成27年度において、少年鑑別所における地域援助業務の推進を図るために、メールによる相談受付（8件）及び全国共通相談ダイヤル（ナビダイヤル）を開始している。</p> <p>viii ◎平成28年度において、少年鑑別所の専門知識等を活用した、地域社会における非行及び犯罪の防止に資する相談業務の推進に係る経費（12百万円）を要求している。</p> <p>ix ◎少年院において、家庭裁判所、地方検察庁、保護観察所等の関係機関と連携し、在院者を対象とした「処遇ケース検討会」を開催している。</p> <p>x ◎平成26年度に続き、27年度において、少年院在院者の保護者の監督・監護力の強化のため、保護者用のハンドブックの改訂等に係る経費（14百万円）を措置した。</p> <p>xi ◎平成28年度において、少年院在院者の保護者の監督・監護力の強化のため、保護者用のハンドブックの改訂等に係る経費（14百万円）を要求している。</p> <p>xii ◎平成27年度において、少年院における年少少年に対する処遇実施体制の充実強化のため、法務技官（心理専門職）の増員（5人）を措置した。</p> <p>xiii ◎平成27年度において、少年院における社会復帰支援体制の充実強化のため、「社会復帰支援ハンドブック」の作成等に係る経費（4百万円）を措置した。</p> <p>xiv ◎平成28年度において、少年院における社会復帰支援体制の充実強化のため、「社会復帰支援ハンドブック」の作成等に係る経費（4百万円）を要求している。</p> <p>xv ◎平成28年度において、少年院在院者に対する高校復学等の体制整備に係る経費（12百万円）を要求している。</p> <p>xvi ◎平成26年度に続き、27年度において、保護者の監督・監護力の強化のため、保護観察対象者の保護者等を対象としたハンドブックの作成及び保護者会の実施等に係る経費（1百万円）を措置した。</p> | |

| | | |
|--------------|-------|--|
| | x vii | ○平成28年度において、保護者の監督・監護力の強化のため、保護者会の実施等に係る経費（1百万円）を要求している。 |
| 法務省 文部科学省 | i | ○少年院において、高等学校卒業程度認定試験の有用性を周知し、積極的な活用を推進しているところ、平成27年度において、同受験コースのモデル庁（1庁）の整備に係る経費（37百万円）を措置した。 |
| | ii | ○平成28年度において、高等学校卒業程度認定試験受験コースのモデル庁の拡大（2庁）に係る経費（14百万円）を要求している。 |
| 厚生労働省 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、児童自立支援施設等における児童の自立支援に係る経費（107,613百万円の内数）を措置した。 |
| 内閣府 | i | ○（再掲：1-(3)-(3)-府-iii）「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「子ども・若者育成支援強調月間」の実施。 |
| 警察庁 文部科学省 | ii | ○（再掲：1-(3)-(3)-府-vi）青少年インターネット環境整備推進課長会議、少年非行対策課長会議、薬物乱用対策推進課長会議等の各種会議の効果的な開催、地方公共団体との連携・情報共有等の推進。 |
| | i | ○平成24年10月、「非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について」を各都道府県警察に発出し、少年の規範意識の向上や少年と社会との絆の強化のため、非行防止教室の開催、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施、少年を見守る社会気運の醸成に向けた取組等を推進することを内容とする「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進を図っている。 |
| 警察庁 | i | ○退職した警察官等を警察署等に配置し、担当する学校への訪問活動等を行わせることにより、学校等における児童等の安全確保対策や少年の非行防止、立直り支援等を行う「スクールサポーター制度」の拡充を推進している。 |
| | ii | ○平成26年度に続き、27年度地方財政計画において、スクールサポーター導入に要する経費を措置した。 |
| | iii | ○平成28年度地方財政計画において、スクールサポーター導入に要する経費を要求している。 |
| | iv | ○全都道府県警察に設置した少年サポートセンターを中心に、関係機関、少年警察ボランティア等と連携した少年相談、街頭補導、立ち直り支援等を推進している。 |
| | v | ○平成26年に続き、27年1月、少年の立ち直り・健全育成のための大学生ボランティアの募集促進に資するポスター及びリーフレットを作成し、各都道府県警察に配布した。 |
| | vi | ○平成26年に続き、27年5月、少年課長通達「平成27年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の実施等について」を各都道府県警察に発出し、同年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組への協力、積極的な広報啓発等を指示した。また、同月間の啓発ポスターを関係府省、都道府県、各都道府県警察、関係団体等へ配布し、少年の非行・被害防止の広報啓発を推進した。 |
| | vii | ○平成26年に続き、27年2月、「進学・進級時における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を各都道府県警察に発出し、インターネットカフェ、カラオケボックス等における補導活動の強化、有害図書類等の営業者に対する指導・要請、飲酒・喫煙の防止に関する広報啓発活動の強化等を指示した。 |
| | viii | ○各都道府県警察において、一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会加盟協会が行う講習を通じ、カラオケボックスに対し、少年の健全育成に向けた措置を講じるよう要請を行っている。 |
| | ix | ○平成26年に引き続き27年にも「全国少年警察担当課長会議」を始めとする各種研修会を開催したほか、26年12月及び27年6月に「少年警察専科」を開催し、各都道府県警察の幹部及び担当警察官に対し、少年の特性に配慮した捜査・調査について指示するなど、その徹底を図った。 |
| | x | ○平成26年度に続き、27年度において、各都道府県警察の少年事件捜査担当者を対象とした「少年警察実践塾」の実施に係る経費（3百万円）を措置した。 |
| | xi | ○平成28年度において、各都道府県警察の少年事件捜査担当者を対象とした「少年警察実践塾」の実施に係る経費（3百万円）を要求している。 |
| | xii | ○（再掲：3-(1)-(1)-警-i）「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の推進。 |
| 法務省 | x iii | ○平成26年度に続き、27年度において、最近の少年非行の実態把握と効果的な非行防止対策に関する研究に係る経費（1百万円）を措置した。 |
| | x iv | ○平成28年度において、最近の少年非行の実態把握と効果的な非行防止対策に関する研究に係る経費（1百万円）を要求している。 |
| | i | ○少年院出院者の就労支援を行うため、少年院（平成25年度：1庁、26年度：9庁、27年度：11庁）に新たに就労支援スタッフを配置した。 |
| | ii | ○平成26年度に続き、27年度において、少年院における就労支援体制を充実強化するため、就労支援スタッフの配置等に係る経費（36百万円）を措置した。 |
| | iii | ○平成28年度において、少年院における就労支援体制を充実強化するため、就労支援スタッフの配置等に係る経費（34百万円）を要求している。 |
| | iv | ○平成26年度に続き、27年度において、少年院在院者の福祉的支援体制強化のため、社会福祉士及び精神保健福祉士の配置等に係る経費（92百万円）を措置した。 |
| | v | ○平成28年度において、少年院在院者の福祉的支援体制強化のため、社会福祉士及び精神保健福祉士の配置等に係る経費（95百万円）を要求している。 |
| | vi | ○平成27年度において、再犯防止の取組として、保護観察中の少年を公的機関である少年鑑別所において雇用し、就労による再犯・再非行防止に資するための経費（10百万円）を措置した。 |
| | vii | ○平成28年度において、再犯防止の取組として、保護観察中の少年を公的機関である少年鑑別所において雇用し、就労による再犯・再非行防止に資するための体制の整備に係る経費（10百万円）及び法務教官・法務技官の増員（法務教官7人、法務技官3人）を要求している。 |
| | viii | ○平成25年度及び26年度に引き続き、27年度も地域の保護司が、警察や児童相談所等関係機関・団体で構成される少年サポートチームの一員として、非行少年の立直りや非行防止のための活動を行うほか、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員による地域住民からの犯罪や非行に関する相談への対応等、地域社会における非行防止のための取組を実施している。 |
| | ix | ○平成26年度において、「学校連携担当保護司」による非行防止教室の開催、問題を抱えた生徒の指導についての保護司と教師との協議の実施等、少年の規範意識の向上を目的とした保護司と中学校との行動連携等に係る経費（52百万円）を措置した。 |
| | x | ○平成26年度に続き、27年度において、保護司と中学校との行動連携及び地域社会における非行防止の取組の推進等に係る経費（637百万円）を措置した。 |
| | xi | ○平成28年度において、保護司と中学校との行動連携及び地域社会における非行防止の取組の推進等に係る経費（639百万円）を要求している。 |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>③ 高齢又は障害により福祉の支援が必要な者に対する取組の推進</p> | <p>法務省</p> <ul style="list-style-type: none"> i ○高齢者・障害者に対する法的支援業務を遂行する中で、自ら法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でなかったり、意思疎通が困難であったりするなどの理由で自ら法的援助を求めることができない高齢者・障害者に対する司法ソーシャルワークの取組等の推進のため、日本司法支援センター本部職員の増員（3人）を措置した。 ii ○入所中から福祉の支援が必要な者の選定及びニーズの把握、福祉の申請手続等の援助を行うため、刑事施設69庁に社会福祉士を、刑事施設8庁に精神保健福祉士をそれぞれ配置し、社会生活に適応するための働き掛けを行っている。 iii ○平成26年度において、自立が困難な被収容者に対する福祉的支援の充実強化のため、刑事施設への新たな福祉専門官の増員（12人）を措置した。 iv ○平成27年度において、刑事施設における自立が困難な被収容者に対する福祉的支援及び少年院における社会復帰支援体制の充実強化のため、刑事施設に福祉専門官の増員（14人）を措置するとともに、少年院2庁に福祉専門官を配置した。 v ○平成28年度において、自立が困難な被収容者に対する福祉的支援の充実強化のため、刑事施設に福祉専門官の増員（8人）を要求している。 vi ○平成26年度において、刑事施設における高齢受刑者の身体的機能等の回復及び社会復帰支援等に係る経費（493百万円）を措置した。 vii ○平成27年度において、刑事施設における高齢受刑者の身体的機能等の回復、社会復帰支援及び地域生活定着支援体制の強化等に係る絏費（511百万円）を措置した。 viii ○平成28年度において、刑事施設における高齢受刑者の身体的機能等の回復、社会復帰支援及び地域生活定着支援体制の強化等に係る絏費（534百万円）を要求している。 ix ○出院前から福祉の支援が必要な者の選定及びニーズの把握、福祉の申請手続等の援助を行うため、少年院18庁に社会福祉士又は精神保健福祉士を配置し、社会生活に適応するための働き掛けを行っている。 x ○（再掲：3-(1)-(2)-法-iv）平成27年度における少年院在院者の福祉的支援体制強化に係る絏費の措置。 xi ○（再掲：3-(1)-(2)-法-v）平成28年度における少年院在院者の福祉的支援体制強化に係る絏費の要求。 xii ○平成26年度において、発達上の課題を抱える少年に対する処遇プログラム実施のため、少年院6庁に、法務技官（心理専門職）を配置した。 xiii ○高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な被収容者が円滑に社会復帰するため、刑事施設において理学療法士を配置している。 xiv ○高齢又は障害によって、自立した生活を送ることが困難な被収容者を支援するため、介護福祉士の配置の拡大を検討している。 xv ○平成25年度及び26年度に引き続き、27年度も地域生活定着支援センターその他の公共の衛生福祉に関する機関との積極的な連携により、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等を、各矯正施設及び保護観察所において実施している。 xvi ○平成26年度に引き、27年度において、福祉機関等との事前調整による充実した更生緊急保護の試行に係る絏費（1百万円）を措置した。 xvii ○平成28年度において、福祉機関等との事前調整による充実した更生緊急保護の試行に係る絏費（2百万円）を要求している。 |
| <p>④ 女性特有の問題に着目した指導及び支援の充実強化</p> | <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> i ○平成21年度から、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設入所者等に対し、都道府県に設置された地域生活定着支援センターが地域の関係機関等と連携して支援を行う「地域生活定着促進事業」を実施している。（26年度実績：矯正施設入所中の人の支援（1,385人）、矯正施設入所後の人にに関する支援（1,640人）） ii ○平成26年4月から、「矯正施設等に入所等している障害者」を新たに「地域移行支援」（障害者支援施設等に入所等している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与すること）の対象とした。 <p>法務省</p> <ul style="list-style-type: none"> i ○平成26年度において、女子受刑者の矯正や再犯防止の強化のため、女子刑事施設3庁におけるモデル事業として、外部専門家等との連携による女子受刑者処遇の充実に係る絏費（38百万円）を措置した。 ii ○平成27年度において、更なる女子受刑者の矯正及び再犯防止の強化のため、女子施設地域支援モデル事業を他の女子刑事施設4庁へ拡大する等の絏費（100百万円）を措置した。 iii ○平成28年度において、更なる女子受刑者の矯正及び再犯防止の強化のため、女子施設地域支援モデル事業を他の女子刑事施設2庁へ拡大する等の絏費（139百万円）及び同事業の実施体制の充実強化のための刑務官の増員（26人）を要求している。 iv ○平成26年度において、女子受刑者特有の課題への対応要領プログラム策定に係る検討会を開催するための絏費（6百万円）を措置した。 v ○平成25年度において、被虐待体験を含む女子少年の特性に対応する処遇プログラムを策定した。 vi ○平成26年度において、女子少年特有の処遇ニーズに対応した指導プログラムを試行するための絏費（5百万円）を措置した。 vii ○平成27年度において、女子少年院在院者の処遇体制の充実強化のため、女子少年院在院者向け処遇プログラムの実施に係る絏費（6百万円）を措置した。 viii ○平成28年度において、女子少年院在院者の処遇体制の充実強化のため、女子少年院在院者向け処遇プログラムの実施及び効果検証に係る絏費（6百万円）を要求している。 ix ○平成26年度に引き、27年度において、女子被収容者処遇充実等に係る絏費（127百万円）を措置した。 x ○平成28年度において、女子少年院における処遇実施体制の充実強化のため、法務技官（心理専門職）の増員（2人）を要求している。 xi ○平成28年度において、女子被収容者処遇充実等に係る絏費（73百万円）を要求している。 <p>法務省</p> <ul style="list-style-type: none"> i ○平成25年度において、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実を図るために、パイロット施設等における薬物依存回復プログラム研修会を実施した。 ii ○平成25年度に引き続き、26年度において、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実を図るために、国立精神・神経医療研究センター研修への参加等に係る絏費（171百万円）を措置した。 iii ○平成27年度において、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化に係る絏費（187百万円）を措置した。 iv ○平成28年度において、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化に係る絏費（240百万円）を要求している。 v ○平成25年度において、薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施し、現行プログラムの問題の解消や見直しのための検討をした上で、プログラムの内容及び運用の修正を行った。 vi ○平成25年度及び26年度に引き、27年度において、薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための絏費（7百万円）を措置した。 vii ○平成28年度において、薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための絏費（10百万円）を要求している。 |

| | | | | |
|------------------------------------|----------|------|---|---|
| ⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化 | 法務省 | viii | ◎平成26年度において、少年院4庁を新たに重点指導施設に指定するとともに、重点指導施設8庁において、矯正教育プログラム（薬物非行）を実施するための経費（16百万円）を措置した。 | |
| | | ix | ◎平成27年度において、少年院3庁を新たに重点指導施設に指定するとともに、少年院における薬物事犯少年に対する指導体制の充実強化に係る経費（18百万円）を措置した。 | |
| | | x | ○平成28年度において、少年院における薬物事犯少年に対する特定生活指導（「薬物非行防止指導」）の充実強化に係る経費（9百万円）を要求している。 | |
| | | xi | ◎平成26年度において、重点指導施設における矯正教育プログラム（薬物非行）実施のため、少年院4庁に、法務技官（心理専門職）を配置した。 | |
| | | xii | ◎平成27年度において、重点指導施設における矯正教育プログラム（薬物非行）実施のため、少年院2庁に、法務技官（心理専門職）の増員（2人）を措置した。 | |
| | | xiii | ◎平成26年度に続き、27年度において、薬物事犯者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムの実施や関係機関等との連携強化、法務大臣が指定した更生保護施設への専門スタッフの配置による薬物依存からの回復のための重点的な処遇を実施する取組等に係る経費（216百万円）を措置した。 | |
| | | xiv | ○平成28年度において、薬物事犯者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムの実施や関係機関等との連携強化、法務大臣が指定した更生保護施設への専門スタッフの配置による薬物依存からの回復のための重点的な処遇を実施する取組等に係る経費（365百万円）を要求している。 | |
| | | xv | ◎平成26年度に続き、27年度において、更生保護施設における薬物事犯者等の受入れを促進するため、更生保護委託費への加算に係る経費（301百万円）を措置した。 | |
| | | xvi | ○平成28年度において、更生保護施設における薬物事犯者等の受入れを促進するため、更生保護委託費への加算に係る経費（345百万円）を要求している。 | |
| | 法務省総務省 | i | ◎平成27年11月、総務省地域力創造審議官及び法務省保護局長の連名により、各都道府県知事及び各市区町村長宛て、薬物依存者に対する地域支援体制の整備の推進等に関する依頼文書を発出した。 | |
| | 法務省厚生労働省 | i | ◎平成27年11月、法務省及び厚生労働省の共同により、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、各都道府県を始めとする関係機関に発出した。 | |
| | 厚生労働省 | i | ◎平成26年度において、依存症の専門的な治療・相談が受けられる医療機関（治療拠点機関5か所・都道府県が指定）や治療・回復プログラム等の開発の拠点となる医療機関（全国拠点機関1か所：厚生労働省が指定）を指定し、依存症の治療体制整備のための事業を試行的に実施した。27年度においても、引き続き実施するため、依存症の治療拠点機関整備に係る経費（12百万円）を措置した。 | |
| | | ii | ◎平成27年度において、薬物依存症を含む依存症の治療・回復プログラムの普及促進に係る経費（68百万円）を措置した。 | |
| ⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化 | 法務省 | 警察庁 | i | ◎「子ども対象・暴力的性犯罪」を犯して収容されていた者が出所するに際して、法務省から情報提供を受け、出所後の居住地確認や同意を前提とした面談を取り入れるなど再犯防止措置を講じている。 |
| | | i | ◎平成25年度に外部有識者を招へいして開催した「効果的な性犯罪者処遇に関する検討会」の結果を踏まえ、今後の性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実化に関する方策として指導担当者育成のための各種施策を開始した。 | |
| | | ii | ◎平成26年度において、刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講待機者解消のための施設間連携強化及びプログラム受講刑期の不足者に対する教材開発等に係る経費（136百万円）を措置した。 | |
| | | iii | ◎平成27年度において、刑事施設における性犯罪者処遇の指導者育成のための検討会旅費等に係る経費（136百万円）を措置した。 | |
| | | iv | ◎平成28年度において、刑事施設における性犯罪者処遇の指導者育成のための検討会旅費等に係る経費（139百万円）を要求している。 | |
| | | v | ◎（再掲：3-(1)-(5)-法-v）平成25年度における現行プログラムの内容及び運用の修正。 | |
| | | vi | ◎（再掲：3-(1)-(5)-法-vi）平成27年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の措置。 | |
| | | vii | ◎（再掲：3-(1)-(5)-法-vii）平成28年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の要求。 | |
| | | viii | ◎平成26年度において、少年院の重点指導施設における矯正教育プログラム（性非行）による専門的な指導等を実施するための経費（14百万円）を措置した。 | |
| | | ix | ◎平成27年度において、少年院における性非行少年に対する指導体制の充実強化に係る経費（22百万円）を措置した。 | |
| | | x | ◎平成28年度において、少年院における性非行少年に対する特定生活指導（「性非行防止指導」）の充実強化に係る経費（14百万円）を要求している。 | |
| | | xi | ◎平成26年度において、重点指導施設における矯正教育プログラム（性非行）実施のため、少年院2庁に、法務技官（心理専門職）を配置した。 | |
| | | xii | ◎平成25年度及び26年度に引き続き、27年度において、性犯罪をした者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムを実施している（18年度から実施）。 | |
| | | xiii | ◎平成27年度において、性犯罪をした者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムの充実に係る経費（7百万円）を措置した。 | |
| | | xiv | ◎平成28年度において、性犯罪をした者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムの充実に係る経費（1百万円）を要求している。 | |
| | 法務省 | i | ◎平成26年度において、刑事施設における一般改善指導である「アルコール依存回復プログラム」の充実を図るために、同プログラムの試行庁を2庁追加したことによる経費（8百万円）を措置した。 | |
| | | ii | ◎平成27年度において、刑事施設における一般改善指導である「アルコール依存回復プログラム」の充実を図るために、同プログラムの試行庁をさらに2庁追加するための経費（8百万円）を措置した。 | |
| | | iii | ◎平成28年度において、刑事施設における一般改善指導である「アルコール依存回復プログラム」を実施するための経費（19百万円）及び教育専門官の増員（6人）を要求している。 | |
| | | iv | ◎平成26年度において、刑事施設における一般改善指導である「暴力防止プログラム」を4庁において試行する経費（4百万円）を措置した。 | |
| | | v | ◎平成27年度において、刑事施設における一般改善指導である「暴力防止プログラム」を実施する経費（3百万円）を措置した。 | |

| | | | |
|--|-----|---------|--|
| ⑦ 暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化 | 法務省 | vi | ○平成28年度において、刑事施設における一般改善指導である「暴力防止プログラム」を実施する経費（3百万円）を要求している。 |
| | | vii | ◎（再掲：3-(1)-(5)-法-v）平成25年度における現行プログラムの内容及び運用の修正。 |
| | | viii | ◎（再掲：3-(1)-(5)-法-vi）平成27年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の措置。 |
| | | ix | ○（再掲：3-(1)-(5)-法-vii）平成28年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の要求。 |
| | | x | ◎平成25年度において、外部有識者等を招へいして、「成人用一般リスクアセスメントツール（仮称）」の開発会議を開催し、試行案を策定した。 |
| | | xi | ◎平成26年度において、外部有識者等を招へいして、「成人用一般リスクアセスメントツール（仮称）」の開発会議を開催し、第一次試行案を策定の上、第一次試行を実施して再犯状況等の追跡調査を開始した。 |
| | | xii | ◎平成27年度において、第一次試行の結果を踏まえ、「成人用一般リスクアセスメントツール（仮称）」の開発会議を開催し、第二次試行案を策定の上、第二次試行を実施して再犯状況等の追跡調査を開始した。 |
| | | xiii | ◎平成26年度において、「成人用一般リスクアセスメントツール（仮称）」の第一次試行案を見直すため等の経費（3百万円）を措置した。 |
| | | xiv | ◎平成27年度において、「成人用一般リスクアセスメントツール（仮称）」の第二次試行案の策定及び実施等に係る経費（13百万円）を措置した。 |
| | | xv | ○平成28年度において、「成人用一般リスクアセスメントツール（仮称）」の試行拡大等に係る経費（11百万円）及び刑事施設の調査専門官の増員（4人）を要求している。 |
| | | xvi | ○平成25年度から、「矯正教育充実化検討会議」を開催し、専門家の助言を得て、暴力的であったり、交友面に難があるといった問題を抱える在院者に対する教育プログラムを策定した。 |
| | | xvii | ◎平成26年度において、暴力的であったり、交友面に難があるといった問題を抱える在院者の各種指導体制を充実させるための経費（4百万円）を措置した。 |
| | | xviii | ◎平成27年度において、少年院における矯正教育（生活指導）の充実に係る経費（9百万円）を措置した。 |
| | | xix | ○平成28年度において、少年院における矯正教育（生活指導）の充実強化に係る経費（61百万円）を要求している。 |
| | | xx | ○平成25年度及び26年度に引き続き、27年度において、少年院在院者に自己有用感を体得させるための社会貢献活動の体系化を図るために、少年院において実施している活動の実情調査の実施に係る経費（4百万円）を措置した。 |
| | | xx i | ○平成28年度において、少年院在院者に自己有用感を体得させるための社会貢献活動の体系化を図るために、少年院において実施している活動の実情調査の実施に係る経費（4百万円）を要求している。 |
| | | xx ii | ◎平成27年度において、特殊教育課程の少年院在院者に対する矯正教育実施体制の充実強化に係る経費（9百万円）を措置した。 |
| | | xx iii | ○平成28年度において、少年院支援教育課程Ⅲ設置施設における個別的な対応を必要とする在院者に対する処遇実施体制の充実強化に係る経費（1百万円）及び法務教官の増員（9人）を要求している。 |
| | | xx iv | ◎平成27年度において、少年院在院者に対する心のケアの充実強化に係る経費（4百万円）を措置した。 |
| | | xx v | ○平成28年度において、少年院在院者に対する心のケアの充実強化に係る経費（4百万円）を要求している。 |
| | | xx vi | ◎平成27年度において、少年鑑別所における鑑別機能の充実強化に係る経費（4百万円）を措置した。 |
| | | xx vii | ○平成28年度において、少年鑑別所における鑑別機能の充実強化に係る経費（15百万円）を要求している。 |
| | | xx viii | ◎平成27年度において、少年鑑別所における育成的処遇の充実強化に係る経費（1百万円）を措置した。 |
| | | xx ix | ○平成25年度及び26年度に引き続き、27年度において、暴力犯罪をした者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムを実施している（20年度から実施）。 |
| | | xxx | ○平成26年度において、暴力犯罪をした者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムの見直しに係る経費（1百万円）を措置した。 |
| (2) 協力雇用主、更生保護施設等への支援強化を含む住居と就労の確保による社会復帰支援の充実 | | | |
| ① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進 | 法務省 | i | ◎（再掲：3-(1)-(3)-法-x v）矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化等。 |
| | | ii | ○平成26年3月、少年院在院者の円滑な社会復帰に向けた生活環境の調整等の充実強化について、少年鑑別所、少年院及び保護観察所に対して指示した。 |
| | | iii | ○平成27年6月、刑務所出所者等の円滑な社会復帰に向けた生活環境の調整の充実等について、地方更生保護委員会及び保護観察所に対して指示した。 |
| | | iv | ○平成26年度に引き続き、27年度において、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れの促進に係る経費（4,401百万円）を措置した。 |
| | | v | ○平成28年度において、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れの促進に係る経費（4,724百万円）を要求している。 |
| | | i | ○平成18年度以降、順次、就労支援スタッフの配置によるキャリアコンサルティングを実施している。 |
| | | ii | ○平成26年度において、新たに1方に就労支援スタッフを配置するとともに、就労支援に理解のある企業の担当者による講話に係る経費（4百万円）を措置した。 |
| | | iii | ○平成27年度において、刑事施設35庁の就労支援スタッフの勤務回数等を増加するための経費（336百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成28年度において、刑事施設7庁の就労支援スタッフの勤務回数等を増加するための経費（332百万円）を要求している。 |
| | | v | ○平成25年度において、刑事施設の職業訓練を強化するため、一部刑事施設において、ビジネススキル科を新たに開設するとともに、既存職業訓練種目であるフォークリフト運転科等を設置している刑事施設を拡充した。 |
| | | vi | ○平成26年度において、一部刑事施設において医療事務科を新たに開設するとともに、既存職業訓練種目であるCAD技術科等を設置している刑事施設を拡充するため、刑事施設の職業訓練に係る経費（380百万円）を措置した。 |
| | | vii | ○平成27年度において、既存職業訓練種目である介護福祉科等を設置している刑事施設を拡充するため、刑事施設の職業訓練に係る経費（467百万円）を措置した。 |

| | | | |
|------------------------------------|------------|-------|--|
| ② 就労支援の推進 | 法務省 | viii | ○平成28年度において、一部刑事施設において短期建設技術科を新たに開設するとともに、既存職業訓練種目である介護福祉科等を設置している施設を拡充するため、刑事施設の職業訓練に係る経費（692百万円）を要求している。 |
| | | ix | ○平成28年度において、職業訓練の拡大に伴う実施体制の整備のため、刑事施設に刑務官の増員（36人）を要求している。 |
| | | x | ◎（再掲：3-(1)-(2)-法-i）少年院への就労支援スタッフの配置。 |
| | | xi | ◎（再掲：3-(1)-(2)-法-ii）平成26年度に続き、27年度における少年院への就労支援スタッフ配置等に係る経費の措置。 |
| | | xii | ○（再掲：3-(1)-(2)-法-iii）平成28年度における少年院への就労支援スタッフ配置等に係る経費の要求。 |
| | | xiii | ◎（再掲：3-(1)-(2)-法-vi）平成27年度における保護観察を受けている少年を少年鑑別所で一定期間雇用するための経費の措置。 |
| | | xiv | ○（再掲：3-(1)-(2)-法-vii）平成28年度における保護観察を受けている少年を少年鑑別所で一定期間雇用する体制の整備に係る経費及び法務教官・法務技官の増員要求。 |
| | | xv | ○平成28年度において、雇用を希望する企業のニーズを見据え、広域にわたり、受刑者の取得資格等の情報を管理して在所中に就労を調整するため、矯正就労支援情報センターの設置に係る経費（129百万円）及び矯正就労支援情報センター室（仮称）の新設を要求している。 |
| | | xvi | ○平成26年度において、矯正施設在所中から就労後の職場定着まで継続的かつきめ細やかな支援を行う「更生保護就労支援事業」を新規展開するための経費（150百万円）を措置した。 |
| | | xvii | ○平成27年度において、矯正施設在所中からの就職活動支援及び協力雇用主の拡充を行う「更生保護就労支援事業」を実施するための経費（152百万円）を措置した。 |
| | | xviii | ○平成28年度において、矯正施設在所中からの就職活動支援、協力雇用主の拡充及び雇用に向けた相談支援を行う「更生保護就労支援事業」を実施するための経費（318百万円）を要求している。 |
| | | xix | ○平成25年度及び26年度に引き続き、27年度も、地方公共団体に対し、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組について働き掛けを行った。 |
| | | xx | ○平成26年度に引き、27年度において、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓及び連絡会議の実施のため、ソーシャル・ファームの開拓及び連携確保に係る経費（1百万円）を措置した。 |
| | | xx i | ○平成28年度において、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓及び連絡会議の実施のため、ソーシャル・ファームの開拓及び連携確保に係る経費（1百万円）を要求している。 |
| | | i | ○法務省が設置・運営する茨城就業支援センターの入所者に対する農業職業訓練を、平成21年10月から、地域の農業者に委託することによって実施するなど、出所者が円滑に社会復帰できるよう、茨城県、公共職業安定所及び農業関係機関等と連携し、効果的な支援を行っている。 |
| | | ii | ○法務省と連携して、「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しており、職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行うことにより、刑務所出所者等の就労による自立を図っている。 |
| | | i | ○新規就農者（刑務所出所者を含む。）を雇用し、実践的な研修を実施する農業法人等に対して、研修経費の一部を支援する「農の雇用事業」を実施している。 |
| | | ii | ○平成26年度に引き、27年度において、「農の雇用事業」に係る経費（19,479百万円の内数）を措置した。 |
| | | i | ○平成26年度において、職場定着協力者謝金の支給期間を最長14週間から26週間に拡大するなど協力雇用主との連携強化のための経費（30百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成27年度において、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導等を行なう協力雇用主に対して支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」に係る経費（387百万円）を措置した。 |
| | | iii | ○平成28年度において、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導等を行なう協力雇用主に対して支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」に係る経費（554百万円）を要求している。 |
| | | iv | ○平成25年度に引き続き、26年度において、法務省が行う施設整備における競争入札（総合評価落札方式）に関し、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対しポイントを加算する措置の検討を行い、地方公共団体に対し、同様の措置の導入について働き掛けを行った。 |
| | | v | ○平成27年度において、法務省が行う一部の施設整備における競争入札（総合評価落札方式）に関し、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対しポイントを加算する措置を導入した。 |
| | 法務省 総務省 | i | ○平成27年11月、総務省地域力創造審議官及び法務省保護局長の連名により、各都道府県知事及び各市区町村長宛て、協力雇用主に対する支援の推進等に関する依頼文書を発出した。 |
| (3) 健全な社会の一員としての社会への再統合 | | | |
| ① 善良な社会の一員としての意識をかん養するための社会貢献活動の推進 | 警察庁 | i | ◎（再掲：3-(1)-(1)-警-i）「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の推進。 |
| | 法務省 | i | ○平成26年度に引き、27年度において、社会貢献活動の適切な実施のため、社会貢献活動担当保護司に対する実費弁償等に係る経費（49百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、社会貢献活動の実施体制の充実のため、社会貢献活動の協力団体・協力者に対する顕彰制度の充実及び社会貢献活動用携帯電話の配備に係る経費（45百万円）を要求している。 |
| | 厚生労働省 | i | ○法務省が設置した「社会貢献活動の在り方を考える検討会」に、オブザーバーとして厚生労働省も参加し、報告書が平成26年3月に取りまとめられた。 |
| | 農林水産省 | i | ○平成23年8月に林野庁研究・保全課より各都道府県に、業務課より各森林管理局に保護観察所における社会貢献活動に係る協力依頼を発出し、同依頼に基づき、活動場所やボランティア団体等の情報提供依頼があった場合、適切に対応するよう図った。 |
| ② 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実強化 | 法務省 | i | ○平成25年度において、「生命のメッセージ展」を刑務所等23庁で開催した。 |
| | | ii | ○平成26年度に引き、27年度において、被害者の視点を取り入れた教育の充実を図るため、犯罪被害者団体による「生命のメッセージ展」の開催等に係る経費（19百万円）を措置した。 |
| | | iii | ○平成28年度において、被害者の視点を取り入れた教育の充実を図るため、犯罪被害者団体による「生命のメッセージ展」の開催等に係る経費（22百万円）を要求している。 |
| | | iv | ○平成28年度において、特殊詐欺事犯に係る被害者の視点を取り入れた教育の充実に係る経費（16百万円）を要求している。 |
| | | v | ○平成25年度において、「被害者の視点を取り入れた教育」検討会を開催し、少年院における犯罪被害者に対する謝罪等の誠意を持った対応の在り方を含む新たなプログラムを作成し、執務参考資料にまとめた。 |
| | | vi | ○平成26年度に引き、27年度において、少年院における犯罪被害者に対する謝罪等の誠意を持った対応の在り方を含むプログラムの実施等に係る経費（22百万円）を措置した。 |

| | | | |
|------------------------------------|------------|------|--|
| | | vii | ○平成28年度において、少年院における被害者の視点を取り入れた特定生活指導（「被害者の視点を取り入れた指導」）の充実強化に係る経費（22百万円）を要求している。 |
| | | viii | ○平成24年7月に犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において、犯罪被害者の視点を取り入れた指導の実施が盛り込まれたこと等を踏まえ、26年3月、「心情伝達等制度の充実を図るための指針」を策定した。 |
| ③ 満期釈放者等に対する指導及び支援の充実強化 | 法務省 | i | ○平成25年度及び26年度に続き、27年度において、刑事施設における満期釈放者に対する釈放前の指導の充実を図るための経費（1百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、満期釈放者に対する釈放前の指導体制の充実強化を図るための経費（1百万円）及び刑事施設に刑務官の増員（8人）を要求している。 |
| | | iii | ○（再掲：3-(2)-(1)-法-i）平成26年度に続き、27年度における更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れの促進に係る経費の措置。 |
| | | iv | ○（再掲：3-(2)-(1)-法-v）平成28年度における更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れの促進に係る経費の要求。 |
| | | v | ○平成28年度において、更生緊急保護申出者のための共通番号の設置・運用に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| ④ 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応 | 法務省 | i | ○刑の一部の執行猶予制度の施行（平成28年6月までに施行予定）に向けた準備を引き継ぎ行うとともに施行後に適正な運用を行う。 |
| | | ii | ○平成26年度に続き、27年度において、刑の一部の執行猶予制度対応に係る経費（114百万円）を措置した。 |
| | | iii | ○平成28年度において、刑の一部の執行猶予制度対応に係る経費（133百万円）を要求している。 |
| | | iv | ○平成28年度において、刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた保護観察及び生活環境の調整等の充実強化に係る経費（40百万円）を要求している。 |
| | | v | ○（再掲：3-(1)-(5)-法-xiii）平成26年度に引き続き、27年度における薬物事犯者に対する保護観察等の充実強化に係る経費の措置。 |
| | | vi | ○（再掲：3-(1)-(5)-法-xiv）平成28年度における薬物事犯者に対する保護観察等の充実強化に係る経費の要求。 |
| (4) 保護司に対する支援の充実 | | | |
| ① 保護司制度の基盤強化 | 法務省 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、保護司となる人材の安定的確保のため、保護司適任者確保の支援に係る経費（18百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、保護司となる人材の安定的確保のため、保護司適任者確保の支援に係る経費（76百万円）を要求している。 |
| | | iii | ○平成26年度において、地域における保護司の活動の拠点として全国245か所に設置している「更生保護サポートセンター」について、新たに100か所増設して運営するための経費（734百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成27年度において、地域における保護司活動の拠点として全国に345か所に設置している「更生保護サポートセンター」について、新たに101か所増設して運営するための経費（842百万円）を措置した。 |
| | | v | ○平成28年度において、地域における保護司活動の拠点として全国に446か所に設置している「更生保護サポートセンター」について、新たに20か所増設するとともに、効率化・重点化による充実強化を図って運営するための経費（960百万円）を要求している。 |
| | | vi | ○平成25年度及び26年度に引き続き、27年度も、「社会を明るくする運動」を通じて、更生保護制度に関する国民の理解と協力を得るべく努力し、犯罪・非行防止のための環境の醸成を図るための経費（1百万円）を措置した。 |
| | | vii | ○平成28年度において、「社会を明るくする運動」を通じて、更生保護制度に関する国民の理解と協力を得るべく努力し、犯罪・非行防止のための環境の醸成を図るための経費（91百万円）を要求している。 |
| | | viii | ○平成26年度に続き、27年度において、保護司の負担軽減のため、保護司の複数担当の運用を実施するための経費（31百万円）を措置した。 |
| | | ix | ○平成28年度において、保護司の負担軽減のため、保護司の複数担当の運用を実施するための経費（73百万円）を要求している。 |
| | | x | ○平成26年度に続き、27年度において、保護司会連合会の事務を処理する企画調整保護司の配置など保護司会連合会の役割強化に係る経費（109百万円）を措置した。 |
| | | xi | ○平成28年度において、保護司会連合会の事務を処理する企画調整保護司の配置など保護司会連合会の役割強化に係る経費（110百万円）を要求している。 |
| | | xii | ○平成28年度において、保護司の人材確保や犯罪予防活動等を実施している保護司会の運営強化に係る経費（16百万円）を要求している。 |
| | | xiii | ○平成26年度に続き、27年度において、刑務所出所者等に対する再犯防止対策・社会復帰支援の強化のため、地方更生保護委員会保護観察官の増員（6人）及び保護観察所保護観察官の増員（23人）を措置した。 |
| | | xiv | ○平成28年度において、刑務所出所者等に対する再犯防止対策・社会復帰支援の強化のため、地方更生保護委員会保護観察官の増員（16人）及び保護観察所保護観察官の増員（62人）を要求している。 |
| | 法務省 総務省 | i | ○平成26年6月、保護司活動について地方公共団体から一層の理解・協力を得るため、各都道府県知事及び各市区町村長に対し、総務省地域力創造審議官と法務省保護局長の連名による依頼文書を発出した。 |
| | | ii | ○平成27年11月、総務省地域力創造審議官及び法務省保護局長の連名により、各都道府県知事及び各市区町村長宛て、更生保護サポートセンターの設置場所の確保等に関する依頼文書を発出した。 |
| (5) 再犯の実態把握や施策の効果検証等を踏まえた効果的な対策の推進 | | | |
| | | i | ○（再掲：3-(2)-(2)-法-v）平成25年度における職業訓練科目的開設及び拡充。 |
| | | ii | ○（再掲：3-(2)-(2)-法-vi）平成26年度における職業訓練科目的開設及び拡充に係る経費の措置。 |
| | | iii | ○（再掲：3-(2)-(2)-法-vii）平成27年度における職業訓練の拡充に係る経費の措置。 |
| | | iv | ○（再掲：3-(2)-(2)-法-viii）平成28年度における職業訓練の拡充に係る経費の要求。 |
| | | v | ○（再掲：3-(1)-(5)-法-v）平成25年度における現行プログラムの内容及び運用の修正。 |
| | | vi | ○（再掲：3-(1)-(5)-法-vi）平成27年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の措置。 |
| | | vii | ○（再掲：3-(1)-(5)-法-vii）平成28年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の要求。 |

| | | | |
|------------------------------|-------------|---------------------|--|
| ① 再犯防止対策のための調査研究等の推進 | 法務省 | viii | ○平成28年度において、矯正処遇の効果を検証する体制の構築・整備のため、矯正管区に効果検証室の新設及び矯正施設職員の増員（刑事施設教育専門官1人、調査専門官1人、少年院法務教官3人、法務技官2人、少年鑑別所法務教官2人、法務技官4人）を要求している。 |
| | | ix | ○平成25年度において「保護観察対象少年の再非行防止に関する研究」を実施し、さらに、26年度において「更生保護施設における薬物事犯者に対する処遇に関する研究」を実施して |
| | | x | ○平成26年度までに、研究部報告として「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」、「外国人犯罪に関する研究」及び「非行少年と保護者に関する研究」を発刊するとともに、性犯罪者に関する総合的研究を完遂し、27年度においても、窃盗事犯者、高齢犯罪者・障害を有する犯罪者に関する各研究及び青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査研究など、再犯の実態や対策の効果検証に関する調査研究に係る実施経費（13百万円）を措置した。 |
| | | xi | ○平成28年度において、粗暴犯に関する調査研究、再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究及び青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査研究など、再犯防止対策のための調査研究の推進に係る経費（14百万円）を要求している。 |
| | | i | ○（再掲：3-(1)-(6)-警-i）「子ども対象・暴力的性犯罪」を犯した者が出所する際の再犯防止措置の実施。 |
| ② 再犯防止に向けた情報連携体制の強化 | 警察庁 | i | ○関係機関における広範かつ有機的な情報連携体制の構築に向けて、システム全般に関する専門的な知識を有するとともに最新の技術動向を理解することができる専門事業者の支援を受け、刑事手続等の各段階において収集されたデータの利用の在り方等について検討を進めている。 |
| | | ii | ○平成26年度において、再犯防止対策推進のための刑事情報連携データベース構築のための調査・調達支援に係る経費（84百万円）を措置した。 |
| | | iii | ○平成27年度において、再犯防止対策推進のための刑事情報連携データベースの開発・構築に係る経費（376百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成28年度において、再犯防止対策推進のための刑事情報連携データベースの開発・構築に係る経費（369百万円）を要求している。 |
| | | (6) 国民の理解促進のための広報啓発 | |
| ① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定 | 法務省 | i | ○少年鑑別所において、地方検察庁と連携し、学校等の依頼に応じて法教育を実施している。 |
| | | ii | ○平成26年度に引き続き、27年度において、更生保護官署職員及び保護司による法教育を実施している。 |
| | | i | ○更なる法教育の普及・充実のための検討に資するため、平成25年度には中学校、26年度には高等学校（普通科）を対象として、法教育実施状況に関する調査研究を実施した。また、27年度には高等学校（専門学科及び総合学科）を対象として、同調査研究を実施している。 |
| | | ii | ○平成26年3月、教育現場等との連携を強化しながら、法教育の更なる普及・促進を図るために、「法教育に関するリーフレット」の作成等を行い、全国の教育委員会等へ配布の上、周知した。 |
| | | iii | ○法教育に関する教員研修等を実施するとともに、検察庁による児童や生徒に対する出前教室、各教育委員会等の主催による教員向けの研修における講師派遣等の取組を推進し、教育現場との連携を強化した。 |
| ② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進 | 内閣官房 法務省 | i | ○平成26年12月16日、犯罪対策閣僚会議において、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会に向けて国民とともに取り組むべく、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を決定した。 |
| | | i | ○法務省ホームページにおいて、刑事司法に関する内容を含む法教育教材を公開して教育機関等において、利用可能な状態に供しているほか、平成26年度に引き続き、同27年度においても、法教育推進のため、教育機関等の求めに応じて法務省職員を派遣して法教育の実践に当たっている。 |
| | | ii | ○刑務所等における改善指導プログラム等の実施状況、受刑者等の実情や更生に至る変化等を具体的に国民に理解してもらうため、各施設における受刑者等の更生・社会復帰に向けた取組について、施設参観の実施、矯正展の開催、矯正管区による管内施設の処遇関連情報等の定期的な公表、法務省ホームページ等のウェブサイトの活用等による広報活動を実施している。 |
| | | iii | ○少年鑑別所における地域援助業務の国民への周知を図るため、ホームページの開設及びリーフレットの作成を行った。 |
| | | iv | ○（再掲：3-(4)-(1)-法-vi）「社会を明るくする運動」を通じた更生保護制度に関する国民の理解・協力を得るための努力の実施と犯罪・非行防止のための環境の醸成。 |
| | 法務省 | v | ○（再掲：3-(4)-(1)-法-vii）平成28年度における「社会を明るくする運動」をはじめとした犯罪予防活動の充実を図るために経費の要求。 |
| | | vi | ○平成26年度に続き、27年度において、更生保護女性会員及びBBS会員が行うミニ集会活動、子育て支援活動等、地域社会における再犯・再非行防止のための活動をより一層推進するための研修実施に係る経費（24百万円）を措置した。 |
| | | vii | ○平成28年度において、更生保護女性会員及びBBS会員が行うミニ集会活動、子育て支援活動等、地域社会における再犯・再非行防止のための活動をより一層推進するための研修実施に係る経費（48百万円）を要求した。 |

4 社会を脅かす組織犯罪への対処

(1) 暴力団対策等の推進・強化

| | | | |
|-------------------------|-----|-----|---|
| ① 組織犯罪情報の収集・分析及び相互活用の強化 | 警察庁 | i | ○平成26年度において、準暴力団に関する分析の強化のため、警察庁職員の増員（2人）を措置した。 |
| | | ii | ○犯罪組織情報の情報管理システムへの入力や同情報の活用を徹底することにより、組織犯罪対策部門における情報の共有化を一層推進している。 |
| | | iii | ○平成26年度において、外国人犯罪グループの実態解明に係る経費（14百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成27年度において、特殊詐欺グループに関する分析を強化し、組織犯罪対策部門における特殊詐欺撲滅のための取組を推進するため、警察庁職員の増員（3人）を措置した。 |
| | | v | ○平成26年度に続き、27年度において、安心な社会を創るための匿名通報事業に係る経費（22百万円）を措置した。 |
| | | vi | ○平成28年度において、安心な社会を創るための匿名通報事業に係る経費（18百万円）を要求している。 |
| | | vii | ○平成28年度において、生活の安全を脅かす犯罪対策等の推進のため、警察庁職員の増員（33人）を要求している。 |
| | | i | ○暴力団等による組織犯罪情報の収集及び分析を行い、関係機関との相互活用を強化していく。 |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|-------------------------------|--|-----|---|
| | 法務省 | ii | ◎(再掲: 2-(4)-(3)-法- ii) 平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 |
| | | iii | ○(再掲: 2-(4)-(3)-法- iii) 平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 |
| ② 暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進 | 警察庁 | i | ◎暴力団構成員等が関与した事案につき、組織的犯罪処罰法の組織的な犯罪の加重処罰を規定した第3条違反で検挙するなど、組織的犯罪処罰法を積極的に活用するなどして、より厳格な刑事責任の追及を図っている(第3条違反により、平成26年中は6件、平成27年上半年中は2件検挙)。 |
| | | ii | ◎平成25年3月、準暴力団に関する実態把握及び取締りの強化に係る通達を発出し、これまでに関東連合OBグループ、チャイニーズドラゴン等の8集団を把握し、その実態解明と取締りを推進した。 |
| | | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、総合的な暴力団対策を推進するため、暴力団、準暴力団等による犯罪の客観的証拠収集力や保護対策の強化に必要な資機材の整備等に係る経費(166百万円)を措置した。 |
| | | iv | ◎平成28年度において、総合的な暴力団対策を推進するため、暴力団、準暴力団等による犯罪の客観的証拠収集力や保護対策の強化に必要な資機材の整備等に係る経費(150百万円)を要求している。 |
| | | v | ◎各都道府県において、暴力団排除に関する条例に基づき、利益供与禁止違反等で勧告等を実施している(平成26年中は63件、27年上半年中は49件の勧告等を実施)。 |
| | | vi | ◎平成27年9月、指定暴力団六代目山口組傘下組織の一部に離脱の動きが見られたことを受けて、全国緊急暴力団対策・取締担当課長会議を開催し、各都道府県警察に対して、関連情報の収集及び報告、警戒の強化、取締りの徹底を指示した。 |
| ③ 暴力団からの資金剥奪の強化 | 法務省 | i | ◎検察当局において、関係機関と連携しつつ、通信傍受等の各種捜査手法や組織的犯罪処罰法を積極的に活用するなどして、組織犯罪に対し厳正に対処している。 |
| | | ii | ◎(再掲: 2-(4)-(3)-法- ii) 平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 |
| | | iii | ○(再掲: 2-(4)-(3)-法- iii) 平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 |
| | 海上保安庁 | i | ◎関係機関等と連携しつつ、組織犯罪における犯罪収益の確保につながる密輸・密航・密漁事犯の取締りを強化している。また、情報収集の強化及び分析・探証能力向上のための資機材の整備・充実化等を図っている。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、密輸・密航・密漁事犯取締りの強化等に係る経費(492百万円)を措置した。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、密輸・密航・密漁事犯取締りの強化等に係る経費(359百万円)を要求している。 |
| ④ 暴力団取締り等の総合対策の強化 | 警察庁 | i | ◎暴力団構成員等が関与した事案につき、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令及び麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令を請求するなど、暴力団から剥奪すべき犯罪収益の確実な保全に努めている(平成26年中は、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令を45件、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令を9件、それぞれ請求)。 |
| | 金融庁 | i | ◎証券取引等監視委員会では金融商品取引業者等に対する検査において、改正犯罪収益移転防止法の施行も踏まえ、口座開設時に取引目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて、引き続き検証を実施していく。また、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについても引き続き検証を実施していく。 |
| | | ii | ◎現在、証券取引等監視委員会では、警察当局からの出向者が在籍中であり、引き続き、警察当局との人事交流を通じて、捜査当局との連携強化、情報交換の推進を継続していく。 |
| | 法務省 | i | ◎検察当局において、関係機関における連携の強化、更なる情報交換の推進を図るとともに、没収・追徴等に係る組織的犯罪処罰法の積極的かつ効果的な活用等により、犯罪収益を含めた暴力団からの資金の剥奪の徹底及び暴力団犯罪による被害の回復の促進に努めている。 |
| | | ii | ◎(再掲: 2-(4)-(3)-法- ii) 平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 |
| | | iii | ○(再掲: 2-(4)-(3)-法- iii) 平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 |
| | 海上保安庁 | i | ◎関係機関等と連携しつつ、組織犯罪における犯罪収益の確保につながる密漁事犯の取締りを強化している。また、情報収集の強化及び分析・探証能力向上のための資機材の整備・充実化等を図っている。 |
| ⑤ 審査会議の開催 | 内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 防衛省 | i | ◎犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム」において、「公共事業等からの暴力団排除の取組について」、「企業活動からの暴力団排除の取組について」及び「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について」を取りまとめ、関係行政機関が連携して公共事業等からの暴力団排除を推進している。 |
| | 警察庁 復興庁 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 | i | ◎平成26年3月、宮城県における復旧・復興事業から暴力団を排除するため、「宮城県復興事業暴力団等対策協議会」を設立し、関係機関との連携を図っている。 |

| | | | |
|------------------------|--|-----|---|
| ④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底 | 警察庁 復興庁 厚生労働省 国土交通省 | i | ◎平成25年11月、岩手県における復旧・復興事業から暴力団を排除するため、「岩手県復旧・復興事業暴力団等排除協議会」を設立し、関係機関との連携を図っている。 |
| | 警察庁 環境省 | i | ◎平成24年3月、福島県における除染事業等から暴力団を排除するため、「環境省除染事業等暴力団排除対策協議会」を設立し、関係機関との連携を図っている。 |
| | | ii | ◎平成25年12月までに、福島県内18地区に除染事業等から暴力団の排除を徹底するための連絡協議会を設立し、関係機関との連携を図っている。 |
| | 内閣府 経済産業省 | i | ◎平成27年6月、採石業者及び砂利採取業者の登録拒否の要件等に暴力団員等を追加するなどの改正等を含む「第5次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）」が成立した。 |
| | 警察庁 | i | ◎東日本大震災に関連した暴力団犯罪を検挙し、暴力団による復旧・復興事業への介入の取締りを行っている（東日本大震災に関連した暴力団犯罪を、平成26年中は12件、27年上半期中は10件検挙）。 |
| | | ii | ◎平成27年3月、「26年度建設業暴力団対策連絡協議会」において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業からの暴力団排除対策の推進について周知した。 |
| | | iii | ○不動産競売への暴力団の参加防止等の方策について、関係省庁と検討を実施している。 |
| | | iv | ◎平成26年9月及び27年9月に、「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」を開催し、行政対象暴力対策の強化について検討とともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業からの暴力団排除について、取組を強化するよう呼び掛けた。 |
| | | v | ◎平成27年度において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業からの暴力団排除の強化のため、警察庁職員の増員（1人）を措置した。 |
| | 法務省 | i | ○不動産競売への暴力団の参加防止等の方策について、警察庁と協議をしつつ、検討している。なお、上記課題を含む民事執行制度に関する検討については、学者や実務家等による研究会が平成27年10月から開催されており、法務省としても、これに担当者を出席させるなどしている。 |
| | 外務省 | i | ◎契約の相手方企業やその下請企業等に対して、「外務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく取組が推進されるよう調達窓口及び入札開札室に関連ポスター及びパンフレットを設置し周知を図っている。 |
| | | ii | ◎平成23年8月に、外務省は警察庁との間で「外務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を締結し、同合意書に基づき、各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底を行っている。 |
| | 財務省 | i | ◎平成21年7月、保税蔵置場等の許可、「AE0」（認定事業者）の承認等をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加する関税法の一部改正法が施行され、同法に基づき、申請時における暴力団の排除を徹底している。 |
| | 国土交通省 | i | ◎「建設業法等の一部を改正する法律」において、建設業許可等に係る暴力団排除条項を整備するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合の公共発注者から許可行政庁への通知を義務付けることとされ、平成27年4月1日に施行された。 |
| | | ii | ◎「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」において、宅地建物取引業免許等に係る暴力団排除条項が規定され、平成27年4月1日に施行された。 |
| | 環境省 | i | ◎産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象とした、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講習会を平成21年度から開催しており、27年度は、全国で3回実施した。 |
| ⑤ 民間取引等からの暴力団排除の推進 | 内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 防衛省 | i | ◎（再掲：4-(1)-④-官府警金消復総法外財文厚農経国海環防-i）関係行政機関が連携した公共事業等からの暴力団排除の推進。 |
| | 警察庁 | i | ◎（再掲：4-(1)-②-警-v）各都道府県における暴力団排除に関する条例に基づく利益供与禁止違反等での勧告等の実施。 |
| | | ii | ◎平成26年度において、暴力団排除のための体制の強化のため、警察庁職員の増員（1人）を措置した。 |
| | 金融庁 | i | ◎金融庁では、平成26年6月に改正を行った監督指針等に基づき、金融機関に対して、グループ内や業界団体間での反社データベースの共有、暴力団排除条項の導入の徹底や適切な事前審査の実施（入口）、事後チェックと内部管理（中間管理）、反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備を求めるなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進している。 |
| | 法務省 | i | ◎平成23年6月、債権管理回収業の業界団体である一般社団法人全国サービサー協会において、法務省との検討を踏まえ、暴力団排除条項を盛り込んだ債権管理回収業務委託契約書及び債権譲渡契約書のモデルを含めた自主規制を策定し、さらに、27年7月、同協会理事会において、「反社会的勢力の排除に関する指針」を策定し、同規則及び指針について会員各社に周知を図った。なお、同協会においては、定期的に債権回収会社を対象とした異排責任者交流会、不当要求防止責任者研修会等の研修会を開催しており、同研修会に法務省もオブザーバーとして可能な限り出席するよう努めている。また、法務省においても、債権回収会社に対する立入検査を通じて、各社の暴力団排除の取組状況について重点的に確認を実施しており、債権回収会社における意識の向上を図っている。 |
| | 財務省 | i | ◎普通財産の管理処方に係る契約相手方等から、暴力団員、またはこれに準ずる者を排除し、これらの者から売却等を受けた不動産を利用することを防ぐため、警察庁と財務省が連携し、「暴力団員等と国有財産の売買契約等を行わない」、「暴力団員等に入札資格を与えない」、「契約書に暴力団事務所等としての利用禁止等を明記する」等の仕組みを構築し、運用している。 |
| | 経済産業省 | i | ◎一般社団法人日本クレジット協会において、反社会的勢力に関するデータベースの構築を行い、平成26年4月から当該データベースの運用が開始されている。 |

| | | | | |
|---------------------------------|--|-----|--|--|
| ⑥ 暴力団排除に取り組む市民等の安全の確保 | 警察庁 | i | ◎産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象とした、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講習会を平成21年度から開催しており、27年度においても、講習会の開催に係る経費（400万円）を措置した。 | |
| | | ii | ◎産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象とした、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講習会を平成21年度から開催しており、28年度においても、講習会の開催に係る経費（400万円）を要求している。 | |
| ⑦ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化 | | i | ◎暴力団対策法の行政命令を発出し、命令違反事件を検挙するなど、暴力団対策法の効果的な運用に努めており、暴力団対策法の行政命令を、平成26年中は1,739件、27年上半期中は854件発出したほか、命令違反事件を、26年中は4件、27年上半期中は3件検挙した。 | |
| | | ii | ◎指定暴力団員による威力利用資金獲得行為に係る不法行為に対する暴力団対策法第31条の2を適用した損害賠償請求訴訟の提起に関する必要な支援を、暴力追放運動推進センター及び弁護士会と連携し、実施している（平成27年11月1日までに、同訴訟の提起を20件把握）。 | |
| | | iii | ◎平成24年の暴力団対策法改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けた都道府県センターは、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用等の差止めを請求できる制度が導入されたことを受け、26年7月に新たに13道県の都道府県センターを適格都道府県センターとして認定し、全ての都道府県センターが認定を受けた。 | |
| | | iv | ◎（再掲：4-(1)-(2)-警-iii）平成26年度に続き、27年度における暴力団、準暴力団等による犯罪の捜査力や保護対策の強化に必要な資機材の整備等に係る経費の措置。 | |
| | | v | ◎（再掲：4-(1)-(2)-警-iv）平成28年度における暴力団、準暴力団等による犯罪の捜査力や保護対策の強化に必要な資機材の整備等に係る経費の要求。 | |
| | | vi | ◎平成26年度に続き、27年度において、暴力団排除意識の高揚と暴力追放運動の活性化を図るために、「全国暴力追放運動中央大会」の開催に係る経費（1百万円）を措置した。 | |
| | | vii | ◎平成28年度において、暴力団排除意識の高揚と暴力追放運動の活性化を図るために、「全国暴力追放運動中央大会」の開催に係る経費（1百万円）を要求している。 | |
| | | i | ◎平成26年12月、再犯防止対策ワーキングチーム幹事会の分科会（タスクフォース）において、暴力団離脱者を含む刑務所出所者等の就労支援に向けた取組を強化するため、「刑務所出所者等に対する就労支援の充実・強化等について」を取りまとめ、関係省庁が連携した取組を推進している。 | |
| （2）マネー・ローンダリング対策 | 法務省 | 警察庁 | ◎警察及び都道府県センターが援助の措置等を行い、暴力団構成員を暴力団から離脱させている（平成26年中は、約490人を離脱させた。）。 | |
| | | i | ◎刑事施設36庁において、暴力団員である受刑者に対して、暴力団離脱に向けた暴力団離脱指導を行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意思の醸成を図っている。 | |
| | | ii | ◎（再掲：3-(1)-(5)-法-v）平成25年度における現行プログラムの内容及び運用の修正。 | |
| | | iii | ◎（再掲：3-(1)-(5)-法-vi）平成27年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の措置。 | |
| | | iv | ◎（再掲：3-(1)-(5)-法-vii）平成28年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の要求。 | |
| | | v | ◎（再掲：3-(1)-(5)-法-iv）平成28年度における薬物依存離脱指導の充実強化に係る経費の要求。 | |
| | | vi | ◎（再掲：3-(1)-(7)-法-xvi）平成25年度における在院者に対する教育プログラムの策定。 | |
| | | vii | ◎（再掲：3-(1)-(7)-法-xvii）平成26年度における在院者の指導体制の充実に係る経費の措置。 | |
| | | ix | ◎（再掲：3-(1)-(7)-法-xix）平成28年度における、少年院における矯正教育（生活指導）の充実強化に係る経費を要求。 | |
| | | x | ◎平成25年度及び26年度に引き続き、27年度において、警察等と連携し、保護観察対象者の暴力団からの離脱の促進等を図っている。 | |
| | 厚生労働省 | i | ◎暴力団離脱希望者に対しては、ハローワークにおいて職業相談・職業紹介等を行うなど、就職支援を実施している。 | |
| ① マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の促進【再掲】 | 警察庁 | i | ◎（再掲：2-(4)-(3)-警-i）組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の摘発推進。 | |
| | | i | ◎（再掲：2-(4)-(3)-法-i）薬物犯罪収益等を含む犯罪収益等の剥奪の徹底。 | |
| | | ii | ◎（再掲：2-(4)-(3)-法-ii）平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 | |
| | | iii | ◎（再掲：2-(4)-(3)-法-iii）平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 | |
| | | iv | ◎（再掲：2-(4)-(3)-法-iv）平成26年度に続き、27年度における組織的薬物関係事犯担当要員の増員の措置。 | |
| | 法務省 | v | ◎（再掲：2-(4)-(3)-法-v）平成28年度における組織犯罪関係事犯担当要員の増員の要求。 | |
| | | i | ◎（再掲：2-(4)-(3)-厚-i）麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の摘発の推進。 | |
| | 海上保安庁 | i | ◎（再掲：2-(4)-(3)-海-i）関係機関と連携した情報収集体制の強化及び、取締りの実施。 | |
| | | i | ◎（再掲：2-(4)-(4)-警金総法外財厚農経国-i）第187回国会における犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の成立並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令及び同法施行規則の改正。 | |
| | 警察庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | ii | ◎（再掲：2-(4)-(4)-警金総法外財厚農経国-ii）国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価の実施。 | |

| | | | | |
|--|---|-----|---|--|
| <p>② FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化【再掲】</p> | 警察庁 | i | ◎(再掲: 2-(4)-④-警-i) 平成26年度における国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に係る警察庁職員の増員の措置。 | |
| | | ii | ◎(再掲: 2-(4)-④-警-ii) 平成26年度に続き、27年度における国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に係る経費の措置。 | |
| | | iii | ○(再掲: 2-(4)-④-警-iii) 平成28年度における国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に係る経費の要求。 | |
| | | iv | ◎(再掲: 2-(4)-④-警-iv) 国家公安委員会による「犯罪収益移転危険度調査書」の公表。 | |
| | | v | ◎(再掲: 2-(4)-④-警-iii) 第187回国会における国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行。 | |
| | | vi | ○(再掲: 2-(1)-②-警-ix) 平成28年度における国際テロ対策の強化のための警察庁職員の増員を要求。 | |
| | 金融庁 | i | ◎(再掲: 2-(4)-⑤-金-i) 監督指針等に従った指導・監督の実施等。 | |
| | 総務省 | i | ◎(再掲: 2-(4)-④-総-i) 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に対するアンケート調査の実施。 | |
| | 法務省 | i | ○(再掲: 2-(4)-④-法-i) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を担保するための法整備の検討。 | |
| | | ii | ◎(再掲: 2-(4)-④-法-ii) 第187回国会における公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律の成立。 | |
| | | iii | ◎(再掲: 2-(4)-③-法-ii) 平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 | |
| | | iv | ○(再掲: 2-(4)-③-法-iii) 平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 | |
| <p>③ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化【再掲】</p> | 警察庁 金融庁 総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | i | ◎(再掲: 2-(4)-⑤-警金法財厚農経国-i) 特定事業者に対する説明会等の実施。 | |
| | | 警察庁 | i | ◎(再掲: 2-(4)-⑤-警-i) 特定事業者に対する行政調査等の実施。 |
| | | 総務省 | i | ◎(再掲: 2-(4)-⑤-総-i) 総務省のホームページ上における、犯罪収益移転防止法の概要等の周知。 |
| | | ii | ◎(再掲: 2-(4)-⑤-総-ii) 転送電話サービス業者に対する犯罪収益移転防止法の概要等を記述した周知文書の送付。 | |
| | | 法務省 | i | ◎(再掲: 2-(4)-⑤-法-i) 犯罪収益移転防止法の運用・解釈についての周知。 |
| | | ii | ◎(再掲: 2-(4)-③-法-ii) 平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 | |
| | | iii | ○(再掲: 2-(4)-③-法-iii) 平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 | |
| | 農林水産省 経済産業省 | i | ◎(再掲: 2-(4)-⑤-農経-i) 商品先物取引業界の振興団体及び自主規制団体に対する所属会員への周知徹底の要請等。 | |
| | 農林水産省 | i | ◎(再掲: 2-(4)-⑤-農-i) 農・漁協系統金融機関に対する検査・監督の実施。 | |
| | 警察庁 外務省 | i | ◎(再掲: 2-(4)-⑥-警外-i) 情報交換枠組みの構築推進。 | |
| <p>④ FIUの機能強化【再掲】</p> | 警察庁 | i | ◎(再掲: 2-(4)-⑥-警-i) 情報提供先機関との連携強化。 | |
| | | ii | ◎(再掲: 2-(4)-⑥-警-ii) 情報分析能力の強化。 | |
| | | iii | ◎(再掲: 2-(4)-⑥-警-iii) 平成26年度に続き、27年度における情報の効率的な分析のためのシステム整備に係る経費の措置。 | |
| | | iv | ○(再掲: 2-(4)-⑥-警-iv) 平成28年度における、情報の効率的な分析のためのシステム整備に係る経費の要求。 | |
| | | v | ○(再掲: 2-(1)-②-警-ix) 平成28年度における国際テロ対策の強化のため、警察庁職員の増員を要求。 | |
| <p>(3) 薬物対策の推進</p> | | | | |
| <p>(3) 薬物対策の推進</p> | 内閣官房 内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 | i | ◎薬物乱用対策推進会議において策定された「第四次薬物乱用防止五年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定)等に基づき、啓発強化による薬物乱用の未然防止、再乱用防止の徹底、取締りの徹底及び監視指導の強化、水際対策の徹底並びに国際的な連携・協力の推進に取り組んだ。 | |
| | | i | ◎(再掲: 1-(3)-③-府-iii) 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「子ども・若者育成支援強調月間」の実施。 | |
| | | ii | ◎(再掲: 1-(3)-③-府-vi) 青少年インターネット環境整備推進課長会議、少年非行対策課長会議、薬物乱用対策推進課長会議等の各種会議の効果的な開催、地方公共団体との連携・情報共有等の推進。 | |
| | | i | ◎学校における薬物乱用防止教室の積極的な開催等、薬物乱用未然防止に向けた広報啓発を推進している。 | |
| | 内閣府 | ii | ◎平成26年2月に「薬物銃器犯罪根絶の集い・山梨大会」を、27年2月に「薬物銃器犯罪根絶の集い・兵庫大会」を開催するなど、広報啓発活動を推進している。 | |
| | | i | ◎学校における薬物乱用防止教室の積極的な開催等、薬物乱用未然防止に向けた広報啓発を推進している。 | |
| | 警察庁 | ii | ◎平成26年2月に「薬物銃器犯罪根絶の集い・山梨大会」を、27年2月に「薬物銃器犯罪根絶の集い・兵庫大会」を開催するなど、広報啓発活動を推進している。 | |

| | | | |
|----------------------|--|------|---|
| ① 薬物乱用防止に向けた取組の推進 | 法務省 | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、薬物対策用資料の作成に係る経費（2百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成28年度において、薬物対策用資料の作成に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| | | i | ◎薬物乱用の根絶を図るため、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、薬物乱用未然防止のための広報啓発を積極的に実施している。 |
| | | ii | ○平成26年度に続き、27年度において、薬物対策の推進に係る経費（2百万円）を措置した。 |
| | | iii | ○平成28年度において、薬物対策の推進に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| | | iv | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-i）平成26年度における薬物依存離脱指導の充実強化に係る経費の措置。 |
| | | v | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-v）平成25年度における現行プログラムの内容及び運用の修正。 |
| | | vi | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-vi）平成27年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の措置。 |
| | | vii | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-vii）平成28年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の要求。 |
| | | viii | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-iv）平成28年度における薬物依存離脱指導の充実強化に係る経費の要求。 |
| | | ix | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-ix）平成26年度における矯正教育プログラム（薬物非行）の実施に係る経費の措置。 |
| | | x | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-xi）平成27年度における少年院の薬物事犯少年に対する指導体制の充実強化に係る経費の措置。 |
| | | xi | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-x）平成28年度における、少年院において薬物事犯少年に対する特定生活指導（「薬物非行防止指導」）の充実強化に係る経費の要求。 |
| | | xii | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-xi）平成26年度における重点指導施設での矯正教育プログラム（薬物非行）実施のための法務技官（心理専門職）の配置。 |
| | | xiii | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-xii）27年度における重点指導施設での矯正教育プログラム（薬物非行）実施のための法務技官（心理専門職）の増員の措置。 |
| | | xiv | ○平成28年度において、少年院における危険ドラッグに関する矯正教育の実施体制の構築・整備のため、法務教官の増員（17人）を要求している。 |
| | | xv | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-xiii）平成26年度に続き、27年度における薬物事犯者に対する保護観察等の充実強化に係る経費の措置。 |
| | | xvi | ○（再掲：3-(1)-⑤-法-xiv）平成28年度における薬物事犯者に対する保護観察等の充実強化に係る経費の要求。 |
| | 財務省 | i | ◎学校等へ税関職員を派遣して行う講演会や税関見学会等において、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸入手口の写真パネルを展示するなど薬物乱用防止に向けた積極的な広報に努めている。 |
| | | ii | ◎税関が摘発した密輸事件に係る報道発表を税関ウェブサイトへ掲載するとともに、ソーシャルメディアを活用して情報発信を行うなど、広く一般国民に対し税関における水際取締対策を広報している。 |
| | 文部科学省 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、昨年度に引き続き、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、薬物乱用防止教育推進に係る経費（22百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成26年に続き、27年2月、全ての大学等に対して、27年度新一年生に対する啓発用パンフレットを配布した。 |
| | | iii | ○平成27年度に続き、28年度において、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、薬物乱用防止教育推進に係る経費（17百万円）を要求している。 |
| | | iv | ○平成27年度に続き、全ての大学等に対して、28年度新一年生に対する啓発用パンフレットを配布する予定である。 |
| | 厚生労働省 | i | ○「「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」等のイベントを自治体や関係機関と連携して開催し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。併せて、各種媒体を活用した広報活動も積極的に展開した。 |
| | | ii | ○保健所・精神保健福祉センターにおける相談事業及び普及啓発活動により、薬物問題に関する早期発見・早期対応を可能にするよう努めている。 |
| | 海上保安庁 | i | ○薬物等の密輸対策強化期間を設け、海事・漁業関係者に情報提供の協力を要請するなど、情報収集活動を強化している。また、「海のもしもは118番」を積極的に広報し、薬物事犯等に関する情報提供を一般国民に対して広く呼びかけている。 |
| | | ii | ○あらゆる機会を利用して、薬物等の水際阻止の重要性の周知、薬物事犯等に関する情報の提供依頼等を行っている。 |
| | 内閣府 内閣官房 警察庁 消費者庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 | i | ○（再掲：4-(3)-①-内官府警消総法外財文厚經国海-i）第四次薬物乱用防止五か年戦略に基づく諸対策の推進。 |
| | | i | ○薬物事犯を徹底検挙するなど、薬物犯罪組織の壊滅に向けた取組を推進している。平成26年中の検挙人員は13,121人（うち暴力団構成員等6,617人）、27年上半期中の検挙人員は6,239人（うち暴力団構成員等2,994人）。 |
| | | ii | ○平成26年度において、薬物取締用車の整備に係る経費（86百万円）を措置した。 |
| | | iii | ○平成27年度において、薬物取締用車及び薬物特殊現場行動車の整備に係る経費（247百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成26年度に続き、27年度において、薬物事犯捜査用資機材の整備に係る経費（12百万円）を措置した。 |
| | | v | ○平成28年度において、薬物事犯捜査用資機材の整備に係る経費（4百万円）を要求している。 |
| | | vi | ○（再掲：2-(4)-③-警-i）麻薬特例法に係るマニー・ローンダーリング事犯の摘発推進。 |
| | 警察庁 | i | ○検察当局において、各種捜査手法を積極的に活用すること等により、薬物犯罪組織に対する厳正な刑事処分、薬物犯罪収益の剥奪等の取組を強化している。 |
| | | ii | ○（再掲：4-(3)-①-法-ii）平成26年度に続き、27年度における薬物対策の推進に係る経費の措置。 |
| ② 薬物犯罪組織の壊滅に向けた取組の強化 | | | |

| | | | | |
|---|--|--|-------|--|
| | | | iii | ○(再掲: 4-(3)-①-法-iii) 平成28年度における薬物対策の推進に係る経費の要求。 |
| | | | iv | ○(再掲: 2-(4)-③-法-iv) 平成26年度に続き、27年度における組織的薬物関係事犯担当要員の増員の措置。 |
| | | | v | ○(再掲: 2-(4)-③-法-v) 平成28年度における組織犯罪関係事犯担当要員の増員の要求。 |
| 財務省 | | | i | ◎X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等を活用し、監視・取締体制の強化を図っている。 |
| | | | ii | ◎平成27年度において、密輸対策取締機器整備等に係る経費(11,097百万円の内数)を措置した。 |
| | | | iii | ○(再掲: 2-(1)-②-財-iii) 平成28年度における密輸対策取締機器整備等に係る経費の要求。 |
| 厚生労働省 | | | i | ◎外国人組織による大型密輸入事犯等を検挙するなどし、密売組織に一定の打撃を与えた。 |
| | | | ii | ◎インターネット等を利用して薬物密売事犯に対して、ネットパトロールを強化するとともに、取締りの徹底を図った。 |
| 海上保安庁 | | | i | ◎最近の犯罪情勢等について国内外の取締関係機関と情報共有を図るとともに、合同で捜査・調査を実施し、商業貨物を利用して覚醒剤密輸入事件を摘発している。 |
| | | | ii | ◎情報収集・分析等の資機材の充実強化に係る経費を措置し、捜査における情報分析基盤の強化を図っている。 |
| 内閣官房 内閣府警察庁 消費者庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 | | | i | ◎薬物乱用対策推進会議において策定された「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定)等に基づき、危険ドラッグの実態把握の徹底と啓発強化、指定薬物の迅速な指定と取締りの徹底、規制の在り方の見直しを推進した。 |
| | | | i | ◎危険ドラッグの危険性の周知を図るため、青少年に訴求力の高い広報媒体や手法を活用した広報啓発活動を推進するとともに、都道府県等に対して広報啓発活動の強化等について依頼した。 |
| | | | ii | ◎(再掲: 1-(3)-③-府-iii) 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「子ども・若者育成支援強調月間」の実施。 |
| | | | iii | ◎(再掲: 1-(3)-③-府-vi) 青少年インターネット環境整備推進課長会議、少年非行対策課長会議、薬物乱用対策推進課長会議等の各種会議の効果的な開催、地方公共団体との連携・情報共有等の推進。 |
| | | | i | ◎いわゆる脱法ドラッグ(合法ハーブ等と称して販売される薬物)に代わる呼称名の意見募集を行い、規制の有無を問わず、使用することが危険な物質であることを明確に示すため平成26年7月、新呼称名として「危険ドラッグ」を選定するなど、広報啓発の強化に努めた。 |
| | | | ii | ◎各都道府県警察、各地方厚生(支)局麻薬取締部及び都道府県薬務主管部局は、連携を強化し、危険ドラッグ販売業者に対し、指導・警告するとともに、検査命令・販売停止命令等の活用や無承認医薬品としての取締りなどを実施し、平成27年7月、これまで把握されていた危険ドラッグの販売店舗(26年3月末現在215店舗)全ての閉鎖を確認した。 |
| | | | iii | ◎(再掲: 1-(3)-①-警-i) 「インターネット・ホットラインセンター」の運用ガイドラインを改訂し、危険ドラッグに関する広告を違法情報・有害情報に追加。 |
| | | | i | ◎(再掲: 4-(3)-①-警-ii) 「薬物銃器犯罪根絶の集い・山梨大会」、「薬物銃器犯罪根絶の集い・兵庫大会」の開催。 |
| | | | ii | ◎(再掲: 4-(3)-②-警-iv) 平成26年度に続き、27年度における薬物事犯捜査用資機材の整備に係る経費の措置。 |
| | | | iii | ◎(再掲: 4-(3)-②-警-v) 平成28年度における薬物事犯捜査用資機材の整備に係る経費の要求。 |
| | | | iv | ◎各種街頭キャンペーンや薬物乱用防止講習会等を通じて、危険ドラッグの危険性・有害性について、国民に対する広報啓発を推進している。 |
| | | | v | ◎学校等に対し、薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、危険ドラッグ等の健康被害事例についての積極的な情報提供等を行うなど、少年へのこれら薬物等のまん延を阻止する対策を推進している。 |
| | | | vi | ◎平成26年度において、合成カンabinoidの分析等を含む、大麻事犯捜査における科学的検査法の高度化に関する研究に係る経費(11百万円)及び新規違法薬物の検査法に関する研究に係る経費(1百万円)を措置した。 |
| | | | vii | ◎平成27年度において、新規違法薬物の検査法に関する研究に係る経費(1百万円)及び植物系乱用薬物の検査法に関する研究に係る経費(2百万円)を措置した。 |
| | | | viii | ◎平成28年度において、乱用薬物の分析及び代謝に関する研究に係る経費(2百万円)及び植物系乱用薬物の検査法に関する研究に係る経費(2百万円)を要求している。 |
| | | | ix | ◎関係機関と連携した集中的な取締りにより、乱用者の取締り及び販売店舗に対する突き上げ捜査を実施するなど、危険ドラッグの乱用の根絶に向けた取組を推進し、平成27年上半年に危険ドラッグ事犯で689人を検挙した。 |
| | | | x | ◎平成27年度において、危険ドラッグに係る取締指導の体制強化のため、警察庁職員の増員(3人)を措置した。 |
| | | | xi | ◎平成26年度補正予算(第1号)において、都道府県警察科学捜査研究所における鑑定に必要な資機材、データベース構築に必要な資機材及び鑑定用標準品(521百万円)を措置した。 |
| | | | xii | ◎平成27年度において、薬物乱用防止講習会用DVD制作に係る経費(3百万円)を措置した。 |
| | | | x iii | ◎都道府県警察において、危険ドラッグ事犯に対し、迅速かつ組織的に対応すべく、警察本部長を長とする危険ドラッグ総合対策本部を設置するなど、各部門が横断的に連携した組織体制を構築している。 |
| | | | x iv | ◎宅地建物取引業協会等との間で建物賃貸借契約書に危険ドラッグ販売行為の禁止を盛り込む協定を締結するなど、各種業界と連携した取組を推進している。 |
| | | | x v | ◎危険ドラッグに係る事件・事故で把握した物品等について、厚生労働省に情報提供を行うなど、指定薬物への迅速な指定に向けた支援を行っている。 |

③ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等の新たな乱用薬物への対応

| | | |
|---|--------|--|
| | x vi | ◎平成26年7月及び10月に危険ドラッグに係る諸対策の推進に関する通達を各都道府県警察に発出し、危険ドラッグに係る交通事故等についての厳正な取締り・交通事故事件捜査、同使用者に対する厳正・適切な行政処分及びその危険性に対する広報啓発活動の推進を指示した。 |
| | x vii | ◎平成27年春の全国交通安全運動において、危険ドラッグを使用した上での運転による交通事故の実態及び悪質性・危険性を周知するための広報啓発活動等の推進を指示した。 |
| | x viii | ◎平成27年秋の全国交通安全運動において、危険ドラッグの危険性や危険ドラッグを使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性に関する積極的な広報啓発活動の推進を指示した。 |
| 総務省 | i | ◎(再掲: 1-(3)-(1)-総-i) 平成26年10月及び12月における、事業者団体によるプロバイダ等と利用者の間で適用される「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂の支援。 |
| 財務省 | ii | ◎(再掲: 1-(3)-(1)-総-ii) 平成26年10月及び12月における、事業者団体によるプロバイダ等が具体的に削除すべき事例等を示した「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」の改訂の支援。 |
| 厚生労働省 | i | ◎医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、平成27年3月に関税法を改正し、指定薬物を、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関税法上重い罰則の対象とした。 |
| | ii | ◎医薬品医療機器法(旧薬事法)を改正し、平成26年4月より指定薬物の医療等の用途以外での所持、使用等を禁止した。 |
| | iii | ◎平成26年8月以降、地方厚生局による危険ドラッグ販売店舗に対する検査命令、販売等停止命令を実施し、流通を規制した。 |
| | iv | ◎平成26年11月の医薬品医療機器法改正により、検査命令を実施した物品を告示し、販売などを広域的に禁止した。さらにインターネットを利用した危険ドラッグ販売サイトについてプロバイダ業者に削除依頼をかけ、サイトを閉鎖させ容易に危険ドラッグ入手できる機会を減少させた。 |
| | v | ◎平成26年度は、指定手続きの特例によって指定した2物質を含む101物質を新たに指定薬物に指定し、必要な規制を行った。また、指定薬物に指定されていた物質のうち1物質を麻薬に指定し、規制を強化した。さらに、27年度には、9月末までで、包括指定による827物質を含む850物質を新たに指定薬物に指定し、11月には指定薬物に指定されていた物質のうち4物質を麻薬に指定して規制を強化した。 |
| | vi | ◎都道府県等の危険ドラッグにかかる分析を支援するため、新たに得られた指定薬物等の分析結果等をデータベースに掲載した。 |
| | vii | ◎平成27年度において、インターネットを利用した危険ドラッグ販売の監視を強化するため、インターネットパトロール事業に係る経費を大幅に増額し、約82百万円の予算を措置した。 |
| | viii | ◎平成27年度において、危険ドラッグ対策の強化のため、分析体制の強化等に係る経費(約300百万円)が措置された。 |
| | ix | ◎平成28年度において、麻薬取締部における取締り体制の強化を図るために、鑑定の実施等に必要な経費(514百万円の内数)を措置した。 |
| | x | ◎平成28年度において、麻薬取締部における取締り体制の強化を図るために、鑑定の実施等に必要な経費(556百万円の内数)を要求している。 |
| 海上保安庁 | i | ◎関係省庁間で鑑定・分析方法に関する情報の交換を実施し、薬物分析における協力体制の強化を図っている。 |
| 内閣官房 内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 | i | ◎(再掲: 4-(3)-(1)-内官府警消総法外財文厚経国海-i) 第四次薬物乱用防止五か年戦略に基づく諸対策の推進。 |
| 警察庁 | i | ◎薬物密輸入事件について検挙するなど、薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している(薬物密輸入事件について、平成26年中は245件、27年上半年中は117件を検挙)。 |
| | ii | ◎(再掲: 4-(3)-(2)-警-ii) 平成26年度における薬物取締用車の整備に係る経費の措置。 |
| | iii | ◎(再掲: 4-(3)-(2)-警-iii) 平成27年度における薬物取締用車及び薬物特殊現場行確車の整備に係る経費の措置。 |
| | iv | ◎(再掲: 4-(3)-(2)-警-iv) 平成26年度に続き、27年度における薬物事犯捜査用資機材の整備に係る経費の措置。 |
| | v | ◎(再掲: 4-(3)-(2)-警-v) 平成28年度における薬物事犯捜査用資機材の整備に係る経費の要求。 |
| | vi | ◎平成27年度において、アンフェタミン型興奮剤の異同識別に関する研究に係る経費(1百万円)を措置した。 |
| | vii | ◎平成28年度において、アンフェタミン型興奮剤の異同識別に関する研究に係る経費(1百万円)を要求している。 |
| | i | ◎(再掲: 4-(3)-(2)-財-i) 監視・取締体制の強化。 |
| | ii | ◎(再掲: 4-(3)-(2)-財-ii) 平成27年度における密輸対策取締機器整備等に係る経費の措置。 |
| | iii | ◎(再掲: 4-(1)-(2)-財-iii) 平成28年度における密輸対策取締機器整備等に係る経費の要求。 |
| | iv | ◎(再掲: 2-(3)-(1)-財-ii) 「出港前報告制度」の実施。 |
| | v | ◎財務省及び各税関において、「MOU」(密輸防止に関する覚書)等を締結している関係業界団体、民間協力者等に対し、不審情報の提供を求めている。 |

④ 薬物密輸の水際阻止の強化

| | | | |
|-------------------|--|--|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> vi ○密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CMのほか、税関ウェブサイトや、ツイッター等のソーシャルメディアを活用して、密輸ダイヤル（0120-461-961）の積極的な広報を行い、薬物・銃器等の密輸入情報の提供を一般国民に対し広く呼び掛けている。 vii ○監視艇を活用し、薬物・銃器等の密輸入の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施している。 viii ○各種会議等様々な機会を通じて、警察、海上保安庁等関係機関との間で最新の密輸手口及び新たな形態の薬物等に関する情報の共有化を図るとともに、合同船内検査等を実施している。 ix ○日本郵便株式会社に対し、薬物及び銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国からの郵便物とは区別して税関に提示することや、X線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請するなど、同会社との連携を図っている。 x ○不正薬物・銃砲、知的財産侵害物品等の水際取締りに関する各税関との協力が重要であることから、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んだ税関相互支援協定等の締結に引き続き努めており、平成27年11月末現在、28か国・地域との協定等が署名又は発効済であるほか、ノルウェー及びブラジルと、それぞれ税関相互支援協定の締結に向けて交渉中である。 xi ○「WCO」（世界税関機構）のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である「RIO A/P」（地域情報連絡事務所）や、薬物等の仕出地又は中継地となっている国・地域へ職員を派遣し、薬物等の密輸情報の収集や情報交換に努めている。 xii ○外国税關当局等との間で、各国・地域における密輸手口、輸送形態、不正薬物の摘発状況等に関する情報交換を積極的に推進している。 x iii ○主としてアジア・大洋州地域の途上国の税關職員を我が国に受け入れ、または我が国税關職員を専門家として海外に派遣して、密輸の取締りに資するための情報分析能力の強化等を目的とした技術協力を実施している。 x iv ○（再掲：4-(3)-(3)-財-iii）医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物の関税法上の「輸入してはならない貨物」への追加 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> i ○平成26年11月の医薬品医療機器法改正により、検査命令等の対象が「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」に拡大されたことを受け、関係機関が連携し、輸入された危険ドラッグに対して検査命令を実施した。 ii ○（再掲：4-(3)-(2)-厚-i）外国人組織による密輸入事犯等の摘発。 iii ○平成26年度に続き、27年度において、巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するため、情報収集・分析体制の強化及び捜査資機材の整備に係る経費（514百万円の内数）を措置した。 iv ○平成28年度において、巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するため、情報収集・分析体制の強化及び捜査資機材の整備に係る経費（556百万円の内数）を要求している。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> i ○巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施している。また、薬物等の密輸対策の強化のための合同訓練等を実施し、関係機関との連携強化及び取締り能力の向上を図っている。 ii ○（再掲：4-(3)-(2)-海-ii）情報収集・分析等の資機材の充実強化に係る経費の措置。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> i ○（再掲：4-(3)-(1)-内官府警消総法外財文厚経国海-i）第四次薬物乱用防止五か年戦略に基づく諸対策の推進 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> i ○平成26年2月及び27年2月に「アジア・太平洋薬物取締会議」を開催するなど、情報交換・技術移転等薬物対策のための国際協力を推進している。 ii ○平成26年10月及び27年10月に「アジア・太平洋薬物取締機関長会議」に参加し、各国の薬物情勢、薬物対策の取組状況等に関する情報を入手するとともに、参加諸国との情報交換を行った。 |
| ⑤ 薬物対策に関する国際協力の推進 | | | <ul style="list-style-type: none"> i ○「ADLOMICO」（国際協力のための麻薬対策連絡官会合）等の各種国際会議への参加を通じ、世界的な薬物乱用問題について情報を共有するとともに、その協力関係の強化に努めている。 i ○平成25年3月の麻薬委員会で決議された「NPS」（新精神活性物質）対策決議に基づき、「UNODC」（国連薬物犯罪事務所）と連携して合成薬物対策プロジェクトを実施する等、薬物対策における国際協力の推進を図っている。 i ○（再掲：4-(3)-(4)-財-xii）外国税關当局等との情報交換の推進。 ii ○（再掲：4-(3)-(4)-財-x-iii）技術協力の実施。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> i ○平成25年度、26年度において、「国際連合麻薬委員会」、「HONLEA」（アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議）等国際会議に参加し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国際機関及び各関係者と意見交換を行っており、27年度においても行っているところ。 ii ○平成25年度、26年度及び27年度において、薬物仕出国へ麻薬取締官を派遣し、当該国における薬物乱用状況等の情報収集並びに関係当局及び関係者との情報共有を行った。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> i ○「NPCGF」（北太平洋海上保安フォーラム）、「CND」（国連麻薬委員会）及び「HONLEA」（アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議）等の国際会議への出席や、アジア太平洋地域の薬物不正取引に対する海上法執行連携強化事業（EMLEP）を開催するなどして、諸外国における薬物取締状況、薬物の密輸動向、取締り対策等に関する情報を入手するとともに、諸外国の海上取締機関等と積極的な意見交換を行っている。 |

(4) 銃器対策の推進

| | | |
|---|---|---|
| 内閣官房 内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 | i | ○犯罪対策閣僚会議の下に設置された「銃器対策推進会議」において策定した「平成27年度銃器対策推進計画」（平成27年6月銃器対策推進会議決定）に基づく諸対策を推進している。 |
|---|---|---|

| | | | |
|---------------------------|--|---|--|
| ① 暴力団が管理する拳銃の摘発及び厳正な処分の促進 | 警察庁 | i | ◎拳銃を着実に押収するなど、犯罪組織等による銃器事犯の摘発を推進している（平成26年中は406丁（うち暴力団から104丁）、27年上半期中は202丁（うち暴力団から28丁）を押収）。 |
| | | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、銃器事犯捜査用資機材の整備に係る経費（12百万円）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成27年度において、銃器視察内偵用車及び銃器事犯取締用車の整備に係る経費（226百万円）を措置した。 |
| | | iv | ◎平成28年度において、銃器事犯捜査用資機材に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| 法務省 | i | ◎検察当局において、関係機関と連携しつつ、暴力団に係る拳銃事犯について、厳正な科刑の実現に向けた取組を促進している。 | |
| | ii | ◎(再掲：2-(4)-(3)-法-i) 平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 | |
| | iii | ◎(再掲：2-(4)-(3)-法-iii) 平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 | |
| 海上保安庁 | i | ◎国内の取締関係機関と緊密に連携し、要注意船舶に対して、合同による船内検査、監視等を積極的に実施している。 | |
| ② 銃器密輸の水際阻止の強化 | 内閣官房 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 | i | ◎(再掲：4-(4)-(1)-官警総法外財農経国海環-i) 「平成27年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。 |
| | 警察庁 | i | ◎拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件について摘発するなど、拳銃等の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している（拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件について、平成26年中は6件、27年上半期中は3件摘発）。 |
| | 財務省 | i | ◎(再掲：2-(3)-(1)-財-ii) 「出港前報告制度」の実施。 |
| | ii | ◎(再掲：4-(3)-(2)-財-i) 監視・取締体制の強化。 | |
| | iii | ◎(再掲：4-(3)-(4)-財-v) MOU等を締結している関係団体等に対する不審情報の提供依頼。 | |
| | iv | ◎(再掲：4-(3)-(4)-財-vi) 密輸情報提供リーフレット等による情報の提供依頼。 | |
| | v | ◎(再掲：4-(3)-(4)-財-vii) 密輸入に対する監視取締り及び情報収集の実施。 | |
| | vi | ◎(再掲：4-(3)-(4)-財-viii) 会議等を通じた情報の共有及び合同船内検査等の実施。 | |
| | vii | ◎(再掲：4-(3)-(4)-財-ix) 日本郵便株式会社との連携。 | |
| | viii | ◎(再掲：4-(3)-(4)-財-x) 税関相互支援協定等の締結の推進。 | |
| | ix | ◎(再掲：4-(3)-(4)-財-xi) 外国への職員派遣による情報収集の実施。 | |
| | x | ◎(再掲：4-(3)-(4)-財-xii) 外国税關当局等との情報交換の推進。 | |
| | xi | ◎(再掲：4-(3)-(4)-財-xiii) 技術協力の実施。 | |
| ③ 銃器対策に関する国際協力の推進 | 海上保安庁 | i | ◎要注意船舶に対して、取締関係機関との合同による船内検査、監視等を積極的に実施している。また、徘徊や長時間の停留等、動静が不審な船舶について、巡回艇・航空機を活用して監視取締及び情報収集を実施している。 |
| | ii | ◎(再掲：4-(3)-(2)-海-ii) 情報収集・分析等の資機材の充実強化に係る経費の措置。 | |
| | 内閣官房 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 | i | ◎(再掲：4-(4)-(1)-官警総法外財農経国海環-i) 「平成27年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。 |
| ④ 銃器根絶活動の推進 | 警察庁 経済産業省 | i | ○「国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）」の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内関係法を整備するための法律案の可及的速やかな国会提出を目指している。 |
| | 外務省 | i | ○「国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）」の締結に向けて、必要な検討を行うこととしている。 |
| | 内閣官房 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 | i | ◎(再掲：4-(4)-(1)-官警総法外財水経国海環-i) 「平成27年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。 |
| | 警察庁 | i | ◎(再掲：4-(3)-(1)-警-ii) 「薬物銃器犯罪根絶の集い・山梨大会」、「薬物銃器犯罪根絶の集い・兵庫大会」の開催。 |
| | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、「薬物銃器犯罪根絶の集い」の開催に係る経費（1百万円）を措置した。 | |
| | iii | ◎平成28年度において、「薬物銃器犯罪根絶の集い」の開催に係る経費（1百万円）を要求している。 | |
| | iii | ◎(再掲：1-(3)-(1)-警-i) 「インターネット・ホットラインセンター」の運用ガイドラインを改訂し、3Dプリンタによる銃砲の製造を助長等する設計図データを有害情報に追加。 | |
| | 財務省 | i | ◎(再掲：4-(3)-(1)-財-ii) 税関ウェブサイトによる広報の実施。 |
| | ii | ◎(再掲：4-(3)-(4)-財-vi) 密輸情報提供リーフレット等による情報の提供依頼。 | |

| | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| | 海上保安庁 | i | ◎銃器等の密輸対策強化期間を設け、海事関係者に情報提供の協力を要請するなど、情報収集活動を強化している。また、「海のもしもは118番」を積極的に広報し、銃器密輸等に関する情報提供を一般国民に対して広く呼びかけている。 |
| ⑤ 厳格な銃砲刀剣類行政の推進 | 警察庁 | i | ◎平成26年度において、猟銃等に起因する事件事故の絶無を期すため、猟銃等講習会等における指導用教材として用いる狩猟に係るシミュレーション指導用DVD及び空気銃に係る指導用DVDの作成に係る経費（8百万円）を措置した。 |
| | | ii | ◎平成26年8月及び27年8月に発出した「狩猟期における猟銃等に係る事件・事故の防止と指導取締りの徹底について」等に基づき、各都道府県警察において事件・事故の防止を図るとともに、厳正な取締りを推進している。 |
| | | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、ライフル銃の性能評価法に関する研究に係る経費（2百万円）を措置した。 |
| | | iv | ◎平成28年度において、飛翔弾丸の表面圧力・温度計測法の高度化に関する研究に係る経費（3百万円）を要求している。 |
| | 農林水産省 | i | ◎平成25年度において、警察庁、環境省及び農林水産省と合同で全国7ヶ所で猟銃の適正な保管・管理の講習会の開催や事故防止の文書発出などを実施した。 |
| | ii | ◎平成26年度において、有害鳥獣捕獲中の銃器における事故を防止するため、地方農政局等を通じて、都道府県及び市町村へ「有害鳥獣捕獲に伴う事故防止の徹底」の文書を発送した。 | |
| | 環境省 | i | ◎都道府県及び狩猟者団体に対して、狩猟期間等における銃器の適正な使用及び管理について、狩猟者への指導を要請した。また、狩猟等における事故の防止のため、主に都道府県が開催する狩猟免許の更新講習等において活用いただくことを想定し、事故の再現ドラマ等による映像資料を制作・公表し、普及啓発を行った。 |
| (5) 国際組織犯罪対策 | | | |
| ① 國際的な組織犯罪の防止に関する国際連合 条約締結のための法整備 | 法務省 外務省 | i | ◎条約を担保するためにどのような法整備が必要かについて、引き続き検討を続けている。 |
| | 法務省 | i | ◎(再掲：2-(4)-③-法-i) 平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 |
| | | ii | ◎(再掲：2-(4)-③-法-iii) 平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 |
| ② 人身取引対策の推進 | 内閣官房 内閣府 警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 | i | ◎平成26年12月16日、第22回犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」が決定されるとともに、同日の閣議において、犯罪対策閣僚会議の下に、「人身取引対策推進会議」を随時開催することが了解され、同行動計画に基づき、同推進会議を中心核に、人身取引の根絶に向け、取締り、被害者の保護等を推進している。 |
| | | ii | ◎平成27年5月8日、内閣官房長官を議長とする「人身取引対策推進会議」第1回会合が開催され、「人身取引対策行動計画2014」に基づき作成された年次報告「人身取引対策に関する取組について」が決定された。 |
| | 内閣府 | i | ◎平成26年度に引き続き、27年度においても、女性に対する暴力をなくしていく観点から、人身取引対策の啓発用ポスターを作成し、全国の関係機関に配布する等、広報啓発活動を実施する。 |
| | | i | ◎平成26年12月に策定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係行政機関と緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の認知及び適切な保護・支援を推進している。 |
| | 警察庁 | ii | ◎平成26年度において、人身取引事犯未然防止のための広報啓発用ソフト制作費に係る経費（3百万円）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成27年2月に発出した「人身取引事犯の的確な認知、被害者の保護・支援及び取締りの推進について」等に基づき、各都道府県警察において徹底した取締り等を実施している。 |
| | | iv | ◎平成26年度に続き、27年度において、人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼び掛ける人身取引被害申告票の作成に係る経費（0.5百万円）を措置した。 |
| | | v | ◎平成28年度において、人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼び掛けける人身取引被害申告票の作成に係る経費（0.5百万円）を要求している。 |
| | | vi | ◎平成26年度に続き、27年度において、人身取引事犯に係る捜査用資機材の整備に係る経費（13百万円）を措置した。 |
| | | vii | ◎平成28年度において、人身取引事犯に係る捜査用資機材の整備に係る経費（12百万円）を要求している。 |
| | | viii | ◎平成26年度に続き、27年度において、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議の開催に係る経費（2百万円）を措置した。 |
| | | ix | ◎平成28年度において、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議の開催に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| | 法務省 | i | ◎法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。平成26年度は、人権に関する国家公務員等研修会において人身取引問題を題材とした講演及び啓発映像の上映を実施した。 |
| | | ii | ◎全国の法務局等に設置された人権相談所において、人身取引被害者等からの人権相談に応じている。また、人身取引被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な対応をとることとしている。 |
| | | iii | ◎平成27年度から外国语による人権相談体制を強化し、「外国语人権相談ダイヤル」の開設や「外国人のための人権相談所」の拡充（8か所→10か所）を行った。さらに、法務省の人権擁護機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として男性を含めた人身取引被害者に対する宿泊施設の提供を開始した。 |

| | | | | |
|---|-------|-------------------|----|--|
| | | | iv | ◎人身取引被害者からの在留期間更新等の申請については、その者の置かれている状況等に十分配慮してこれを許可し、また、被害者が不法残留等の入管法違反状態にある場合には、在留特別許可を行ひ法的地位の安定を図るなど、適切に対応している（平成26年中には9人の被害者を保護するとともに、人身取引の加害者として2人を退去強制した。また、27年上半期には15人（速報値）の被害者を保護した。）。 |
| | | | v | ◎平成26年度に続き、27年度において、出入国管理業務に従事する職員を対象とした人身取引被害者等の人権に絞った人権研修の実施に係る経費（1百万円）を措置した。 |
| | | | vi | ○平成28年度において、出入国管理業務に従事する職員を対象とした人身取引被害者等の人権に絞った人権研修の実施に係る経費（1百万円）を要求している。 |
| | 外務省 | i | | ◎平成26年2月、フィリピンに「人身取引対策に関する政府協議調査団」を派遣し、政府機関、国際機関、現地のNGO等と両国の人身取引対策、被害の実態等について意見交換を行った。また、27年1月、タイに「人身取引対策に関する政府協議調査団」を派遣し、政府機関、国際機関、現地のNGO等と両国の人身取引対策、被害の実態等について意見交換を行うとともに、タイ政府当局との間で「人身取引に関する日タイ共同タスクフォース第5回会合」を開催し、両国間の更なる協力強化等について合意した。今後とも引き続き、政府協議調査団の派遣や国際会議等を通じて、各国間での情報共有及び人身取引対策に関する連携の促進を図ることとしている。 |
| | 海上保安庁 | i | | ○毎年実施している実務者研修において、人身取引の実態や、人身取引被害者保護の重要性等についての講義を行っている。 |
| ③ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備 | | i | | ◎警察職員の語学能力向上のため、国際警察センターにおいて、国際捜査に関する語学教養、海外研修等を実施しているほか、都道府県警察において、実務的な語学教養等を実施している。 |
| | | ii | | ◎都道府県警察において、高い語学能力を備えた者を警察職員として採用するなど、国際組織犯罪に対する捜査体制を整備している。 |
| | | iii | | ◎都道府県警察において、各種研修会の開催等により、部内通訳人に対し、刑事手続や取調べの録音録画等について理解を深められるよう教養を実施するとともに、部外通訳人に対し、警察捜査における通訳人の立場と重要性、通訳時の留意事項等について理解を深められるよう教養を実施している。 |
| | | iv | | ◎（再掲：4-(1)-①-警-i）平成26年度における外国人犯罪グループの実態解明に係る経費の措置。 |
| | | v | | ◎平成26年度に続き、27年度において、東アジア地域における組織犯罪対策推進のための情報交換を行うとともに、コンタクトポイント間の相互理解を深め、各國警察が迅速・的確に対応できる枠組みを構築するための会議開催等に係る経費（9百万円）を措置した。 |
| | | vi | | ○平成28年度において、東アジア地域における組織犯罪対策推進のための情報交換を行うとともに、コンタクトポイント間の相互理解を深め、各國警察が迅速・的確に対応できる枠組みを構築するための会議開催等に係る経費（6百万円）を要求している。 |
| | | vii | | ◎ICPOルートや中央当局ルートにより、国際組織犯罪に係る情報交換や国際捜査協力を実施している。 |
| | | viii | | ◎平成26年2月、ICPO実務担当機関における捜査協力及び情報交換を円滑に行うため、フィリピン国家警察との間で実務担当者レベルの情報交換会議を開催した。 |
| | | ix | | ○平成26年12月に続き、27年12月において、東アジア地域における組織犯罪対策推進のための情報交換を行うとともに、コンタクトポイント間の相互理解を深め、各國警察が迅速・的確に対応できる枠組みを構築するための会議の開催を予定している。 |
| | | x | | ◎警察庁において、持続可能な通訳体制の確立に向け、部内通訳人の育成・運用及び迅速かつ的確に対応できる通訳体制の整備について、都道府県警察に対する指導を実施している。 |
| | | xi | | ◎平成26年度に続き、27年度において、国際刑事警察機構（ICPO）派遣者の外国語委託教養の実施に係る経費（3百万円）を措置した。 |
| | | xii | | ○平成28年度において、国際刑事警察機構（ICPO）派遣者の外国語委託教養の実施に係る経費（3百万円）を要求している。 |
| | | x iii | | ○平成26年度に続き、27年度において、国際的な犯罪に係る情報交換及び捜査協力の推進のため、国際刑事警察機構憲章第38条及び第39条に基づく国際会議分担金等に係る経費（1,029百万円）を措置した。 |
| | | x iv | | ○平成28年度において、国際的な犯罪に係る情報交換及び捜査協力の推進のため、国際刑事警察機構憲章第38条及び第39条に基づく国際会議分担金等に係る経費（1,010百万円）を要求している。 |
| | | x v | | ◎（再掲：2-(6)-④-警-i）平成27年度におけるPCSC協定実施のための経費及び警察官職員の増員の措置。 |
| | | x vi | | ○（再掲：2-(6)-④-警-ii）平成28年度におけるPCSC協定実施のための経費の要求。 |
| | 法務省 | i | | ◎刑事共助条約の締結相手国との間で定期的に中央当局間の事務レベル協議を実施し、円滑な共助事務の遂行の実現に努めており、平成26年4月にはロシア、同年5月には米国、27年1月には韓国との間でそれぞれ実施した。 |
| ④ 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）」の締結【再掲】 | | 海上保安庁 | i | ○近年、密輸・密航の背後に国内外の犯罪組織の関与が見受けられる事件が発生していることを踏まえて、組織犯罪における犯罪収益の確保につながるこれら密輸・密航事犯の水際対策を強化する必要があることから、関係機関との情報共有を図るとともに、取締りを実施している。 |
| | | 警察庁 法務省 外務省 | i | ◎（再掲：2-(6)-④-警法外-i）「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の署名及び承認。同協定の実施取決め作成に係る日米協議の実施。 |
| | | 警察庁 外務省 | i | ◎（再掲：2-(6)-④-警外-i）「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律」の成立。 |
| | | 警察庁 | i | ◎（再掲：2-(6)-④-警-i）平成27年度におけるPCSC協定実施のための経費及び警察官職員の増員の措置。 |
| | | ii | | ○（再掲：2-(6)-④-警-ii）平成28年度におけるPCSC協定実施のための経費の要求。 |
| ⑤ 刑事共助条約（協定）締結に向けた作業の推進 | | 警察庁 法務省 外務省 | i | ○これまで米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で刑事共助条約又は刑事共助協定を締結しており、過去の共助実績や相手国の法制等を勘案しつつ、その具体的な必要性に応じて、同条約の締結国との更なる拡大について検討している。 |
| | | ii | | ○平成27年6月に中国との間で、犯罪人引渡済条約締結交渉第2回会合を実施した。 |
| | | iii | | ○平成22年8月に発効した受刑者移送条約に基づき、タイとの間で受刑者移送手続を実施している。 |
| | | iv | | ○日伯受刑者移送条約について、平成24年7月に締結交渉第1回会合を、25年1月に同第2回会合を、同年6月に同第3回会合をそれぞれ実施した。26年1月に条約に署名した後、第186回国会に提出し、同年6月に同条約の締結について国会の承認を得たところ、ブラジル側の国内手続きが完了し、同条約が発効次第速やかに、運用協議を行うこととしている。 |
| | | v | | ○日イラン受刑者移送条約について、平成25年6月に締結交渉を開始し、26年10月の第3回会合において案文につき実質合意に至った。27年1月に同条約に署名し、同年3月に同条約を第189回国会に提出した。 |
| | | vi | | ○平成27年7月に中国との間で、受刑者移送条約締結交渉第3回会合を実施した。 |
| | | 法務省 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、刑事共助条約の締結の推進に係る経費（2百万円）を措置した。 |

| | | | |
|--------------------------|-------------------|-----|---|
| | | ii | ○平成28年度において、刑事共助条約の締結の推進に係る経費（6百万円）を要求している。 ◎（再掲：4-(5)-(5)-警法外-i）タイとの間での受刑者移送手続の実施 |
| ⑥ 国外逃亡被疑者対策の推進 | 警察庁 法務省 外務省 | i | ◎平成26年2月に1名、同年4月に1名、日韓犯罪人引渡条約に基づいて韓国から被疑者の引渡しを受けた。引き続き、国外に逃亡した被疑者の身柄引渡請求及び国外犯処罰規定の適用要請を積極的に実施していくこととしている。 |
| | 警察庁 | i | ◎関係機関と連携し、国外逃亡被疑者の身柄確保や逃亡先における国外犯処罰の実現に向けて積極的に取り組んでいる。 |
| | 法務省 | i | ◎平成24年からインドネシアで実施している市民警察活動全国展開プロジェクトに警察職員を派遣し、交番制度、犯罪鑑識等の支援を行っているほか、27年1月から3年間、ブラジルに専門家を派遣し交番制度を始めとした地域警察活動の更なる質の向上及び全国展開に向けた支援を開始するなど、国際協力を推進している。 |
| ⑦ 国際的な連携の推進 | 警察庁 法務省 | i | ◎JICAと協力して、国際捜査セミナーを始めとした警察行政、捜査技術等にかかる課題別研修を実施し、アジア等の途上国に対する技術供与を行っている。 |
| | | i | ◎「国連犯罪防止刑事司法委員会第24回会議」等に参加するなどし、犯罪防止及び刑事司法に係る議論に積極的に関与し、外国捜査機関等との情報交換や連携強化に努めている。 |
| | | ii | ◎昭和37年から、アジアの開発途上国を中心とした国々を対象に国際研修・セミナー、汚職防止刑事司法支援研修、地域セミナー等を実施し、刑事司法機関職員等の能力向上を図っているところ。平成27年度においても、同様の研修・セミナー及びアフリカ仏語圏諸国を対象とした刑事司法研修等に係る実施経費（68百万円）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、アジアの開発途上国を中心とした国々を対象に国際研修・セミナー、汚職防止刑事司法支援研修、地域セミナー等を継続して実施するための経費のほか、ASEAN諸国に保護司制度を導入・定着・発展させるためのセミナー実施等のための経費（113百万円）及び増員（教官（1人）、専門官（3人））を要求している。 |
| | | iv | ◎（再掲：4-(5)-(3)-法-i）刑事共助条約の締結相手国との間で定期的な事務レベル協議の実施。 |
| | | v | ◎平成28年度において、第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議の2020年日本開催に向けた準備に係る経費（7百万円）を要求し、また、準備に向けた体制の整備を図っている。 |
| ⑧ アジアを中心とした国際的な枠組みの積極的構築 | 外務省 海上保安庁 | i | ◎人の密輸・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対する地域協力の枠組みであるバリ・プロセス（アジア大洋州、中東から40以上の国・地域及び関係国際機関が参加）のウェブサイトの維持管理運営のため、平成16年より毎年1万ドルを、ウェブサイトを運営している「IOM」（国際移住機関）に拠出しており、これにより、バリ・プロセスの会合の開催情報及び成果等に係る各国間の情報共有を促進している。 |
| | | ii | ◎（再掲：2-(6)-(1)-外-i）「G7/G8ローマ／リヨン・グループ会合」への参加。 |
| | | i | ◎密輸・密航の背後には国内外の犯罪組織が関与するケースも見受けられるため、平成27年9月に開催された北太平洋地域（6カ国参加）の海上保安機関による「北太平洋海上保安フォーラム長官級会合」に参加し、国際的な連携の推進を図った。 |
| | | i | ◎平成27年8月にインドネシアで開催された「ASEANAPOL」（ASEAN警察長官会合）に警察庁幹部等が出席し、国際犯罪対策等について議論を行った。 |
| | | ii | ◎平成27年にマレーシアで開催された「AMMTC+3」（ASEAN+3国際犯罪閣僚会議）及び「AMMTC+日本」（日ASEAN国際犯罪閣僚会議）に国家公安委員会委員長等が出席し、国際犯罪対策について議論を行った。 |
| ⑧ アジアを中心とした国際的な枠組みの積極的構築 | 警察庁 法務省 外務省 | iii | ◎平成27年度中に、中国で第8回日中警察協議を開催し、警察庁幹部等が出席して情報交換等を行う予定である。 |
| | | iv | ◎平成27年度中に、ベトナムで第3回日越治安当局間次官級会議を開催し、警察庁幹部等が出席して、情報交換等を行う予定である。 |
| | | v | ◎平成27年度中に、韓国で第5回日韓警察協議を開催し、警察庁幹部等が出席して、情報交換等を行う予定である。 |
| | | vi | ◎平成27年11月にドイツで開催された「G7ローマ／リヨン・グループ会合」に警察庁職員が出席し、国内治安対策の推進を見据えた課題について議論を行うなど積極的に関与している。 |
| | | vii | ◎平成27年度において、アジア地域における国際協力強化のため、警察庁職員の増員（1名）を措置した。 |
| | | i | ◎平成26年5月、8月、27年3月及び11月に開催された「ARIN-AP」（財産回復アジア太平洋地域ネットワーク）会合に出席し、海外に流出した犯罪収益の財産回復を実現すべく、アジア太平洋地域の国際的な連携強化に努めている。 |
| | | i | ◎平成16年11月の日ASEAN首脳会議において「国際テロリズムとの闘いにおける協力に関する日ASEAN共同宣言」を採択後、17年12月の日ASEAN首脳会議において「日ASEANテロ対策対話」の開催に合意し、同対話を18年より毎年実施している。26年11月の日ASEAN首脳会議において、新たに国際組織犯罪対策における協力を加えた「テロ及び国境を越える犯罪と闘う協力のための日ASEAN共同宣言」を採択した。 |
| | | ii | ◎平成17年12月の日ASEAN首脳会議に際して小泉総理（当時）より拠出表明された「JAIF」（日ASEAN統合基金）及び25年12月の日ASEAN特別首脳会議に際して安倍総理より拠出表明された「JAIF2.0」を活用し、域内のテロ対策に資するプロジェクトに対して支援を行っている。 |
| (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 | 外務省 | iii | ◎「ARF」（ASEAN地域フォーラム）の枠組みにおいて、平成15年に発足した「テロ及び国境を越える犯罪対策に関する会期間会合」に参加し、23年に優先分野に追加された「過激化対策」分野においてマレーシアとともに共同リード国を務めている。 |
| | | iv | ◎平成15年以降、ASEAN+日中韓の枠組みにおける「AMMTC+3」（ASEAN+3国境を越える犯罪に関する閣僚会議）及び同「SOMTC+3」（ASEAN+3国境を越える犯罪に関する高級実務者会合）に参加し、日ASEANの枠組みにおいても「AMMTC+日本」（日ASEAN国境を越える犯罪に関する閣僚会議）及び「SOMTC+日本」（日ASEAN国境を越える犯罪に関する高級実務者会合）を開催している。 |
| | | i | ◎警察庁から各都道府県警察に対してカード犯罪の手口や発生状況等の情報提供を行うとともに、警察庁及び各都道府県警察で関係者に対する注意喚起及び防犯指導を実施している。 |
| | | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、偽造通貨対策のため、偽造通貨発見届出者に対する協力謝金に係る経費（8百万円）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、偽造通貨対策のため、偽造通貨発見届出者に対する協力謝金に係る経費（8百万円）を要求している。 |

| | | | |
|-------------------------|-------|-----|--|
| ① カード犯罪及び偽造通貨対策の推進 | 金融庁 | i | ◎平成18年2月以降、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況を年1回取りまとめて公表しており、27年度においても、27年8月に公表した。これらを受け、金融機関においては、偽造防止のため、キャッシュカードのIC化や被害拡大防止のため、利用限度額の引き下げ等の対応を進めている。 |
| | | ii | ◎平成19年3月以降、偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期ごとに取りまとめて公表しており、27年10月には27年6月末現在の状況を公表した。 |
| ② 違法風俗店等対策の推進 | 内閣府 | i | ◎偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード等の原版（原料となるべきカード）について、税関における水際での取締りを積極的に実施している。 |
| | | ii | ◎平成26年3月、偽造通貨の行使しにくい環境整備の一環として、通貨の偽造防止技術に関するポスターを作成し、小売店向けに配付した。 |
| | | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、偽造通貨の行使しにくい環境整備の一環として、500円貨のクリーン度向上に係る経費（貨幣製造費14,894百万円の内数）を措置した。 |
| | | iv | ◎平成27年3月、偽造通貨の行使しにくい環境整備の一環として、通貨の偽造防止技術に関するポスターを作成し、タクシー業界向けに配付した。 |
| | | v | ◎平成28年度において、偽造通貨の行使しにくい環境整備の一環として、500円貨のクリーン度向上に係る経費（貨幣製造費14,894百万円の内数）を要求している。 |
| ③ ヤード対策の推進 | 警察庁 | i | ○（再掲：4-(5)-(2)-府-i）人身取引対策に係る広報啓発活動の推進。 |
| | | i | ◎平成24年4月に発出した「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等に基づき、風俗店への立入り等を通じた風俗実態の把握に努めているほか、風俗関係事犯及び人身取引事犯等の厳正な取締り等の推進並びに活動拠点の撲滅に努めた。 |
| | | ii | ◎平成27年7月に発出した「繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について」に基づき、風俗店への立入り等を通じた風俗実態の把握に努めているほか、風俗関係事犯及び人身取引事犯等の厳正な取締り等の推進並びに活動拠点の撲滅に努めている。 |
| ④ 密漁事犯の根絶 | 法務省 | i | ◎検察当局において、警察等の関係機関と連携しつつ、悪質な風適法違反事件等について、厳正な科刑の実現に努めている。 |
| | 厚生労働省 | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、婦人相談所や婦人保護施設における被害者等の保護・支援に係る経費（2,190百万円の内数）を措置した。 |
| | 警察庁 | i | ◎平成25年12月、「自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、ヤードへの立入検査権限の積極的な行使等について検討していくことを新たな内容とする「自動車盗難等防止行動計画」を決定した。 |
| | | ii | ◎平成22年から、全国に所在するヤードの実態把握とヤード関連事犯の取締りを推進している（26年末現在、全国で約2,100カ所のヤードを把握するとともに、ヤード関連事犯について26年中は121件167人、27年上半期中は41件54名を検挙した。）。 |
| ⑤ ワシントン条約に基づく野生動植物の貿易管理 | 警察庁 | i | ◎漁業法違反等を積極的に検挙するなど、密漁事犯の取締りを推進している（平成26年中は425人（294事件）を検挙した。）。 |
| | 法務省 | i | ◎検察当局において、悪質巧妙な密漁事犯について厳正な科刑の実現に努めている。 |
| | 外務省 | i | ◎小笠原諸島周辺海域等における中国サンゴ船の違法操業については、日中外相会談を含む外交ルートで再発防止の申入れを実施してきている。 |
| | 農林水産省 | i | ◎関係機関等と連携しつつ、情報収集体制の強化を図るとともに、漁業取締船、漁業取締航空機等の装備を充実させ、悪質・巧妙化かつ広域化する違反操業に対する取締りを強化している。 |
| | | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、外国漁船等に対する漁業取締り等強化のため、我が国の200海里水域内等における漁業の指導・取締りに係る経費（13,067百万円）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、外国漁船等に対する漁業取締り等強化のため、我が国の200海里水域内等における漁業の指導・取締りに係る経費（13,099百万円）を要求している。 |
| | 海上保安庁 | i | ◎関係機関等と連携しつつ、悪質な密漁事犯の取締りを強化している。また、情報収集の強化及び分析・探証能力向上のための資機材の整備・充実化等を図っている。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、密漁事犯取締りの強化等に係る経費（136百万円）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、密漁事犯取締りの強化等に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| | 警察庁 | i | ◎種の保存法違反を検挙するなど、取締りを推進している（平成27年上半期中、22人（12事件）を検挙した。）。 |
| | 外務省 | i | ◎ワシントン条約事務局及び締約国と連携し、同条約の対象となる種の違法取引防止に尽力している。平成25年度より、同条約事務局の要請に基づき、特に開発途上国に対して重点的に貿易管理能力構築事業支援を実施している。 |
| | 財務省 | i | ◎ワシントン条約の規定の適正な運用を図るため、輸入規制物品に該当するおそれのある貨物については、同条約の管理当局である経済産業省に確認するなど、慎重な審査・検査を実施し、輸入規制物品の不正輸入の防止に努めている。 |
| | 農林水産省 | i | ◎水棲動物及び植物の科学当局として、管理当局からの求めがあった際に、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かさないこと及び当該輸入が当該動植物の種の存続を脅かす目的ではないことを助言等している（平成27年度において、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かさないことの助言等を17件、当該輸入が当該動植物の種の存続を脅かす目的ではないことの助言等を3件それぞれ実施した。）。また、附属書Iに掲げる動植物を輸出しようとする者から、飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物である旨の証明を求められた際には、適切な審査のうえ証明書を発行している（27年度における実績はなし。）。さらに、海からの持込みの管理当局として、申請があった際には適切に証明書の発給を行っている（27年度において2件実施した。）。（数値は平成27年10月16日のもの） |
| | 経済産業省 | i | ◎「ワシントン条約締約国会議」で採択された決議及び議論を踏まえて、国内における適正な手続を確保するとともに、同条約事務局、関係国の管理当局等及び国内関係省庁と連携し、適正かつ厳格な輸出入審査を行い、違法取引の防止に努めている。また、同条約に違反する違法輸出入を防止するために環境省と協力し普及啓発のためのパネル展示等を行うとともに、我が国におけるワシントン条約の輸出入手続等に関するウェブサイトを整備し、広く啓蒙普及を図っている。 |

| | | | |
|-------------------|-------|-----|---|
| | 環境省 | i | ◎陸棲動物の科学当局として、管理当局である経済産業省に対して、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととなること及び標本の輸入が当該標本に係る種の存続を脅かす目的のために行われるものでないとの助言等をしている（平成26年度において、輸出に関する助言を100件、輸入に関する助言を2件それぞれ実施した。）。 |
| ⑥ 希少野生動植物種保存対策の推進 | 農林水産省 | i | ◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、特定国内種事業の届出に関する手続事務等を行っている。 |
| | 経済産業省 | i | ◎ワシントン条約に基づいた適切な貿易管理を通じて、野生動植物の一定の希少な種が過度に国際取引に利用されることがないよう、これらの種の保護に努めている。 |
| | 環境省 | i | ◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規制内容等の周知を通じて、希少野生動植物種の違法取引を根絶するため、平成27年3月に一般向けのシンポジウムを開催する等、普及啓発の取組を行った。また、関係省庁等と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行った。 |
| ⑦ 文化財の不法な輸出入等の規制 | 外務省 | i | ◎「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」及びその国内担保法である「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」等に基づき、盗取された外国文化財の国内関係省庁への通知、盗取された国内文化財の外国政府への通知等を実施し、同条約の適切な履行を行っている。 |
| | 財務省 | i | ◎不法に窃取された文化財に該当するおそれのある貨物を発見したときは、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」等の所管官庁である文化庁に確認するなど、盗難文化財の輸出入の防止に努めている。 |
| | 文部科学省 | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、特定外国文化財の鑑査作業の充実、条約締約国との連絡調整及び国内の関係機関への周知徹底等を図るため、文化財不法輸出入等の防止に係る経費（7百万円）を措置した。 |
| | | ii | ◎平成27年3月、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律に基づき、文化財の不法な輸入・輸出及び所有権移転の防止に関する国民の理解を深めるため、空港利用者等向けに、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」や同法の内容を解説したリーフレットを一部の税関に配付し、啓発を図った。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、特定外国文化財の鑑査作業の充実、条約締約国との連絡調整及び国内の関係機関への周知徹底等を図るため、文化財不法輸出入等の防止に係る経費（7百万円）を要求している。 |
| ⑧ 環境犯罪対策の推進 | 警察庁 | i | ◎廃棄物処理法違反及び動物愛護管理法違反を検挙するなど環境犯罪の取締りを推進している（平成27年上半年中、廃棄物処理法違反で3,025人（2,487事件）、動物愛護管理法違反で36人（33事件）をそれぞれ検挙した。）。 |
| | | ii | ◎平成27年5月を「生活経済事犯対策強化期間」に指定し、重点対象事犯の一つとして、「廃棄物事犯を主とした環境事犯」を掲げ、その取締りを推進した。 |
| | 財務省 | i | ◎税関においては、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）及び「廃棄物処理法の規制」に該当するおそれのある貨物が輸出入申告された場合、所管官庁である経済産業省及び環境省に対し、その該非について確認を行うなど、関係省庁と連携・協力の上、慎重な審査・検査を実施し、廃棄物等の不適正な輸出入の防止に努めている。 |
| ⑨ 海洋汚染対策の推進 | 海上保安庁 | i | ◎関係機関等と連携した全国的な集中取締りの実施等により、廃棄物不法投棄事犯等の海上環境事犯の取締りを強化している。 |
| | | ii | ◎研修等の実施により、分析能力及び効果的な証拠保全のための現場鑑識能力の向上を図っている。 |
| | | iii | ◎平成27年度において、環境犯罪取締りの強化等に係る経費（110百万円）を措置した。 |
| | | iv | ◎平成28年度において、環境犯罪取締りの強化等に係る経費（113百万円）を要求している。 |
| ⑩ 地域社会の活性化・安心の確保 | 環境省 | i | ◎平成27年度において、専門家からなる支援チームを派遣し都道府県等を支援する事業や、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を契機として地方公共団体等と連携して普及啓発を行う経費（21百万円）を措置した。 |
| | | ii | ◎平成28年度において、専門家からなる支援チームを派遣し都道府県等を支援する事業や、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を契機として地方公共団体等と連携して普及啓発を行う経費（21百万円）を要求している。 |
| | | iii | ◎関係省庁と連携し、廃棄物等の不適正な輸出入を防止するため、事業者向け説明会の開催、個別案件に対する事前相談の実施、立入検査等水際対策の強化等の国内対策を実施している。また、アジア各国との情報共有等を図るため、有害廃棄物の不法輸出入防止のためのアジアネットワークの構築等の国際的対策を実施している。 |
| | | iv | ◎処理を委託した産業廃棄物の排出から最終処分までの流れを排出事業者自らが、一貫して電子的に把握することにより、排出事業者の処理責任を果たすことが可能なようにするとともに、排出事業者及び処理業者にとっての情報管理の合理化や行政の監視業務の合理化を図るため、「電子マニフェスト普及促進事業」を実施している。 |
| | | v | ◎「動物の遺棄・虐待防止ポスター」を警察庁との連名で作成しており、引き続き、関係機関間の連携に努め、各種パンフレット・ポスター等を作成し配布するなど、動物取扱業の適正化や愛護動物の殺傷・虐待等に係る罰則の強化等の普及啓発に努めている。 |
| | | vi | ◎（再掲：4-(1)-(5)-環-i）暴力団排除講習会の実施。 |

5 活力ある社会を支える安全・安心の確保

(1) 子供・女性・高齢者の安全を守るために施策の推進

| | | |
|--|---|---|
| 内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 | i | ◎犯罪対策閣僚会議において策定された「第二次児童ボルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ボルノ排除に向けた国民運動、被害防止対策、インターネット上の児童ボルノ画像等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見・支援活動、取締りの強化、国際連携の強化等を推進した。 |
| | | ◎（再掲：1-(3)-(3)-府警総法文經-i）「青少年インターネット環境整備法」及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」に基づく関連施策の推進。 |

| | | | | |
|--------------|-------|---|---|---------------------------------------|
| | | 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 | i | ◎（再掲：1－(3)－②－府警総法文厚経－i）普及啓発資料の作成・配布等。 |
| ① 児童ポルノ対策の推進 | 内閣府 | i | ◎「児童ポルノ排除対策推進協議会」及び「公開シンポジウム」を開催し、児童ポルノ排除に向けた国民運動を推進した。 | |
| | | ii | ◎（再掲：1－(3)－③－府－iii）「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「子ども・若者育成支援強調月間」の実施。 | |
| | | iii | ◎（再掲：1－(3)－②－府－i）「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」の開催。 | |
| | 警察庁 | i | ◎警察庁ホームページ「NO!!児童ポルノ」について随時更新を行い、検挙・被害状況・事件事例等を掲載し、児童ポルノ排除に向けた広報啓発を推進するとともに、英語版ページを新設し、関係各国・機関等に対する情報発信を行っている。 | |
| | | ii | ◎（再掲：1－(3)－②－警－ii）スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進。 | |
| | | iii | ◎（再掲：1－(3)－②－警－iii）携帯電話事業者に対する保護者への説明強化の要請。 | |
| | | iv | ◎アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供するなど、実効性のあるブロッキングの実施に向けた支援を行っている。 | |
| | | v | ◎平成26年6月及び27年6月、都道府県警察の福祉犯罪捜査を担当する共助責任者を集め、児童ポルノ事犯の広域捜査に対応するための「全国児童ポルノ事犯捜査共助責任者会議」を開催した。 | |
| | | vi | ◎平成26年5月及び27年5月～7月、都道府県警察でファイル共有ソフト利用事犯捜査の検査員を対象としたファイル共有ソフトに関する講習会を実施した。 | |
| | | vii | ◎平成27年6月及び7月、ファイル共有ソフト利用児童ポルノ事犯に係る全国一斉サイバーパトロールを実施した。 | |
| | | viii | ◎低年齢児童ポルノ愛好者事犯の一斉取締りを実施するなど、悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りを推進している（平成26年中は1,828件、27年上半期中は831件の児童ポルノ事件を検挙し、いずれも過去最多であった。）。 | |
| | | ix | ◎平成26年度に続き、27年度において、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議」の開催に係る経費（4百万円）を措置した。 | |
| | | x | ◎平成28年度において、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議」の開催に係る経費（4百万円）を要求している。 | |
| | | xi | ◎平成26年度に続き、27年度において、捜査用資機材に係る経費（8百万円）を措置した。 | |
| | | xii | ◎平成28年度において、捜査用資機材に係る経費（8百万円）を要求している。 | |
| | | x iii | ◎平成26年10月及び27年5月、「全国児童ポルノ予備年齢鑑定員養成講習会」を開催した。 | |
| | | x iv | ◎平成26年12月、「第13回東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議」を開催した。 | |
| | | x v | ◎平成28年2月、「第14回東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議」を開催する予定である。 | |
| | | x vi | ◎（再掲：1－(3)－②－警－v）携帯電話販売店における実態調査の実施。 | |
| | | x vii | ◎平成26年12月、イギリスにおいて開催された「世界オンライン児童性的搾取サミット」に参加し、児童ポルノ対策に関する国際連携の強化に努めた。 | |
| | 総務省 | i | ◎精度が高く、より低成本で導入可能なブロッキング方式の検証を行った「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」の成果等を踏まえ、普及・啓発活動を行った。 | |
| | 法務省 | i | ◎児童貢春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。 | |
| | | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、刑事基本法制の整備に係る経費（55百万円）を措置した。 | |
| | | iii | ◎平成28年度において、刑事基本法制の整備に係る経費（40百万円）を要求している。 | |
| | 外務省 | i | ◎児童の権利委員会に提出した政府報告に対する同委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、同選択議定書の実施の確保に努めるとともに、最終見解及び「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジアナイロ宣言及び行動への呼びかけ」について外務省HPを通じた広報を実施している。 | |
| | | ii | ◎平成26年3月、G8各国及びEU等における国内法制上の「児童ポルノ」の定義等に関する調査を実施した。 | |
| | 文部科学省 | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、学校等における教育相談体制の充実・強化を図るためにスクールカウンセラー等の配置に係る経費（4,024百万円）やスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費（647百万円）をそれぞれ措置した。 | |
| | | ii | ◎平成28年度において、スクールカウンセラー等の配置に係る経費（4,781百万円）やスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費（1,009百万円）を要求している。 | |
| | | iii | ◎（再掲：1－(3)－②－文－i）平成26年度に続き、27年度における「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費の措置。 | |
| | | iv | ◎（再掲：1－(3)－②－文－ii）平成27年度に続き、28年度における「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費を要求。 | |
| | 厚生労働省 | i | ◎毎年11月の児童虐待防止推進月間に、広報ポスター等を地方自治体等に配布することにより、性的虐待を含む児童虐待についての広報・啓発を行っている。 | |
| | | ii | ◎全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議で「第2次児童ポルノ排除総合対策」を周知するなど、児童相談所等職員の意識啓発を行っている。 | |

| | | | |
|-----------------------|---|------|---|
| | | iii | ◎平成26年度は、「児童虐待防止対策支援事業」において、虐待防止対策の強化を図るための児童相談所職員等に対する研修などを実施した。 |
| | 経済産業省 | i | ◎(再掲：1-(3)-(1)-経-i) 全国各地でのフィルタリング普及啓発セミナーの全国での実施及び青少年の機器ごとのインターネット利用状況調査の実施。 |
| | 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 | i | ◎(再掲：1-(3)-(3)-府警総法文經-i) 「青少年インターネット環境整備法」及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」に基づく関連施策の推進。 |
| | 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 | i | ◎(再掲：1-(3)-(2)-府警総法文厚經-i) 普及啓発資料の作成・配布等。 |
| ② 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進 | 警察庁 | i | ◎(再掲：1-(3)-(2)-府-i) 「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」の開催。 |
| | | ii | ◎(再掲：1-(3)-(3)-府-iii) 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「子ども・若者育成支援強調月間」の実施。 |
| | | iii | ◎(再掲：1-(3)-(3)-府-vi) 青少年インターネット環境整備推進課長会議、少年非行対策課長会議、薬物乱用対策推進課長会議等の各種会議の効果的な開催、地方公共団体との連携・情報共有等の推進。 |
| | | i | ◎平成26年1月、各都道府県警察において、少年を取り巻く有害環境の浄化対策に係る推進計画を策定し、地域の実情に即した取組を推進している。 |
| | | ii | ◎(再掲：1-(3)-(2)-警-ii) スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進。 |
| | | iii | ◎(再掲：1-(3)-(2)-警-iii) 携帯電話事業者に対する保護者への説明強化の要請。 |
| | | iv | ◎(再掲：1-(3)-(2)-警-iv) インターネット利用に係る児童の犯罪被害等を防止するためのリーフレット「STOP！ネット犯罪」の作成及び配布。 |
| | | v | ◎(再掲：1-(3)-(2)-警-vi) 学校等教育機関やサイバーボランティア等と連携による保護者や教育関係者等に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育の実施等。 |
| | | vi | ◎(再掲：1-(3)-(2)-警-vii) 携帯電話事業者に対する保護者への説明の強化に関する再要請等。 |
| | | vii | ◎(再掲：3-(1)-(2)-警-vii) カラオケボックスに対する少年の健全育成に向けた自主的措置の実施要請。 |
| | | viii | ◎(再掲：3-(1)-(2)-警-vii) インターネットカフェ、カラオケボックス等における補導活動の強化等。 |
| | | ix | ◎平成26年度に続き、27年度において、啓発資料の作成等「少年を取り巻く有害環境の浄化対策」に係る経費（12百万円）を措置した。 |
| | | x | ◎平成28年度において、啓発資料の作成等「少年を取り巻く有害環境の浄化対策」に係る経費（5百万円）を要求している。 |
| | | xi | ◎出会い系サイト等を利用して組織的に児童買春の周旋を行う事犯、児童を深夜に酒席に侍する業務に従事させる事犯の取締りを推進している。 |
| | | xii | ◎(再掲：1-(3)-(2)-警-v) 携帯電話販売店における実態調査の実施。 |
| | 総務省 | i | ◎(再掲：1-(3)-(2)-総-i) フィルタリングの普及促進及び機能向上。 |
| | | ii | ◎(再掲：1-(3)-(2)-総-ii) 地域におけるリテラシー向上の枠組み整備及び普及啓発活動の推進。 |
| | | iii | ◎(再掲：1-(3)-(2)-総-iii) ソーシャルメディアガイドラインの普及促進。 |
| | | iv | ◎(再掲：1-(3)-(2)-総-iv) インターネットリテラシー指標等の公表及び展開。 |
| | 文部科学省 | i | ◎(再掲：1-(3)-(2)-文-i) 平成26年度に続き、27年度における「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費の措置。 |
| | | ii | ◎(再掲：1-(3)-(2)-文-ii) 平成27年度に続き、28年度における「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費を要求。 |
| | 厚生労働省 | i | ◎少年の性を売り物とする新たな形態の営業等に関する実態把握及び取締りに当たり、労働基準法及び年少者労働基準規則に基づく、年少者の就業が禁止されている危険有害業務に該当するか否かの判断について、警察等に対する照会や相談への回答を通じた協力を行ってい |
| | 経済産業省 | i | ◎(再掲：1-(3)-(1)-経-i) 全国各地でのフィルタリング普及啓発セミナーの全国での実施及び青少年の機器ごとのインターネット利用状況調査の実施。 |
| | 内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 | i | ◎平成26年8月、9月、11月及び12月に「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」を開催し、政府全体として関係省庁が連携して行う効果的な児童虐待防止対策について検討し、とりまとめを行った。 |
| | | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、各都道府県警察の児童虐待対策に従事する警察職員を対象とした研修会を開催するための経費（6百万円）を措置した。 |

| | | | |
|-----------------------------|------------|------|--|
| | 警察庁 | ii | ○平成28年度において、各都道府県警察の児童虐待対策に従事する警察職員を対象とした研修会を開催するための経費（6百万円）を要求している。 |
| | | iii | ○平成28年度において、児童虐待への対応のあり方に関する有識者を交えた調査研究等に要する経費（17百万円）を要求している。 |
| (3) 児童虐待対策の推進 | 文部科学省 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、全ての親が身近な地域で家庭教育に関する学習や相談ができる体制の整備を促進するため、自治体の取組の支援に係る経費（5,079百万円の内数）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、問題を抱え孤立しがちな家庭等に対する、訪問型家庭教育支援体制の構築に係る経費（101百万円）を要求している。 |
| | | iii | ○平成25年度に引き続き、26年度において、社会的課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築を促すため、実証研究等に係る経費（133百万円の内数）を措置した。 |
| | | iv | ○（再掲：5-(1)-①-文-i）平成26年度に続き、27年度におけるスクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の措置。 |
| | | v | ○（再掲：5-(1)-①-文-ii）平成28年度におけるスクールカウンセラー等の配置に係る経費やスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の要求。 |
| | 厚生労働省 | i | ○平成24年4月から施行された「民法等の一部を改正する法律」等に対応するため、「子ども虐待対応の手引き」や「児童相談所運営指針」等を改正し、周知を図っている。 |
| | | ii | ○平成25年度に引き続き、26年度において、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」及び「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」について、保育緊急確保事業（内閣府所管）に組み替えて実施した。平成27年度については、子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）に組み替え、引き続き実施している。 |
| | | iii | ○平成27年度において、「児童虐待防止対策支援事業」に係る経費（4,734百万円の内数）を措置した。 |
| | | iv | ○「養育支援を特に必要とする家庭把握及び支援について」（平成24年11月）や「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（25年6月）等を発出するなど、児童虐待の発生予防に係る関係機関の連携等について、地方自治体における取組の徹底を要請している。 |
| | | v | ○平成26年度に続き、27年度において、児童養護施設等における児童の養育に係る経費（107,613百万円の内数）を措置した。 |
| (4) 子供や女性を対象とする犯罪の未然防止対策の推進 | 警察庁 | i | ○不審者情報の迅速な把握と情報の共有化、子供に対する被害防止教育等を内容とする子供の犯罪被害防止対策の徹底を図っている。 |
| | | ii | ○性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する行為者を特定し、検挙又は指導・警告の措置を講ずることによって先制・予防的活動を行う「JWAT」（子供女性安全対策班）を全国の警察本部に設置し、従来の検挙活動等に加え、先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止を図っている。 |
| | | iii | ○平成26年2月、「通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進について」を各都道府県警察に発出し、通学路等における子供の犯罪被害防止対策の強化を指示した。 |
| | | iv | ○平成26年度において、JWATの活動用資機材の整備に係る経費（2百万円）を措置した。 |
| | | v | ○平成26年度に続き、27年度において、女性・子供を犯罪から守るための広報啓発に係る経費（7百万円）を措置した。 |
| | | vi | ○平成28年度において、女性・子供を犯罪から守るための広報啓発に係る経費（7百万円）を要求している。 |
| | | vii | ○平成26年度に続き、27年度普通交付税において、「子供110番の家」への支援に係る経費を措置した。 |
| | | viii | ○平成28年度普通交付税において、「子供110番の家」への支援に係る経費を要求している。 |
| | | ix | ○平成27年3月に各都道府県警察に発出した「「川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策」について（通知）」に基づき、各都道府県警察において、関係機関との連携強化や情報共有等の的確な対応を推進している。 |
| | | x | ○平成26年度に続き、27年度において、子供・女性に対する脅威事案の実態把握に関する研究に係る経費（1百万円）に係る経費を措置した。 |
| | | xi | ○平成28年度において、子供の犯罪被害防止のための警察施策に関する研究に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| | 文部科学省 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、「子供安心プロジェクト」における学校安全教室の推進に係る経費（44百万円）及びスクールガード・リーダーの配置等により地域ぐるみの学校安全体制の整備等を行う「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」に係る経費（4,882百万円の内数）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、学校安全教室の推進に係る経費（64百万円）及びスクールガード・リーダーの配置等により地域ぐるみの学校安全体制の整備等を行う「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」に係る経費（7,027百万円の内数）を要求している。 |
| | | iii | ○関係府省庁と連携し、平成27年3月に「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」を発出し、教育委員会等に一層の取組強化を求めた。 |
| | | iv | ○学校安全ボランティアを活用し、地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制を整備するため、警察官OB等から成るスクールガード・リーダーによる学校安全ボランティアに対する警備ポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子供の見守り活動に対する支援等を推進している。 |
| | 内閣府 警察庁 | i | ○ストーカー対策の抜本的強化のため、被害者支援の取組の在り方等について、ストーカー総合対策関係省庁会議において、平成27年3月、「ストーカー総合対策」を取りまとめた。 |
| | | i | ○毎年11月12日から同月25日までの間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、国、地方公共団体、女性団体、その他の関係団体が連携して、女性に対する暴力の根絶に向けて、ポスター及びリーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開している。 |
| | | ii | ○平成25年度に引き続き、26年度においても、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発教材等を用いた研修を3回実施した。 |

| | | |
|----------------------------|------|--|
| 内閣府 | iii | ◎平成27年度において、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を実施するため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ者や予防啓発活動に関心のある学生等に対して研修を実施している。 |
| | iv | ◎配偶者からの暴力の被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルを設定し、発信地域の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話を自動転送するサービスを実施している。 |
| | v | ◎平成26年度において、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するための「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」に係る経費（39百万円）を措置し、9地方公共団体の取組を実証的に調査研究した。 |
| | vi | ◎平成27年度においても、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するための「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」に係る経費（100百万円）を措置した。 |
| | vii | ○平成28年度において、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するための「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」に係る経費（100百万円）を要求している。 |
| | viii | ○平成26年度に引き続き、27年度においても、被災3県における女性の悩み・暴力に対応するための相談窓口の開設等を行う「東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業」を実施している。 |
| | ix | ○平成26年度において、ストーカー行為等の被害者の支援の方向性の検討を進めるための「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業」に係る経費（10百万円）を措置し、報告書を取りまとめた。 |
| | x | ○平成26年度に引き続き、27年度においても、地方公共団体、民間団体等の関係者を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、官官・官民の更なる連携強化を図ることとしている。 |
| | xi | ○平成27年度において、加害者更生の在り方を研究するため、配偶者に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究経費（6百万円）を措置した。 |
| | xii | ○平成28年度において、地方公共団体におけるストーカー被害者支援体制の整備促進を図るために、ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成経費（4百万円）を要求している。 |
| | i | ○平成25年12月、「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について」を各都道府県警察に発出し、ストーカー・配偶者からの暴力事案を始めとする人身安全関連事案に対処するための警察本部及び警察署における体制の確立を指示した。また、26年4月までに、警視庁及び各道府県警察本部において、ストーカー・配偶者からの暴力事案を始めとする人身安全関連事案に対処するための体制を構築した。 |
| | ii | ○平成25年12月、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について」等を各都道府県警察に発出し、ストーカー・配偶者からの暴力事案を始めとする人身安全関連事案に対する迅速かつ的確な対応の徹底をするよう指示した。 |
| ⑤ ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進 | iii | ○「被害者の意思決定支援手続」を導入し、被害者等が警察署等に相談に訪れた際に、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の特徴、警察が執り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明することにより、被害者の意思決定を支援している。 |
| | iv | ○平成26年度に続き、27年度において、「ストーカー・配偶者暴力対策専科」の実施に係る経費（7百万円）を措置した。 |
| | v | ○平成26年度において、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究並びにストーカー・DV対策資機材及びストーカー・DV対策用車両の整備を内容とするストーカー・DV被害対策等に要する経費（211百万円）を措置した。 |
| | vi | ○平成27年度において、被害者の一時避難等に係る必要経費、被害の未然防止のための学校等における知育・德育活動、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究、ストーカー・DV対策資機材等に要する経費等を内容とするストーカー・DV被害対策等に要する経費（273百万円）を措置した。 |
| | vii | ○平成28年度において、被害者の一時避難等、被害の未然防止のための学校等における知育・德育活動、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る地域精神科医療との連携、ストーカー・DV対策資機材等に要する経費を内容とするストーカー・DV被害対策等に要する経費（155百万円）を要求している。 |
| | viii | ○平成26年度に続き、27年度普通交付税において、ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品（GPS機能付き緊急通報装置）の貸出しに要する経費を措置した。 |
| | ix | ○平成28年度普通交付税において、ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品（GPS機能付き緊急通報装置）の貸出しに要する経費を要求している。 |
| | x | ○平成27年度において、人身安全関連事案対策の強化のため、地方警察官の増員（680人）を措置した。 |
| | xi | ○平成28年度において、人身安全関連事案対策の強化のため、地方警察官の増員（515人）を要求している。 |
| | xiii | ○平成25年11月から、ストーカー行為等の規制等の在り方全般について検討するため、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」を開催し、26年8月、同検討会は報告書を取りまとめた。 |
| | xiv | ○平成27年度において、人身安全関連事案への対処能力の強化のため、警察庁職員の増員（2人）を措置した。 |
| | xv | ○平成26年度に続き、27年度において、警察安全相談における男女間トラブルの記録手法に関する研究に係る経費（1百万円）を措置した。 |

| | | | |
|--------------------|-------|--------|---|
| | | x vi | ◎平成27年度において、ストーカー・DV事案への対処能力強化のため、警察庁職員の増員（7人）を措置した。 |
| | | x vii | ○（再掲：4-(1)-①-警-vii）平成28年度における生活の安全を脅かす犯罪対策等の推進のための警察庁職員の増員を要求。 |
| | | x viii | ○平成28年度において、ストーカー事案への対応力の強化のため、ストーカー対策推進室の設置を要求している。 |
| ⑥ 痴漢・盗撮事犯対策 | 総務省 | i | ◎総務省からの通知に基づき、平成16年からDV、ストーカー行為等の被害者の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付等の制限措置を各市区町村において実施している。 |
| | | ii | ◎総務省からの通知に基づき、平成17年からDV、ストーカー行為等の被害者の選挙人名簿の抄本の閲覧の制限措置を各市町村の選挙管理委員会において実施している。 |
| ⑦ いじめ問題への対応の強化 | 法務省 | i | ◎内閣府男女共同参画局と共同で、東日本大震災の被災地域に設置した被災地出張所（宮城県）及び岩手地方事務所本所（岩手県）において、「女性の悩みごと相談」を実施した。平成27年度においても、被災地出張所（宮城県）において同相談を実施している。 |
| | | ii | ◎平成26年度から、ストーカー・DV事案を含む犯罪被害者等と受任弁護士との打合せにカウンセラーが同席した場合の費用立替援助を開始し、犯罪被害者等の経済的負担を軽減することにより、権利利益の一層の保護を図っている。 |
| | | iii | ◎ストーカー・配偶者からの暴力事案等を含めた人権相談の電話「女性の人権ホットライン」を設置して相談に応じている。 |
| ⑧ 子供の通学路等の安全確保 | 外務省 | i | ◎UN Womenが主導する「セーフシティ・グローバル・イニシアティブ」（公共スペースにおけるセクハラや性的暴力を防止するための取組）を支援している。また、我が国においては、平成26年3月より堺市が同イニシアティブへ参加している。 |
| | 文部科学省 | i | ◎平成26年度において、複雑・多様化する女性の悩みに適切に対応できるよう女性関連施設等における相談員の質の向上を図るため、独立行政法人国立女性教育会館が実施する女性関連施設相談員研修に係る経費（522百万円の内数）を措置した。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、複雑・多様化する女性の悩みに適切に対応できるよう女性関連施設等における相談員の質の向上を図るため、独立行政法人国立女性教育会館が実施する女性関連施設相談員研修に係る経費（540百万円の内数）を措置した。 |
| ⑨ 市場化による子供の権利侵害の防止 | 厚生労働省 | i | ◎（再掲：4-(6)-②-厚-i）平成27年度における婦人保護事業に係る経費の措置。 |
| | 警察庁 | i | ◎平成26年に続き、27年6月、警視庁及び関係7府県警察において、「電車内における痴漢対策強化期間」を設け、鉄道事業者と連携した痴漢事犯の抑止・検挙対策の強化を図った。 |
| | | ii | ◎都道府県の迷惑防止条例の制定状況や同条例違反による痴漢・盗撮等事犯の検挙状況に係る情報を集約し、都道府県警察に提供している。 |
| | | iii | ◎痴漢・盗撮事犯の取締りを推進している。 |
| | 国土交通省 | i | ◎痴漢対策として、女性専用車両の導入を推進している。 |
| ⑩ 子供の権利侵害の防止 | 警察庁 | i | ◎平成25年1月に各都道府県警察に発出した「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」や同年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、各都道府県警察においては、いじめ事案の早期把握及び学校等との連携による把握した事案への適確な対応を推進している。 |
| | | ii | ◎平成26年3月及び9月、各都道府県警察の少年警察部門の担当者を対象に少年の問題行動の現状、非行少年に対するカウンセリング等に関する研修会を開催した。 |
| | | iii | ◎（再掲：3-(1)-②-警-i）スクールサポーター制度の拡充の推進。 |
| | | iv | ◎（再掲：3-(1)-②-警-ii）平成26年度に続き、27年度地方財政計画におけるスクールサポーターの導入に要する経費の措置。 |
| | | v | ◎（再掲：3-(1)-②-警-iii）平成28年度地方財政計画におけるスクールサポーターの導入に要する経費を要求。 |
| | 文部科学省 | i | ◎法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、いじめを始めとする子どもの人権問題に関する各種啓発活動を実施している。その一環として、人権尊重の重要性や思いやりの心の体得等を目的とした「全国中学生人権作文コンテスト」、「人権教室」及び「人権の花運動」の実施、啓発冊子の配布等を通じて、いじめの問題にも取り組んでいる。 |
| | | ii | ◎子供の人権問題の専用相談電話「子どもの人権110番」の周知・広報を行い、また、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布すること等により、子供の人権問題を相談しやすい体制を整備している。 |
| | | i | ◎平成26年度において、いじめ問題への対応を始め、児童生徒の問題行動等に関する事例の分析や効果的な対応の在り方等について総合的調査研究を行うための経費（1百万円）を措置した。 |
| | | ii | ◎（再掲：5-(1)-①-文-i）平成26年度に続き、27年度におけるスクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の措置。 |
| | | iii | ◎（再掲：5-(1)-①-文-ii）平成28年度におけるスクールカウンセラー等の配置に係る経費やスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の要求。 |
| | 警察庁 | iv | ◎平成26年度に続き、27年度において、児童生徒の健全育成等を図るために、農山漁村等における体験活動の取組の支援に係る経費（107百万円）を措置した。 |
| | | v | ◎平成28年度において、農山漁村等における体験活動の取組の支援に係る経費（99百万円）を要求するとともに、新たに参考となるモデルカリキュラムを開発する経費（10百万円）を要求している。 |
| | | vi | ◎平成26年度に続き、27年度において、インターネットを通じて行われるいじめへの対応のための学校ネットパトロール等への新たな支援に係る経費（15百万円）を措置した。 |
| | | vii | ◎平成28年度において、インターネットを通じて行われるいじめへの対応のための学校ネットパトロール等への新たな支援に係る経費（15百万円）を要求している。 |
| | | viii | ◎平成27年度において、いじめ問題への対応等生徒指導上の諸課題などについての先進的調査研究を行うための経費（83百万円）を措置した。 |
| | 文部科学省 | ix | ◎平成28年度において、不登校、暴力行為、いじめ等の様々な問題を抱える子供への支援について先進的調査研究を行うための経費（190百万円）を要求している。 |
| | | i | ◎（再掲：5-(1)-④-警-iii）通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進。 |
| | | ii | ◎（再掲：5-(1)-④-警-vii）平成26年度に続き、27年度普通交付税における「子供110番の家」への支援に係る経費の措置。 |
| | 警察庁 | iii | ◎（再掲：5-(1)-④-警-viii）平成28年度普通交付税における「子供110番の家」への支援に係る経費の要求。 |
| | | i | ◎（再掲：5-(1)-④-文-i）「子供安心プロジェクト」に係る経費の措置。 |
| | | ii | ◎（再掲：5-(1)-④-文-ii）「子供安心プロジェクト」に係る経費の措置。 |

| ヘッドライナード | | ii | ○(再掲: 5-(1)-④-文-i) 学校安全教室の推進に係る経費等の措置。 ◎(再掲: 5-(1)-④-警-iii) 通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進。 |
|--|-------|------|--|
| ⑨ 子供が安心して暮らせる環境づくりの推進 | 警察庁 | i | ◎(再掲: 5-(1)-④-警-vii) 平成26年度に続き、27年度普通交付税における「子供110番の家」への支援に係る経費の措置。 |
| | | ii | ○(再掲: 5-(1)-④-警-viii) 平成28年度普通交付税における「子供110番の家」への支援に係る経費の要求。 |
| | | iii | ◎平成25年度において、全ての子供を対象として、放課後等に学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画により学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供する「放課後子供教室」を全国10,376か所で実施した。 |
| | 文部科学省 | i | ◎平成26年度において、「放課後子供教室」を全国11,991か所で実施した。また、文部科学省と厚生労働省が連名で「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備等を進めることとした。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、「放課後子供教室」等の教育支援活動を引き続き支援するため、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動に係る経費（5,079百万円の内数）を措置した。 |
| | | iii | ○(再掲: 5-(1)-③-文-i) 平成26年度に続き、27年度における全ての親が身近な地域で家庭教育に関する学習や相談ができる体制の整備の促進に係る経費の措置。 |
| | | iv | ○(再掲: 5-(1)-④-文-i) 「子供安心プロジェクト」に係る経費の措置。 |
| | | v | ○(再掲: 5-(1)-④-文-ii) 学校安全教室の推進に係る経費等の措置。 |
| | | vi | ◎民生委員・児童委員は、担当地区的住民の実態把握や福祉ニーズ調査を行った上、必要に応じて問題を抱える保護者を福祉サービスにつなげるとともに、積極的に関係する行政機関、団体等と連携することにより、そうした保護者に対して個々の問題に応じた支援を行っている。 |
| ⑩ 高齢者を孤立させない地域づくりの促進 | 警察庁 | i | ◎警察からの情報提供や警察に対する連絡等に資するためのネットワークを社会各分野の各層にきめ細かく整備する「重層的な防犯ネットワークの整備」や、社会を挙げた万引き等防止対策の強化、少年の居場所づくりや高齢者世帯への支援活動等を推進する「社会の規範意識の向上と絆の強化」を内容とする「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進している。 |
| | | ii | ◎平成24年5月、「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進について」を各都道府県警察に発出し、警察本部及び警察署ごとの地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止計画の策定及び同計画に基づいた地域住民等との連携協働による総合的な犯罪抑止対策を推進している。 |
| | | iii | ◎平成26年2月、「地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について」を各都道府県警察に発出し、地域住民等に対して犯罪の発生状況や防犯対策等の情報を多様な媒体を用いて発信する等、的確な防犯情報の提供を推進している。 |
| | | iv | ◎平成26年度に続き、27年度普通交付税において、地域住民、防犯ボランティア団体等の自主防犯意識の高揚と自主防犯行動の促進等を図るため、地域住民への防犯情報の提供に係る経費を措置した。 |
| | | v | ○平成28年度普通交付税において、地域住民、防犯ボランティア団体等の自主防犯意識の高揚と自主防犯行動の促進等を図るため、地域住民への防犯情報の提供に係る経費を要求している。 |
| | | vi | ○平成26年度に続き、27年度普通交付税において、身近な生活空間における犯罪を未然に防止するため、防犯教室・講座の開催に係る経費を措置した。 |
| | | vii | ○平成28年度普通交付税において、身近な生活空間における犯罪を未然に防止するため、防犯教室・講座の開催に係る経費を要求している。 |
| | | viii | ○平成27年における特殊詐欺対策の取組方針として、高齢者を戸別に訪問するデリバリー業者や保険会社と連携するなど、あらゆる媒体や機会を活用し、複線的な防犯指導、広報啓発活動に努め、犯行手口、予防対策を分かりやすく周知している。 |
| | | ix | ○各都道府県警察において防犯ボランティア団体と連携し、高齢者世帯の訪問や高齢者を対象とした防犯教室等を行っている。 |
| | 法務省 | x | ○(再掲: 4-(6)-(8)-警-ii) 生活経済事犯対策強化期間の実施（高齢者が被害に遭いやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯を重点対象事犯の一つとした。）。 |
| | | i | ○(再掲: 3-(1)-(3)-法-xv) 高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の実施。 |
| | 厚生労働省 | i | ○民生委員・児童委員は、地域の高齢者等について、実態の把握や福祉ニーズの調査を行った上、それぞれの能力に応じた福祉サービスや社会参加活動に積極的につなげることにより、孤立防止を図っている。 |
| 内閣官房 内閣府 警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 | 内閣府 | i | ○(再掲: 4-(5)-(2)-官府警法外文厚農経国海-i) 「人身取引対策行動計画2014」及び「人身取引対策推進会議」開催の決定並びに同行動計画に基づく、同推進会議を中心とした人身取引の根絶に向けた取締り、被害者の保護等の推進。 |
| | | ii | ○(再掲: 4-(5)-(2)-官府警法外文厚農経国海-ii) 「人身取引対策推進会議」第1回会合の開催及び年次報告「人身取引対策に関する取組について」の決定。 |
| | 内閣府 | i | ○(再掲: 4-(5)-(2)-府-i) 人身取引対策の広報・啓発活動の実施。 |
| | | i | ○(再掲: 4-(5)-(2)-警-i) 「人身取引対策行動計画2014」に基づく、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護等の推進。 |
| | | ii | ○(再掲: 4-(5)-(2)-警-ii) 平成26年度における、人身取引事犯未然防止のための広報啓発用ソフト制作費に係る経費の措置。 |

⑪ 人身取引対策の推進【再掲】

| | | |
|-------|------|--|
| 警察庁 | iii | ◎(再掲: 4-(5)-②-警-iii) 「人身取引事犯の的確な認知、被害者の保護・支援及び取締りの推進について」等に基づく、各都道府県警察における徹底した取締り等の実施。 |
| | iv | ◎(再掲: 4-(5)-②-警-iv) 平成26年度に続き、27年度における、人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼び掛ける人身取引被害申告票の作成に係る経費の措置。 |
| | v | ◎(再掲: 4-(5)-②-警-v) 平成28年度における人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼び掛ける人身取引被害申告票の作成に係る経費の要求。 |
| | vi | ◎(再掲: 4-(5)-②-警-vi) 平成26年度に続き、27年度における、人身取引事犯に係る捜査用資機材の整備に係る経費の措置。 |
| | vii | ◎(再掲: 4-(5)-②-警-vii) 平成28年度における人身取引事犯に係る捜査用資機材の整備に係る経費の要求。 |
| | viii | ◎(再掲: 4-(5)-②-警-viii) 平成26年度に続き、27年度における、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議の開催に係る経費の措置。 |
| | ix | ◎(再掲: 4-(5)-②-警-ix) 平成28年度における人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議の開催に係る経費の要求。 |
| | i | ◎(再掲: 4-(5)-②-法-i) 啓発冊子の配布等、各種啓発活動の実施。 |
| | ii | ◎(再掲: 4-(5)-②-法-ii) 人権相談及び人権侵犯事件としての調査救済の実施。 |
| 法務省 | iii | ◎(再掲: 4-(5)-②-法-iii) 平成27年度から外国語による人権相談体制の強化及び人身取引被害者に対する宿泊施設の提供を実施。 |
| | iv | ◎(再掲: 4-(5)-②-法-iv) 人身取引被害者に配慮した運用等。 |
| | v | ◎(再掲: 4-(5)-②-法-v) 平成26年度に続き、27年度における人身取引被害者の人権に関する研修の実施に係る経費の措置。 |
| | vi | ◎(再掲: 4-(5)-②-法-vi) 平成28年度における人身取引被害者の人権に関する研修の実施に係る経費の要求。 |
| 外務省 | i | ◎(再掲: 4-(5)-②-外-i) フィリピン・タイへの「人身取引対策に関する政府協議調査団」の派遣。 |
| 海上保安庁 | i | ◎(再掲: 4-(5)-②-海-i) 毎年実施している実務者研修における人身取引の実態等に係る講義の実施。 |

(2) 特殊詐欺対策の強化

| | | | |
|----------------------|------------|------|--|
| ① 総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進 | 警察庁 金融庁 | i | ◎平成26年2月、全国銀行協会と連携し、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレット「『家族の絆』で振り込め詐欺を予防！」を作成し、当庁ウェブサイトに掲載した。また、関係団体（経団連、連合、全銀協等）に対して、振り込め詐欺等の未然防止のため、振り込め詐欺等が身近な危険であることを家族間で共有・注意喚起を行うようにするための広報啓発の実施等の協力依頼を行った。なお、上記のリーフレットにおいて、未然防止と併せて振り込め詐欺救済法に基づく返金制度についても紹介し、制度の周知を行った。また、26年9月、関係省庁と連携し、振り込め詐欺被害等への注意を呼びかけるための政府広報を実施したほか、同年11月、全銀協が主催する金融犯罪防止啓発イベント、27年1月、全銀協の金融犯罪防止啓発ビデオ作成及び、同年11月、全銀協の金融犯罪防止にかかる新聞記事広告掲載への協力を行った。 |
| | | i | ◎平成25年10月に各都道府県警察に発出した「少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進について」に基づき、警察と学校等との連携による少年の規範意識の向上に向けた非行防止教室等の開催等の取組を推進している。 |
| | 警察庁 | i | ◎(再掲: 5-(1)-(10)-警-vii) 特殊詐欺の被害防止に向けた犯行手口等の周知。 |
| | | ii | ◎犯人グループが犯行に利用していた名簿の登載者に対して、戸別訪問やコールセンターからの架電等の方法により直接的・個別的な注意喚起を実施している。 |
| | | iii | ◎特殊詐欺の被害金の原資の多くは金融機関の預貯金であることを踏まえ、金融機関の店舗における声掛け訓練の実施や警察への通報依頼の推進によって、その職員等による被害の水際阻止が行われるよう働き掛けている。 |
| | | iv | ◎現金を送付させる手口が多発していることを踏まえ、コンビニエンスストア、配達事業者の営業所、郵便事業者等の関係事業者に対して声掛けや警察への通報依頼を推進するとともに、現金を送付しようとする者に対してリーフレットを活用した注意喚起を推進している。 |
| | | v | ◎特殊詐欺の被害金の送付先に係る情報（詐取金送付先リスト）を定期的に更新して警察庁ウェブサイトで公表するとともに、郵便・宅配事業者に対し当該情報を提供し、必要に応じて警察と連携の上、当該送付先を宛先とする被害金が送付されないよう取り組んでいる。 |
| | | vi | ◎通信事業者等との連携により、犯行使用の蓋然性が高いと認められる電話からの架電を受けないようにするための機器の普及促進に努めている。 |
| | | vii | ◎平成26年度に続き、27年度において、特殊詐欺被害防止対策の強化のため、高齢者を対象とした注意喚起に係る経費（31百万円）を措置した。 |
| | | viii | ◎平成28年度において、特殊詐欺被害防止対策の強化のため、高齢者を対象とした注意喚起に係る経費（49百万円）を要求している。 |
| | 法務省 | i | ◎検察当局において、検察・警察間で派遣研修を行ったり、関係機関と情報・意見交換を行ったりするなどして、関係機関との連携の強化を図るとともに、組織的犯罪処罰法等の各種法令の積極的な活用等により、厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。 |
| | | ii | ◎(再掲: 2-(4)-(3)-法-ii) 平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 |
| | | iii | ◎(再掲: 2-(4)-(3)-法-iii) 平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 |
| | | i | ◎特殊詐欺や生活経済事犯に利用された疑いのある預貯金口座を凍結するため、金融機関に情報提供を行っている。 |
| | | ii | ◎特殊詐欺や生活経済事犯に利用されて凍結された預貯金口座の名義人及び名義法人のリストを警察庁が作成して金融機関へ提供し、当該リストに登録された者が金融機関の窓口に口座開設のために訪れた際、当該金融機関において口座開設を謝絶するとともに、警察において当該金融機関からの情報提供を受けて所要の検査を行う枠組みを構築し、不正口座の開設防止及び関係被疑者の詐欺罪等での検挙を推進している。 |

② 特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策の推進

| | | |
|-----|-------|--|
| 警察庁 | iii | ◎携帯電話不正利用防止法に基づき、契約者確認の求めを実施しているほか、特殊詐欺や生活経済事犯に利用された携帯電話について、本人確認義務を履行しないでレンタルした業者を検挙するなど、貸与時本人確認義務違反の取締りを推進している。 |
| | iv | ◎携帯電話の契約申込者から本人確認書類として提示された運転免許証が偽変造されたものと疑われる場合、警察において携帯電話事業者から情報提供を受けて所要の捜査を行う枠組みを構築し、携帯電話の不正契約の防止及び関係被疑者の詐欺罪等での検挙を推進している。 |
| | v | ◎携帯電話不正利用防止法の貸与時本人確認義務違反が認められた携帯電話端末貸与業者の契約している携帯電話回線について、役務提供拒否を行うよう携帯電話事業者に求めている。 |
| | vi | ◎特殊詐欺の被害金の送付先に係る情報（詐取金送付先リスト）を定期的に更新して当庁ウェブサイトで公表するとともに、郵便・宅配便事業者に対し当該情報を提供し、同一の送付先が犯行に利用されないよう取り組んでいる。さらに、悪質な私設私書箱業者等送付先に対する取締りを推進している。 |
| | vii | ◎レターパックや宅配便で現金を絶対に送らないよう、ウェブサイトで周知に努めている。 |
| | viii | ◎生活経済事犯に悪用されたバーチャルオフィスを認知した場合に、当該事業者に対し、契約内容に基づく当該契約の解約を要請しているほか、当該契約内容に事業者判断による解約規定が盛り込まれていない場合、速やかに当該規定を契約内容に盛り込むよう申し入れを行っている。 |
| | ix | ◎被害者からの通報や情報提供等により、特殊詐欺や生活経済事犯の被害が疑われる情報に接した場合には、被害状況について把握し、早期の被害回復及び新たな被害予防のため、可能な措置を迅速かつ積極的に講ずるよう努めている。 |
| | x | ◎総合的な特殊詐欺対策を推進するため、各都道府県警察の実情に即して、専従のスタッフの設置や事務局の設置・充実等を図っている。 |
| | xi | ◎（再掲：4-(6)-(8)-警-ii）生活経済事犯対策強化期間の実施（生活経済事犯に悪用される預貯金口座、携帯電話等犯罪インフラ対策を重点実施事項の一つとした。）。 |
| | xii | ◎平成26年度に続き、27年度において、首都圏及び関西圏における特殊詐欺捜査の強化のため、広域知能犯捜査センターの運営に係る経費（108百万円）を措置した。 |
| 金融庁 | x iii | ◎平成28年度において、首都圏における特殊詐欺捜査の強化のため、広域知能犯捜査センターの運営に係る経費（57百万円）を要求している。 |
| | x iv | ◎平成26年度に続き、27年度において、市民協力による犯行ツール対策の強化のため、特殊詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保に係る経費（2百万円）を措置した。 |
| | x v | ◎平成28年度において、市民協力による犯行ツール対策の強化のため、特殊詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保に係る経費（2百万円）を要求している。 |
| | x vi | ◎平成27年度において、特殊詐欺の被疑者が使用する電話の無力化のため、警告電話モデル事業に係る経費（16百万円）を措置した。 |
| | x vii | ◎平成27年度において、特殊詐欺の被害未然防止に向けた取組の強化のため、警察庁職員の増員（2人）を措置した。 |
| | i | ◎金融庁及び財務（支）局において、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察への情報提供を速やかに実施している。 |
| | ii | ◎平成15年9月以降、預金口座の不正利用に関する情報提供件数を四半期ごとに取りまとめて公表しており、27年10月には同年9月末現在の情報提供件数を公表した。 |
| 総務省 | i | ◎平成25年12月に、振り込め詐欺等の被害増加を防止するため、電気通信事業者団体における携帯電話の不適正利用防止を取り扱う場において、主要な携帯音声通信事業者に対して携帯電話不正利用防止法上の本人確認義務等の徹底を図るよう改めて周知し、適切な対応を求めた。 |
| | ii | ◎平成27年6月に、携帯電話不正利用防止法に違反した携帯音声通信事業者1社及び媒介業者1社に対して、法に規定する本人確認義務の確実な履行等の必要な措置を講ずるべき旨の是正命令または指導を行っており、今後も引き続き、同法の確実な遵守を求めていく。 |
| | iii | ◎平成27年8月に、携帯音声通信事業や貸与業等を行っているその他の電気通信事業者に対しても周知を行うために、広く届出電気通信事業者全般に対し、携帯電話不正利用防止法の概要や本人確認義務の要件等を記述した周知文書を送付した。 |
| 法務省 | i | ◎検察当局において、受理した特殊詐欺について、警察等関係機関と連携協力の上、携帯電話不正利用防止法の違反行為、架空名義口座の開設及び預貯金口座の不正売買につき、関係法令の積極的な活用等による厳正な検査及び処理を行っている。 |
| | ii | ◎（再掲：2-(4)-(3)-法-ii）平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 |
| | iii | ◎（再掲：2-(4)-(3)-法-iii）平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 |
| 警察庁 | i | ◎（再掲：5-(2)-(2)-警-x）総合的な特殊詐欺対策の推進のための専従のスタッフの設置、事務局の設置・充実等。 |
| | ii | ◎各部門の捜査力を結集して取締りに当たることはもとより、各都道府県警察間の積極的な合同・共同捜査を推進するなど、警察の総力を挙げた取締りを強化している。 |
| | iii | ◎平成26年2月、10月、27年2月及び10月を特殊詐欺対策の取組強化期間に設定し、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進した。 |
| | iv | ◎（再掲：5-(2)-(2)-警-ix）早期の被害回復及び新たな被害予防のための措置の実施。 |
| | v | ◎特殊詐欺の手口や対応要領、「だまされた振り作戦」等について広報啓発し、特殊詐欺の被害を防止するとともに、同作戦により検挙した「受け子」及び「見張り役」を端緒とした突き上げ捜査、犯行拠点の摘発により、犯行グループ中枢被疑者の検挙を図っている。 |
| | vi | ◎特殊詐欺の被害金の送付先に係る情報（詐取金送付先リスト）を定期的に更新して当庁ウェブサイトで公表するとともに、郵便・宅配事業者に対し当該情報を提供し、郵便・宅配事業者と連携の上、送付先に対する取締りを推進している。 |
| | vii | ◎（再掲：5-(2)-(2)-警-xii）平成26年度に続き、27年度における広域知能犯捜査センターの運営に係る経費の措置。 |
| | viii | ◎（再掲：5-(2)-(2)-警-xiii）平成28年度における広域知能犯捜査センターの運営に係る経費の要求。 |

③ 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺事件の検挙

| | |
|-------|--|
| ix | ○平成28年度において、特殊詐欺事件捜査の推進のため、特殊詐欺における捜査対策資機材の整備に係る経費（17百万円）を要求している。 |
| x | ○平成27年度において、特殊詐欺に係る現場設定型捜査の強化のため、警察庁職員の増員（1人）を措置した。 |
| xi | ○平成28年度において、重要犯罪等の検挙に向けた捜査力の強化のため、警察庁職員の増員（27人）を要求している。 |
| xii | ○平成27年度において、特殊詐欺対策の強化のため、地方警察官の増員（225人）を措置した。 |
| x iii | ○平成28年度において、特殊詐欺対策の強化のため、地方警察官の増員（164人）を要求している。 |
| 法務省 | i ○検察当局において、受理した振り込め詐欺事件について、警察等関係機関と連携協力の上、組織的犯罪処罰法等の関係法令を駆使するなどして、事案の真相及び組織実態の解明を図り、厳正な捜査及び処理を行っている。 |
| | ii ○平成23年11月、捜査機関による携帯電話端末のGPS測位情報の取得要請に対応するため、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が一部改正されたことから、当該改正情報を全国の検察庁に通知し、検察当局において、上記改正に基づき、厳正な捜査及び処理を行っている。 |
| | iii ○（再掲：2-(4)-(3)-法-i）平成26年度に続き、27年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。 |
| | iv ○（再掲：2-(4)-(3)-法-iii）平成28年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の要求。 |

(3) 生活経済事犯への対策の強化

| | | |
|----------------|----------------------|--|
| ① 模倣品・海賊版対策の強化 | 内閣官房 外務省 経済産業省 | i ○グローバルな知的財産権侵害対策を推進するため、二国間協議や経済連携協定交渉等の機会を活用して、知的財産保護強化の働きかけを実施した。特に、中国に対しては、平成27年1月の広州及び11月の北京への「知的財産保護官民合同訪中代表団（実務ミッション）」の派遣や、同年5月の北京における「日中知的財産権ワーキング・グループ」を通じて、現地当局に対して模倣品・海賊版対策の強化を要請するとともに、知的財産権保護に関して幅広く意見交換した。 |
| | 内閣官房 | i ○平成25年6月に策定した「知的財産政策ビジョン」及びこれを踏まえた毎年度の行動計画である知的財産推進計画に基づき、模倣品・海賊版の水際や国内での取締り強化、消費者の意識啓発や海外での取締り要請等、関係省庁が一体となって模倣品・海賊版対策を推進している。 |
| | 警察庁 | i ○商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等）及び著作権侵害事犯（海賊版事犯等）を検挙するなど、知的財産権侵害事犯の取締りを推進している（平成27年上半年中は、商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等）について226人（154事件）、著作権侵害事犯（海賊版事犯等）について150人（129事件）をそれぞれ検挙した。）。 |
| | | ii ○外国治安機関に対して、知的財産権侵害物品を掲載している海外サイトの削除及び取締りの要請を行うなど、知的財産権侵害事犯に関し、必要に応じて外国治安機関との連携を図っている。 |
| | | iii ○（再掲：4-(6)-(8)-警-ii）生活経済事犯対策強化期間の実施（インターネット利用の偽ブランド事犯等の知的財産権侵害事犯を重点対象事犯の一つとした。）。 |
| | 法務省 | i ○検察当局において、模倣品・海賊版により知的財産権が侵害される事犯について、厳正な捜査及び処理を行っている。 |
| | 外務省 | i ○平成26年度において、在外公館における知的財産権侵害対策強化等のため、調査研究及び会議開催に係る経費（10.5百万円）を措置し、在外公館の対応能力の向上をはかるため、27年3月に在外公館知的財産担当官会議を実施した。平成27年度において、在外公館における知的財産権侵害対策強化等のため、調査研究及び会議開催に係る経費（10.7百万円）を措置した。 |
| | 財務省 | i ○（再掲：4-(3)-(4)-財-x）税関相互支援協定等の締結の推進。 |
| | | ii ○平成19年4月に実施された「日中韓税関局長・長官会議」での合意に基づき設置された「日中韓知的財産作業部会」では、同年10月に開催された第1回会合において、知的財産侵害物品水際取締りに係る情報交換等の協力の枠組みである「フェイク・ゼロ・プロジェクト」の実施が合意された。その後、同作業部会は定期的に開催することとされ、23年10月に開催された第5回会合において、フェイク・ゼロ・プロジェクトに基づく情報交換の有効性について議論し、今後もより効果的な情報交換の促進を目指すこととしている。 |
| | | iii ○税関ウェブサイトに、税関の知的財産侵害物品取締りに関するウェブページ（認定手続や申立手続等の案内）を掲載している。 |
| | | iv ○海外旅行者及び若年層（中学生、高校生、大学生、新社会人など）に向けて、知的財産侵害物品を購入しないよう注意を呼び掛けるポスター及びリーフレットを作成し、国際空港、駅等において掲示・配布している。また、ツイッター等のソーシャルメディアを活用して、知的財産侵害物品を購入しないよう注意を呼び掛けている。 |
| | | v ○平成27年度において、途上国税関職員の能力構築のため、知的財産侵害物品取締り等に関する二国間援助及び「WCO」（世界税関機構）への模倣品・海賊版拡散防止拠出金に係る経費（142百万円）を措置した。 |
| | 文部科学省 | i ○平成26年度において、海賊版対策として、二国間協議による侵害発生国・地域への取締り強化の要請、侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化の支援、侵害発生国・地域対象の研修事業等の実施、侵害発生国・地域における著作権普及啓発事業の実施、官民の連携の強化等を実施するため、海賊版対策の推進に係る経費（72百万円）を措置した。 |
| | | ii ○平成27年度において、海賊版対策として、二国間協議による侵害発生国・地域への取締り強化の要請、侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化の支援、侵害発生国・地域対象の研修事業等の実施、侵害発生国・地域における著作権普及啓発事業の実施、インターネット上の著作権侵害に対して我が国の権利者たる海外における権利執行を支援するため、海賊版対策の推進に係る経費（89百万円）を措置した。 |
| | 農林水産省 | i ○平成25年度及び26年度に継ぎ、27年度においても、我が国オリジナル品種の権利保護のための環境整備に向け、DNA品種識別技術の開発、開発したDNA品種識別技術について税関の水際差し止め等で広く利用可能とするための妥当性の検証及び産地判別技術の開発に係る経費（16百万円）を措置した。また、育成者権侵害が発生して早急な対応が必要な品目について、登録品種の標本・DNAを保存する事業に係る経費（5百万円）を措置した。 |
| | | ii ○平成28年度において、DNA品種識別技術開発等に係る経費（16百万円）、登録品種の標本の保存に係る経費（8百万円）を要求している。 |
| | 経済産業省 | i ○政府間協議や官民合同訪問団の派遣等を通じて、中国を始めとする新興国等の知的財産権侵害発生国政府に対し、模倣品・海賊版対策の強化を要請している。また、「JETRO」（日本貿易振興機構）等を活用し、現地取締機関職員を対象とするセミナーの開催等の人材育成支援事業を行うとともに、日本国内の消費者を対象とした啓発活動を実施している。 |

| | | |
|---------------------|--------------------|---|
| | | <p>ii</p> <p>◎「知的財産推進計画2004」に基づき、経済産業省に「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を設置し、相談・情報提供を受理している。（平成26年末までに9,635件を受理している。）</p> |
| ② 悪質商法等に対する厳正な処分の実現 | 警察庁 金融庁 消費者庁 | <p>i</p> <p>◎消費者庁、警察庁及び金融庁においては、平成25年9月より、政府広報として、「高齢者の消費者トラブル未然防止」キャンペーンを実施している。26年9月より、「家族みんなで防ごう！高齢者詐欺！」を合言葉に、テレビやラジオ等の媒体を通じた注意喚起を行った。また、27年12月より、「高齢者詐欺被害の未然防止」としてWEB等の媒体を通じた注意喚起を行っている。</p> |
| | | <p>ii</p> <p>◎「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」において、集団投資スキームを利用した詐欺的な事件等について情報交換を行い、関係機関との連携強化を図っている。</p> |
| | | <p>iii</p> <p>◎日本証券業協会の「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会等における取組を通して情報交換を行い、関係機関と積極的に連携している。</p> |
| ③ 悪質商法等による消費者被害の防止 | 警察庁 | <p>i</p> <p>◎各都道府県警察において、国の地方機関、都道府県消費生活センター等と連携した悪質商法被害防止広報及び悪質業者の取締りを推進している。</p> |
| | | <p>ii</p> <p>◎関係機関・団体において受理した利殖勧誘事犯（未公開株・社債・ファンド等）に係る相談情報について、警察庁を経由して関係都道府県警察に提供され、金融機関に対する口座凍結要請に活用されるなど、相談情報の被害拡大防止等に向けた有効活用を図っている。</p> |
| | | <p>iii</p> <p>◎健康食品等の商品を一方的に送り付けて購入させる、いわゆる「送り付け商法」が急増したことを受け、配達事業者等に対して、警察からの解約要請等に基づく悪質業者との契約の解約、契約申込時の際の審査の厳格化による悪質業者との契約の拒絶、送り付け商法の疑いがある事業を認知した場合の警察への通報等の要請を行い、送り付け商法等の特定商取引等事犯対策を図っている。</p> |
| | | <p>iv</p> <p>◎（再掲：4-(6)-(8)-警-i）生活経済事犯対策強化期間の実施（被害情報の能動的収集と早期の着手（検挙）及び被害回復と犯罪収益の剥奪を重点実施事項の一つとした。）。</p> |
| | 金融庁 | <p>i</p> <p>◎金融商品以外の様々な投資商品についてトラブルが発生していることを踏まえ、平成25年8月より、当庁ウェブサイトにおいて、カンボジアの「マンションの所有権」や「農地の権利」、「エネルギー資源」等への投資について注意喚起を実施している。</p> |
| | | <p>ii</p> <p>◎平成26年9月、海外無登録業者との取引において、「トラブルが急増していることを踏まえ、金融庁ウェブサイトにおいて、「無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください」の更新版を掲載し、投資家に注意喚起を実施している。</p> |
| | | <p>iii</p> <p>◎投資詐欺をはじめとする振り込め詐欺等の被害を水際で防止する観点から、平成25年10月、詐欺的投資勧誘の主な事例等を記載したリーフレット「これは投資詐欺の可能性！」を作成し、金融機関に対し、同リーフレットの活用や、店頭での預貯金の引出しや振込手続き等の際に、職員から高齢者等への声掛けを積極的に行うことなどを要請している。</p> |
| | | <p>iv</p> <p>◎平成26年1月、公的機関の職員を装った投資勧誘等による詐欺被害が高齢者を中心に発生していることを踏まえ、ラジオCMでその旨の注意喚起（政府広報）を実施した。また、同年12月、金融庁ウェブサイトにおいて、「金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等にご注意ください！」の更新版を掲載し、投資家に注意喚起を実施している。</p> |
| | | <p>v</p> <p>◎平成22年度以降、無登録で金融商品取引を行っている者に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を公表している。</p> |
| | 消費者庁 | <p>i</p> <p>◎悪質商法等による消費者の財産被害事案について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために、消費者安全法に基づき事業者に対する勧告、消費者に対する注意喚起を行っている。</p> |
| | | <p>ii</p> <p>◎平成27年度も、特定商取引法について、権限委任を行い、かつ指揮監督下にある経済産業局と密な連携の下、執行を一元的に実施しており、27年3月に閣議決定された「消費者基本計画」に基づき、引き続き、悪質事案に対して厳正に対処している。</p> |
| ④ 事業者に対する指導監督等の強化 | 警察庁 | <p>i</p> <p>◎悪質商法による消費者被害を防止するため、警察庁ウェブサイトに広報資料を掲載するなどし、広報啓発活動を実施している。</p> |
| | | <p>i</p> <p>◎「地方消費者行政活性化交付金」等により、地方公共団体の消費生活相談体制の整備等の取組を支援している。</p> |
| | | <p>ii</p> <p>◎平成25年度に実施した電話による見守りと通話録音装置を用いたモデル事業等の事例をとりまとめて地方公共団体向けに手引を作成・配布するなど、全国で同様の取組の普及を促進している。</p> |
| | | <p>iii</p> <p>◎平成26年度において、消費者被害回復のための取組の充実のため、広報事業等に係る経費（54百万円の内数）及び増員（2名）を措置した。</p> |
| | | <p>iv</p> <p>◎平成27年度において、消費者被害回復のための取組の充実のため、広報事業等に係る経費（46百万円の内数）を措置した。</p> |
| | | <p>v</p> <p>◎平成28年度において、消費者被害回復のための取組の充実のため、広報事業等に係る経費（62百万円の内数）及び増員（1名）を要求している。</p> |
| | | <p>vi</p> <p>◎平成25年12月に公布された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の施行に向けて、新制度が広く国民に認知されるよう周知活動を実施するとともに、施行のために必要な政令、内閣府令及び特定適格消費者団体認定・監督の指針等を公布・公表した（平成27年11月1日）。</p> |
| | 消費者庁 | <p>vii</p> <p>◎地方公共団体等が、関係機関等との情報を共有しつつ消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動を行うことができるよう、消費者安全確保地域協議会を組織すること等を内容とする、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を第186回通常国会に提出し、平成26年6月に成立・公布された。28年4月1日の施行に向け、27年3月27日に関係内閣府令及びガイドラインを公表するとともに、準備を進めている。</p> |
| | | <p>i</p> <p>◎平成27年度において、公益通報者保護制度の周知・啓発及び通報・相談体制の整備促進等のため、研修会の開催等に係る経費（26百万円の内数）を措置した。</p> |
| | | <p>ii</p> <p>◎平成28年度において、公益通報者保護制度の周知・啓発及び通報・相談体制の整備促進等のため、研修会の開催等に係る経費（28百万円の内数）を要求している。</p> |
| | | <p>iii</p> <p>◎平成26年度において、公益通報者保護制度の有用性や実際に制度が機能した事例を企業経営者に紹介すること等により、法令遵守の取組強化や内部通報制度の整備・導入を促進することを目的としたシンポジウムを開催したほか、行政機関を対象に公益通報者保護法の研修会を実施した。また、27年度においても、引き続き、研修会を実施している。</p> |

| | | | |
|--------------------------------------|-------------|------|---|
| ⑤ 食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化 | 消費者庁 | i | ◎(再掲：5-(3)-(3)-消-vii)「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」の成立及び公布。 |
| | | ii | ◎平成26年3月、食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理し、事業者の予見可能性を高めること等を目的とする「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案を策定・公表した。 |
| | | iii | ◎平成26年2月、農林水産省の食品表示等監視担当職員に対し、一定期間、消費者庁の職員として一時的に併任発令することにより、景品表示法に基づくレストラン、百貨店等への監視業務を実施した。 |
| | | iv | ◎不当表示等に対する行政の監視指導態勢の強化や表示等に関する事業者のコンプライアンス体制の確立等を内容とする、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」を第186回通常国会に提出し、平成26年6月に成立・公布され、同年12月1日に施行した。さらに、景品表示法への課徴金制度導入を内容とする、同法改正法案を第187回臨時国会に提出し、同年11月に成立・公布された。現在、施行に向け、準備を進めている。 |
| | 農林水産省 | i | ◎全国に配置している食品表示監視担当職員に加えて、広域・重大案件に対して機動的に調査を実施する表示・規格特別調査官を東京、愛知、大阪及び福岡に配置し、迅速な対応を行った。平成27年10月からは食品表示監視担当職員を、より広域な範囲で監視業務を実施する「広域監視官」とし、全国に配置している。 |
| | | ii | ◎平成26年度において、立入検査能力及び情報収集能力向上のため、全国に配置している食品表示監視担当職員を対象とした研修や農林水産省が事務局の食品表示関係行政機関による講習会を全国で87回開催した。 |
| | | iii | ◎広く国民から情報提供を受け付けるホットラインである「食品表示110番」等の情報に基づく不適正な食品表示に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、科学的手法も活用した产地偽装の取締りを重点的に行っている。 |
| | | iv | ◎食糧法、米トレーサビリティ法及び農産物検査法に基づき、各地方農政局等において、米穀の適正流通を確保するため、立入検査等を実施している。 |
| ⑥ ヤミ金融事犯対策の推進 | 警察庁 | i | ◎各都道府県警察に設置した「ヤミ金融事犯集中取締本部」を中心として、取締りを推進するなど、ヤミ金融事犯の撲滅を図る取組を推進している(平成27年上半年中は、ヤミ金融事犯について266人(201事件)を検挙した。)。 |
| | | ii | ◎(再掲：4-(6)-(8)-警-i)生活経済事犯対策強化期間の実施(いわゆる「090金融」や新たな手口によるヤミ金融事犯を重点対象事犯の一つとした。)。 |
| | 警察庁 金融庁 | i | ◎平成22年4月に公表した「借り手の目線に立った10の方策」における「ヤミ金融対策の強化」の一環として、インターネット上に掲載されている無登録貸金業者の違法広告について、関係機関・団体との連携を図りつつ、プロバイダ又はサイト管理者に対して削除を依頼するとともに、各都道府県警察及び各財務局に対して同様の対策を指示している。 |
| | 金融庁 消費者庁 | i | ◎多重債務者からの相談について、各地方公共団体の多重債務相談窓口、消費生活センターや金融庁、各財務局、関係団体等で受け付けるための効果的な相談体制の構築を推進している。 |
| | 金融庁 | i | ◎(再掲：5-(2)-(2)-金-i)預金口座の不正利用に関する情報提供の実施。 |
| | | ii | ◎「多重債務者問題改善プログラム」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、監督当局(金融庁、財務局及び都道府県)において、無登録業者による貸付けや取立ての被害に関する苦情を受け付けた場合には、当該無登録業者に警告等を行うほか、捜査当局への積極的な情報提供を行っている。 |
| | 法務省 | i | ◎検察当局において、受理したヤミ金融事件について、警察等関係機関と連携協力の上、組織的犯罪処罰法等の関係法令を駆使するなどして、事案の真相及び組織実態の解明を図り、厳正な捜査及び処理を行っている。 |
| | 文部科学省 | i | ◎学生の消費者被害防止のための取組の充実を大学等に促している。 |
| ⑦ 生活保護の不正受給対策の強化 | 経済産業省 | i | ◎平成26年度補正予算において、政府系金融機関によるセーフティネット貸付を更に充実させるなど、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に積極的に取り組んでいる。 |
| | 警察庁 | i | ◎生活保護等の不正受給取締りに係る情報の収集・分析・還元、各都道府県警察に対する指導・調整等を行うことにより、生活保護の不正受給対策を推進している。 |
| ⑧ 違法な不用品回収業者への対策の推進 | 警察庁 | i | ◎違法な不要品回収業者に対し、廃棄物処理法違反、古物営業法違反等による取締りを推進している。 |
| | 環境省 | i | ◎違法な不用品回収を行っている業者への対策として、都道府県・市町村等と指導事例の情報交換等を通じた連携を強化しているほか、市町村等を通じて普及啓発用のチラシを配布するなど、 국민に向けた普及啓発を実施している。 |
| | | ii | ◎平成26年度は、上記への対策として、自治体・排出事業者向けの違法な不要品回収業者に関するセミナーの開催等に係る経費を措置した。 |
| (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進 | | | |
| ① 防犯ボランティア活動に対する支援等の充実 | 警察庁 | i | ◎平成26年度において、防犯ボランティア活動の裾野を広げ、また、更なる質の向上を図るために、先進的な活動を行っている団体の活動内容の発表、意見交換等を地域ごとに行う「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」の開催に係る経費(3百万円)を措置した。 |
| | | ii | ◎防犯ボランティア活動の活性化を促すため、警察庁ウェブサイト内の自主防犯ボランティア活動支援サイトを活用して、団体、好事例等を紹介している。 |
| | | iii | ◎平成26年9月25日及び27年9月24日に「地域安全運動中央大会」を開催し、また、26年10月10日及び27年10月5日に「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」を実施し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰することにより、安全・安心なまちづくりに関する優れた取組を広く普及させた。 |
| | | iv | ◎平成26年10月18日及び27年10月24日に「防犯ボランティアフォーラム」を開催し、全国の防犯ボランティア団体に対して効果的な活動事例の情報提供を行うことにより、全国の防犯ボランティア活動の高揚を図った。 |
| | | v | ◎平成26年度に続き、27年度において、「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」の実施(27年10月実施予定)及び「防犯ボランティアフォーラム」の開催(27年10月開催)に係る経費(1百万円)を措置した。 |
| | | vi | ◎平成28年度において、「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」の実施(28年10月実施予定)に係る経費(0.6百万円)を要求している。 |
| | | vii | ◎平成26年度に続き、27年度において、防犯ボランティア活動について、活動上の課題やその解決策を調査し、持続可能な活動とするために地域住民が取組むべき活動や警察、自治体等が取り組むべき支援方策についての研究に係る経費(23百万円)を措置した。 |
| | | viii | ◎平成26年度に続き、27年度普通交付税において、地域住民及び防犯ボランティア団体が行う犯罪抑止活動への支援に要する経費を措置した。 |
| | | ix | ◎平成28年度普通交付税において、地域住民及び防犯ボランティア団体が行う犯罪抑止活動への支援に要する経費を要求している。 |
| | | x | ◎平成26年5月から7月及び11月から12月にかけて全国6ブロックにおいて、ワークショップを開催するなどして、防犯ボランティア活動について、活動上の課題やその解決策、行政による支援の方向性に関する中間報告書を取りまとめた。 |

| | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------|------|-----|---|
| | | | xii | ◎平成27年6月から7月にかけて全国6ブロックにおいて、防犯ボランティアの活動上の課題や解決方策を検討するワークショップを開催した。 |
| | | | xii | ◎平成28年度において、防犯ボランティア活動の支援としてブロック別及び全国規模でのフォーラム開催に係る経費（9百万円）を要求している。 |
| | 海上保安庁 | i | | ◎民間団体、ボランティア等による沿岸監視等の活動が一層活発になるようにを支援することを通じ、犯罪の未然防止等に努めている。 |
| ② 的確な犯罪情報及び地域安全情報の提供 | 警察庁 | i | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-i）的確な犯罪情報の提供の推進。 |
| | | ii | | ◎平成26年度に続き、27年度において、地域の犯罪実態の分析に向けた住民の意識調査に関する調査研究に必要な経費（7百万円）を措置した。 |
| | | iii | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-iv）平成26年度に続き、27年度普通交付税における地域住民への防犯情報の提供に係る経費の措置。 |
| | | iv | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-v）平成28年度普通交付税における地域住民への防犯情報の提供に係る経費の要求。 |
| | | v | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-vi）平成26年度に続き、27年度普通交付税における防犯教室・講座の開催に係る経費の措置。 |
| | | vi | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-vii）平成28年度普通交付税における防犯教室・講座の開催に係る経費の要求。 |
| | | v | | ◎平成26年度に続き、27年度において、生活空間における防犯対策についての住民の態度と行動に関する研究に係る経費（1百万円）を措置した。 |
| ③ 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進 | 警察庁 | i | | ◎各都道府県警察において、業界団体との「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」の締結等、各地域における企業等の主体的な自主防犯活動の促進を図り、犯罪の起きにくい社会づくりを推進している。 |
| | | ii | | ◎一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会内の安全対策委員会に参加し、犯罪情勢及び防犯対策について、情報提供、防犯指導、協議等を行っている。 |
| | | iii | | ◎関係機関・団体とともに策定された「タクシーの防犯基準」に即した防犯対策が推進されるよう関係事業者に対する指導を実施している。 |
| ④ 健全で魅力あふれるまちづくり（繁華街・歓楽街）の推進 | 警察庁 | i | | ◎平成24年4月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」を各都道府県警察に発出し、商工会等との協働による健全で魅力あふれるまちづくり、迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化、各種取締りの強化等の総合的な取組を推進するよう指示するなど、繁華街・歓楽街を再生するための総合対策を推進した。 |
| | | ii | | ◎平成27年7月、「繁華街・繁華街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について」を各都道府県警察に発出し、「商店街等や自治体との協働による迷惑行為の防止と街並みの改善」、「商店街等や自治体と連携した犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等」及び「各種犯罪の取締り」について総合的な取組を推進するよう指示し、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策を推進している。 |
| | 総務省 | i | | ◎平成26年4月、「風俗営業の用途にする営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携の推進について」を各都道府県及び消防本部に発出し、13年11月に発出した風俗営業行政との連携通知を踏まえた警察機関との合同立入、情報交換等の連携を推進している。 |
| | 国土交通省 | i | | ◎平成27年度において「社会資本整備総合交付金」（901,805百万円の内数）及び「防災・安全交付金」（1,094,749百万円の内数）を措置し、これらの活用を通じて防犯灯・防犯カメラの設置、住民参加による防犯パトロール等の取組を支援している。 |
| ⑤ 多様な主体の参加による安全で安心な社会の構築及び生活安全産業の育成 | 警察庁 | i | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-i）犯罪の起きにくい社会づくりの推進。 |
| | | ii | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-iii）的確な犯罪情報の提供の推進。 |
| | | iii | | ◎（再掲：5-(4)-(2)-警-ii）平成26年度に続き、27年度における地域の犯罪実態の分析に向けた住民の意識調査に関する調査研究に必要な経費の措置。 |
| | | iv | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-iv）平成26年度に続き、27年度普通交付税における地域住民への防犯情報の提供に係る経費の措置。 |
| | | v | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-v）平成28年度普通交付税における地域住民への防犯情報の提供に係る経費を要求。 |
| | | vi | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-vi）平成26年度に続き、27年度普通交付税における防犯教室・講座の開催に係る経費の措置。 |
| | | vii | | ◎（再掲：5-(1)-(10)-警-vii）平成28年度普通交付税における防犯教室・講座の開催に係る経費を要求。 |
| | | viii | | ◎警察による積極的な犯罪情報の提供等により、自治体によるセーフコミュニティ認証に向けた取組を支援し、平成27年3月末現在、10の自治体が認証を取得している。 |
| | | ix | | ◎各都道府県警察において定めた実施要領に基づき、実効ある立入検査による警備業者に対する指導を行うとともに違反業者に対する行政処分を行うなど継続的な指導監督を実施することで、より適切な警備業務の実施に向けた警備業の質の向上を図っている。 |
| ⑥ 防犯カメラ、CP部品等の普及促進及び空き家の実態把握等の推進 | 警察庁 経済産業省 国土交通省 | i | | ◎「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、防犯性能の高い建物部品（CP部品）を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表し（平成27年10月末現在、合計17種類3,280品目）、CP部品の普及を促進している。 |
| | 警察庁 | i | | ◎各都道府県警察において、地方公共団体や地域住民等に対して、防犯灯及び街頭防犯カメラの設置方法・運用ルール等に関する助言・指導等の支援を実施している。 |
| | | ii | | ◎建築・防犯の関係団体が策定した「防犯優良マンション標準認定基準」を活用した認定制度の全国展開を関係機関と連携して促進し、防犯性能の高い共同住宅の普及を図っている。 |
| | 経済産業省 | i | | ◎平成25年度補正予算において、地域コミュニティの安心・安全な生活環境を守るために商店街施設・設備の整備等の支援に係る経費（12,700百万円）を措置した。 |
| | | i | | ◎（再掲：5-(4)-(4)-国-i）防犯灯・防犯カメラの設置等の支援。 |
| | | ii | | ◎平成27年11月に「平成26年度 空家実態調査」結果の公表をした。 |

| | | | | | |
|--|--|-----------------|--------------|---|--|
| | | 四二八四四 | iii | ◎平成27年度において、「社会資本整備総合交付金」（901,805百万円の内数）の活用を通じて既存建物の有効活用等を支援している。 | |
| | | | i | ◎迅速・的確な初動警察活動を推進するため、各都道府県警察において、通信指令に係る技能伝承制度の整備等の通信指令を担う人材の育成強化等に関する施策を推進している。 | |
| | | | ii | ◎迅速・的確な初動警察活動を推進するため、各都道府県警察において、警察通信指令に関する基本的事項を定めた「警察通信指令に関する規則」の適切な運用に努めているほか、緊急配備システム、地図情報システム、カーロケータ・システム、メール110番受付システム等の整備の促進により通信システムの高度化を図るなど、警察通信指令の強化のための施策を推進している。 | |
| | | | iii | ◎迅速・的確な初動警察活動を推進するため、各都道府県警察において、警察機動力の連携強化及び運用改善、地域警察デジタル無線システムの有効活用等の初動警察における事案対応能力の強化に関する施策を推進している。 | |
| | | | iv | ◎治安情勢の変化等により、「空き交番」が生じないよう、各都道府県警察に対し、地方警察官の増員に伴う人員配置及び交番配置の見直し、交番相談員及びパトカーの効果的運用、緊急通報装置の整備等の補完措置の充実について指示するなど、治安情勢に対応した交番機能の強化を図っている。 | |
| | | | v | ◎地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問技能の伝承と向上を目的とした各種研修を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する職務質問技能指導者による実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能を向上させる取組等を推進している。 | |
| | | ⑦ 地域警察活動の強化 | 警察庁 | vi | ◎国民に身近な不安を感じさせる街頭犯罪等を解消するため、管内の犯罪発生状況を分析し、犯罪の発生実態に即した、きめ細かい・見せるパトロール及び立番・駐留警戒の強化、秩序違反行為等に対する取締り、巡回連絡を通じた情報提供等を犯罪の多発する繁華街等の地域や時間帯に重点を置いて実施することにより、犯罪の抑止及び被疑者の検挙に努めるなど街頭活動強化に向けた施策を推進している。 |
| | | | vii | ◎平成26年度に続き、27年度において、地域警察官の安全・安心確保及び執行力強化のための各種資機材の整備に係る経費（550百万円）を措置した。 | |
| | | | viii | ○平成28年度において、地域警察官の安全・安心確保及び執行力強化のための各種資機材の整備に係る経費（546百万円）を要求している。 | |
| | | | ix | ○平成26年度補正予算（第1号）において、無線警ら車の減耗更新整備に係る経費（1,685百万円）を措置した。 | |
| | | | x | ○平成28年度において、無線警ら車の減耗更新整備に係る経費（2,605百万円）を要求している。 | |
| | | | xi | ○平成26年度において、小型警ら車の減耗更新整備に係る経費（1,124百万円）を措置した。 | |
| | | | xii | ○平成26年度に続き、27年度において、通信指令施設の更新整備に係る経費（1,914百万円）を措置した。 | |
| | | | x iii | ○平成28年度において、通信指令施設の更新整備に係る経費（1,671百万円）を要求している。 | |
| | | | x iv | ○平成23年度までに、音声通話、110番受理情報、文字・画像情報、位置情報等の迅速な組織的共有を可能とする地域警察デジタル無線システムを全国で整備した。 | |
| | | | x v | ○平成26年度に続き、27年度において、地域警察デジタル無線システム端末の機能強化に係る経費（46百万円）を措置した。 | |
| | | | x vi | ○平成26年度に続き、27年度地方財政計画において、交番相談員の導入に係る経費を措置した。 | |
| | | | x vii | ○平成28年度地方財政計画において、交番相談員の導入に係る経費を要求している。 | |
| | | ⑧ 悪質交通違反の取締りの強化 | 警察庁 国土交通省 | i | ◎暴走族による各種不法事案を抑止し、不正改造車を排除するため、平成27年6月を「暴走族取締り強化期間」とし、各都道府県警察及び運輸支局等が連携して合同街頭検査等を実施した。 |
| | | | 内閣府 | i | ◎平成27年9月21日から30日までの秋の全国交通安全運動において、「飲酒運転の根絶」を全国重点に掲げ、関係機関・団体の協力・協賛の下、広報啓発活動を行った。 |
| | | | i | ◎平成26年中、飲酒運転27,122件、無免許運転23,803件、最高速度違反1,835,930件、信号無視712,333件をそれぞれ取り締まり、27年1月から同年9月までの間に、飲酒運転19,232件、無免許運転16,670件、最高速度違反1,318,991件、信号無視563,614件をそれぞれ取り締まった。 | |
| | | | ii | ◎平成26年4月、「悪質・危険（飲酒運転・無免許運転）違反の取締りについて」を各都道府県警察に発出し、悪質・危険違反の発生状況や違反者の実態等の分析、関連情報の組織的な活用について指示するなど、悪質・危険違反者の根絶に向けた更なる取締りの徹底を図っている。 | |
| | | | iii | ◎各都道府県警察において、ポスター、チラシ等を活用して、飲酒運転の危険性及び飲酒運転による交通事故の実態を周知するための広報啓発を推進するとともに、参加・体験型の交通安全教育を推進している。 | |
| | | | iv | ○（再掲：4-(3)-③-警-x vi）危険ドラッグに係る諸対策の推進に関する通達を各都道府県警察に発出。 | |
| | | | v | ○平成25年12月に、政府広報ラジオ番組への警察庁職員の出演及びモバイル広告の掲載による飲酒運転根絶の呼び掛け等を行った。 | |
| | | | vi | ○平成26年12月に、政府公報ラジオ番組への警察庁職員の出演、新聞突き出し広告及びモバイル広告の掲載による飲酒運転根絶の呼び掛け等を行った。 | |
| | | | vii | ○平成25年6月の道路交通法改正により、無免許運転に関連する罰則が強化・新設されたことを受け、警察庁においてポスター・リーフレットを作成し、各都道府県警察を通じて広報啓発を推進している。 | |
| | | | viii | ○平成27年10月、警察庁において飲酒運転根絶のためのポスターを作成し、各都道府県警察を通じて広報啓発を推進している。 | |
| | | | ix | ○平成13年2月に「暴走族対策関係省庁会議」において申し合わせた「暴走族対策の強化について」を踏まえ、違法行為の取締りを行っている。 | |

| | |
|-------|--|
| x | ◎道路交通法、道路運送車両法等の各種法令を適用した暴走族の取締りを推進し、暴走族の解体や構成員の脱退に向けた取組を図っている。 |
| xi | ◎（再掲：4-(3)-(3)-警-x vii）飲酒運転や無免許運転による交通事故の実態及び悪質性・危険性を周知するための交通安全教育や広報啓発活動の推進を指示。 |
| xii | ◎（再掲：4-(3)-(3)-警-x viii）飲酒運転や無免許運転による交通事故の実態及び悪質性・危険性を周知するための交通安全教育や広報啓発活動の推進を指示。 |
| 法務省 i | ◎平成26年5月20日に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が施行されたことから、検察において、同法を含めた関係法令を積極的に活用し、悪質交通事故の厳正な捜査及び処理を行うよう努めている。 |

(5) 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進

| | | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|-----|--|
| ① 自動車等盗難対策及び盗難車両等の不正流通防止対策等の推進 | 警察庁 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省 | i | ◎「自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、継続して自動車盗難防止装置の普及促進に向けた広報啓発活動等に取り組んでいるほか、自動車リサイクル制度における電子マニフェストの活用を始めとする窃盗自動車の不正流出防止対策等を含めた新たな「自動車盗難等防止行動計画」を平成25年12月に策定し、これに基づいて各種施策に取り組んでいる。 |
| | | ii | ◎盗難車両の不正な名義変更等を防止するため、盗難自動車に関する情報を警察庁から国土交通省へ提供している。 |
| | 警察庁 | iii | ◎盗難自動車の不正輸出を防止するため、盗難自動車に関する情報を警察庁から財務省（税関）へ提供している。 |
| | | i | ◎盗難被害に係る軽自動車の不正な流通を防止するため、盗難軽自動車に関する情報を警察庁から軽自動車検査協会へ提供している。 |
| ② 自転車に関する盗難防止対策の推進 | 警察庁 | i | ◎各都道府県警察において、関係機関・団体等と連携し、自転車販売店の協力を得て、防犯登録の登録率向上を図るための広報啓発等に取り組んでいる。 |
| | | ii | ◎平成25年11月、自転車盗難における特別調査を実施するとともに、当該結果を踏まえ、26年4月、関係団体に対して、不正開錠に強い錠の普及に向けた取組等自転車の盗難被害防止対策の推進について要請を行っている。 |
| ③ 各種防犯システム等の開発及び普及促進 | 警察庁 | i | ◎平成22年10月、「万引き防止官民合同会議」を開催し、「万引きをさせない社会づくり」の共同宣言を行い、同宣言に基づき、経営者等による自主防犯対策としての防犯カメラ等の防犯設備の設置、警備員の配置等の万引きをさせない環境整備の推進に取り組んでいる。 |
| | | ii | ◎各都道府県警察において、自動販売機ねらい対策として、製造者業に対し、破壊や盗難に強い機器の開発・普及等を働き掛け、販売機設置業者に対し、売上金の早期回収、定期的な点検等の自主警戒の徹底を指導している。 |

(6) 犯罪被害者等の保護

| | | | |
|------------------------|-----|------|---|
| ① 刑事手続等における犯罪被害者等施策の推進 | 警察庁 | i | ◎「被害者の手引」の配布や被害者連絡制度による情報提供のほか、性犯罪事件捜査における女性警察官の活用、被害者用事情聴取室の整備、指定被害者支援要員による付き添い支援等、捜査過程における被害者の負担を軽減するための施策を推進している。 |
| | | ii | ◎犯罪被害者の遺族の捜査過程における精神的負担の軽減等を図るため、遺体搬送等に係る費用の公費負担を推進するとともに、各都道府県警察に対し、検視・司法解剖について説明したパンフレットの作成及び遺族への交付を指示するなど、遺族に対して適切な検視等に関する情報提供を実施するための施策を推進している。 |
| | | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るために、犯罪被害直後の避難場所の確保に係る経費（17百万円）を措置した。 |
| | | iv | ◎平成28年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、犯罪被害直後の避難場所の確保に係る経費（17百万円）を要求している。 |
| | | v | ◎平成28年度において、内閣府からの犯罪被害者支援に係る業務の移管に伴い警察庁における体制を整備するため、犯罪被害者支援を担当する長官官房審議官及び長官官房参事官の設置を要求している。 |
| | | vi | ◎（再掲：5-(1)-(5)-警-iii）「被害者の意思決定支援手続」の導入。 |
| | | vii | ◎再被害を受けるおそれの大きい被害者等を再被害防止対象者として指定するほか、再被害防止への配慮が必要な事案においては、被疑者に知られるべきでないと思われる被害者等に関する情報を逮捕状に記載しないよう、逮捕状請求の段階で配慮するなど、再被害防止に向けた取組を推進している。 |
| | | viii | ◎平成26年度に続き、27年度において、犯罪被害者保護のため、性犯罪における証拠採取セットの整備に係る経費（5百万円）を措置した。 |
| | | ix | ◎平成28年度において、犯罪被害者保護のため、性犯罪における証拠採取セットの整備に係る経費（5百万円）を要求している。 |
| | | i | ◎平成25年12月に被害者参加制度を利用して公判期日等に出席する被害者参加人に被害者参加旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給制度」が施行され、犯罪被害者の経済的負担を軽減し、権利利益の一層の保護を図っており、平成26年度において、被害者参加旅費等の支給事務を行う日本司法支援センターの職員の増員（3人）を措置したほか、26年度に続き、27年度において、被害者参加旅費等支給事務に係る経費（51百万円）を措置した。 |
| | | ii | ◎（再掲：5-(1)-(5)-法-ii）「カウンセラー同席援助事業」の実施。 |
| | | iii | ◎被害者参加人のための国選弁護制度では、平成25年12月から、犯罪被害者等が適かつ効果的に刑事裁判に参加できるように資力要件を緩和し、被害者参加人の資力から当該犯罪行為を原因として6か月以内（変更前3か月以内）に支出することとなる費用を差し引いた額が200万円未満（変更前150万円未満）である場合に国選弁護制度を活用できることとした。 |
| | | iv | ◎刑事手続や被害者等通知制度を分かりやすく説明した犯罪被害者等向けパンフレットを作成し、その内容の充実を図っているほか、視覚障害者向けに同パンフレットの点字版及びCD版を作成している。同パンフレット等については、検察庁や警察署等において被害者等に配布したり、法務省ウェブサイトに掲載したりしている。 |
| | | v | ◎平成26年度に続き、27年度において、検察における犯罪被害者等の保護に係る経費（241百万円）を措置した。 |

| | | |
|-------|-------|---|
| | | ○平成28年度において、検察における犯罪被害者等の保護に係る経費(223百万円)を要求している。 |
| | vii | ◎平成26年度に続き、27年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員(犯罪被害者等支援担当要員62人)を措置した。 |
| | viii | ○平成28年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員(犯罪被害者等支援担当要員60人)を要求している。 |
| | ix | ◎(再掲: 3-(3)-(2)-法-i) 平成26年度における犯罪被害者団体によるメッセージ展の開催。 |
| | x | ◎(再掲) 3-(3)-(2)-法-ii) 平成27年度における犯罪被害者団体によるメッセージ展の開催等に係る経費の措置。 |
| | xi | ○(再掲: 3-(3)-(2)-法-iii) 平成28年度における犯罪被害者団体によるメッセージ展の開催等に係る経費の要求。 |
| | xii | ○(再掲: 3-(3)-(2)-法-iv) 平成28年度における特殊詐欺事犯に係る被害者の視点を取り入れた教育の充実に係る経費の要求。 |
| | xiii | ◎被害者等に対する通知内容の充実を図るため、平成26年4月から、加害者の受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項として懲罰及び褒賞の状況を新たに通知することとした。 |
| | xiv | ◎被害者等に対する通知内容の充実を図るため、平成26年4月から、加害者の少年院在院中における処遇状況に関する事項として賞、懲戒及び問題行動指導の状況を新たに通知することとした。 |
| | xv | ◎被害者等に対する通知内容の充実を図るため、平成26年4月から、保護観察所から通知する内容に専門的処遇プログラムの実施状況等を追加した。 |
| 厚生労働省 | i | ◎(再掲: 4-(6)-(2)-厚-i) 平成27年度における婦人保護事業に係る経費の措置。 |
| | i | ◎被害者に対し、刑事手続の概要、捜査状況及び被疑者の逮捕・送致状況等被害者の救済や不安の解消に資すると認められる事項の通知を行っている。 |
| 海上保安庁 | ii | ◎犯罪被害者の遺族の経済的・精神的負担を軽減するため、司法解剖後の遺体搬送費等の費用を公費により一部負担するとともに、被害に係る診断書等の作成費用を公費負担している。 |
| | iii | ◎犯罪被害者への法的救済措置等の概要、海上保安庁の被害者に対する施策等を周知するため、リーフレット作成に係る経費(1百万円)を措置した。 |
| 内閣府 | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るために、地方公共団体の職員等を対象にしたセミナーの開催や、具体的な犯罪被害者等の支援に要する連携体制を構築するための事業などの実施に係る経費(28百万円)を措置した。 |
| | ii | ○平成28年度において、犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るために、地方公共団体の職員等を対象にしたセミナーの開催や、具体的な犯罪被害者等の支援に要する連携体制を構築するための事業などの実施に係る経費(25百万円)を要求している。 |
| | i | ○平成26年度に続き、27年度において、被害少年サポーター謝金等に係る経費(107百万円)を措置した。 |
| | ii | ○平成28年度において、被害少年サポーター謝金等に係る経費(107百万円)を要求している。 |
| | iii | ◎(再掲: 5-(1)-(7)-警-ii) 非行少年に対するカウンセリング等に関する研修会の開催。 |
| | iv | ◎各級警察学校や職場において、犯罪被害者等に接する職員に対し、犯罪被害者等の立場・心情への配慮や具体的対応の在り方、カウンセリング技術等に関する教育を推進している。 |
| | v | ◎各都道府県警察におけるカウンセリングに関する専門的知識・技術を有する職員の配置や精神科医等の外部の専門家との連携を推進することにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制の整備を図っている。 |
| | vi | ○平成26年度に続き、27年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るために、犯罪被害給付制度の運用に係る経費(1,434百万円)を措置した。 |
| | vii | ○平成28年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るために、犯罪被害給付制度の運用に係る経費(1,326百万円)を要求している。 |
| | viii | ○平成26年度に続き、27年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るために、性犯罪被害者の緊急避妊等に係る経費(78百万円)を措置した。 |
| | ix | ○平成28年度において、犯罪被害者に精神的・経済的被害の軽減を図るために、性犯罪被害者の緊急避妊等に係る経費(70百万円)を要求している。 |
| | x | ○平成26年度に続き、27年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るために、身体犯被害者の初診料等に係る経費(45百万円)を措置した。 |
| | xi | ○平成28年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るために、身体犯被害者の初診料等に係る経費(46百万円)を要求している。 |
| | xii | ○平成26年度に続き、27年度において、犯罪被害者の遺族の精神的・経済的被害の軽減を図るために、遺体の搬送に係る経費(65百万円)及び遺体修復に要する経費(51百万円)をそれぞれ措置した。 |
| | xiii | ○平成28年度において、犯罪被害者の遺族の精神的・経済的被害の軽減を図るために、遺体の搬送に係る経費(67百万円)及び遺体修復に要する経費(53百万円)をそれぞれ要求している。 |
| | xiv | ○平成26年3月から、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、犯罪被害者の心理療法に係る公費負担を始めとする精神的被害の回復のための各種施策について、有識者及び関係省庁による検討を進め、27年4月、同研究会は「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を取りまとめた。 |
| | xv | ○平成28年度において、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」の提言を受け、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度を全国警察で導入・運用させるための経費(28百万円)を要求している。 |
| | xvi | ○民間被害者支援団体との連携を強化し、自主的な活動の促進を図るために、犯罪被害者等早期援助団体に対する指導やコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援を実施している。 |
| | xvii | ○平成26年度に続き、27年度において、民間被害者支援団体との連携を強化し、自主的な活動の促進を図るために、民間被害者支援団体に対する業務委託等に係る経費(260百万円)を措置した。 |
| | xviii | ○平成28年度において、民間被害者支援団体との連携を強化し、自主的な活動の促進を図るために、民間被害者支援団体に対する業務委託等に係る経費(263百万円)を要求している。 |

| | | |
|-------|---------|---|
| | x ix | ◎平成26年度に続き、27年度において、被害者が人目を気にせず立ち入ることができ、安心して相談を行えるようにするため、警察施設外の相談活動会場借上に係る経費（7百万円）を措置した。 |
| | x x | ◎平成28年度において、被害者が人目を気にせず立ち入ることができ、安心して相談を行えるようにするため、警察施設外の相談活動会場借上に係る経費（7百万円）を要求している。 |
| | x x i | ◎平成27年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、ハウスクリーニングに要する経費（5百万円）を措置した。 |
| | x x ii | ◎平成28年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、ハウスクリーニングに要する経費（5百万円）を要求している。 |
| | x x iii | ○（再掲：4-(1)-(1)-警-vii）平成28年度における生活の安全を脅かす犯罪対策等の推進のための警察庁職員の増員の要求。 |
| | x x iv | ○（再掲：5-(6)-(1)-警-v）平成28年度における犯罪被害者支援を担当する長官官房審議官及び参事官の設置に係る要求。 |
| 法務省 | i | ◎法テラス犯罪被害者支援ダイヤルでは、犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当者が情報の提供を行っている。法テラス地方事務所では、二次的被害防止等の研修を受けた職員が対応している。平成25年度において、犯罪被害者支援ダイヤル及び地方事務所では計25,402件（犯罪被害者支援ダイヤル11,321件、地方事務所14,081件）の問合せを受け、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を1,330件行った。26年度において、犯罪被害者支援ダイヤル及び地方事務所では計25,832件（犯罪被害者支援ダイヤル13,137件、地方事務所12,695件）の問合せを受け、犯罪被害者支援についての経験や理解のある弁護士の紹介を1,491件行った。 |
| | ii | ○（再掲：3-(6)-(2)-法-i）学校や地域等への法教育の実践。 |
| | iii | ○（再掲：5-(6)-(1)-法-i）平成25年12月から「被害者参加旅費等支給制度」の実施。 |
| | iv | ○「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置し、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをしているほか、犯罪被害者の状況に応じて精神面・生活面及び経済面への支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。 |
| | v | ○（再掲：5-(6)-(1)-法-v）平成26年度に続き、27年度における犯罪被害者等の保護に係る経費の措置。 |
| | vi | ○（再掲：5-(6)-(1)-法-vi）平成28年度における犯罪被害者等の保護に係る経費の要求。 |
| | vii | ◎平成26年度に続き、27年度において、犯罪被害者等施策を適切かつ着実に運用するため、地方更生保護委員会及び保護観察所の被害者担当職員を対象とした協議会や研修の実施に係る経費（5百万円）を措置した。 |
| | viii | ○平成28年度において、犯罪被害者等施策を適切かつ着実に運用するため、地方更生保護委員会及び保護観察所の被害者担当職員を対象とした協議会や研修の実施に係る経費（5百万円）を要求している。 |
| | i | ○（再掲：5-(1)-(1)-文-i）平成26年度に続き、27年度におけるスクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の措置。 |
| 文部科学省 | ii | ○（再掲：5-(1)-(1)-文-ii）平成28年度におけるスクールカウンセラー等の配置に係る経費やスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の要求。 |
| | i | ○「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」を精神保健福祉センターに配布し、手引に則り犯罪被害者への相談支援等を行うようお願いしている。 |
| 海上保安庁 | i | ○海上保安庁ウェブサイト及びリーフレットにより、犯罪被害者等の支援制度に関する取り組みの紹介及び情報提供を行い、犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減に努めている。 |
| | ii | ○（再掲：5-(6)-(1)-海-ii）司法解剖後の遺体搬送費及び被害に係る診断書等の作成の公費による負担。 |
| 内閣府 | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるため、「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業の実施に係る経費（9百万円）を措置した。 |
| | ii | ○平成28年度において、犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるため、「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業の実施に係る経費（9百万円）を要求している。 |
| 警察庁 | i | ◎民間被害者支援団体と連携して街頭キャンペーン、シンポジウム等の広報啓発活動を実施しているほか、広報用パンフレット、ポスター、犯罪被害者支援広報用ウェブサイト等の活用による広報啓発活動を推進している。 |
| | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進を図るために、広報啓発用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成に係る経費（1百万円）を措置した。 |
| | iii | ○平成28年度において、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進を図るために、広報啓発用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成に係る経費（1百万円）を要求している。 |
| | iv | ○平成28年度において、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進を図るために、「命の大切さを学ぶ教室」等で活用するための視聴覚資料の作成に要する経費（8百万円）を要求している。 |
| | v | ○（再掲：5-(6)-(1)-警-v）平成28年度における犯罪被害者支援を担当する長官官房審議官及び参事官の設置に係る要求。 |
| 法務省 | i | ◎平成25年度において、相談窓口、被害者参加制度、被害者参加旅費等支給制度等の教示、説明のため、ポスター及びリーフレット等を作成し、全国の検察庁、警察署、法テラス等で犯罪被害者等に配布しており、26年度に続き、27年度においても、配布を継続している。 |
| | ii | ○（再掲：3-(6)-(2)-法-i）学校や地域等への法教育の実践。 |
| | iii | ○被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を全国の地方検察庁等に設けている。 |
| | iv | ○平成26年度に続き、27年度において、更生保護における犯罪被害者等施策についての啓発に係る経費（1百万円）を措置した。 |
| | v | ○平成28年度において、更生保護における犯罪被害者等施策についての啓発に係る経費（1百万円）を要求している。 |
| | vi | ○法務省の人権擁護機関では、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。 |
| | vii | ○全国の法務局等に設置された人権相談所において、犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な対応をとることとしている。 |

③ 犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進

| | | |
|-------|----|--|
| 文部科学省 | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育を推進するため、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」に係る経費（65百万円）を措置した。 |
| | ii | ◎平成28年度において、学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育を推進するため、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」に係る経費（60百万円）を要求している。 |
| 海上保安庁 | i | ◎（再掲：5-(6)-①-海-i）海上保安庁の被害者施策等を被害者周知するためのリーフレットの作成。 |

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

(1) 水際対策

| | | | |
|------------------------------------|-------|-----|--|
| ① 船舶を利用する不法出入国者の水際阻止 | 警察庁 | i | ◎（再掲：2-(3)-(4)-警-i）沿岸地域における警戒活動の実施。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、尖閣諸島情勢への対応等各種事態への対処能力を強化するため、地方警察官の増員を措置した。 |
| | | iii | ◎平成27年度において、国境離島における警備対策用資機材の整備に係る経費（33百万円）を措置した。 |
| ② 効果的な入国審査の実施と空海港におけるパトロール等の強化【再掲】 | 法務省 | i | ◎水際対策強化のため、東京入国管理局等に設置した「機動班」により、関係機関との連携を強化しつつ、不法出入国事案に係る情報の収集・分析・共有を図り、関係機関と合同での各種訓練を行っているほか、海港や沿岸地域におけるパトロール及び臨船サーチ並びに不法出入国事案に係る調査や摘発を推進している。 |
| | | ii | ◎（再掲：2-(3)-(4)-法-iii）平成28年度における不法出入国対策の充実・強化に係る増員の要求。 |
| (2) 不法滞在等対策 | 海上保安庁 | i | ◎巡視船艇及び航空機による夜間を含む監視警戒及び外国からの入港船舶に対する関係機関との合同立入検査を実施しているほか、国内外関係機関との情報交換を実施しつつ水際阻止における連携強化を図っている。 |
| | 法務省 | i | ◎（再掲：2-(3)-(2)-法-i）厳格な入国審査の実施。 |
| | | ii | ◎（再掲：2-(3)-(2)-法-ii）不法出入国事案に係る調査・摘発及び直行通過区域におけるパトロール活動の実施。 |
| | 外務省 | i | ◎（再掲：2-(3)-(2)-外-i）不法滞在・就労・搾取や人身取引が疑われる査証申請に対する厳格な審査の実施。 |

① 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

| | | | |
|-----------------------|-------|-----|---|
| ① 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進 | 警察庁 | i | ◎偽装結婚事案を検挙するなど、偽装滞在者の摘発を積極的に推進している（平成26年中は141件371人、27年上半期中は55件183人を検挙した。）。 |
| | | ii | ◎地下銀行事案を検挙するなど、地下銀行に対する取締りの徹底を図っている（平成26年中は24件40人、27年上半期中は13件22人を検挙した。）。 |
| | | iii | ◎平成26年中に、外国人4,354人（出入国管理及び難民認定法第65条の適用人員509人を含む。）を出入国管理及び難民認定法違反で検挙した。また、27年1月から同年9月までの間に、外国人2,177人（出入国管理及び難民認定法第65条の適用人員384人を含む。）を出入国管理及び難民認定法違反で検挙するなど、不法滞在者の摘発強化を推進している（27年の数値は10月9日現在の暫定値）。 |
| | | iv | ◎平成27年8月、熊本県警察が、食品加工工場で稼働していた元留学生のベトナム人らを、出入国管理及び難民認定法違反（資格外活動）で検挙するなど、各都道府県警察において、入国管理局と合同して不法滞在・偽装滞在等の摘発を積極的に推進している。 |
| | | v | ◎平成26年度において、不法滞在やその助長犯罪等に対する厳正な取締りの強化に係る経費（49百万円）を措置した。 |
| ② 外国人雇用状況届出制度の活用の推進 | 法務省 | i | ◎平成24年7月に導入された在留管理制度により得られた在留外国人に関する情報の収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に行うなど、偽装滞在者の実態解明に努めている。また、在留資格取消事由に該当することが明らかになった場合には在留資格取消手続を的確に行っており、警察等関係機関と連携するなど、偽装滞在者対策等を推進している。 |
| | | ii | ◎不法滞在者の地方分散化、居住・稼働の小口化や偽装滞在者の悪質化・巧妙化が続く中、各種情報を活用して不法滞在者及び偽装滞在者に係る情報を収集・分析するとともに、「摘発方面隊」による摘発を推進しているほか、警察等関係機関等との連携を強化して積極的な摘発も恒常的に行っていている。 |
| | | iii | ◎既に退去強制令書が発付された者のうち、送還を忌避する者について、チャーター機を活用するなどして、安全かつ確実な送還を実施している。 |
| | | iv | ◎（再掲：2-(1)-(2)-法-v）平成28年度における退去強制手続業務の充実・強化に係る増員の要求。 |
| | | v | ◎平成26年度に続き、27年度において、不法滞在者対策の推進のための経費（2,522百万円）及び公正な在留管理の推進に係る経費（3,360百万円）をそれぞれ措置した。 |
| | | vi | ◎平成28年度において、不法滞在者対策の推進のための経費（2,823百万円）及び公正な在留管理の推進に係る経費（3,530百万円）をそれぞれ要求している。 |
| | | vii | ◎偽装滞在者の問題に対応するため、偽装滞在者やその協力者等に対する罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」を第189回国会へ提出した。 |
| (2) 外国人雇用状況届出制度の活用の推進 | 海上保安庁 | i | ◎情報収集及び分析体制の強化のほか、国内外関係機関との連携強化を図っている。 |
| | 厚生労働省 | i | ◎外国人雇用状況の届出制度を活用して、外国人の就労状況等を適切に把握するとともに、外国人労働者の雇用管理の改善、再就職支援を図っている。また、雇用対策法第29条に基づき、届出により得た情報を法務省へ提供して、不法就労防止を図っている。 |

(3) 情報収集・分析機能の強化

| | | | |
|--------------------------------------|-----|-----|--|
| ① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与 | 法務省 | i | ◎（再掲：6-(2)-(1)-法-i）偽装滞在者対策等の推進。 |
| ② 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化 | 法務省 | i | ◎出入国管理行政において必要な情報を収集し有効に活用するための分析を行う、入国管理局におけるインテリジェンス（情報収集、情報分析）の司令塔となる中核組織として、平成27年10月に、出入国管理インテリジェンス・センター（通称）を設置した。 |
| | | ii | ◎（再掲：2-(3)-(1)-法-ii）乗客予約記録（PNR）の取得・活用。 |
| | | iii | ◎平成27年度において、インテリジェンス機能の充実強化のための経費（164百万円）を措置した。 |

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

(1) 人的・物的基盤の強化

| | | | |
|--|--|-----|--|
| | | i | ◎平成26年度において、警察庁職員の増員（112人）を措置するとともに、被災地の安全・安心を確保するため、東北3県に地方警察官の増員（450人）を措置した。 |
| | | ii | ◎平成27年度において、被災地の安全・安心を確保するため、東北3県に地方警察官の増員（360人）を措置した。 |
| | | iii | ◎平成28年度において、被災地の安全・安心を確保するため、東北3県に地方警察官の増員（290人）を措置する予定である。 |

| | | | |
|----------------------|-------|------|---|
| ① 地方警察官の増員等の人的基盤の強化 | 警察庁 | iv | ◎平成27年度において、警察庁職員の増員（98人）を措置するとともに、人身安全関連事業対策の強化、特殊詐欺対策の強化及び我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化のため、地方警察官の増員（1,020人）を措置した。 |
| | | v | ○平成28年度において、警察庁職員の増員（172人）を要求するとともに、人身安全関連事業対策の強化、特殊詐欺対策の強化及び我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事態対処能力の強化のため、地方警察官の増員（994人）を要求している。 |
| | | vi | ◎平成26年2月、組織的な健康管理対策の推進についての通達を改正し、各都道府県警察に対し、心の健康づくりを組織として計画的に推進するよう指示したほか、26年度において、警察職員の心の健康増進に係る経費（2百万円）を措置した。 |
| | | vii | ◎平成27年度において、警察職員の心の健康増進に係る経費（2百万円）を措置した。 |
| | | viii | ◎平成27年度において、都道府県警察等の健康管理対策への支援を強化し、警察職員の健康増進を一層図るため、厚生管理室を設置した。 |
| | | ix | ○平成28年度において、警察職員の心の健康増進に係る経費（10百万円）を要求している。 |
| | | i | ○平成26年度に続き、27年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員（233人）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員（274人）を要求している。 |
| | | iii | ○平成26年度において、刑事施設の保安警備・処遇体制、少年院の教育処遇体制及び少年鑑別所の観護処遇・鑑別実施体制の充実強化のため、刑事施設等の職員の増員（刑事施設325人、少年院27人及び少年鑑別所15人）を措置した。 |
| ② 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化 | 法務省 | iv | ○平成27年度において、刑事施設の保安警備・処遇体制、少年院の教育処遇体制及び少年鑑別所の観護処遇体制の充実強化等のため、刑事施設等の職員の増員（刑事施設348人、少年院45人及び少年鑑別所22人）を措置した。 |
| | | v | ○平成28年度において、刑事施設、少年院及び少年鑑別所における再犯防止に向けた施設内処遇の充実等のため、刑事施設等の職員の増員（刑事施設411人、少年院55人、少年鑑別所30人）を要求している。 |
| | | vi | ○（再掲：3-(4)-①-法-x iii）○平成26年度に続き、27年度における保護観察官に係る増員の措置。 |
| | | vii | ○（再掲：3-(4)-①-法-x iv）平成28年度における保護観察官に係る増員の要求。 |
| | | viii | ○（再掲：2-(1)-②-法- iii）平成26年度における出入国審査業務の充実・強化及び在留管理業務の充実・強化に係る増員の措置。 |
| | | ix | ○（再掲：2-(1)-②-法- iv）平成27年度における出入国審査業務の充実・強化に係る増員の措置。 |
| | | x | ○（再掲：2-(1)-②-法- v）平成28年度における出入国審査業務の充実・強化及び退去強制手続業務の充実・強化に係る増員の要求。 |
| | | i | ○（再掲：2-(3)-④-公- ii）平成26年度における公安調査体制の充実強化に係る公安調査官の増員の措置。 |
| | | ii | ○（再掲：2-(1)-②-公- ii）平成27年度における公安調査体制の充実強化に係る公安調査官の増員の措置。 |
| | | iii | ○（再掲：2-(1)-②-公- iii）平成28年度における公安調査体制の充実強化に係る公安調査官の増員の要求。 |
| ③ 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化 | 財務省 | i | ○平成26年度において、危険ドラッグ対策のための緊急増員（税関43人、関税中央分析所2人）を措置した。また、27年度において、水際における治安対策の強化を図るため、税関職員の増員（222人）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、水際における治安対策の強化を図るため、税関職員の増員（307人）を要求している。 |
| | 厚生労働省 | i | ○平成26年4月、指定薬物に係る取締体制を強化するための増員（指定薬物対策官2名を含む8名）及びインターネット薬物事犯の犯罪捜査に係る体制を強化するための増員（サイバー犯罪対策官1名）をそれぞれ措置した。 |
| | | ii | ○危険ドラッグ対策における取締体制の強化のため、麻薬取締官を29名緊急増員することとし、平成27年1月9日、緊急公募を開始し、さらに麻薬取締官OB職員の再任用等により順次配置を進め、同年2月1日までに地方厚生局に29名配置した。 |
| | | iii | ○平成28年度において、証拠保全等に必要な情報解析の強化及びコントロールデリバリー捜査（泳がせ捜査）の実施体制の強化のため、情報保全専門官（1人）及び麻薬取締官の増員（8人）を要求している。 |
| | 海上保安庁 | i | ○平成25年度補正予算及び26年度において、尖閣領海警備専従体制の確立に向け、新たに就役する巡視船に配置する乗組員等及び海上における治安対策等を強化するために配置する要員の増員（626人）を措置した。 |
| | | ii | ○平成27年度において、戦略的海上保安体制の構築のための要員、海上保安を巡る諸課題へ対応するための要員として、435人の定員を措置した。 |
| | | iii | ○平成28年度において、戦略的海上保安体制の構築、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等におけるテロ対策に係る体制強化のための要員等、また、海上保安を巡る諸課題へ対応するための要員として、403人の定員を要求している。 |
| ④ 警察活動の充実化によるもの | 警察庁 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、警察活動を迅速かつ的確に行うため、警察用車両等の整備に係る経費（9,431百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、警察活動を迅速かつ的確に行うため、警察用車両等の整備に係る経費（12,797百万円）を要求している。 |
| | | iii | ○平成26年度において、鑑定資機材の高度化を含め、効率的な犯罪捜査に資する科学技術の研究開発等に係る経費（1,096百万円）及び小規模栽培・製造薬物の鑑定に係る新規手法の開発のための警察庁職員の増員（1人）をそれぞれ措置した。 |
| | | iv | ○平成27年度において、鑑定資機材の高度化を含め、効率的な犯罪捜査に資する科学技術の研究開発等に係る経費（1,096百万円）及び微細天然物資料の地域的多様性に基づく鑑定の高度化のための警察庁職員の増員（1人）をそれぞれ措置した。 |
| | | v | ○平成28年度において、鑑定資機材の高度化を含め、効率的な犯罪捜査に資する科学技術の研究開発等に係る経費（1,095百万円）を要求している。 |
| | 法務省 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、検察における電磁的記録解析能力等の強化に係る経費（148百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、検察における電磁的記録解析能力等の強化に係る経費（363百万円）を要求している。 |

◎生活の安全や国際社会の安心を育む方針に対する対応能力を強化するための装備資機材等の整備

| | | | |
|---|-------|---|---|
| ③ 生活の安全や国際社会の安心を育む方針に対する対応能力を強化するための装備資機材等の整備 | 公安調査庁 | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、公共の安全を確保するため、テロの未然防止を始めとした情報収集に必要な各種機材の整備に係る経費（2,170百万円の内数）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、公共の安全を確保するため、テロの未然防止を始めとした情報収集に必要な各種機材の整備に係る経費（2,632百万円の内数）を要求している。 |
| | 文部科学省 | i | ◎平成22年度から「安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム」において、犯罪・テロ対策技術等について、関係府省の連携体制の下、ユーザーとなる公的機関のニーズに基づいた研究開発を実施し、実用化につなげており、例えば爆発物検知装置の実証試験を実施した。 |
| | | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、犯罪・テロ対策技術等の研究開発・実用化に向けて、安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラムに係る経費（480百万円の内数）を措置した。 |
| | 海上保安庁 | i | ◎（再掲：2-(2)-(3)-海-i）海上保安体制の強化のための巡視船及び航空機整備に係る経費の措置。 |
| | | ii | ○（再掲：2-(2)-(3)-海-ii）巡視船艇、測量船及び航空機の整備等に係る経費の要 求。 |
| | | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、けん銃代替整備費（4百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成28年度において、けん銃代替整備費（14百万円）を要求している。 |
| | | v | ◎平成26年度に続き、27年度において、犯罪情報技術解析体制の維持・強化に係る経費（27百万円）を措置した。 |
| ④ 治安関係施設の整備の推進 | 警察庁 | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、犯罪等への的確な対処を実現するため、警察署等警察施設の整備に係る経費（17,734百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、犯罪等への的確な対処を実現するため、警察署等警察施設の整備に係る経費（18,172百万円）を要求している。 |
| | 法務省 | i | ◎平成26年度に続き、27年度において、治安関係施設等の整備・促進に係る経費（19,201百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、治安関係施設等の整備・促進に係る経費（35,498百万円）を要求して いる。 |
| | | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、検察庁舎等の整備に係る経費（3,215百万円）を措 置した。 |
| | | iv | ○平成28年度において、検察庁舎等の整備に係る経費（7,011百万円）を要求して いる。 |
| | | v | ◎平成26年度に続き、27年度において、刑務所を始めとした矯正施設・宿舎の整備に係る経 費（13,168百万円）を措置した。 |
| | | vi | ○平成28年度において、刑務所を始めとした矯正施設・宿舎の整備に係る経費（21,483百万 円）を要求して いる。 |
| ⑤ 現場警察活動を支える警察通信の体制強化 | 警察庁 | i | ◎平成26年度において、暴力団から市民を保護するための対策等に係る機動警察通信隊の体 制強化のため、警察庁職員の増員（5人）を措置した。 |
| | | ii | ○（再掲：5-(2)-(3)-警-xi）平成28年度における重要犯罪等の検挙に向けた捜査力の強 化のための警察庁職員の増員を要求。 |
| | | iii | ○（再掲：4-(1)-(1)-警-vii）平成28年度における生活の安全を脅かす犯罪対策等の推進 のための警察庁職員の増員を要求。 |
| | | iv | ◎平成26年度において、耐震強度不足の無線中継所の建て替え等に係る経費（148百万円） を措置した。 |
| | | v | ○平成26年度において、ヘリコプター更新に伴う通信機器の整備に係る経費（98百万円）を 措置した。 |
| | | vi | ○平成27年度において、現場状況把握の強化のため、映像関連機器の整備に係る経費（92百 万円）を措置した。 |
| | | vii | ○平成28年度において、現場状況把握の強化のため、映像関連機器の整備に係る経費（109 百万円）を要求して いる。 |
| | | viii | ○平成27年度において、サミット警備対策のため、警備対策用通信機器の更新整備に係る経 費（1,350百万円）を措置した。 |
| | | ix | ○平成28年度において、サミット警備対策のため、警備対策用通信機器の更新整備等に係る経 費（964百万円）を要求して いる。 |
| | | x | ○（再掲：5-(4)-(7)-警-xii）平成26年度に続き、27年度における通信指令施設の更新 整備に係る経費を措置。 |
| | | xi | ○（再掲：5-(4)-(7)-警-x iii）平成28年度における通信指令施設の更新整備に係る経 費の要求。 |
| | | xii | ○平成26年度に続き、27年度において、老朽化した無線中継所の建て替えに係る経費（148 百万円）を措置した。 |
| | | x iii | ○平成27年度において、ヘリコプターテレビシステムの移設に係る経費（121百万円）を措 置した。 |
| | | x iv | ○平成28年度において、ヘリコプターテレビシステムの移設に係る経費（310百万円）を要 求して いる。 |
| | | x v | ○平成27年度において、警察通信基盤に係るインフラ長寿命化のための増員（60人の再配 置）を措置した。 |
| | | i | ○平成26年度において、女性警察官の職務執行能力向上のため、女性用逮捕術防具の整備に 係る経費（18百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成25年5月に改正した実戦的総合訓練実施要領に基づき、各都道府県警察に対し、ロー ルブレイング方式による実戦的総合訓練の推進について指示した。 |
| | | iii | ○平成26年1月に改正した逮捕術訓練要綱に基づき、各都道府県警察に対し、実戦的な術科 訓練の推進について指示した。 |
| | | iv | ○平成26年度に続き、27年度地方財政計画において、次代を担う捜査員に対して犯罪捜査に 関する技能やノウハウを実践的に指導教育するため、捜査技能伝承官の導入に要する経費を 措置した。 |
| | | v | ○平成28年度地方財政計画において、次代を担う捜査員に対して犯罪捜査に関する技能やノ ウハウを実践的に指導教育するため、捜査技能伝承官の導入に要する経費を要求して いる。 |
| | | vi | ○平成26年1月から、各管区警察局において、捜査指揮能力の向上を図るため、退職捜査員 等を活用するなどして、管区内の警察署刑事課長等を対象とする研修を実施している。 |
| | | vii | ○平成26年5月から、警察大学校、各管区警察学校等で、取調べの高度化・適正化等のため の教育訓練を実施している。 |
| | | viii | ○平成27年度において、捜査指揮能力向上のための教育訓練に係る経費（2百万円）を措置 した。 |
| | | ix | ○平成28年度において、捜査指揮能力向上のための教育訓練に係る経費（2百万円）を要 求して いる。 |
| | i | ○検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、取調べ技術の向上等を目的とした講義を実施している。 | |

⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進

| | | |
|-------------------------|-----|--|
| 法務省 | ii | ◎矯正研修所及び同支所における集合研修において、新規採用職員等に対して実力行使や護身術等の実践的な訓練及び職業倫理等に関する研修を行っているほか、保安・警備担当者に対する専門研修を継続的に実施している。 |
| | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、矯正職員の処遇能力向上等のための指導体制の充実強化を図る目的で、矯正研修所の職員の増員（7人）を措置した。 |
| | iv | ◎警察・税関等関係機関との人事交流を実施している。 |
| | v | ◎より実践的な職務執行に関する研修や、安全かつ確実な送還を実施するための各種訓練を実施している。 |
| | i | ◎若手職員を対象とした公安調査官としての即応力を高めるための研修及び中堅調査官以上の職員を対象とした調査事項・事象に特化した研修について、それぞれ内容の充実強化を図っている。 |
| 公安調査庁 | ii | ◎平成26年度に続き、27年度において、公安調査官の職務上必要な知識・技能を修得させるための研修等の実施に係る経費（22百万円）を措置した。 |
| | iii | ◎平成28年度において、公安調査官の職務上必要な知識・技能を修得させるための研修等の実施に係る経費（24百万円）を要求している。 |
| | i | ◎財務省税関研修所においては、税関における取締技法、犯則事件調査、密輸情報分析、大量破壊兵器の拡散防止、知的財産侵害物品等に關し、それぞれ専門事務研修を実施し、職員の知識・技能の向上を図っており、平成27年度においても引き続き実施している。 |
| 財務省 | ii | ◎警察・海上保安庁等との人事交流を実施している。 |
| | i | ◎研修の充実等により、現場執行能力の強化を図っている。 |
| | ii | ◎平成27年度において、現場執行能力の強化に向けた教育の推進に係る経費（8百万円）を措置した。 |
| 海上保安庁 | iii | ◎平成28年度において、現場執行能力の強化に向けた教育の推進に係る経費（8百万円）を要求している。 |
| | i | ◎平成25年5月に、女性の視点を一層反映した警察運営を推進するよう各都道府県警察に指示し、各都道府県警察において、能力・実績に応じた積極的な人材登用や女性職員が更に働きやすい職場づくり等の施策を実施している。 |
| | ii | ◎平成26年4月、女性職員が働きやすい職場づくりを推進するため、シッター派遣を委託する事業を始めた。 |
| 警察庁 | iii | ◎平成27年度において、女性職員が働きやすい職場づくりを推進するため、警察庁における緊急残業時等の一時託児を可能とする環境整備に係る経費（4百万円）を措置した。 |
| | iv | ◎平成28年度において、女性職員が働きやすい職場づくりを推進するため、警察庁における緊急残業時等の一時託児を可能とする環境整備に係る経費（4百万円）を要求している。 |
| | v | ◎平成27年度において、各都道府県警察の女性警察官採用募集活動支援のため、合同企業説明会への参加費等に要する経費（3百万円）及び情報発信に要する経費（2百万円）を措置した。 |
| | vi | ◎平成27年度において、警察庁における女性職員の採用を拡大するため、女性職員の採用拡大に要する経費（1百万円）を措置した。 |
| | vii | ◎平成28年度において、各都道府県警察の女性警察官採用募集活動支援のため、合同企業説明会への参加費等に要する経費（3百万円）を要求している。 |
| | i | ◎治安関係機関を含む本省課室長相当職以上に占める女性の割合は、平成26年9月時点で5.9%となっており、現在もその割合の拡大を図っている。 |
| | ii | ◎「法務省における女性職員活躍とワークライフバランス推進等のための取組計画」に基づき、女性職員の登用拡大、女性職員にとっても働きやすく、活躍できる職場環境の整備に努めている。 |
| | iii | ◎検察庁においては、基幹業務を担う捜査・公判部門に女性検察事務官を積極的に登用して、女性職員のキャリア形成を促進することにより、女性犯罪被害者に対してきめ細かい対応を図るなど、検察業務の更なる質の向上に取り組んでいる。また、女性職員の職務能力向上を図ることで、組織力の強化にも取り組んでいる。 |
| 法務省 | iv | ◎平成26年度に引き続き、27年度においても、広報誌を発刊し、職員への啓発を行ったほか、休暇取得の促進や超過勤務縮減のアナンス及び男性職員の育児休業等についての情報提供を行うことはもとより、より効率的な事務処理体制を構築するなど、女性職員が働きやすい職場環境の醸成に努めた。 |
| | v | ◎矯正官署において、従来女性が就任したことのない官職や通例として男性職員を任用している官職に女性職員を登用した。 |
| | vi | ◎女子刑務所の運営改善について、女性職員の執務環境を改善し、その育成・定着を図ることを含む総合的な対策を推進している。 |
| | i | ◎「法務省における女性職員活躍とワークライフバランス推進等のための取組計画」に基づき、女性職員の登用拡大に努めている。 |
| | ii | ◎平成27年度において、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のため、公安調査官の増員（1人）を措置した。 |
| | i | ◎「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、女性職員の採用・登用の拡大、職場環境の整備等を推進している。 |
| 海上保安庁 | i | ◎能力や適性等に応じた配置を積極的に行う（巡視船艇船長等）とともに、女性職員が更に働きやすい環境を整備している。 |
| | i | ◎警察署の新築・増改築等に留置保護室を整備するよう指示しており、平成26年度において新たに23施設28室の留置保護室を整備した。 |
| 警察庁 | ii | ◎平成27年4月までに40都道府県において女性専用留置施設88施設を整備した。 |
| | iii | ◎平成27年4月までに42都道府県において集中護送制度を導入した。 |
| | i | ◎平成25年度に続き、26年度において、各都道府県警察からの拡充要請のあった地方検察庁支部の同行室整備を実施した。 |
| | ii | ◎平成27年度において、各都道府県警察からの拡充要請整備があつた地方検察庁支部の同行室整備を実施している。 |
| 法務省 | i | ◎平成28年度において、警察移動通信システムの高度化を推進するため、警察移動無線通信システムの統合・更新に係る経費（2,104百万円）を要求している。 |
| | ii | ◎平成26年度において、大規模災害時における警察通信の確保に必要となる対策推進のための増員（4人）を措置した。 |
| | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、無線中継所リンク回線の更新等に係る経費（836百万円）を措置した。 |
| | iv | ◎平成28年度において、無線中継所リンク回線の更新等に係る経費（1,039百万円）を要求している。 |
| | v | ◎平成26年度に続き、27年度において、警察情報システムの整備等を行うため、電子計算機運営に係る経費（12,672百万円）を措置した。 |
| 警察庁 | i | ◎平成28年度において、警察移動通信システムの高度化を推進するため、警察移動無線通信システムの統合・更新に係る経費（2,104百万円）を要求している。 |
| | ii | ◎平成26年度において、大規模災害時における警察通信の確保に必要となる対策推進のための増員（4人）を措置した。 |
| | iii | ◎平成26年度に続き、27年度において、無線中継所リンク回線の更新等に係る経費（836百万円）を措置した。 |
| | iv | ◎平成28年度において、無線中継所リンク回線の更新等に係る経費（1,039百万円）を要求している。 |
| | v | ◎平成26年度に続き、27年度において、警察情報システムの整備等を行うため、電子計算機運営に係る経費（12,672百万円）を措置した。 |
| ⑧ 留置施設の整備と留置管理業務の効率化の推進 | i | ◎警察署の新築・増改築等に留置保護室を整備するよう指示しており、平成26年度において新たに23施設28室の留置保護室を整備した。 |
| | ii | ◎平成27年4月までに40都道府県において女性専用留置施設88施設を整備した。 |
| ⑨ 情報通信システムの強化 | i | ◎平成27年4月までに42都道府県において集中護送制度を導入した。 |
| | i | ◎平成25年度に続き、26年度において、各都道府県警察からの拡充要請のあった地方検察庁支部の同行室整備を実施した。 |

| | | | |
|--------------------|--|-----|--|
| | | vi | ○平成28年度において、警察情報システムの整備等を行うため、電子計算機運営に係る経費（12,803百万円）を要求している。 |
| ⑩ FASTの充実 | 海上保安庁 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、デジタル秘匿通信の確保に係る経費（67百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、指揮命令・秘匿通信機能強化のための情報通信体制の整備に係る経費（2,317百万円）を要求している。 |
| ⑪ 重要無線通信妨害対策の推進 | 警察庁 | i | ○緊急車両が現場に到着するまでの時間の短縮と緊急走行に伴う事故防止を図るため、緊急車両の優先信号制御を行なう「FAST」（現場急行支援システム）の整備を推進し、平成27年3月末現在、15都道府県で運用中である。 |
| ⑫ 死因究明体制の強化 | 内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁 防衛省 | i | ○重要無線通信妨害事案の発生時の対応強化のため、申告受付の夜間・休日の全国一元化を継続して実施するとともに、妨害原因排除のための迅速な出動体制を維持している。 |
| | | ii | ○平成27年度において、重要無線通信妨害対策推進のため、必要な設備の整備に係る経費等（6,300百万円）を措置し、電波監視施設の性能向上・設備更改を図ることとしている。 |
| | | iii | ○平成28年度において、重要無線通信妨害対策推進のため、必要な設備の整備に係る経費等（6,499百万円）を要求している。 |
| ⑬ 犯罪死の見逃し防止等の取組の推進 | 内閣府 警視庁 内閣府 | i | ○「死因究明等の推進に関する法律」に基づく死因究明等推進計画の案の作成に資するため、死因究明等推進会議決定に基づき設置された、有識者で構成される死因究明等推進計画検討会を、平成24年10月以降18回開催し、26年4月に同検討会の最終報告書を取りまとめた。さらに、同年6月に開催した死因究明等推進会議において死因究明等推進計画の案を作成した後、死因究明等推進計画を開議決定した。 |
| | | ii | ○「死因究明等の推進に関する法律」失効後の政府における死因究明等に関する施策の推進体制について、平成26年9月、「当面の死因究明等施策の推進について」を開議決定した。 |
| | 内閣府 警察庁 | i | ○内閣府に死因究明等施策推進室を設置し、関係省庁との連絡会議を定期的に開催するなど、関係省庁間の緊密な連携・協力を図っている。また、関係省庁と連携して、関係機関・団体等に対し、地方の状況に応じた死因究明等施策の検討を目的とした、死因究明等推進協議会（仮称）設置への協力を依頼している。 |
| | | ii | ○都道府県医師会や日本医師会が主催する死体検案研修等において、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」の概要及び警察における死体取扱業務の流れの説明、特異事例の紹介等を行い、医師との連携強化を図った。 |
| | | iii | ○平成26年度に続き、27年度において、犯罪死の見逃し防止に資する取組の推進のため、検視支援装置の整備に係る経費（55百万円）を含め、適正な死体取扱業務の推進に係る経費（2,736百万円）を措置した。 |
| | 法務省 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、検察における司法解剖に伴う経費（236百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、検察における司法解剖に伴う経費（188百万円）を要求している。 |
| | 文部科学省 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、死因究明等を担う人材養成のための取組に係る経費（246百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成26年度に続き、27年度において、医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成のため、基礎研究医養成プログラム構築等（法医学を含む。）の教育改革を実施する大学の優れた取組への支援に係る経費（130百万円の内数）を措置した。 |
| | | iii | ○平成28年度において、死因究明等を担う人材養成のために必要な経費（130百万円の内数）を要求している。 |
| | 厚生労働省 | i | ○平成22年度から、異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行っている。26年度において、死亡時画像診断の有用性や効果に行なうための条件等を検証するため、小児死亡例の死亡時画像診断に対する財政支援を拡充した。 |
| | | ii | ○平成17年度から、検案業務に従事する機会の多い一般臨床医や警察医を対象に、検案能力向上を目的とする講習会を年1回開催している。更なる検案医の充実や能力向上を図るために、26年度から日本医師会に委託し研修内容の充実及び複数の開催を実施している。 |
| | | iii | ○平成22年度から、死亡時画像診断及び死体解剖の実施に必要な医療機器整備及び施設整備について財政支援を行っている。死亡時画像診断にかかるCTやMRIの整備のほか、26年度から、新たに死因究明に係る解剖の実施に必要な解剖台や薬物検査機器を補助対象とした。 |
| | | iv | ○平成23年度から、死亡時画像診断における放射線科医師の読影技術、診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るために研修を実施している。26年度において、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、その検証結果を踏まえ、検案医の参考となるマニュアルを作成することを予定している。 |
| | | v | ○平成25年度から、「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」において、歯科医療機関が電子カルテ等で保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化やその活用の在り方を検討している。26年度に策定した口腔状態標準データセットを検証するとともに、モデル事業を通じた検討内容の実証を進めている。 |
| | | vi | ○政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）に基づき、省庁業務継続計画の評価を実施するなど、中央省庁における業務継続体制の確保に向けた取組を推進している。 |
| ⑭ 災害時における対処能力の強化 | 内閣府 警察庁 | i | ○首都直下地震や南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害の発生に備え、全国警察において業務継続計画を策定・改正したほか、津波対策強化、原子力災害対策強化等のための防災業務計画の修正等の対策を推進した。 |
| | | ii | ○平成26年度に続き、27年度において、大規模災害発生時における対処能力を強化するため、災害警備用資機材の整備等に係る経費（58百万円）を措置した。 |
| | | iii | ○平成28年度において、大規模災害発生時における対処能力を強化するため、災害警備用資機材の整備等に係る経費（29百万円）を要求している。 |
| | 法務省 | i | ○（再掲：7-1-④-法-i）平成26年度に続き、27年度における治安関係施設等の整備・促進に係る経費の措置。 |
| | | ii | ○（再掲：7-1-④-法-ii）平成28年度における治安関係施設等の整備・促進に係る経費の要求。 |
| | | iii | ○平成26年度に続き、27年度において、検察における災害時対処能力の強化に係る経費（12百万円）を措置した。 |
| | | iv | ○平成28年度において、検察における災害時対処能力の強化に係る経費（12百万円）を要求している。 |
| | | v | ○平成26年度に続き、27年度において、災害時における出入国審査体制の強化のための経費（32百万円）を措置した。 |
| | | vi | ○平成28年度において、災害時における出入国審査体制の強化のための経費（32百万円）を要求している。 |

⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

| | | |
|-------|------|---|
| | vii | ◎平成26年度に続き、27年度において、被収容者の逃走防止を目的とした監視カメラ等の総合警備システム等を更新整備するための経費（703百万円）を措置した。 |
| | viii | ○平成28年度において、被収容者の逃走防止を目的とした監視カメラ等の総合警備システム等を更新整備するための経費（1,257百万円）を要求している。 |
| | ix | ◎平成26年度に続き、27年度において、矯正施設間及び矯正施設関係機関との連絡・情報共有体制を構築するための経費（76百万円）を措置した。 |
| | x | ○平成28年度において、矯正施設間及び矯正施設関係機関との連絡・情報共有体制を構築するための経費（76百万円）を要求している。 |
| | xi | ◎政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）に基づき、当省業務継続計画の見直しを実施した。 |
| 公安調査庁 | i | ◎大規模災害発生時における業務継続のため、緊急参集体制の見直しを図ったほか、通信インフラが崩壊した際の連絡体制の確保、強化のための衛星携帯電話の通信訓練を全国規模で実施した。 |
| | ii | ○当庁の基幹システムである情報システムについて、遠隔地に所在する地方官署にバックアップデータ保管用金庫を設置するなどして、同時被災によるバックアップデータ消失を回避するための体制を構築した。 |
| | iii | ○平成27年度において、大規模災害発生時の迅速な初動体制を確立するための経費（1百万円）を措置した。 |
| | iv | ○平成28年度において、大規模災害発生時の迅速な初動体制を確立するための経費（1百万円）を要求している。 |
| 海上保安庁 | i | ○政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）に基づき、当庁業務継続計画の見直しを実施するなど、大規模地震等発生時においても治安維持機能を確保するための取組を推進している。 |

(2) 証拠収集方法の拡充

| | | | |
|--------------------|-----|-------|---|
| ① 時代に即した新たな捜査手法の導入 | 警察庁 | i | ◎仮装身分捜査の導入に向け、米国や英国を始めとする諸外国における仮装身分捜査制度の在り方やその運用状況について、調査研究を行っている。平成27年3月、有識者等を招き、「組織犯罪対策のための秘匿・仮装を用いて行う警察活動」をテーマに警察政策フォーラムを開催した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、捜査手法の高度化の推進を図るとともに、取調べの高度化の推進を図るため、警察庁に捜査手法企画室の設置を要求している。 |
| | | iii | ○(再掲：5-(2)-(3)-警-xi) 平成28年度における重要犯罪等の検挙に向けた捜査力の強化のため、警察庁職員の増員の要求。 |
| | 法務省 | i | ○第189回通常国会において、取調べの録音・録画制度の導入や通信傍聴の合理化・効率化を含め、「証拠収集手段の適正化・多様化」及び「公判審理の充実化」を図るための「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を提出し、同法律案は、衆議院において一部修正の上で可決され、参議院において継続審議とされている。 |
| | | ii | ○(再掲：5-(1)-(1)-法-ii) 平成26年度に続き、27年度における刑事基本法制の整備に係る経費の措置。 |
| | | iii | ○(再掲：5-(1)-(1)-法-iii) 平成28年度における刑事基本法制の整備に係る経費の要求。 |
| ② 客観的な証拠収集方法の整備 | 警察庁 | i | ○平成26年度において、犯罪関連情報の更なる有効活用を図るとともに、各府省や民間企業への働き掛けにおける取りまとめ機能を強化するため、警察庁に「捜査支援分析管理官」を新設した。 |
| | | ii | ○科学警察研究所に置かれた法科学研修所において、各都道府県警察の鑑定技術職員を対象として、より高度なDNA型鑑定に関する知識及び技能の修得を目的とした研修を実施している。 |
| | | iii | ○平成26年度において、DNA型鑑定の的確な実施及びDNA型データベース拡充のため、警察庁職員の増員（20人）を措置した。 |
| | | iv | ○平成27年度において、DNA型鑑定の的確な実施及びDNA型データベース拡充のため、警察庁職員の増員（16人）を措置した。 |
| | | v | ○平成26年度に続き、27年度において、客観証拠重視の捜査のための基盤整備のため、DNA型鑑定基盤の強化に要する経費（4,228百万円）を措置した。 |
| | | vi | ○平成26年度に続き、27年度普通交付税において、DNA型鑑定人の業務負担を軽減し、DNA型鑑定のより効率的かつ的確な実施のため、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費を措置した。 |
| | | vii | ○平成28年度において、客観証拠重視の捜査のための基盤整備のため、DNA型鑑定の推進に要する経費（4,075百万円）を要求している。 |
| | | viii | ○平成28年度地方財政計画において、DNA型鑑定及び薬毒物鑑定の鑑定需要の増加に的確に対応するため、DNA型鑑定要員の増員（80人）並びに死体取扱業務に係る薬毒物鑑定及び指定薬物に係る薬物鑑定要員の増員（103人）を要求するとともに、DNA型鑑定人の業務負担を軽減し、DNA型鑑定のより効率的かつ的確な実施のため、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費（140百万円）を要求している。 |
| | | ix | ○平成26年度に続き、27年度において、映像という客観的証拠により、事故状況等を解明するため、「常時録画式交差点カメラ」の整備に係る経費（39百万円）を措置した。 |
| | | x | ○平成28年度において、映像という客観的証拠により、事故状況等を解明するため、「常時録画式交差点カメラ」の整備に係る経費（39百万円）を要求している。 |
| | | xi | ○平成26年度に続き、27年度において、科学的な交通事故事件捜査を推進するため、「3Dレーザースキヤナ及びデータ処理システム」の整備に係る経費（8百万円）を措置した。 |
| | | xii | ○平成28年度において、科学的な交通事故事件捜査を推進するため、「3Dレーザースキヤナ及びデータ処理システム」の整備に係る経費（10百万円）を要求している。 |
| | | x iii | ○平成27年度において、ひき逃げ事件等の犯罪捜査に防犯カメラ画像を効果的に活用するため「容疑車両検索システム」に係る経費（50百万円）を措置した。 |
| | | x iv | ○ひき逃げ事件等の犯罪捜査に防犯カメラ画像を効果的に活用するため「容疑車両検索システム」を構築中である。 |
| | | x v | ○(再掲：7-(1)-(3)-警-iii) 平成26年度における効率的な犯罪捜査に資する科学技術の研究開発等に係る経費及び小規模栽培・製造薬物の鑑定に係る新規手法の開発のための警察庁職員の増員の措置。 |
| | | x vi | ○(再掲：7-(1)-(3)-警-iv) 平成27年度における鑑定資機材の高度化を含め、効率的な犯罪捜査に資する科学技術の研究開発等に係る経費及び微細細天然物資料の地域的多様性に基づく鑑定の高度化のための警察庁職員の増員の措置。 |
| | | x vii | ○(再掲：7-(1)-(3)-警-v) 平成28年度における鑑定資機材の高度化を含む、効率的な犯罪捜査に資する科学技術の研究開発等に係る経費の要求。 |
| | 法務省 | i | ○平成26年度に続き、27年度において、検察における客観的な証拠収集方法の整備に係る経費（1,194百万円）を措置した。 |
| | | ii | ○平成28年度において、検察における客観的な証拠収集方法の整備に係る経費（1,363百万円）を要求している。 |

| | | | |
|-------------------------|-----|--------|---|
| ③ 犯罪の取締りのための情報技術解析体制の強化 | 警察庁 | i | ◎平成26年1月、国内捜査関係機関が参加するデジタルフォレンジック連絡会の開催等を通じて情報共有を図るなど、関係機関等との連携強化に努めた。 |
| | | ii | ◎平成27年2月、国内捜査関係機関が参加するデジタルフォレンジック連絡会の開催等を通じて情報共有を図るなど、関係機関等との連携強化に努めた。 |
| | | iii | ○(再掲: 2-(5)-(3)-警-vii) 平成28年度におけるインターネット上におけるテロ等関連情報を組織的・体系的に収集し分析するためのインターネット・オシントセンター(仮称)の設置に係る経費の要求。 |
| | | iv | ○(再掲: 2-(1)-(2)-警-ix) 平成28年度における国際テロ対策の強化のための警察庁職員の増員の要求。 |
| | | v | ◎平成25年に続き、26年12月、アジア大洋州地域の治安機関が情報技術の解析に係る知識・経験等を共有し、円滑な情報交換を推進するため、「アジア大洋州地域サイバー犯罪検討会議」を開催した。 |
| | | vi | ○平成28年度において、「アジア大洋州地域サイバー犯罪検討会議」の開催に係る経費(5百万円)を要求している。 |
| | | vii | ◎平成26年度において、複雑巧妙化する不正プログラム等の情報技術解析を実施する組織として情報技術解析課に「高度情報技術解析センター」を新設した。 |
| | | viii | ◎平成26年度において、コンピュータ・ウイルス利用犯罪に対する解析体制の強化のため、警察庁職員の増員(16人)を措置した。 |
| | | ix | ○(再掲: 1-(2)-(1)-警-v) 「サイバーセキュリティ研究・研修センター」の設置。 |
| | | x | ○(再掲: 1-(1)-(3)-警-ix) 平成28年度におけるサイバー空間の脅威への対処能力の強化のため、警察庁職員の増員を要求。 |
| | | xi | ○(再掲: 1-(2)-(1)-警-vii) 平成28年度における「サイバーセキュリティ研究・研修センター」におけるサイバー犯罪等の対処能力強化のための実践的実習環境の整備に要する経費の要求。 |
| | | xii | ◎平成26年度において、サイバーアンテリジエンス対策技術支援体制強化のため、警察庁職員の増員(23人)を措置した。 |
| | | x iii | ○「FIRST」(Forum of Incident Response and Security Teams)の技術会合等に出席し、参加機関との情報共有等を実施している。 |
| | | x iv | ◎平成26年度に続き、27年度において、高度化・複雑化する犯罪に適切に対処するため、デジタルフォレンジック用資機材の増強等に係る経費(363百万円)を措置した。 |
| | | x v | ○平成28年度において、高度化・複雑化する犯罪に適切に対処するため、デジタルフォレンジック用資機材の増強等に係る経費(537百万円)を要求している。 |
| | | x vi | ◎平成26年度に続き、27年度において、「アジア大洋州地域情報技術専門家国際会議」の開催に係る経費(5百万円)を措置した。 |
| | | x vii | ◎平成26年度に続き、27年度において、サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRSTへの参加等に係る経費(1百万円)を措置した。 |
| | | x viii | ○平成28年度において、サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRSTへの参加等に係る経費(1百万円)を要求している。 |
| | | x ix | ○平成26年度に続き、27年度において、サイバーテロ・サイバーアンテリジエンスの未然防止及び被害拡大防止のため、サイバーテロ対策用資機材の増強等に係る経費(688百万円)を措置した。 |
| | | x x | ○平成28年度において、サイバーテロ・サイバーアンテリジエンスの未然防止及び被害拡大防止のため、サイバーテロ対策用資機材の増強等に係る経費(459百万円)を要求している。 |
| | | x xi | ○平成27年度において、アプリケーションの多様化・複雑化に対応するため、警察庁職員の増員(6人)を措置した。 |
| | | x x ii | ○(再掲: 1-(1)-(6)-警-iii) 平成27年度における深刻化するコンピュータ・ウイルスによるサイバー犯罪への対処能力強化及びコンピュータ・ウイルスの効率的な解析手法の確立に向けた研究体制強化のための警察庁職員の増員の措置。 |
| | 法務省 | i | ○(再掲: 1-(2)-(1)-法-ii) 捜査上必要とされる知識と技能を習得できる研修の実施。 |
| | | ii | ○(再掲: 1-(2)-(1)-法-iii) 平成26年度に続き、27年度におけるサイバー犯罪対策の推進に係る経費の措置。 |
| | | iii | ○(再掲: 1-(2)-(1)-法-iv) 平成28年度におけるサイバー犯罪対策の推進に係る経費の要求。 |

(3) 犯罪の追跡可能性の確保

| | | | |
|---------------------------------------|------------|---|--|
| ① 携帯電話のGPS位置情報に係る捜査の実効性の確保 | 警察庁 | i | ◎携帯電話のGPS機能を利用した位置情報の取得について、現状や問題点等を総務省及び携帯電話事業者と協議し、捜査の実効性が確保されるような仕組みの構築に向けた取組を推進している。 |
| | 総務省 | i | ◎携帯電話のGPS機能を利用した位置情報の取得について、捜査の実効性確保の要請を踏まえ、総務省の研究会において検討を行い、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正を行った。 |
| ② 情報分析支援システムの高度化 | 警察庁 | i | ○第一線の各都道府県警察を対象とした情報分析支援システムの機能等に係る要望調査を行うなど、被疑者の迅速な検挙に向けた、より高度な情報分析を可能とするシステムの構築のための検討を進めている。 |
| ③ 通信履歴(ログ)の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討【再掲】 | 警察庁 総務省 | i | ○(再掲: 1-(4)-(1)-警-i) 警察庁と総務省での情報交換を含めた協議、総務省の研究会での検討及びガイドライン解説の改正の実施。 |
| ④ データ通信カード契約時等における本人確認徹底の要請【再掲】 | 警察庁 法務省 | i | ○(再掲: 1-(4)-(1)-法-i) 買受け検査の活用。 ○(再掲: 1-(4)-(1)-法-i) 電気通信事業者、金融機関等の事業者に対する捜査関係事項照会等への迅速かつ確かな対応の要請。 |
| | 警察庁 | i | ○(再掲: 1-(4)-(3)-警-i) データ通信カード契約時における公的書類による本人確認の実施の要請。 |
| | 総務省 | i | ○(再掲: 1-(4)-(3)-警-ii) インターネットカフェ利用者へ本人確認の徹底の要請。 ○(再掲: 1-(4)-(3)-総-i) データ通信カード契約時における本人確認のあり方に関する関係事業者における具体的な取組の促進。 |